

○内閣府令第 号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）及び安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ

るその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分  
が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前  
欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に  
これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>目次</p> <p>「第一章・第二章 略」</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条—第二十条の二）</p> <p>「第四章～第六章 略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「電子決済手段」、「物品等」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、電子決済手段、物品等、認定資金決済事業者協会、信託会社等、銀行等又は破産手続開始の申立て等という。</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」、「高額電子移転可能型前払式支払手段」、「前払式支払手段記録口座」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>目次</p> <p>「第一章・第二章 同上」</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条—第二十条）</p> <p>「第四章～第六章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等という。</p> <p>2 この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「基準日」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、基準日、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。</p>

者、高額電子移転可能型前払式支払手段、前払式支払手段記録口座又は基準期間をいう。

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券等 法第三条第一項第一号に規定する証券等をいう。

二 番号等 番号、記号その他の符号をいう。

三 基準日 法第三条第二項に規定する基準日をいう。

四 残高譲渡型前払式支払手段 前払式支払手段のうち、利用者の指図に基づき、発行者が電子情報処理組織を用いて一般前払式支払手段記録口座における未使用残高（法第三条第八項第一号に規定する未使用残高をいう。第四条第二号、第十九条第一項及び第二十二条第二項第三号を除き、以下同じ。）の減少及び増加の記録をする方法その他の方法により、発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転をすることができるものをいう。

五 番号通知型前払式支払手段 前払式支払手段のうち、電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であつて、当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者としての保有者としてその未使用残高を一般前払式支払手段記録口座に記録するものをいう。

六 一般前払式支払手段記録口座 前払式支払手段記録口座その他の前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座（第五条の三第二項に定める要件

3 この府令において「加算型前払式支払手段」とは、前払式支払手段のうち電磁的方法（法第三条第一項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われるものをいう。



を満たすものに限る。)をいう。

七 加算型前払式支払手段 前払式支払手段のうち、電磁的方法

(法第三条第一項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により金額(金額を度その他の単位により換算して表示している)と認められる場合の当該単位数を含む。)又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われるものをいう。

(外国通貨の換算)

第二条 法(第二章に限る。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第二章に限る。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第五条の第二項第二号、第二十八条第四号、第三十五条第五号イ、第三十六条第二項第六号、第五十四条第一項及び第五十五条を除き、以下同じ。)に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額)

第三条 法第三条第二項第二号及び第八項第一号に規定する給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額は、利用者に対し当該数量の物品等を給付し、又は当

(外国通貨の換算)

第二条 法(第二章に限る。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第二章に限る。)又はこの府令の規定により金融庁長官(令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号、第三十六条、第五十四条及び第五十五条を除き、以下同じ。)に提出する書類中、外国通貨をもって金額を示すものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(物品又は役務の数量を金銭に換算した金額)

第三条 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段を使用することによって給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額は、利用者に対し当該数量の物品を

該数量の役務を提供した場合に、当該利用者からその代価として通常取得すべき金額とする。

2 前項の規定は、次条、第十九条、第四十条、第四十一条及び第四十八条の規定において物品等又は役務の数量を金銭に換算する場合について準用する。

(基準日未使用残高の額)

第四条 基準日未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる回収額を控除した額とする。

一 「略」

二 当該直近基準日以前に発行した全ての前払式支払手段の当該直近基準日までにおける回収額（次に掲げる金額の合計額をいう。）

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品等）又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品等）又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の

給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該利用者からその代価として通常取得すべき金額とする。

2 前項の規定は、次条、第十九条、第四十条、第四十一条及び第四十八条の規定において物品等又は役務の数量を金銭に換算する場合について準用する。

(基準日未使用残高の額)

第四条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量（当該前払式支払手段に係る有効期限の到来その他の理由により請求されなくなった物品等）又は役務の数量、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高（給付又は提供を請求することができる物品等）又は役務の数量をいう。ロにおいて同じ。）及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に

手続に係るものに限る。)の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。)を当該直近基準日において金銭に換算した金額

(電磁的方法により金額等を記録している前払式支払手段の支払可能金額等)

第五条 前払式支払手段のうち電磁的方法により金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この条において同じ。)又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段に係る支払可能金額等は、記録される当該金額又は当該数量の上限とする。

(高額電子移転可能型前払式支払手段)

第五条の二 法第三条第八項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

- 一 残高譲渡型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。)である場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
  - イ 移転が可能な一件当たりの未使用残高の額が十万円を超えるものであること。
  - ロ 移転が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

二 番号通知型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残

係るものに限る。)の未使用残高を含む。第十九条、第四十条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において同じ。)を当該直近基準日において金銭に換算した金額

(電磁的方法により金額等を記録している前払式支払手段の支払可能金額等)

第五条 前払式支払手段のうち電磁的方法により金額(金額を度その他の単位に換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この条において同じ。)又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段に係る支払可能金額等は、記録される当該金額又は当該数量の上限とする。

〔条を加える。〕

高の記録の加算が行われるものに限る。)である場合(残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるものである場合を除く。)において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 前払式支払手段記録口座に記録が可能な一件当たりの未使用残高(当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。ロにおいて同じ。)の額が十万円を超えるものであること。

ロ 前払式支払手段記録口座に記録が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

## 2

法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三者型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る。)のうち、その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 その記録が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

二 登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第五項に規定する登録商標をいい、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものに限る。)の使用(同条第三項に規定する使用をいう。)をする権利を有する発行者により当該登録商標が付されているものであること。

三 前号の登録商標に係る標識の掲示その他の表示をしている加盟店（法第十条第一項第四号に規定する加盟店をいう。第十六条第十一号及び第四十一条第三項において同じ。）において前号の権利に関して代価の弁済に充てることが又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること。

四 当該第三者型前払式支払手段に係る証票等がなくても、代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能であること。

（前払式支払手段記録口座）

第五条の三 法第三条第九項に規定する内閣府令で定める額は、三十万円（利用者による前払式支払手段の使用の取消しその他の前払式支払手段発行者の責めに帰することができない事由により三十万円を超える未使用残高が記録されることとなる場合にあつては、三十万円にその超える部分の未使用残高を加えた額）とする。

2 法第三条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、当該口座に前払式支払手段の内容が記録されることにより、当該前払式支払手段を代価の弁済のために使用すること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能となることとする。

（変更の届出）

「条を加える。」

（変更の届出）

第十二条 第九条の規定による届出書を提出した自家型発行者は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 氏名、商号又は名称を変更した場合 法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 「略」

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合 法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔四〇八 略〕

2 「略」

（登録の拒否）

第十九条 令第五条第一項第二号ニに規定する未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ 「略」

第十二条 「同上」

一 氏名、商号又は名称を変更した場合 法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

二 「同上」

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合 法人にあつては、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

〔四〇八 同上〕

2 「同上」

（登録の拒否）

第十九条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段にあっては発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品等又は役務の数量を含む。）を金銭に換算した額

二 イ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を金銭に換算した額

〔2・3 略〕

（変更の届出）

第二十条 第三者型発行者は、法第十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第七号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔四〇九 略〕

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段にあっては発行時において給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品又は役務の数量を含む。）を金銭に換算した額

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を金銭に換算した額

〔2・3 同上〕

（変更の届出）

第二十条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 営業所又は事務所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第七号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

〔四〇九 同上〕

(業務実施計画の届出)

第二十條の二 前払式支払手段発行者は、法第十一条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号の二により作成した届出書に、別紙様式第十一号の三により作成した業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

二 第二十三條の三第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

三 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

四 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、当該業務に関し当該高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他

〔条を加える。〕



の対応に関する方針

五 その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

3 前払式支払手段発行者は、法第十一条の第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号の四により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

(情報の提供の方法)

第二十一条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を含む。）に表示する方法により、利用者に提供しなければならない。

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、発行する前払式支払手段について、その使用の開始前に前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器に当該前払式支払手段発行者から提供を受ける番号等を入力することその他の当該前払式支払手段を使用するための当該電子機

(情報の提供の方法)

第二十一条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証券等（法第三条第一項第一号に規定する証券等をいう。以下同じ。）又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を含む。）に表示する方法により、利用者に提供しなければならない。

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、発行する前払式支払手段が前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器（証券等の使用の開始前に、又は証券等の使用に際して、当該電子機器と接続される場合における当該証券等を含む。）を提示して使用されるものである場

器の操作が必要である場合には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、前項各号に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供することができる。

4 「略」

(情報提供する事項等)

第二十二条 「略」

2 法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 「略」

3 「略」

4 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により法第十三条第一項の規定による情報の提供をする加算型前払式支払

合には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、前項各号に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供することができる。

4 「同上」

(情報提供する事項等)

第二十二条 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品等若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量をいう。第二十三条の三第一号において同じ。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 「同上」

3 「同上」

4 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により法第十三条第一項の規定による情報の提供をする加算型前払式支払

手段を除く。)について金額又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に同項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

(その他利用者保護を図るための措置等)

### 第二十三条の二 「略」

- 2 加算型前払式支払手段について金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。)又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に前項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

### 3 「略」

- 23条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 1 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合には、移転が可能な未使用残高の上限額の設定、移転の状況を監視するた

手段を除く。)について金額又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に同項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

(その他利用者保護を図るための措置等)

### 第二十三条の二 「同上」

- 2 加算型前払式支払手段について金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。)又は物品等若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、前払式支払手段発行者が当該加算型前払式支払手段について既に前項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

### 3 「同上」

- 23条の三 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 1 前払式支払手段(その保有者の指図を受けて、その未使用残高の全部又は一部を前払式支払手段発行者がその使用に係る電

めの体制の整備その他の当該残高譲渡型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

二 次に掲げる前払式支払手段を発行する場合にあつては、一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額の設定、不適切な移転を防止するための体制の整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

イ 番号通知型前払式支払手段

ロ 第三者型前払式支払手段のうち、その未使用残高が一般前払式支払手段記録口座に記録されるものであつて、第五条の二第二項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる要件の全てに該当するもの

三 電子決済手段に該当する前払式支払手段を発行しないための適切な措置

四 「略」

（発行保証金信託契約の内容）

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

子情報処理組織を用いる方法その他の方法により当該保有者から他の利用者に移転することができるものに限る。）を発行する場合にあつては、移転することができる未使用残高の上限の設定、未使用残高の移転の状況を監視するための体制の整備その他の当該前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

「号を加える。」

「号を加える。」

二 「同上」

（発行保証金信託契約の内容）

第三十五条 「同上」

「一・二 同上」

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 破産手続開始の申立て等が行われたとき。

〔二〇〇 略〕

〔四〇十三 略〕

(発行保証金の取戻し)

第四十条 令第九条第一項第三号に規定する権利の実行の手続が終了した日における未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 〔略〕

二 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 〔略〕

ロ 直近基準日の翌日から手続終了日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該手続終了日において金銭に換算した額

2 令第九条第二項第一号に規定する払戻しの手続が終了した日における未使用残高は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 〔略〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 破産手続開始の申立て等（法第二十条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

〔二〇〇 同上〕

〔四〇十三 同上〕

(発行保証金の取戻し)

第四十条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 直近基準日の翌日から手続終了日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該手続終了日において金銭に換算した額

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 イ及びロに掲げる額の合計額

イ 「略」

ロ 直近基準日の翌日から払戻終了日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該払戻終了日において金銭に換算した額

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 「略」

二 払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 「略」

ロ 直近基準日の翌日から払戻基準日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該払戻基準日において金銭に換算した額

〔2・3 略〕

4 前払式支払手段発行者は、物品等の給付又は役務の提供が当該前払式支払手段発行者又は当該前払式支払手段発行者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、前項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近基準日の翌日から払戻終了日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品又は役務の数量を当該払戻終了日において金銭に換算した額

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近基準日の翌日から払戻基準日までに法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該払戻基準日において金銭に換算した額

〔2・3 同上〕

4 前払式支払手段発行者は、物品の給付又は役務の提供が当該前払式支払手段発行者又は当該前払式支払手段発行者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、前項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の

の利用者に対して提供する第二十一条第二項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

〔5・6 略〕

7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、次に掲げる事項を記載した別紙様式第十九号による報告書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一〇四 略〕

五 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額

〔六・七 略〕

8 〔略〕

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第四十六条 法第二十二條に規定する前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 〔略〕

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段に係る物品等

利用者に対して提供する第二十一条第二項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

〔5・6 同上〕

7 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高(代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第七号において同じ。)の総額

〔六・七 同上〕

8 〔同上〕

(業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第四十六条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段に係る物品又

又は役務の一単位当たりの通常提供価格を記載した日記帳

三 「略」

- 2 前項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの発行量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において代価の弁済に充てることができる金額（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された金額（金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額）を含む。）を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品等又は役務の数量を含む。）を合計した数値とする。

- 3 第一項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの回収量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てられた金額を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつては当該前払式支払手段の使用によって請求した物品等又は役務の数量を合計した数値とする。

〔4・5 略〕

（基準期間における発行額及び回収額）

第四十八条 法第二十三条第一項第一号に規定する基準期間において発行した前払式支払手段の発行額は、次に掲げる額の合計額と

は役務の一単位当たりの通常提供価格を記載した日記帳

三 「同上」

- 2 前項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの発行量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において代価の弁済に充てることができる金額（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された金額（金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額）を含む。）を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつてはその発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量（その発行後に加算型前払式支払手段に加算された物品等又は役務の数量を含む。）を合計した数値とする。

- 3 第一項第一号の前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類ごとの回収量とは、これらの種類ごとに、法第三条第一項第一号に掲げる前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てられた金額を、同項第二号に掲げる前払式支払手段にあつては当該前払式支払手段の使用によって請求した物品等又は役務の数量を合計した数値とする。

〔4・5 同上〕

（基準期間における発行額及び回収額）

第四十八条 「同上」



する。

一 当該基準期間において発行された全ての前払式支払手段の価額（次のイ及びロに掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該イ及びロに定める額をいう。）の合計額

イ 「略」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

二 当該基準期間において加算型前払式支払手段に加算された金額（金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額）及び加算された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額の合計額

2 次条第三号に規定する基準期間における前払式支払手段の回収額は、当該基準期間における全ての前払式支払手段の価額（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に応じ当該各号に定める額をいう。）の合計額とする。

一 「略」

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 当該前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

（經由官庁）

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 発行時において給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

二 当該基準期間において加算型前払式支払手段に加算された金額（金額を度その他の単位により換算していると認められる場合にあつては、当該単位数を金銭に換算した金額）及び加算された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額の合計額

2 「同上」

一 「同上」

二 法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段 当該前払式支払手段の使用により請求された物品等又は役務の数量を当該基準期間の末日において金銭に換算した金額

（經由官庁）

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「届出書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

2 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（届出書等の認定資金決済事業者協会の經由）

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

第五十四条 前払式支払手段発行者は、第九条に規定する届出書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「届出書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

2 前払式支払手段発行者は、届出書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（届出書等の認定資金決済事業者協会の經由）

第五十五条 前払式支払手段発行者は、届出書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

別紙様式第 1 号 (第 9 条関係)

(日本産業規格 A 4)

〔(第 1 面) ~ (第 3 面) 略〕  
(第 4 面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無
電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額			移転可能額の上限等
種類	名称				

別紙様式第 1 号 (第 9 条関係)

(日本産業規格 A 4)

〔(第 1 面) ~ (第 3 面) 同左〕  
(第 4 面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用できる期間又は期限	移転可能額の上限
(記載上の注意)					

(記載上の注意)

1. 2. 略

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段又は番号通知型前払式支払手段をいう。

5. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

① 残高譲渡型前払式支払手段

② 番号通知型前払式支払手段

6. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に及び、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。

① 残高譲渡型前払式支払手段

(i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額

(ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額

② 番号通知型前払式支払手段

(i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高 (当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。(ii) において同じ。) の額

(ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額

7. 略

〔(第5面)～(第9面) 略〕

1. 2. 同左

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高 (法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることのできる金額をいひ、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいふ。) の上限を記載すること。

〔加える。〕

〔加える。〕

5. 同左

〔(第5面)～(第9面) 同左〕

別紙様式第3号 (第14条関係)

(日本産業規格A4)

〔(第1面)～(第3面) 略〕  
(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式 支払手 段の仕 様等	前払式 支払手 段の名 称	発行価 格	支払可 能金額 等	使用範 囲等	使用で きる期 間又は 期限	電子移 転可能 型前払 式支払 手段の 該当の 有無
電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額				移転可能額の上限等
種類	名称					

別紙様式第3号 (第14条関係)

(日本産業規格A4)

〔(第1面)～(第3面) 同左〕  
(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式 支払手 段の仕 様等	前払式 支払手 段の名 称	発行価 格	支払可 能金額 等	使用範 囲等	使用で きる期 間又は 期限	移転可 能額の 上限
(記載上の注意)						

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

4. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

5. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。

6. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段
- ② 番号通知型前払式支払手段

③ 第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段

7. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に及び、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段

(i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額

(ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額

- ② 番号通知型前払式支払手段

(i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高 (当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者とその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。 (ii) において同じ。) の額

(ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額

- ③ 第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段

(i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額

(ii) 第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充て

[1. ～ 3. 同左]

4. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

5. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高 (法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。) の上限を記載すること。

[加える。]

[加える。]

ること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求すること  
が可能な1月間の未使用残高の総額

8. [略]

〔(第5面)～(第10面) 略〕

別紙様式第11号の2 (第20条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

代表者の

役職氏名

業務実施計画の届出書

資金決済に関する法律第11条の2第1項の規定に基づき、業務実施計画  
を届け出ます。

(記載上の注意)

法第8条第1項の登録申請書又は法第11条第1項の規定による届出  
書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書  
類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代  
表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は  
当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第11号の3 (第20条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

6. [同左]

〔(第5面)～(第10面) 同左〕

[様式を加える。]

[様式を加える。]

業務実施計画

(第1面)

1. 商号又は名称	
2. 高額電子移転可能型前払式支払手段の名称	
3. 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額	円
4. 高額電子移転可能型前払式支払手段の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 残高譲渡型前払式支払手段</li> <li>② 番号通知型前払式支払手段</li> <li>③ 第5条の2第2項に定める前払式支払手段</li> </ul>
5. ①残高譲渡型前払式支払手段 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額	円
6. ①残高譲渡型前払式支払手段 移転が可能な1月間の未使用残高の総額	円



7. (2)番号通知型前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額	( 円) 円)
8. (2)番号通知型前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額	( 円) 円)
9. (3)第5条の2第2項に定める前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額	円
10. (3)第5条の2第2項に定める前払式支払手段) 第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくはは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額	円

(記載上の注意)

1. 「高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額」に関する参考書類として、第16条第7号に掲げる書類を添付すること。
2. 「高額電子移転可能型前払式支払手段の種類」は、発行する高額電子移転可能型前払式支払手段の種類番号を○で囲むこと。

3. 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合には、①残高譲渡型前払式支払手段に係る額は、移転に当たり移転元の前払式支払手段記録口座から減少する額を記載すること。
4. 第5条の2第1項第2号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合には、それに係る額を②番号通知型前払式支払手段に係る額の( )書きに記載すること。
5. 発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第1面の次に添付すること。

(第2面)

11. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

<p>(2) システムの設置場所及びデータの保管場所</p> <p>・システムの設置場所</p> <p>・バックアップシステムの有無及び設置場所</p> <p>・バックアップデータの保管の有無及び保管場所</p>
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「システムの概要」は、前払式支払手段発行者が管理する各システム（取引システム、顧客管理システム及び社内システム等）の關係性と、連携先（銀行、クレジットカード会社及び加盟店等）との接続關係の概要についても記載すること。</p> <p>2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。</p>

る。

3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

4. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(第3面)

12. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理 (管理体制)

--

(2) 取引時確認の措置

--

(記載上の注意)

1. 「経営管理 (管理体制) 」は、取引時確認等の措置並びにマネー  
・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制 (部署又は役職等) について記載すること。

2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。

3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

4. 記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。

5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びファイナルリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を添付すること。

(第4面)

13. 第23条の3第1号及び第2号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

(1) 防止すべき不適切な利用の種類

--

(2) 前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

--

(3) 不適切な利用が疑われる取引を検知するための体制

(4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認を実施するための体制

(記載上の注意)

1. 「防止すべき不適切な利用の種類」は、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用される場合など、想定される前払式支払手段の不適切な利用について記載すること。
2. 「前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置」は、次の措置について、具体的に記載すること。
  - ① 移転や前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額の設定など、不適切な利用を防止するための適切かつ有効な未然防止策
  - ② その他前払式支払手段の不適切な利用を防止するための措置
3. 第5条の2第1項第2号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合であっても、第23条の3第2号に掲げる措置を記載する必要があることに留意すること。
4. 発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。

5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

6. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第5面)

14. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

(記載上の注意)

1. 次の内容を記載すること。

① 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償の有無

② ①の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容

③ ①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容

④ ①から③までの内容を実施するための体制

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

3. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第6面)

15. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあつては、当該業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針

(記載上の注意)

1. 次の内容を記載すること。

- ① 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償の有無
  - ② ①の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
  - ③ ①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容
  - ④ ①から③までの内容を実施するための体制
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第6面の次に添付すること。
  3. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。  
(第7面)

16. その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

(記載上の注意)

必要に応じて、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。



別紙様式第 11 号の 4 (第 20 条の 2 第 3 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

代表者の

役職氏名

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第 11 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

記

1. 変更に係る事項

変更年月日	変 更 後	変 更 前

2. 変更の理由

(記載上の注意)

1. 法第 8 条第 1 項の登録申請書又は法第 11 条第 1 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間

[様式を加える。]

- 、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  3. 別紙様式第11号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第19号 (第41条第7項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

【表略】

(記載上の注意)

【1. ～5. 略】

6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。

別紙様式第21号 (第42条第2項関係)

別紙様式第19号 (第41条第7項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) -

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項の規定により報告します。

記

【同左】

(記載上の注意)

【1. ～5. 同左】

6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。

別紙様式第21号 (第42条第2項関係)

(日本産業規格 A4)  
年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第42条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[1. ～4. 略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 「全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況」の「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。前払式支払手段の名称ごとに未使用残高を記載し、その記載した未使用残高の算出に係る参考書類を添付すること。

[4. ～6. 略]

別紙様式第23号 (第47条第1項関係)

(日本産業規格 A4)  
(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(日本産業規格 A4)  
年 月 日

財務 (支) 局長 殿

申請者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第42条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[1. ～4. 同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

3. 「全ての前払式支払手段に係る未使用残高の状況」の「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。前払式支払手段の名称ごとに未使用残高を記載し、その記載した未使用残高の算出に係る参考書類を添付すること。

[4. ～6. 同左]

別紙様式第23号 (第47条第1項関係)

(日本産業規格 A4)  
(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

※登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住所

電話番号 ( ) ー

商号  
又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～ 4. 略]

5. 物品等又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される前払式支払手段について、基準期間の末日における役務等の提供価格に変動があつた場合は洗い替えを行うこと。

[6. ・ 7. 略]

[ (第2面) ・ (第3面) 略 ]

別紙様式第 26 号 (第 51 条関係)

(日本産業規格 A 4)

[ (第 1 面) ～ (第 3 面) 略 ]

(第 4 面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等	電子移転 可能型前 払式支払 手段の該 当の有無
前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称
発行価格	支払可能金額等
使用できる期間又は期限	前払式支払手段の仕様等

(郵便番号 ー )

住所

電話番号 ( ) ー

商号  
又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行に関する報告書

1. 発行等の概要

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～ 4. 同左]

5. 物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される前払式支払手段について、基準期間の末日における役務等の提供価格に変動があつた場合は洗い替えを行うこと。

[6. ・ 7. 同左]

[ (第2面) ・ (第3面) 同左 ]

別紙様式第 26 号 (第 51 条関係)

(日本産業規格 A 4)

[ (第 1 面) ～ (第 3 面) 同左 ]

(第 4 面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等	移転可能 額の上 限
前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称
発行価格	支払可能金額等
使用できる期間又は期限	前払式支払手段の仕様等

電子移転可能型前払式支払手段の種類等	種類	一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等	
	名称			

(記載上の注意)

【1.・2. 略】

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段又は番号通知型前払式支払手段をいう。

5. 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。

- ① 残高譲渡型前払式支払手段
- ② 番号通知型前払式支払手段

--	--	--	--	--

(記載上の注意)

【1.・2. 同左】

3. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。

4. 「移転可能額の上限」は、第23条の3第1号に規定する前払式支払手段を発行している場合に、移転することができる未使用残高（法第3条第1項第1号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることのできる金額をいい、同項第2号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）の上限を記載すること。  
 [加える。]

<p>6. 「移転可能額の上限等」は、次の種類に及び、それぞれ (i) 及び (ii) の事項を記載すること。</p> <p>① 残高譲渡型前払式支払手段</p> <p>(i) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額</p> <p>(ii) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額</p> <p>② 番号通知型前払式支払手段</p> <p>(i) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高 (当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。(ii) において同じ。) の額</p> <p>(ii) 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額</p> <p>7. [略]</p>	<p>[加える。]</p> <p>5. [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

[ (第5面) ~ (第9面) 略 ]

[ (第5面) ~ (第9面) 同左 ]

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第二条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「外国資金移動業者」、「電子決済手段」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、外国資金移動業者、電子決済手段、特定信託受益権、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等、特定信託為替取引、銀行等又は破産手続開始の申立て等をいう。</p> <p>2 この府令において「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」、「第三種資金移動業」又は「特定資金移動業」とは、それぞれ法第三十六条の二に規定する第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業をいう。</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 取締役等 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者又は外国信託会社（信託業法（平成十六年法律</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「外国資金移動業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、外国資金移動業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 この府令において「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」又は「第三種資金移動業」とは、それぞれ法第三十六条の二に規定する第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業をいう。</p> <p>「項を加える。」</p>



第百五十四号) 第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。  
以下同じ。) にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者) をいう。

二 資金移動業関係業者 資金移動業者(法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。以下「資金移動業者等」という。)、外国資金移動業者、電子決済手段等取引業者(法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。)、外国電子決済手段等取引業者又は信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。

(特定信託会社名簿のその他の記載事項)

**第三条の二** 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、第三条の六第三項各号に掲げる事項とする。

(特定信託会社があらかじめ届け出ることを要する変更)

**第三条の三** 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 発行する特定信託受益権(特定信託為替取引に係るものに限る。以下同じ。)の変更
- 二 特定信託口座(特定信託会社が発行する特定信託受益

「条を加える。」

「条を加える。」

権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。次条第二号及び第三十三条第一項第十一号口において同じ。）に関する次に掲げる事項の変更

イ 当該特定信託口座のある銀行等の商号又は名称

ロ 当該特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

ハ 当該特定信託口座の名義

ニ 当該特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項

(特定信託会社が提出すべき報告書の添付書類)

第三条の四 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用

する法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日（第三十五条の二第一項第二号ホに規定する報告基準日をいう。）における特定信託口座に係る残高証明書

「条を加える。」

（特定資金移動業の廃止等に伴う債務の履行の完了が不要な場合）

第三条の五 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、特定信託会社が事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により特定資金移動業の全部を他の特定信託会社に承継させた場合又は新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。）が就任した場合とする。

（特定信託会社による特定資金移動業に係る届出）

第三条の六 法第三十七条の二第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社は、別紙様式第一号（外国信託会社にあつては、別紙様式第一号の二）により作成した届出書に、同項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の前日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一 別紙様式第一号の三により作成した法第四十条第一項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面

二 取締役等の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との

「条を加える。」

「条を加える。」

---

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて前項の規定による届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 別紙様式第一号の四又は別紙様式第一号の五により作成した取締役等の履歴書又は沿革

五 別紙様式第一号の六により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

六 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

七 会計監査人設置会社である場合にあつては、届出の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

八 事業開始後三事業年度における特定資金移動業に係る収支の

---

---

見込みを記載した書面

九 特定資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。第六条第十一号において同じ。）

十 特定資金移動業を管理する責任者の履歴書

十一 特定資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第六条第十三号及び第三十二条において同じ。）

十二 特定資金移動業の利用者と特定信託為替取引を行う際に使用する契約書類

十三 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書

十四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定特定資金移動業務紛争解決機関（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定特定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定特定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定特定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 法

---

第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十五 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 特定資金移動業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国信託会社にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 外国信託会社にあつては、国内における代表者の氏名

七 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第十条第三項第八号において同じ。）以外の事業を行っているときは、その事業の種類

九 特定資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

十 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ、議決権を行使することができない）が、株式会社について議決権を有するものとみなされる株式について議決権を有するもの）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下この章において同じ。）の氏名、商号又は名称

十一 加入する認定資金決済事業者協会（資金移動業者等をその会員（法第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称

（特定信託受益権についての償還を要しない場合）

第三条の七 法第三十七条の二第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該特定信託会社が遅滞なく当該特定信託受益権をその履行等金額（法第二条第七項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。第三十三条第一項第十一号イにおいて同じ。）と同額で買い取る場合とする。

（登録の申請）

第四条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第二号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二号の二）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔条を加える。〕

（登録の申請）

第四条 法第三十七条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二号）により作成した法第三十八条第一項の登録申請書に、同条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第五条 法第三十八条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 資金移動業(特定資金移動業を除く。以下同じ。)の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先
- 二 主要株主の氏名、商号又は名称

三 「略」

(登録申請書の添付書類)

第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。

- 一 「略」
- 二 取締役等の住民票の抄本(当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する

(登録申請書のその他の記載事項)

第五条 「同上」

- 一 資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

二 主要株主(総株主の議決権(株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。第十条第二項第七号において同じ。)の氏名、商号又は名称

三 「同上」

(登録申請書の添付書類)

第六条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 取締役等(法第四十条第一項第十号に規定する取締役等を含む。以下同じ。)の住民票の抄本(当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本



特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 取締役等の旧氏及び名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 取締役等が法第四十条第一項第十一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革

六 「略」

七 外国資金移動業者である場合にあつては、外国の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者であることを証する書面

〔八〕十 略

十一 資金移動業に関する組織図

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 取締役等が法第四十条第一項第十号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

五 別紙様式第五号又は第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革

六 「同上」

七 外国資金移動業者である場合にあつては、外国の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて為替取引を業として営む者であることを証する書面

〔八〕十 同上

十一 資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十二 「略」

十三 資金移動業に関する社内規則等

〔十四・十五 略〕

十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

（登録申請者等への通知）

第七条 金融庁長官は、法第三十九条第二項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書又は別紙様式第八号の二により作成した登載済通知書により行

十二 「同上」

十三 資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第三十二条において同じ。）

〔十四・十五 同上〕

十六 「同上」

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となる事項を記載した書面

（登録申請者への通知）

第七条 金融庁長官は、法第三十九条第二項に規定する登録の通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書により行うものとする。

うものとする。

(資金移動業者登録簿等の縦覧)

第八条 金融庁長官は、その登録又は登載をした資金移動業者等に係る資金移動業者登録簿又は特定信託会社名簿を当該資金移動業者等の本店（外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否)

第九条 法第四十条第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 「略」

(業務実施計画の認可の申請)

第九条の二 資金移動業者等は、法第四十条の二第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の

(資金移動業者登録簿の縦覧)

第八条 金融庁長官は、その登録をした資金移動業者に係る資金移動業者登録簿を当該資金移動業者の本店（外国資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否)

第九条 法第四十条第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 「同上」

(業務実施計画の認可の申請)

第九条の二 資金移動業者は、法第四十条の二第一項の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三により作成した同項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付

三 (特定信託会社にあつては、別紙様式第九号の三の二) により作成した法第四十条の二第一項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務実施計画のその他の記載事項)

第九条の三 法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(特定信託会社にあつては、第四号に掲げる事項を除く。)とする。

〔一〕四 略〕

五 為替取引に関する事故その他の資金移動業(特定信託会社にあつては、特定資金移動業。第二十四条から第三十条まで、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項第五号及び第七号並びに第六項並びに第三十九条において同じ。)の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六 その他第一種資金移動業(特定信託会社にあつては、特定資金移動業)の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

(業務実施計画の変更の認可の申請等)

第九条の四 資金移動業者等は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載し

して、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務実施計画のその他の記載事項)

第九条の三 法第四十条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 同上〕

五 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合の対応に関する方針

六 その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

(業務実施計画の変更の認可の申請等)

第九条の四 資金移動業者は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、変更しようとする事項に関し参考となる事項を記載した

た書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第四十条の二第一項後段（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

〔一・二 略〕

3 資金移動業者等は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

（変更登録申請書の添付書類）

第九条の六 法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〜五 略〕

六 その他参考となるべき事項を記載した書面

（あらかじめ届け出ることを要する変更）

第九条の九 法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更（法第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更に伴うものを除く。）とする。

一 〔略〕

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間（法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二

書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第四十条の二第一項後段に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

〔一・二 同上〕

3 資金移動業者等は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

（変更登録申請書の添付書類）

第九条の六 〔同上〕

〔一〜五 同上〕

六 その他参考となるべき事項を記載した書面

（あらかじめ届け出ることを要する変更）

第九条の九 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間（法第五十八条の二第五項第一号に規定する算定期間をいう。第二

十九条の二第一項第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。)の変更(当該算定期間を短縮する変更を除く。)

〔三・四 略〕

五 新たに電子決済手段(特定信託受益権を除く。次号において同じ。)の発行による為替取引を行おうとすることによる資金移動業の内容又は方法の変更

六 電子決済手段の発行による為替取引を行っている場合にあつては、発行する電子決済手段の変更

(変更の届出)

第十条 資金移動業者等は、法第四十一条第三項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定

による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第三条の三第一号に掲げる変更 当該変更に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類

二 前条第一号から第四号までに掲げる変更 当該変更に係る第六条第十三号及び第十四号に掲げる書類

三 前条第五号及び第六号に掲げる変更 当該変更に係る第六条第十一号から第十四号までに掲げる書類

2 資金移動業者は、法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、

十九条の二第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。)の変更(当該算定期間を短縮する変更を除く。)

〔三・四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(変更の届出)

第十条 資金移動業者等は、法第四十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、前条各号に掲げる変更に係る第六条第十三号及び第十四号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔四〇十 略〕

3 特定信託会社は、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 資本金の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 取締役等に変更があった場合 次に掲げる書類

〔一・二 同上〕

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。） 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

〔四〇十 同上〕

〔項を加える。〕

- 
- イ 新たに取締役等になった者に係る第三条の六第二項第二号及び第四号に掲げる書類並びに当該変更に係る同項第五号に掲げる書類
- ロ 新たに取締役等になった者の旧氏及び名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第三条の六第二項第二号に掲げる書類に限る。）が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 五 特定資金移動業の内容又は方法に変更があった場合 当該変更があった事項に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類
- 六 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があった場合 当該変更があった事項に係る第三条の六第二項第十三号に掲げる書類
- 七 主要株主に変更があった場合 別紙様式第一号の六により作成した株主の名簿
- 八 信託業以外の行っている事業に変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 九 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項の規定による登載を財務局長等から受けている特定信託会社が本店の所在地を他の財務局長等の管轄する区域に変更した場合 第三号に定める書類及び当該変更前に交付を受けた第七条の登載済通知書
-



十 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した場合 認定資金決済事業者協会に加入し、又は脱退した事実が確認できる書面

4 財務局長等は、第二項第九号又は前項第九号に掲げる場合における第二項又は前項の規定による届出があつたときは、第二項第九号又は前項第九号の他の財務局長等に当該届出があつた旨を通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を資金移動業者登録簿に登録し、又は特定信託会社名簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第七条の登録済通知書又は登録済通知書により通知するものとする。

(履行保証金の供託)

第十一条 「略」

〔255 略〕

6 法第四十三条第二項に規定する権利の実行の手続に関する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額とする。

一 未達債務の額（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあつては、未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合（同項に規定する預貯金等管理割合をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第五号並びに第二十九条の二第一項第四号において同じ。）

3 財務局長等は、前項第九号に掲げる場合における同項の規定による届出があつたときは、同号の他の財務局長等に当該届出があつた旨を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた財務局長等は、通知を受けた事項を資金移動業者登録簿に登録するとともに、当該届出をした者に対し第七条の登録済通知書により通知するものとする。

(履行保証金の供託)

第十一条 「同上」

〔255 同上〕

6 「同上」

一 未達債務の額（法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあつては、未達債務の額から当該未達債務の額に預貯金等管理割合（同項に規定する預貯金等管理割合をいう。第二十一条の四第五項第四号及び第五号並びに第二十九条の二第四号において同じ。）を乗

（を乗じて得た額を控除した額。次号において同じ。）が一億円以下であるとき 当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額

二 「略」

7 「略」

（履行保証金信託契約の内容）

第十九条 法第四十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ 「略」

ロ 破産手続開始の申立て等が行われたとき。

「ハ・ホ 略」

「四・十三 略」

（資金移動業に係る情報の安全管理措置）

第二十四条 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

じて得た額を控除した額。次号において同じ。）が一億円以下であるとき 当該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額

二 「同上」

7 「同上」

（履行保証金信託契約の内容）

第十九条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

「ハ・ホ 同上」

「四・十三 同上」

（資金移動業に係る情報の安全管理措置）

第二十四条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第二十五条 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の漏えい等の報告)

第二十五条の二 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第二十六条 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のため

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第二十五条 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の漏えい等の報告)

第二十五条の二 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を財務局長等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第二十六条 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のため

めに利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。  
い。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十七条 資金移動業者等は、資金移動業の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 略〕

五 資金移動業者等の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(銀行等が行う為替取引との誤認防止)

第二十八条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 資金移動業者等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

〔一〕四 略〕

(利用者に対する情報の提供)

に利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。  
。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十七条 資金移動業者は、資金移動業の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕四 同上〕

五 資金移動業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(銀行等が行う為替取引との誤認防止)

第二十八条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 資金移動業者は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

〔一〕四 同上〕

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者（資金移動業関係業者を除く。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

「イ〜ニ 略」

ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定資金移動業務紛争解決機関（特定信託会社において又は、指定特定資金移動業務紛争解決機関。ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該資金移動業者等が法第五十一条の四第一項第一号（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者等の法第五十一条の四第一項第二号（法第三十七條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ 「略」

二 「略」

第二十九条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 「同上」

「イ〜ニ 同上」

ホ 「同上」

- (1) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称
- (2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ 「同上」

二 「同上」

2 「略」

3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し同項の規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項の規定により情報を提供することを要しない。

第二十九条の二 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項（特定信託会社にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）についての情報を提供しなければならない。

一 その営む資金移動業の種別（特定信託会社にあつては、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第一項に規定する額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として営むときは、その旨）

「二く六 略」

2 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は電子決済手段等取引業者が当該利用者との間で当該為替取引に係る法第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合において、前項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。

一 当該資金移動業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化

2 「同上」

「項を加える。」

第二十九条の二 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 その営む資金移動業の種別

「二く六 同上」

「項を加える。」

を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

二 前号及び次条第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 その他当該資金移動業の内容に関し参考となると認められる事項

3 前二項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

(電子決済手段の内容に関する説明)

第二十九条の三 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならない。

2 資金移動業者等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

- 一 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

「項を加える。」

「条を加える。」

三 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合限り代価の弁済のために使用することができること。

四 発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）

五 当該資金移動業者等に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

六 その他電子決済手段の内容及び参考となると認められる事項

3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

(受取証書の交付)

第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。

一 資金移動業者等の商号及び登録番号（特定信託会社にあつては、届出受理番号）

〔二・三 略〕

第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。

一 資金移動業者の商号及び登録番号

〔二・三 同上〕



2 「略」

3 資金移動業者等は、第一項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、資金移動業者等は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。

4 資金移動業者等は、前項の規定により第一項各号に掲げる事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項に規定する承諾を得た資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、第一項各号に掲げる事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

「6～8 略」

9 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する書面の交付を行うことを要しない。

2 「同上」

3 資金移動業者は、第一項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第一項に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、資金移動業者は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。

4 資金移動業者は、前項の規定により第一項に掲げる事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項に規定する承諾を得た資金移動業者は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、第一項に掲げる事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

「6～8 同上」

「項を加える。」

(為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置)

第三十条の二 資金移動業者(第二種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。)は、各利用者に対して負担している為替取引(第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金(第二種資金移動業に係るものに限る。)が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。

2 資金移動業者が電子決済手段の発行による為替取引を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「に対して負担している為替取引(第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に関する債務の額」とあるのは「電子決済手段(当該資金移動業者が発行するものであって、電子決済手段等取引業者が利用者(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第 号)第一条第二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。)のために電子決済手段の管理(法第二条第十項に規定する電子決済手段の管理をいう。)を行う場合における当該電子決済手段に限る。)の履行等金額(第三条の七に規定する履行等金額をいう。)」と、「債務に係る債権者である」とあるのは「電子決済手段に係る」とする。

(為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置)

第三十条の二 資金移動業者(第二種資金移動業を営む者に限る。)は、各利用者に対して負担している為替取引(第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項において同じ。)に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金(第二種資金移動業に係るものに限る。)が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。

「項を加える。」

3|| 「略」

(二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要措置)

第三十条の四 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者(資金移動業関係業者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

2|| 資金移動業及び特定資金移動業を営む特定信託会社は、各利用者に対して負担する資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業及び特定資金移動業のそれぞれの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

3|| 「略」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 「略」

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあつては、当該利用者が

2|| 「同上」

(二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要措置)

第三十条の四 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

2|| 「同上」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 「同上」

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあつては、当該利用者が

当該資金移動業者等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

〔三・四 略〕

五 資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置

六 特定信託会社にあつては、その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を令第十六条第一項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置

（社内規則等）

第三十二条 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該資金移動業者等が講ずる法第五十一条の四第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

当該資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

〔三・四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

（社内規則等）

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該資金移動業者が講ずる法第五十一条の四第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の四 法第五十一条の四第四項に規定する苦情処理措置

として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

- イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第二十五項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する資金移動業務（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、特定資金移動業務。同号において同じ。）に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二〇五 略〕

2 法第五十一条の四第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の四 〔同上〕

一 〔同上〕

- イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〇五 同上〕

2 〔同上〕

- 一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移動業

等関連紛争のうち法第二条第二十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

〔二〕四 略〕

3 前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわらず、資金移動業者等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

〔一〕三 略〕

(資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

〔一〕十 略〕

十一 特定信託会社である場合にあつては、次に掲げる記録

イ 各営業日における当該特定信託会社が発行した特定信託受

益権の履行等金額の合計額の記録

ロ 各営業日における特定信託口座により管理する金銭の額の記録

2 資金移動業者等は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも十年間、同項第四号から第十一号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

〔二〕四 同上〕

3 前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

〔一〕三 同上〕

(資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 〔同上〕

〔一〕十 同上〕

〔号を加える。〕

2 資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも十年間、同項第四号から第十号までに掲げる帳簿書類にあつては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

(資金移動業に関する報告書)

第三十四条 法第五十三条第一項の報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごと(特定信託会社にあつては、特定資金移動業を含む。)の収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号(外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、別紙様式第二十号)により作成して、事業年度(外国信託会社にあつては、毎年四月から翌年三月までの期間。次条第一項において同じ。)の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める期間は、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間。次項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号二において「報告対象期間」という。)とする。

2| 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成して、報告対象期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令で

(資金移動業に関する報告書)

第三十四条 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごとの収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号(外国資金移動業者にあつては、別紙様式第二十号)により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日(以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において「報告基準日」という。)ごとに、当該報告基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 「同上」

定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

イ 当該報告書に係る報告対象期間に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

「ロ〜ニ 略」

ホ 報告対象期間の末日（ホ及び次項第二号において「報告基準日」という。）において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2 法第五十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第五十三条第一項の報告書を提出する場合 前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

一 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

イ 当該報告書に係る報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告書に係る報告基準日までの間（以下この号及び次項第二号において「報告対象期間」という。）に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

「ロ〜ニ 同上」

ホ 報告基準日において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

2 「同上」

一 法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合 前項第一号イに掲げる書類及び当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書



二 「略」

3 「略」

(公告の方法)

第三十六条 法第五十六条第二項及び第五十八条(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公告は、官報によるものとする。

(廃止の届出等)

第三十八条 法第六十一条第一項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第四号において同じ。)の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 「略」

二 登録年月日及び登録番号(特定信託会社にあつては、届出年月日及び届出受理番号)

「三」七 略

3 「略」

4 法第六十一条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由によ

二 「同上」

3 「同上」

(公告の方法)

第三十六条 法第五十六条第二項及び第五十八条の規定による公告は、官報によるものとする。

(廃止の届出等)

第三十八条 法第六十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 「同上」

一 「同上」

二 登録年月日及び登録番号

「三」七 同上

3 「同上」

4 法第六十一条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該承継に係る公告をする場合を除く。)

り当該承継に係る公告をする場合を除く。)

5 資金移動業者等は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 資金移動業者等が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了が不要な場合)

第三十八条の二 法第六十二条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部を他の資金移動業者に承継させた場合とする。

(法令違反行為等の届出)

第三十九条 資金移動業者等は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

〔一〕三 略

5 資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

〔条を加える。〕

(法令違反行為等の届出)

第三十九条 資金移動業者は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

〔一〕三 同上

(經由官庁)

第四十条 資金移動業者等(法第三十七条の登録を受けようとする者及び法第三十七条の二第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社を含む。次項において同じ。)は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類(次項及び次条において「申請書等」という。)を金融庁長官に提出しようとするときは、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)を経由してこれを提出しなければならない。

2 資金移動業者等は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長(以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。)があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十一条 資金移動業者等は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

(經由官庁)

第四十条 資金移動業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類(次項及び次条において「申請書等」という。)を金融庁長官に提出しようとするときは、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所管轄区域を除く。)内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長(次項及び次条において「財務事務所長等」という。)とする。)を経由してこれを提出しなければならない。

2 資金移動業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

(申請書等の認定資金決済事業者協会の經由)

第四十一条 資金移動業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき(前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。)は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

(標準処理期間)

第四十二条 金融庁長官は、法第三十七条の登録若しくは法第四十条第一項の変更登録又は法第四十条の二第一項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

「一〇三 略」

(標準処理期間)

第四十二条 金融庁長官は、法第三十七条の登録若しくは法第四十条第一項の変更登録又は法第四十条の二第一項の認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

「一〇三 同上」

別紙様式第1号 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができます。

(第2面)

※ 届出受理番号 (ふりがな)	財務(支)局長 第 号 ( 年 月 日)
1. 商 号 (ふりがな)	
2. 代表者の氏名	
3. 住 所	(郵便番号 ー ) 電話番号 ( ) ー

[様式を加える。]

4. 資本金の額		
5. 取締役及び監査役等		
(ふりがな) 氏名又は名称	役職名	
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先		
(ふりがな) 営業所の所在地	(郵便番号 — )	
連絡先	電話番号 ( ) —	

(記載上の注意)

1. ※ 「届出受理番号」には、記載しないこと。
2. 「商号」は、登記簿上の商号を記載すること。
3. 「住所」は、登記簿上の本店の所在地を記載すること。
4. 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合には億円、

1億円以上10億円未満の場合は千万円、千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上千万円未満の場合は十万円とすることができる。

5. 「取締役及び監査役等」は、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役を記載すること。会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称及び住所を併せて記載すること。

6. 「取締役及び監査役等」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7. 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外における特定信託為替取引も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を併せて記載すること。

8. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」欄に括弧書で併せて記載することができる。(第3面)

7. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —

		電話番号 ( ) ) —
		電話番号 ( ) ) —
		電話番号 ( ) ) —
		電話番号 ( ) ) —
		電話番号 ( ) ) —
		電話番号 ( ) ) —
		電話番号 ( ) ) —

(記載上の注意)

1. 特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。



(第 4 面)

8. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役員提供範囲等	
為替レートの決定方法	
特定信託為替取引の標準履行期間	

営業日及び営業時間		
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法		
特定信託口座に関する事項 (1) 特定信託口座のある銀行等の商号又は名称 (2) 特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地 (3) 特定信託口座の名称 (4) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項		

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。

2. 「特定信託受益権の種類等」は、単位（外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあつては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む）、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
3. 「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の支払いをする営業所の有無、ATMの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。
4. 「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。
5. 「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
6. 「為替レートの決定方法」は、外貨建ての特定信託受益権を発行する場合には、その外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
7. 「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。
8. 「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。
10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

(2) 特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点

(記載上の注意)

1. 「発行時点」及び「消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第3条の7に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。
2. 「移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

(3) 特定信託為替取引の概要図

(記載上の注意)

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び特定信託為替取引の形態を、特定信託受益権の名称ごとに簡略に図示すること。また、特定信託会社が特定信託為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第7面)

(4) 業務委託状況

委託先の氏名等 氏名又は商号若しくは 名称	住所	委託に係る業務の内容

---

---


---

---

--	--	--

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、特定資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、特定信託為替取引の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第8面)

9. 主要株主の氏名、商号又は名称

氏名、商号又は名称 (ふりがな)	保有する議決権の数	
	割合	
		個
		%


(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

10. 信託業 (信託業法第2条第1項に規定する信託業をいう。) 以外の行っている事業の種類



(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

--

別紙様式第1号の2 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

[様式を加える。]

(記載上の注意)  
 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 届出受理番号 (ふりがな)	財務(支)局長 第 号 ( 年 月 日)
1. 商 号 (ふりがな)	
2. 代表者の氏名 (ふりがな)	
3. 本国における 本店の所在地 (ふりがな)	
4. 国内における 代表者の氏名	
5. 住 所	(郵便番号 — ) 電話番号 ( — ) —
6. 資本金の額	
7. 取締役及び監査役に相当する者	
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

8. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな)	
営業所の所在地	(郵便番号 - )
連絡先	電話番号 ( ) -

(記載上の注意)

1. ※「届出受理番号」には、記載しないこと。
2. 「住所」は、日本における主たる営業所の所在地を記載すること。
3. 「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合には億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上千万円未満の場合は十万円とすることができる。
4. 「取締役及び監査役に相当する者」は、外国信託会社における外国の法令上取締役及び監査役に相当する者を記載すること。
5. 「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

6. 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外における特定信託為替取引も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を併せて記載すること。

7. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に相当する者」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第3面)

9. 営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —
		電話番号 ( ) —

		電話番号 ( ) -
		電話番号 ( ) -
		電話番号 ( ) -
		電話番号 ( ) -
		電話番号 ( ) -

(記載上の注意)

1. 特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

(第4面)

10. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
------------	--

特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
為替レートの決定方法	
特定信託為替取引の標準履行期間	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの	

計算方法	
(1) 特定信託口座のある銀行等の商号又は名称	
(2) 特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
(3) 特定信託口座の名称	
(4) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項	

特定信託口座に関する事項

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「特定信託受益権の種類等」は、単位(外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む)、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
3. 「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の支払いをする営業所の有無、A T Mの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。

- 
4. 「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。
  5. 「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。
  6. 「為替レートの決定方法」は、外貨建ての特定信託受益権を発行する場合には、その外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。
  7. 「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。
  8. 「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
  9. 「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。
  10. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
- (第5面)
- (2) 特定信託受益権の発行時点、消滅時点及び移転時点
-



(記載上の注意)

1. 「発行時点」及び「消滅時点」は、特定信託会社が特定信託受益権の受益者に対して負担する償還債務又は第3条の7に規定する特定信託受益権の履行等金額による買取債務の発生時点及び消滅時点を記載すること。
2. 「移転時点」は、利用者が他の利用者に対して特定信託受益権を移転することを請求した場合に、特定信託受益権の受益者が変更される時点を記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

(3) 特定信託為替取引の概要図

(記載上の注意)

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び特定信託為替取引の形態を、特定信託受益権の名称ごとに簡略に図示すること。また、特定信託会社が特定信託為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

(第7面)

(4) 業務委託状況

委託先の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	

---


---

(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、特定資金移動業の一部を第三者に委託している場合に、特定信託為替取引の形態ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第8面)

11. 主要株主の氏名、商号又は名称

氏名、商号又は名称 (ふりがな)	保有する議決権の数	割合
		個


(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。
5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

(第9面)

12. 信託業 (信託業法第2条第1項に規定する信託業をいう。) 以外の行っ

ている事業の種類

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

13. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

別紙様式第1号の3 (第3条の6第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

商 号

代表者の

氏 名

誓 約 書

当社は、資金決済に関する法律第40条第1項第7号及び第8号に該当しないことを誓約します。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

[様式を加える。]

別紙様式第1号の4 (第3条の6第2項関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

氏 名 (ふりがな)				
現 住 所				
役 職 名 等	期 間	生年月日	年 月	日生満才
		内 容		
職 歴				
自 至	年 年	月 月	日 日	
及				
自 至	年 年	月 月	日 日	
び				
自 至	年 年	月 月	日 日	
兼 職				
自 至	年 年	月 月	日 日	
状 況				
自 至	年 年	月 月	日 日	
自 至	年 年	月 月	日 日	

[様式を加える。]

上記のとおり相違ありません。  
年 月 日

氏名

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及びび名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
3. 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴、主な職歴及び現在の兼職状況を記載すること。

別紙様式第1号の5 (第3条の6第2項関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

(ふりがな) 商 号 又 は 名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) -
設 立 年 月 日 及 設 立 時 の 事 業	
設 立 の 経 緯	

[様式を加える。]



設立後の沿革	年 月	沿革の内容
	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名	

(記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
4. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
5. 会計参加にあつては、設立時の事業の記載は不要。

別紙様式第1号の6 (第3条の6第2項、第10条第3項関係)

(日本産業規格A4)

株 主 の 名 簿

(A) 総株主の議決権の数	個		届出者との関係
氏名、商号又は名称	(B) 保有する議決権の数	割合 (B/A)	
	個	%	

[様式を加える。]



4. 保有する議決権の数の多い順序に従い20名（法人を含む。）について記載すること。
5. 「割合（B/A）」は、小数点第2位を四捨五入して第1位までを記載すること。
6. 「届出者との関係」は、議決権を保有者が当該届出者の役員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。

別紙様式第2号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

〔第1面〕～〔第4面〕 略〕

（第5面）

9. 資金移動業の内容及び方法
  - (1) 資金移動業の内容及び方法

【略】	
為替取引の種類等	
【略】	

（記載上の注意）

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。
2. 「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位（外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあつては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の

別紙様式第1号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

〔第1面〕～〔第4面〕 同左〕

（第5面）

9. 資金移動業の内容及び方法
  - (1) 資金移動業の内容及び方法

【同左】	
為替取引の種類	
【同左】	

（記載上の注意）

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。
2. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

[3.・4. 略]

5. 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

[6. ～10. 略]

(第6面) [略]

(第7面)

(3) 資金移動の概要図

[表略]

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあつては、電子決済手段の名称ごと)に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第8面)・(第9面) 略]

(第10面)

10. 主要株主の氏名、商号又は名称

[表略]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。

2. [略]

3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。

4. [略]

5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6. [略]

[3.・4. 同左]

5. 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

[6. ～10. 同左]

(第6面) [同左]

(第7面)

(3) 資金移動の概要図

[同左]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第8面)・(第9面) 同左]

(第10面)

10. 主要株主の氏名、商号又は名称

[同左]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第5条第2号に規定する主要株主をいう。

2. [同左]

3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。

4. [同左]

5. 「割合」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6. [同左]

〔第11面〕・〔第12面〕 略]

別紙様式第2号の2 (第4条関係)

(日本産業規格A4)

〔第1面〕～〔第5面〕 略]

(第6面)

12. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

〔略〕	
為替取引の種類等	
〔略〕	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。

2. 「為替取引の種類等」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位(外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあつては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

〔3.・4. 略〕

5. 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及びび

〔第11面〕・〔第12面〕 同左]

別紙様式第2号 (第4条関係)

(日本産業規格A4)

〔第1面〕～〔第5面〕 同左]

(第6面)

12. 資金移動業の内容及び方法

(1) 資金移動業の内容及び方法

〔同左〕	
為替取引の種類	
〔同左〕	

(記載上の注意)

1. 「資金移動業の名称」は、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、「資金移動業の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、(1)の表を作成すること。

2. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

〔3.・4. 同左〕

5. 「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及びび

外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

[6. ～10. 略]

(第7面) [略]

(第8面)

(3) 資金移動の概要図

[表略]

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役割提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあつては、電子決済手段の名称ごと)に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第9面)・(第10面) 略]

(第11面)

13. 主要株主の氏名、商号又は名称

[表略]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条の6第3項第10号に規定する主要株主をいう。

2. [略]

3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。

4. [略]

5. 「割合」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6. [略]

[(第12面)・(第13面) 略]

別紙様式第3号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格A4)

外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

[6. ～10. 同左]

(第7面) [同左]

(第8面)

(3) 資金移動の概要図

[同左]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役割提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

[(第9面)・(第10面) 同左]

(第11面)

13. 主要株主の氏名、商号又は名称

[同左]

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第5条第2号に規定する主要株主をいう。

2. [同左]

3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。

4. [同左]

5. 「割合」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

6. [同左]

[(第12面)・(第13面) 同左]

別紙様式第3号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格A4)

財務 (支) 局長 殿	年 月 日
商号 代表者の 氏名	
誓約書	
当社及び資金決済に関する法律第40条第1項第11号に規定する取締役等は、同項各号に該当しないことを誓約します。 (記載上の注意)	
[略]	
別紙様式第4号 (第6条関係)	(日本産業規格A4)
年 月 日	
財務 (支) 局長 殿	
国籍	国籍に属する国における住所又は居所
氏名	日本における住所
(通称)	氏名
生 年 月 日	誓約書
私は、資金決済に関する法律第40条第1項第11号ロに該当しないことを誓約します。 (記載上の注意)	
[略]	
別紙様式第5号 (第6条関係)	(日本産業規格A4)
履 歴 書	
[表略]	
(記載上の注意)	

財務 (支) 局長 殿	年 月 日
商号 代表者の 氏名	
誓約書	
当社及び資金決済に関する法律第40条第1項第10号に規定する取締役等は、同項各号に該当しないことを誓約します。 (記載上の注意)	
[同左]	
別紙様式第4号 (第6条関係)	(日本産業規格A4)
年 月 日	
財務 (支) 局長 殿	
国籍	国籍に属する国における住所又は居所
氏名	日本における住所
(通称)	氏名
生 年 月 日	誓約書
私は、資金決済に関する法律第40条第1項第10号ロに該当しないことを誓約します。 (記載上の注意)	
[同左]	
別紙様式第5号 (第6条関係)	(日本産業規格A4)
履 歴 書	
[同左]	
(記載上の注意)	

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。  
  2. 3. 略]
4. 「賞罰」は、法第40条第1項第11号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

【表略】  
 (記載上の注意)

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。  
  2. ~5. 略]
6. 「賞罰」は、法第40条第1項第11号ニ及びホに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第7号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格A4)

株 主 の 名 簿

【表略】  
 (記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する総株主の議決権をいう。
2. 【略】
3. 「議決権」とは、第3条の6第3項第10号に規定する議決権をいう。
4. ~6. 略]

別紙様式第8号の2(第7条関係)

(日本産業規格A4)

1. 法第40条第1項第10号に規定する取締役等について記載すること。  
  2. 3. 同左]
4. 「賞罰」は、法第40条第1項第10号からホまでに該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第6号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

【同左】  
 (記載上の注意)

1. 法第40条第1項第10号に規定する取締役等について記載すること。  
  2. ~5. 同左]
6. 「賞罰」は、法第40条第1項第10号ニ及びホに該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第7号(第6条、第10条第2項関係)

(日本産業規格A4)

株 主 の 名 簿

【同左】  
 (記載上の注意)

1. 「総株主の議決権」とは、第5条第2号に規定する総株主の議決権をいう。
2. 【同左】
3. 「議決権」とは、第5条第2号に規定する議決権をいう。
4. ~6. 同左]

【様式を加える。】



文 書 番 号  
年 月 日

商 号  
代表者の氏名

殿  
財務 (支) 局長

特定信託会社名簿への登録について

年 月 日付で届出のあった標記のことについては、下記のとおり登録したので通知します。

記

届出受理番号 財務 (支) 局長第 号  
届出年月日 年 月 日

別紙様式第9号の2 (第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
届出受理番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の認可申請書

資金決済に関する法律第40条の2第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、業務実施計画の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条

別紙様式第9号の2 (第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号  
届出受理番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の認可申請書

資金決済に関する法律第40条の2第1項の規定により、業務実施計画の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これら

の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。

別紙様式第9号の3 (第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

業務実施計画

【表略】

(記載上の注意)

【略】

(別添1) 【略】

(別添2)

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類等、提供方法

【表略】

【(2)～(5) 略】

(記載上の注意)

1. 「為替取引の種類等、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位(外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあつては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。

【2.～5. 略】

6. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあつては、電子決済手段の名称ごと

の書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 「登録番号」は、法第37条の登録を受けている場合にのみ記載すること。

別紙様式第9号の3 (第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

業務実施計画

【同左】

(記載上の注意)

【同左】

(別添1) 【同左】

(別添2)

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類、提供方法

【同左】

【(2)～(5) 同左】

(記載上の注意)

1. 「為替取引の種類、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。

【2.～5. 同左】

6. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成

と)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

7. [略]

(6) 資金移動の概要図

[表略]

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供(送金情報等の伝達を含む。)並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。

(別添3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4) [略]

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

[(1)~(5) 略]

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

4. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合には、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

[5. ~ 7. 略]

【(別添6)・(別添7) 略】

した書面に記載すること。

7. [同左]

(6) 資金移動の概要図

[同左]

(記載上の注意)

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供(送金情報等の伝達を含む。)並びに資金移動の形態を図示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。

(別添3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4) [同左]

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

[(1)~(5) 同左]

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 同左]

4. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

[5. ~ 7. 同左]

【(別添6)・(別添7) 同左】

別紙様式第9号の3の2 (第9条の2関係)

(日本産業規格A4)

業務実施計画

1. 商号	
2. 特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額	百万円
3. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法	別添1のとおり
4. 特定信託為替取引に係る業務の提供方法	別添2のとおり
5. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域	別添3のとおり
6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項	別添4のとおり

[様式を加える。]

<p>7. 特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針</p>	<p>別添5のとおり</p>
<p>8. その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項</p>	<p>別添6のとおり</p>

(記載上の注意)

「特定信託為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考書類として、第3条の6第2項第6号及び第8号に掲げる書面を添付すること。

(別添1)

3. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法  
 (1) システムの概要

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

- システムの設置場所

- バックアップシステムの有無及び設置場所

- バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、特定信託会社が管理する各システム（取引システム、顧客管理システム及び社内システム等）の関係性と、連携先（銀行、クレジットカード会社及び店舗等）との接続関係の概要を併せて記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 特定信託為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(別添 2)

4. 特定信託為替取引に係る業務の提供方法

(1) 特定信託受益権の種類等、発行方法

--

(2) 特定信託為替取引に係る指図の受付方法

--

(3) 特定信託為替取引に係る資金の受入方法

(4) 業務受託者等への送金情報の伝達方法

(5) 特定信託為替取引に係る資金の払出方法

(記載上の注意)

1. 「特定信託受益権の種類等、発行方法」は、単位（外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあつては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）、内在するリスク、償還に要する期間等やインターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。
2. 「特定信託為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法（インターネット及び店頭等）を記載し、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法を併せて記載すること。
3. 「特定信託為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法（口座振込等）及び分割入金可否を記載し、特定信託為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理を併せて記載する



- こと。
4. 「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法（送金システムへの入力等）を記載すること。
  5. 「特定信託為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法（口座振込等）を記載すること。
  6. 特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
  7. 「特定信託為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。
- (6) 特定信託為替取引の概要図

--

(記載上の注意)

特定信託会社、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供(送金情報等の伝達を含む。)並びに特定信託為替取引の形態を图示すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

(別添 3)

5. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

--

(記載上の注意)

1. 特定信託為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。
2. 特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添 4)

6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理 (管理体制)

(2) 取引時確認の措置

--

(記載上の注意)

1. 「経営管理 (管理体制)」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制 (部署又は役職等) について記載すること。
2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 「経営管理 (管理体制)」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 (平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号) 第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。
5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズム

に対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及び  
ソフトウェアリング・スクリーンリングシステムの名称並びに導入時期  
又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

(別添5)

7. 特定信託為替取引に関する事故その他の特定資金移動業の適正かつ確  
実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

(1) 特定信託為替取引に関する事故が発生した場合

--

(2) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

--

(3) 送金資金に不足が生じた場合

--

(記載上の注意)

1. 「特定信託為替取引に関する事故」とは、システム障害等（システ

△障害やサイバーセキュリティ事案)の発生や誤った特定信託為替取引(例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等)が発生した場合等をいい、「特定信託為替取引に関する事故が発生した場合」は、特定信託会社が行う特定信託為替取引の内容に依り、発生するおそれがある特定信託為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。

- (1) 利用者への損失の補償の有無
  - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
  - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
  - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。
- (1) 特定資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無
  - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
  - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
  - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、特定信託為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、特定信託為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該特定信託為替取引の履行を確保するための対応(実施するための態勢を含む。)を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

(別添6)

8. その他特定資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

(記載上の注意)  
必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

別紙様式第9号の4 (第9条の4第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
届出受理番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第9条の4第1項の規定に基づき、資金決済に関する法律第40条の2第1項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の業務実施計画の変更の認可を受けたの

別紙様式第9号の4 (第9条の4第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 登録番号 財務(支)局長 第 号

住 所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

業務実施計画の変更認可申請書

資金移動業者に関する内閣府令第9条の4第1項の規定に基づき、資金決済に関する法律第40条の2第1項の業務実施計画の変更の認可を受けたので、次のとおり申請します。

で、次のとおり申請します。

記

1. [略]
2. 申請の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書 (特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書) 又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。

3. [略]

4. 別紙様式第9号の3(特定信託会社にあつては、別紙様式第9号の3の2)により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の5(第9条の4第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
届出受理番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所 電話番号 ( ) ー

商 号  
代表者の 氏 名

記

1. [同左]
2. 申請の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2. [同左]

3. 別紙様式第9号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第9号の5(第9条の4第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所 電話番号 ( ) ー

商 号  
代表者の 氏 名

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第40条の2第2項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1. [略]
2. 変更の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. [略]
4. 別紙様式第9号の3(特定信託会社にあつては、別紙様式第9号の3の2)により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第10号(第10条第1項から第3項まで関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
届出受理番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所 ー  
電話番号 ( ) ー

業務実施計画の変更届出書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第40条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1. [同左]
2. 変更の理由

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2. [同左]
3. 別紙様式第9号の3により作成した業務実施計画について、当該変更に係る事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第10号(第10条第1項、第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 ー )

住 所 ー  
電話番号 ( ) ー



商号  
代表者の  
氏名  
変更届出書  
(事前・事後)

下記の事項について { 変更しました } ので、資金決済に関する法律第41条 { 第3項 } (法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により届け出ます。

記

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。

3. 当該変更届出書を法第41条第3項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出る場合には、「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲むこと。また、「変更年月日」は変更予定年月日を記載すること。

4. [略]

5. 本店(外国資金移動業者又は外国信託会社にあつては、国内における主たる営業所)の所在地を他の財務(支)局長の管轄する区域に変更した場合には、従前に交付を受けた別紙様式第8号の

商号  
代表者の  
氏名  
変更届出書  
(事前・事後)

下記の事項について { 変更しました } ので、資金決済に関する法律第41条 { 第3項 } の規定により届け出ます。

記

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2. 当該変更届出書を法第41条第3項の規定により届け出る場合には、「事前」、「変更します」及び「第41条第3項」を○で囲むこと。また、「変更年月日」は変更予定年月日を記載すること。

3. [同左]

4. 本店(外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所)の所在地を他の財務(支)局長の管轄する区域に変更した場合には、従前に交付を受けた別紙様式第8号の

登録済通知書（特定信託会社にあつては、別紙様式第8号の2の登録済通知書）を添付すること。

6. [略]

7. 登録申請書（特定信託会社にあつては、届出書）の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第19号（第34条関係）

（日本産業規格A4）  
（第1面）

事業報告書  
第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）

財務（支）局長 殿

住所  
商号  
代表者の  
氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。  
目次

[第1・第2 略]

（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書（特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書）又は法第41条第4項（法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（第2面） [略]

（第3面）

の登録済通知書を添付すること。

5. [同左]

6. 登録申請書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

別紙様式第19号（第34条第1項関係）

（日本産業規格A4）  
（第1面）

事業報告書  
第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）

財務（支）局長 殿

住所  
商号  
代表者の  
氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。  
目次

[第1・第2 同左]

（記載上の注意）

法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（第2面） [同左]

（第3面）

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	特定資金 移動業	合計
年間取扱件数 (件)					
年間取扱金額 (円)					
1件当たりの 平均取扱金額 (円)					

(記載上の注意)

1. [略]
2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54条第1項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき当該事業年度の業務報告書とその登録(特定信託会社にあつては、届出)をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
3. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。
4. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。

4. 苦情処理及び紛争解決の状況  
[表略]

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関(特定信託会社にあつては、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。)が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	合計
年間取扱件数 (件)				
年間取扱金額 (円)				
1件あたりの 平均取扱金額 (円)				

(記載上の注意)

1. [同左]
  2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]

4. 苦情処理及び紛争解決の状況  
[同左]

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあつては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の番号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては

務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあつては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

(第4面)

第2 収支の状況

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				
調整額				

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 収支の状況

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				
調整額				

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。
4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて

第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合には、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) [略]

[削る。]

第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合には、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

(第4面)

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) [同左]

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一				

[削る。]

般管理費					
営業利益					
所要必要資金					
借入調達					
増資調達					
その他					

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第4面の「資金移動業の種別」が一である場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

[加える。]

[削る。]

(2) 第二種資金移動業

(第5面)

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一 般管理費				
営業利益				
所要必要資 金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(4) 特定資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一 般管理費				
営業利益				
所要必要資 金				
借入調達				
増資調達				

その他			
-----	--	--	--

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意 2. 及び 3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書(特定信託会社にあつては、届出書)の第4面の「資金移動業の種別」が一である場合又は特定信託会社が特定資金移動業のみを営む場合には、「資金移動業の種別」ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

別紙様式第20号 (第34条関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第 1 面)

事業報告書  
第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで )  
年 月 日

財務(支)局長 殿

住所 商号

代表者の氏名  
国内における  
代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目次

[第 1・第 2 略]

(記載上の注意)

法第 38 条第 1 項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による届出書)又は法第 41 条第 4 項(法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併

別紙様式第20号 (第34条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)  
(第 1 面)

事業報告書  
第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで )  
年 月 日

財務(支)局長 殿

住所 商号

代表者の氏名  
国内における  
代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目次

[第 1・第 2 同左]

(記載上の注意)

法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「国内における代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。



せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。  
 (第2面) [略]  
 (第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	特定資金 移動業	合 計
年間取扱件数 (件)					
年間取扱金額 (円)					
1件当たりの 平均取扱金額 (円)					

(記載上の注意)

1. [略]
  2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者又は外国信託会社が、法第54条第1項(法第37条の2第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づき当該事業年度の業務報告書とその登録(外国信託会社にあつては、届出)をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
  3. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。
  4. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。
4. 苦情処理及び紛争解決の状況  
 [表略]

(第2面) [同左]  
 (第3面)

3. 資金移動業の状況

	第1種	第2種	第3種	合 計
年間取扱件数 (件)				
年間取扱金額 (円)				
1件あたりの 平均取扱金額 (円)				

(記載上の注意)

1. [同左]
  2. 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である外国資金移動業者が、法第54条第1項の規定に基づき当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長に提出している場合には、記載を省略することができる。
- [加える。]  
 [加える。]
4. 苦情処理及び紛争解決の状況  
 [同左]

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関（特定信託会社において、指定特定資金移動業務紛争解決機関。以下この様式において同じ。）が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 収支の状況（日本国内における資金移動業に係るものに限る。）  
(第4面)

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				
調整額				

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 直近三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

(記載上の注意)

指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称、指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 収支の状況（日本国内における資金移動業に係るものに限る）

1. 資金移動業に係る収支の状況

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				
調整額				

(記載上の注意)

1. 資金移動業の種別ごとの係数ではなく、資金移動業の全てに係る係数を記載すること。
2. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。

3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。  
 4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合には、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) [略]

[判る。]

3. 「所要必要資金」とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関等への借入金等の返済資金等をいう。  
 4. 「調整額」とは、資金移動業に係る収支の金額のうち、例えば、借入調達や増資調達など、売上高の比率等の合理的な根拠に基づいて、第一種資金移動業、第二種資金移動業又は第三種資金移動業のいずれにも直接帰属させることが困難である金額をいう。調整額が存在する場合には、各期の内容及び金額並びに資金移動業のいずれの種別にも直接帰属させることが困難である理由を記載すること。

(第4面)

2. 資金移動業の種別ごとの収支の状況

(1) [同左]

(2) 第二種資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				

[判る。]

[割る。]

売上原価				
売上総利益				
販売費・一				
般管理費				
営業利益				
所要必要資				
金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意2. 及び3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書の第5面の「資金移動業の種別」がーである場合には、「資金移動業の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

[加える。]

(2) 第二種資金移動業

(第5面)

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一				
般管理費				
営業利益				
所要必要資				
金				

借入調達				
増資調達				
その他				

(3) 第三種資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一				
般管理費				
営業利益				
所要必要資				
金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(4) 特定資金移動業

(単位：百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一				
般管理費				
営業利益				

所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 「資金移動業に係る収支の状況」の記載上の注意 2. 及び 3. に準じて記載すること。
2. 登録申請書(特定信託会社にあつては、届出書)の第5面の「資金移動業の種別」が一である場合又は特定信託会社が特定資金移動業のみを営む場合には、「資金移動業の種別」ごとの収支の状況の記載を省略することができる。

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号  
 届出受理番号 財務(支)局長 第 号  
 (郵便番号 ー )

住所

電話番号 ( ) ー

商号

代表者の

氏名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による届出書)又は法第 41 条第 4 項(法第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号  
 (郵便番号 ー )

住所

電話番号 ( ) ー

商号

代表者の

氏名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当

ては、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。  
 2. 法第 37 条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。

1. 未達債務の額等の概要

報告日	年	月	日	
報告対象期間	年	月	日から 日まで	
報告基準日における未達債務の額	(第 1 種)			円
	(第 2 種)			円
	(第 3 種)			円
	①			円
	②			円
(特定資金移動業)			円	
(合計)			円	
(合計から第 3 種①を除いた額)			円	
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	(第 種)	円		
	(特定資金移動業)	円		
	(合計)	円		
報告基準日における第三种資金移動業に係る預貯金の額			円	

該旧氏及び名のみを記載することができる。

1. 未達債務の額等の概要

報告日	年	月	日	
報告対象期間	年	月	日から 日まで	
報告基準日における未達債務の額	(第 1 種)			円
	(第 2 種)			円
	(第 3 種)			円
	①			円
	②			円
(合計)			円	
(合計から第 3 種①を除いた額)			円	
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	(第 種)	円		
	(合計)	円		
報告基準日における第三种資金移動業に係る預貯金の額			円	

(記載上の注意)

1. [略]
2. 「未達債務の額」は、資金移動業 (特定資金移動業を除く。以下この様式において同じ。)の種別ごとに、利用者 (国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。)に対して負担する債務の額について記載し、特定資金移動業を営む場合は、「未達債務の額」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。また、法第 45 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合 (同条第 1 項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下この様式において同じ。)を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること (本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書にて記載すること)。

3. [略]

4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に依りて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口座により管理する金銭の額を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業 (法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。)について一括供託 (同条第 5 項第 4 号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。)をしている場合は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合 (その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。)には、「(第 種)」の行を追

(記載上の注意)

1. [同左]
2. 「未達債務の額」は、資金移動業の種別ごとに、利用者 (国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。)に対して負担する債務の額について記載すること。また、法第 45 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合 (同条第 1 項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を、②は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を負担する場合には、当該債務の額を本邦通貨に換算した上で記載すること (本邦通貨への換算に用いた標準については括弧書にて記載すること)。

3. [同左]

4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に依りて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業 (法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。)について一括供託 (同条第 5 項第 4 号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。)をしている場合は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を営んでいる場合 (その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。)には、「(第 種)」の行を追加して記載すること。



加して記載すること。

5. [略]

(第2面)

2. 未達債務の概況

- (1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数 (件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額 (円/月ごとに)

① 総取扱件数

	第1種	第2種	第3種	特定資金移 動業	合計
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件	件

② 総取扱金額

	第1種	第2種	第3種	特定資金移 動業	合計
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第3種	特定資金移 動業
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

(記載上の注意)

1. 報告対象期間における為替取引 (特定信託会社にあつては、特定

5. [同左]

(第2面)

2. 未達債務の概況

- (1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数 (件/月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額 (円/月ごとに)

① 総取扱件数

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件
年 月	件	件	件	件

② 総取扱金額

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円

③ 平均取扱金額

	第1種	第2種	第3種
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

(記載上の注意)

1. 報告対象期間における為替取引の総取扱件数、総取扱金額及び平均

信託為替取引)の総取扱件数、総取扱金額及び平均取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。

2. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定信託為替取引を行う場合にあつては、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。

3. 法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引(当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。)に関する債務を負担したものと当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。

4. 特定信託会社にあつては、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。

〔2)・(3) 略〕

(第3面)

3. 報告対象期間における特例等の適用状況

(1) 〔略〕

(2) 預貯金等管理方法の状況

① 報告対象期間における預貯金等管理方法(法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法をいう。以下この様式において同じ。)による管理の有無  
〔②～④ 略〕

4. 〔略〕

(第4面)

〔5.～7. 略〕

8. 特定信託口座による管理の状況

銀行等の商号又は名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の名称	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
------------	-------------------	-----------	-----------------------------------

取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。

〔2)・(3) 同左〕

(第3面)

3. 報告対象期間における特例等の適用状況

(1) 〔同左〕

(2) 預貯金等管理方法の状況

① 報告対象期間における預貯金等管理方法(法第45条の2第1項第1号に規定する預貯金等管理方法をいう。以下同じ。)による管理の有無  
〔②～④ 同左〕

4. 〔同左〕

(第4面)

〔5.～7. 同左〕

〔加える。〕

	円	
( 年 月 日現在)		

(記載上の注意)

- 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法 (特定信託会社にあつては、特定信託口座。2. において同じ。)による管理の状況について記載すること。

2. [略]

別紙様式第24号 (第38条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住

所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項 (法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

(記載上の注意)

- 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法による管理の状況について記載すること。

2. [同左]

別紙様式第24号 (第38条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー )

届出者 住

所

電話番号 ( ) ー

商 号

代表者の

氏 名

資金移動業の廃止等届出書

資金決済に関する法律第61条第1項の規定により届け出ます。

記

[略]	
3. 登録番号 届出受理番号	財務 (支) 局長 第 第 号 財務 (支) 局長 第 第 号
[略]	
6. 資金移動業 (特定信託 会社にあつては、特定資 金移動業。7. を除き、 以下同じ。) の全部又は 一部を廃止したときは、 その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
[略]	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書 (特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書) 又は法第41条第4項 (法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. 「届出事由」は、法第61条第1項 (法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の事由を記載すること。
4. 5. [略]

別紙様式第25号 (第38条第5項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 第 号

[同左]	
3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 第 号
[同左]	
6. 資金移動業の全部又は 一部を廃止したときは、 その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
[同左]	

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[加える。]

2. 「届出事由」は、法第61条第1項の事由を記載すること。
3. 4. [同左]

別紙様式第25号 (第38条第5項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 第 号

届出受理番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー )

住所 電話番号 ( ) ー

商号

代表者の氏名

資金移動業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により資金移動業の(全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

【表略】

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。
3. 4. 【略】

別紙様式第26号(第39条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号

届出受理番号

財務(支)局長 第 号

財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー )

(郵便番号 ー )

住所 電話番号 ( ) ー

商号

代表者の氏名

資金移動業廃止公告届出書

年 月 日付で下記の方法により資金移動業の(全部・一部)を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第5項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

【同左】

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

【加える。】

2. 3. 【同左】

別紙様式第26号(第39条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号

財務(支)局長 第 号

財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー )

<p>住所 電話番号 ( ) -  商号  代表者の氏名  法令違反行為等届出書</p> <p>取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。</p> <p>記</p> <p>【表略】  (記載上の注意)  1. 法第38条第1項の登録申請書(特定信託会社にあつては、法第37条の2第3項の規定による届出書)又は法第41条第4項(法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。  2. 法第37条の登録を受けている場合にあつては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあつては「届出受理番号」を記載すること。</p> <p>3. 【略】</p>	<p>住所 電話番号 ( ) -  商号  代表者の氏名  法令違反行為等届出書</p> <p>取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。</p> <p>記</p> <p>【同左】  (記載上の注意)  1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。</p> <p>【加える。】</p> <p>2. 【同左】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第三条 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 略」</p> <p>第四章 雑則（第四十条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「電子決済手段」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「暗号資産交換業者」、「外国暗号資産交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「暗号資産交換業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する電子決済手段、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会、暗号資産交換業務、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 暗号資産交換業者等 暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第三十三</u>条第三項に規定するデリバティブ取引等（暗号資産又は暗号資産の価格若しくは同法第二条第二十一項第四号に規定する</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章 同上」</p> <p>第四章 雑則（第四十条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「暗号資産交換業者」、「外国暗号資産交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「暗号資産交換業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会、暗号資産交換業務、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 暗号資産交換業者等 暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第一百八十五</u>条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等を業として行う者をいう。</p>



利率等若しくはこれらに基づいて算出した数値に係るものに限る。)を業として行う者をいう。

二 暗号資産交換業に係る取引 法第二条第十五項各号に掲げる行為に係る取引をいう。

〔三〕七 略〕

(訳文の添付)

第二条 法(第三章の三)に限る。次条において同じ。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第三章の三)に限る。同条において同じ。)、又はこの府令の規定により金融庁長官(令第三十二条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十五条、第二十六条、第二十八条、第四十三条及び第四十四条を除き、以下同じ。))に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号(第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。))に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第六条 法第六十三条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類

二 暗号資産交換業に係る取引 法第二条第七項各号に掲げる行為に係る取引をいう。

〔三〕七 同上〕

(訳文の添付)

第二条 法(第三章の二)に限る。次条において同じ。)、資金決済に関する法律施行令(以下「令」といい、第三章の二)に限る。同条において同じ。)、又はこの府令の規定により金融庁長官(令第三十一条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。))に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長等。第二十五条、第二十六条、第二十八条、第四十二条及び第四十三条を除き、以下同じ。))に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は第六条各号(第一号、第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十七号を除く。))に掲げる書類であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第六条 「同上」

は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一 「略」

二 取締役等（法第六十三条の五第一項第十二号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 「略」

四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面  
〔五・六 略〕

七 外国暗号資産交換業者である場合にあつては、外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者であることを証する書面

〔八〇十六 略〕

十七 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

一 「同上」

二 取締役等（法第六十三条の五第一項第十一号に規定する取締役等をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該取締役等が外国人である場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 「同上」

四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十一号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面  
〔五・六 同上〕

七 外国暗号資産交換業者である場合にあつては、外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けて暗号資産交換業を行う者であることを証する書面

〔八〇十六 同上〕

十七 「同上」

イ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関（法第六十三条の十二第一項第一号に規定する指定暗号資産交換業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十二條第一項第八号において同じ。）が存在する場合 法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在しない場合 法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十八 その他参考となるべき事項を記載した書面

（財産的基礎等）

第九条 法第六十三条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 純資産額が負の値でないこと（暗号資産の管理を行う者にあつては、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上であること）。

2 法第六十三条の五第一項第十二号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため暗号資産交換業に係る職務を適

イ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関（法第六十三条の十二第一項第一号に規定する指定暗号資産交換業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十二條第一項第八号において同じ。）が存在する場合 当該暗号資産交換業者が法第六十三条の十二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定暗号資産交換業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定暗号資産交換業務紛争解決機関が存在しない場合 当該暗号資産交換業者の法第六十三条の十二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十八 その他参考となるべき事項を記載した書面

（財産的基礎等）

第九条 「同上」

一 「同上」

二 純資産額（第六条第一項第八号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと（暗号資産の管理を行う者にあつては、履行保証暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額以上であること）。

2 法第六十三条の五第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため暗号資産交換業に係る職務を適

正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の届出)

第十二条 「略」

2 暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号の二により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）その変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

〔四〇十一 略〕

〔三・四 略〕

(禁止行為)

第二十条 法第六十三条の九の三第四号に規定する暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の届出)

第十二条 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第九号に掲げる場合を除く。）その変更に係る事項を記載した登記事項証明書

〔四〇十一 同上〕

〔三・四 同上〕

(禁止行為)

第二十条 「同上」

「一〇八 略」

九 暗号等資産等（金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号等資産等に係る暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

十 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係る暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の受託等をする行為

「十一〇十三 略」

（暗号資産の性質に関する説明）

第二十一条 「略」

2 「略」

「項を削る。」

（暗号資産信用取引に関する特則）

「一〇八 同上」

九 暗号資産等（金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係る暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

十 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係る暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の受託等をする行為

「十一〇十三 同上」

（暗号資産の性質に関する説明）

第二十一条 「同上」

2 「同上」

3 暗号資産交換業者は、その営業所において、暗号資産交換業の利用者と暗号資産の交換等を行う場合には、前項各号に掲げる事項を当該利用者の目につきやすいように窓口に掲示しなければならない。

（暗号資産信用取引に関する特則）

第二十五条 「略」

〔2〕5 略

6 第一項、第三項及び前項に規定する保証金は、電子決済手段又は暗号資産をもって充てることができる。この場合において、第一項第一号中「並びに」とあるのは、「、当該保証金に充当することができる電子決済手段又は暗号資産の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。

7 暗号資産交換業者が預託を受けるべき暗号資産信用取引の保証金の全部又は一部が前項の規定により電子決済手段又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額とする。

（利用者財産に係る分別管理監査）

第二十八条 暗号資産交換業者（法第二条第十五項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。）は、法第六十三条の十一第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。

2 「略」

（暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第二十五条 「同上」

〔2〕5 同上

6 第一項、第三項及び前項に規定する保証金は、暗号資産をもって充てることができる。この場合において、第一項第一号中「並びに」とあるのは、「、当該保証金に充当することができる暗号資産の種類並びに数量、充当価格及びこれらの計算方法並びに」とする。

7 暗号資産交換業者が預託を受けるべき暗号資産信用取引の保証金の全部又は一部が前項の規定により暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、認定資金決済事業者協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額とする。

（利用者財産に係る分別管理監査）

第二十八条 暗号資産交換業者（法第二条第七項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。）は、法第六十三条の十一第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定による管理の状況について、金融庁長官の指定する規則の定めるところにより、毎年一回以上、公認会計士又は監査法人の監査（以下「分別管理監査」という。）を受けなければならない。

2 「同上」

（暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条 法第六十三条の第十二第四項に規定する苦情処理措置と

して内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 暗号資産交換業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動業等関連苦情のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。

以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二〇五 略〕

2 法第六十三条の第十二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により暗号資産交換業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二〇四 略〕

3 〔略〕

第三十二条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 暗号資産交換業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十二項に規定する資金移動業等関連苦情のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。

以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〇五 同上〕

2 〔同上〕

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により暗号資産交換業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移動業等関連紛争のうち暗号資産交換業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二〇四 同上〕

3 〔同上〕

(暗号資産交換業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 法第六十三条の十三に規定する暗号資産交換業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

〔一〇四 略〕

五 各営業日における管理する暗号資産交換業の利用者の金銭の額の記録(法第二条第十五項第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

六 各営業日における利用者区分管理信託に係る信託財産の額の記録(法第二条第十五項第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

七 〔略〕

八 分別管理監査の結果に関する記録(法第二条第十五項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。)

九 〔略〕

〔2・3 略〕

(暗号資産交換業に係る取引記録)

第三十四条 〔略〕

2 前項第一号の取引日記帳には、法第二条第十五項第一号及び第二号に掲げる行為(媒介又は代理に係るものを除く。)に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十 略〕

3 第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第

(暗号資産交換業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 各営業日における管理する暗号資産交換業の利用者の金銭の額の記録(法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

六 各営業日における利用者区分管理信託に係る信託財産の額の記録(法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。)

七 〔同上〕

八 分別管理監査の結果に関する記録(法第二条第七項第三号に掲げる行為又は暗号資産の管理を行う者に限る。)

九 〔同上〕

〔2・3 同上〕

(暗号資産交換業に係る取引記録)

第三十四条 〔同上〕

2 前項第一号の取引日記帳には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為(媒介又は代理に係るものを除く。)に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇十 同上〕

3 第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第



十五項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）  
に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇九 略」

4 「略」

（注文伝票）

第三十六条 第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第  
十五項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を  
記載しなければならない。

「一〇十二 略」

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が必要な場合）

第四十一条 法第六十三条の二十一に規定する内閣府令で定める場  
合は、暗号資産交換業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の  
事由により暗号資産交換業の全部を他の暗号資産交換業者に承継  
させた場合とする。

（法令違反行為等の届出）

第四十二条 「略」

（經由官庁）

第四十三条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けよ  
うとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する

七項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に  
関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇九 同上」

4 「同上」

（注文伝票）

第三十六条 第三十三条第一項第四号の注文伝票には、法第二条第  
七項第一号及び第二号に掲げる行為に関し、次に掲げる事項を記  
載しなければならない。

「一〇十二 同上」

「条を加える。」

（法令違反行為等の届出）

第四十一条 「同上」

（經由官庁）

第四十二条 暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けよ  
うとする者を含む。次条において同じ。）は、第四条に規定する

登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

2 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の經由）

**第四十四条** 暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条第二項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

2 暗号資産交換業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該暗号資産交換業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の經由）

**第四十三条** 暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

---

第四十五条

〔略〕

---

第四十四条

〔同上〕

---

<p>別紙様式第 1 号 (第 4 条関係)</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>[(第 1 面) ~ (第 5 面) 略]</p> <p>(第 6 面)</p>	<p>別紙様式第 1 号 (第 4 条関係)</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>[(第 1 面) ~ (第 5 面) 同左]</p> <p>(第 6 面)</p>
<p>9. 暗号資産交換業の内容及び方法</p>	<p>9. 暗号資産交換業の内容及び方法</p>
<p>(1) 暗号資産交換業の内容及び方法</p>	<p>(1) 暗号資産交換業の内容及び方法</p>
<p>[表略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>(記載上の注意)</p>	<p>(記載上の注意)</p>
<p>1. [略]</p>	<p>1. [同左]</p>
<p>2. 「暗号資産交換業の種類」は、<u>法第 2 条第 15 項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、<u>暗号資産信用取引</u>に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。</u></p>	<p>2. 「暗号資産交換業の種類」は、<u>法第 2 条第 7 項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、<u>第 1 条第 2 項第 6 号に規定する暗号資産信用取引</u>に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。</u></p>
<p>[3.・4. 略]</p>	<p>[3.・4. 同左]</p>
<p>[(第 7 面) ~ (第 14 面) 略]</p>	<p>[(第 7 面) ~ (第 14 面) 同左]</p>
<p>別紙様式第 2 号 (第 4 条関係)</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>[(第 1 面) ~ (第 6 面) 略]</p> <p>(第 7 面)</p>	<p>別紙様式第 2 号 (第 4 条関係)</p> <p>(日本産業規格 A 4)</p> <p>[(第 1 面) ~ (第 6 面) 同左]</p> <p>(第 7 面)</p>
<p>12. 暗号資産交換業の内容及び方法</p>	<p>12. 暗号資産交換業の内容及び方法</p>
<p>(1) 暗号資産交換業の内容及び方法</p>	<p>(1) 暗号資産交換業の内容及び方法</p>
<p>[表略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>(記載上の注意)</p>	<p>(記載上の注意)</p>
<p>1. [略]</p>	<p>1. [同左]</p>
<p>2. 「暗号資産交換業の種類」は、<u>法第 2 条第 15 項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、<u>暗号資産信用取引</u>に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。</u></p>	<p>2. 「暗号資産交換業の種類」は、<u>法第 2 条第 7 項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、<u>第 1 条第 2 項第 6 号に規定する暗号資産信用取引</u>に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。</u></p>

[3.・4. 略]

[(第8面)～(第15面) 略]

別紙様式第4号(第6条第4号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお  
ける住所又は居所

居 住 地

氏 名

(通称名 )

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1項第12号ロに該当しない  
ことを誓約します。

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第5号(第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第12号に規定する取締役等について記載する

[3.・4. 同左]

[(第8面)～(第15面) 同左]

別紙様式第4号(第6条第4号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお  
ける住所又は居所

居 住 地

氏 名

(通称名 )

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1項第11号ロに該当しない  
ことを誓約します。

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第5号(第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

履 歴 書

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第11号に規定する取締役等について記載する

こと。

[2.・3. 略]

4. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第12号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号 (第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

[表略]

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第12号に規定する取締役等について記載すること。

[2.～5. 略]

6. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第12号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第16号 (第42条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者

登録番号

財務 (支) 局長 第

号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) —

商 号

代表者の  
氏 名

法令違反行為等届出書

こと。

[2.・3. 同左]

4. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第11号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第6号 (第6条第5号、第12条第2項第4号関係)

(日本産業規格A4)

沿 革

[同左]

(記載上の注意)

1. 法第63条の5第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。

[2.～5. 同左]

6. 「賞罰」は、法第63条の5第1項第11号からホまでに該当するものを全て記載すること。

別紙様式第16号 (第41条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者

登録番号

財務 (支) 局長 第

号

住所 (郵便番号)

電話番号 ( ) —

商 号

代表者の  
氏 名

法令違反行為等届出書

<p>取締役等又は従業員に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、暗号資産交換業者に関する内閣府令第42条の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>取締役等又は従業員に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、暗号資産交換業者に関する内閣府令第41条の規定により届け出ます。</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は生記しのみ。</p>	

(資金清算機関に関する内閣府令の一部改正)

第四条 資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）に係る次に掲げる書類</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) 法第六十六条第二項第五号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与に係る次に掲げる書類</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) 法第六十六条第二項第五号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面</p> <p>ホ 〔略〕</p> <p>二 免許を受けようとする者が一般社団法人である場合にあっては、次に掲げる書類</p>	<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）に係る次に掲げる書類</p> <p>〔(1)～(3) 同上〕</p> <p>(4) 法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ 〔同上〕</p> <p>〔(1)～(3) 同上〕</p> <p>(4) 法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面</p> <p>ホ 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p>

「イ・ロ 略」

ハ 理事及び監事の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに理事及び監事が法第六十六条第二項第五号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書面

「ニ・ホ 略」

「三〇七 略」

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第四条の二 法第六十六条第二項第五号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(資金清算業の一部の委託の承認の申請等)

第七条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 受託者が法第六十六条第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含み、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委

「イ・ロ 同上」

ハ 理事及び監事の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに理事及び監事が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書面

「ニ・ホ 同上」

「三〇七 同上」

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第四条の二 法第六十六条第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(資金清算業の一部の委託の承認の申請等)

第七条 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

四 受託者の取締役及び監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含み、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委

員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。)が法第六十六条第二項第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

〔五〇十一 略〕

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあつては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面及び当該会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第五号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面)

〔十三・十四 略〕

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

〔一・二 略〕

三 受託者が法第六十六条第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。

四 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第六十六条第二項第五号に掲げる要件に該当しないこと。

五 〔略〕

員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。)が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

〔五〇十一 同上〕

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあつては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面及び当該会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面)

〔十三・十四 同上〕

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しないこと。

四 受託者の取締役及び監査役並びに会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。

五 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正)

第五条 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「暗号資産交換業」、「認定資金決済事業者協会」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、物品等、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、認定資金決済事業者協会、特定信託会社、特定信託為替取引又は銀行等をいう。</p> <p>2 「略」</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる業務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものであることを知ったときは、その旨</p> <p>四 「略」</p> <p>五 銀行等以外の者であつて法第三十七条の登録を受けないで為</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「暗号資産交換業」又は「認定資金決済事業者協会」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、暗号資産交換業又は認定資金決済事業者協会をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる業務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものであることを知ったときは、その旨</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 銀行等（法第二条第九項に規定する銀行等をいう。）以外の</p>

替取引を行っている者（特定信託会社であつて法第三十七条の二第三項の規定による届出をして特定信託為替取引を行っている者を除く。）を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報

六 法第六十二条の三の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行っている者（法第六十二条の八第一項に規定する発行者であつて同条第三項の規定による届出をして同条第一項に規定する電子決済手段等取引業を行っている者を除く。）を知ったときは、その者及び当該者が行う電子決済手段等取引業に関する情報

七・八 「略」

（認定資金決済事業者協会への情報提供）

第六条 法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「一〜三 略」

四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する統計情報及びその基礎となる情報

六 「略」

者であつて法第三十七条の登録を受けないで為替取引を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報

「号を加える。」

六・七 「同上」

（認定資金決済事業者協会への情報提供）

第六条 「同上」

「一〜三 同上」

四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業及び暗号資産交換業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。



(資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第六条 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」又は「紛争解決等業務の種別」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条</u>（<u>法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）に規定する指定紛争解決機関、紛争解決等業務、苦情処理手続、紛争解決手続又は紛争解決等業務の種別をいう。</p> <p>2 「略」</p> <p>3 この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関連紛争」又は「加入資金移動業等関係業者」とは、それぞれ<u>法</u> <u>第百一条</u> <u>第一項</u>において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）<u>第二条</u> <u>第二十八項</u>若しくは<u>第二十九項</u>又は<u>第五十二条の六十五第二項</u>に規定する資金移動業等関連苦情、資金移動業等関連紛争又は加入資金移動業等関係業者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」又は「紛争解決等業務の種別」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条</u>に規定する指定紛争解決機関、紛争解決等業務、苦情処理手続、紛争解決手続又は紛争解決等業務の種別をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関連紛争」又は「加入資金移動業等関係業者」とは、それぞれ<u>法</u> <u>第百一条</u> <u>第一項</u>において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）<u>第二条</u> <u>第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>又は<u>第五十二条の六十五第二項</u>に規定する資金移動業等関連苦情、資金移動業等関連紛争又は加入資金移動業等関係業者をいう。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(暗号資産又は電子決済手段の換算等)</p> <p>第一条の九 この府令の規定により作成することとされている書類中、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項に規定する電子決済手段をもつて数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たつて採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産又は電子決済手段の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産(法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。)は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号イ(2)</p>	<p>(暗号資産の換算等)</p> <p>第一条の九 この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)をもつて数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たつて採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十条 「同上」</p>

に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 当該外国債等が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十一条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号ロ

(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 当該外国債等が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔略〕

二 〔略〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 当該外国債等が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十一条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 当該外国債等が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 〔略〕</p> <p>(発行登録目論見書等の特記事項)</p> <p>第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 発行登録目論見書 次に掲げる事項</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>二 当該外国債等が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨</p> <p>〔ホ〜ト 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>(発行登録目論見書等の特記事項)</p> <p>第十一条の十二 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>二 当該外国債等が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨</p> <p>〔ホ〜ト 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>
	<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
	<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
	<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第八条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(暗号資産又は電子決済手段の換算等)</p> <p>第二条の九 この府令の規定により作成することとされている書類中、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項に規定する電子決済手段をもつて数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たつて採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産又は電子決済手段の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産(法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。)は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用</p>	<p>(暗号資産の換算等)</p> <p>第二条の九 この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)をもつて数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たつて採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十三条 「同上」</p>



する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 当該有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十四条 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 当該有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔略〕

二 〔略〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 当該有価証券が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 当該有価証券が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>(発行登録目論見書等の特記事項)</p> <p>第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 発行登録目論見書 次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>二 当該有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨</p> <p>〔ホ〕ト 略</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
	<p>2 〔同上〕</p> <p>(発行登録目論見書等の特記事項)</p> <p>第十四条の十三 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>二 当該有価証券が外国通貨又は暗号資産をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨</p> <p>〔ホ〕ト 同上</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

(銀行法施行規則の一部改正)

第九条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第八章 略〕</p> <p>第八章の二 銀行代理業</p> <p>〔第一節～第四節 略〕</p> <p>第五節 所属銀行等（第三十四条の六十三・第三十四条の六十三の二）</p> <p>第八章の三 電子決済等取扱業</p> <p>第一節 通則（第三十四条の六十三の三―第三十四条の六十三の十二）</p> <p>第二節 業務（第三十四条の六十三の十三―第三十四条の六十三の六十）</p> <p>第三節 監督（第三十四条の六十三の六十一―第三十四条の六十三の六十四）</p> <p>第四節 認定電子決済等取扱事業者協会（第三十四条の六十三の六十五―第三十四条の六十三の六十八）</p> <p>第五節 雑則（第三十四条の六十三の六十九・第三十四条の六十四）</p> <p>第八章の四 電子決済等代行業</p> <p>〔第一節～第四節 略〕</p> <p>第八章の五 〔略〕</p> <p>〔第一節～第三節 略〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第八章 同上〕</p> <p>第八章の二 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第四節 同上〕</p> <p>第五節 所属銀行等（第三十四条の六十三・第三十四条の六十三の四）</p> <p>第八章の三 電子決済等代行業</p> <p>〔第一節～第四節 同上〕</p> <p>第八章の四 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第三節 同上〕</p>

第九章 「略」

附則

(定義)

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等取扱業者」、「電子決済等関連預金媒介業務」、「電子決済等取扱業者」、「外国電子決済等取扱業者」、「認定電子決済等取扱事業者協会」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行業者協会」、「電子決済等代行業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「電子決済等取扱業務」、「銀行業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種類」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等取扱業、電子決済等関連預金媒介業務、電子決済等取扱業者、外国電子決済等取扱業者、認定電子決済等取扱事業者協会、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行業者協会、指定紛

第九章 「同上」

附則

(定義)

第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「電子決済等代行業」、「電子決済等代行業者」、「認定電子決済等代行業者協会」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、電子決済等代行業、電子決済等代行業者、認定電子決済等代行業者協会、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

争解決機関、銀行業務、電子決済等取扱業務、銀行業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種類又は手続実施基本契約をいう。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三條第七項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二條第二項、第二十二條の二第二項、第二十三條第二項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第十四項、第三十四條の十九第一項、第三十四條の十九の二第五項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第五項、第三十四條の二十八の三第二項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四條

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三條第六項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十六項、第十七条の三第六項、第十七条の五第十一項、第十七条の五の二第五項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第五項、第二十二條第二項、第二十二條の二第二項、第二十三條第二項、第三十四條の十第六項、第三十四條の十六第十四項、第三十四條の十九第一項、第三十四條の十九の二第五項、第三十四條の二十一第三項、第三十四條の二十三の二第五項、第三十四條の二十八の三第二項、第三十四條の二十九第三項、第三十四條の三十第三項、第三十四條の三十一第三項及び第三十五條第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四條

の二十六を除く。)、第八章の三、第八章の五及び第九章において同じ。)とする。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

(電子決済等代行業に該当しない行為)

第一条の三の三 法第二条第二十一項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者(同号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。)から当該預金者に係る識別符号等(銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。

「一〇三 略」

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介(当該履行に係る為替取引を行うことの指図(当該指図の内容のみを含む。))の伝達により行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号において「相手方等」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行

の二十六を除く。)、第八章の四及び第九章において同じ。)とする。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

(電子決済等代行業に該当しない行為)

第一条の三の三 法第二条第十七項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者(法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。)から当該預金者に係る識別符号等(銀行が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第三十四条の六十四の九第四項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。

「一〇三 同上」

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介(当該履行に係る為替取引を行うことの指図(当該指図の内容のみを含む。))の伝達により行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号において「相手方等」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行

う行為であつて、当該行為に先立つて、法第二条第二十一項第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

(電子決済等代行業に該当する方法)

第一条の三の四 法第二十一条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

二の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。以下同じ。）の代理又は媒介

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第十一条各号に掲げる業務に該当するものを除

う行為であつて、当該行為に先立つて、法第二条第十七項第一号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

(電子決済等代行業に該当する方法)

第一条の三の四 法第十七条第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該銀行に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該銀行に対して伝達する方法とする。

(業務の代理又は媒介)

第十三条 「同上」

〔一・二 同上〕

二の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第十七条の三第二項第一号の四において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第十一条に掲げる業務に該当するものを除く。



く。

「イ・ロ 略」

「三の二〜七 略」

(デリバティブ取引)

第十三条の二の二 法第十条第二項第十二号及び第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 「略」

二 暗号等資産（金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第十七条の二第二項第一号において同じ。）に係る取引

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

「一〜三 略」

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条

）

「イ・ロ 同上」

「三の二〜七 同上」

(デリバティブ取引)

第十三条の二の二 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第十七条の二第二項第一号において同じ。）に係る取引

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 「同上」

「一〜三 同上」

四 「同上」

において「商品情報」という。)を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

「イ」リ 略

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定銀行業務紛争解決機関(法第十二条の三第一項第一号に規定する指定銀行業務紛争解決機関をいう。以下同じ)が存在する場合 当該銀行が同号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル 「略」

「五・六 略」

〔2〕4 略〕

5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行(法第十二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。)とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))

「イ」リ 同上

又 「同上」

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル 「同上」

「五・六 同上」

〔2〕4 同上〕

5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわ

を行う者に限る。)が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 「略」

2 「略」

3 特定取引勘定を設けた銀行(以下「特定取引勘定設置銀行」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第七項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

「一・二 略」

「4・5 略」

(電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置)

第十三条の六の九 銀行は、顧客との間で電子決済手段(資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。)の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない

らず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 「同上」

2 「同上」

3 特定取引勘定を設けた銀行(以下「特定取引勘定設置銀行」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三十五条第六項第一号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

「一・二 同上」

「4・5 同上」

「条を加える。」

い。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第十三条の六の十 銀行は、その営む業務のうち、電子決済手段(暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。)を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 銀行は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第二項及び第十七条の三第二項第十四号において同じ。)について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第十三条の六の十一 銀行は、その営む業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段

(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第十三条の六の九 銀行は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第十七条の三第二項第十四号において同じ。)について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第十三条の六の十 銀行は、その営む業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業

の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 銀行は、その営む業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十三条の八 法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 次に掲げる全ての措置を講じること。
- イ 銀行業務関連苦情（銀行業務に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二〇四 略〕

五 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第五十

務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、銀行の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十三条の八 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- イ 銀行業務関連苦情（法第二条第二十二項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〇四 同上〕

五 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第五十

二条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号並びに第三十四条の六十三の二十八第一項第四号及び第二項第四号において同じ。)が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん(金融商品取引法第七十七条の二第一項(同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。))に規定するあつせんをいう。)により銀行業務関連紛争(銀行業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

3 「二〇五 略」  
「略」

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 「略」

2〇4 「略」

5 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。第三十条の六十三の二十四第三項において同じ。))については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発

二条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。)が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 「同上」

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん(金融商品取引法第七十七条の二第一項(同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。))に規定するあつせんをいう。)により銀行業務関連紛争(法第十二条第二項第三項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

3 「二〇五 同上」  
「同上」

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 「同上」

2〇4 「同上」

5 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。))については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定

行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 銀行（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行の用に供する者を含む。以下こ

借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八 「同上」

一 「同上」

イ 銀行（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行の用に供する者を含む。以下こ

の条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

の条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。



三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品

取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「略」

ホ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるもの

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十四条の二の十四第二号ロにおいて同じ。）に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「同上」

ホ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

に該当するものを除く。)

へ 「略」

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。）、外国商品市場取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）に係る権利

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を送信する方法、ビラ又

へ 「同上」

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。第三十四条の二の第十四条第二号トにおいて同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。同号トにおいて同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。同号トにおいて同じ。）に係る権利  
「号の細分を加える。」

三 「同上」

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電

はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一〇三 略」

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第十四条の十一の二十一 令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

二 「略」

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 「略」

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商

子メールをいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一〇三 同上」

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第十四条の十一の二十一 「同上」

一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号及び第三十四条の五十三の六第一項第一号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

二 「同上」

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 「同上」

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十五 「同上」

品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 「略」

「二〇五 略」

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 同上」

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 「同上」

「二〇五 同上」

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十四条の十一の二十七 「同上」

「一〇十六 略」

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい  
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者  
保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認  
定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認  
定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号  
及び第三十四条の六十三の五十五第十七号において同じ。）の  
有無（対象事業者となつている場合にあつては、その名称）  
十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに  
定める事項

イ 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法  
第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結  
する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定  
銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の  
法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争  
解決措置の内容

十九 「略」

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の  
四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし

「一〇十六 同上」

十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一  
第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてい  
る認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者  
保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認  
定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認  
定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第十七号  
において同じ。）の有無（対象事業者となつている場合にあつ  
ては、その名称）

十八 「同上」

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条  
の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置  
を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決  
機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二  
条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置  
の内容

十九 「同上」

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 「同上」

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用

〔一〕三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 同上〕

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第十四条の十一の三十 〔同上〕

一 〔同上〕

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用

格付をいう。以下同じ。)を付与した者に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

〔三・四 略〕

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の付与した信用格付については、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。第三十四条の二の三十第二項第二号、第三十四条の五十三の十七第二項第二号及び第三十四条の六十三の五十八第二項第二号において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。第三十四条の二の三十第

格付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の五十三の十七において同じ。)を付与した者に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 同上」

〔三・四 同上〕

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項、第三十四条の二の三十第二項及び第三十四条の五十三の十七第二項において同じ。）の付与した信用格付については、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。第三十四条の二の三十第二項第二号及び第三十四条の五十三の十七第二項第二号において同じ。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。第三十四条の二の三十第



二項第三号、第三十四条の五十三の十七第二項第三号及び第三十四条の六十三の五十八第二項第三号において同じ。)を示すものとして使用する呼称

〔四・五 略〕

(臨時休業の届出等)

第十七条 「略」

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇六 略〕

七 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等(同条第一項に規定する銀行等をいう。)を含む。次項において同じ。)において当該銀行のために営む銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 略〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 次条第二項各号に掲げる業務(当該銀行が証券専門会社等(

二項第三号及び第三十四条の五十三の十七第二項第三号において同じ。)を示すものとして使用する呼称

〔四・五 同上〕

(臨時休業の届出等)

第十七条 「同上」

2 「同上」

〔一〇六 同上〕

七 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等(同条第一項に規定する銀行等をいう。)を含む。次項において同じ。)において当該銀行のために営む銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 同上〕

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 「同上」

一 「同上」

二 次条第二項各号に掲げる業務(当該銀行が証券専門会社等(

法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券仲介専門会社」という。）、又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロ及び第三十四条の十六第十三項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該銀行が保険会社等（保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）、又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）、を子会社としていない場合にあつては次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等（法第十六条の二第一項第六号に規定する信託専門会社、同項第十一号ロに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）、又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第三十四条の五第二項第二号及び第三十四条の六十三の二十六第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）、を子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第

法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（第十七条の七の二及び第三十四条の二十二において「証券仲介専門会社」という。）、又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十五項第二号ロ及び第三十四条の十六第十三項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該銀行が保険会社等（保険会社、保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）、又は保険業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）、を子会社としていない場合にあつては次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該銀行が信託専門会社等（法第十六条の二第一項第六号に規定する信託専門会社、同項第十一号ロに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）、又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第三十四条の五第二項第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）、を子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 「同上」

十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第四号及び第十四号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

〔四〇 略〕

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 〔略〕

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔四〇 同上〕

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加

工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔一の三・一の四 略〕

一の五 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六・一の七 〔略〕

〔二〇三の五 略〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔五〇十三 略〕

十四 投資助言業務又は投資一任契約（暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十四の二〇三十九 略〕

〔三〇六 略〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 法第二十一条前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に

工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔一の三・一の四 同上〕

〔号を加える。〕

一の五・一の六 〔同上〕

〔二〇三の五 同上〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔五〇十三 同上〕

十四 投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十四の二〇三十九 同上〕

〔三〇六 同上〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 〔同上〕

規定する中間事業年度をいう。以下同じ。)に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。

〔一・二 略〕

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13から19)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

〔1〕(14) 略

(15) 信託勘定有価証券残高(18)に掲げる事項を除く。)

(16) 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。)残高

(17) 信託勘定暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第五号へ(5)において同じ。)

〔残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。)残高

(18)・(19) 「略」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(13から18)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

〔1〕(14) 同上

(15) 信託勘定有価証券残高(17)に掲げる事項を除く。)

〔加える。〕

(16) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証暗号資産をいう。)残高

(17)・(18) 「同上」

ハ 「略」

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

「イ〜ホ 略」

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

〔(1)〜(3) 略〕

〔4〕 電子決済手段

〔5〕 「略」

「ト〜ル 略」

「六・七 略」

〔2〜5 略〕

ハ 「同上」

四 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 「同上」

「イ〜ホ 同上」

へ 「同上」

〔(1)〜(3) 同上〕

〔加える。〕

〔4〕 「同上」

「ト〜ル 同上」

「六・七 同上」

〔2〜5 同上〕

(預金者等に対する情報の提供)

第三十条の二 外国銀行支店は、預金等の受入れ(特定預金等の受入れを除く。)に関し、預金者等の保護に資するため、預金者等に対し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

〔一〕三 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項)において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。))又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において

(預金者等に対する情報の提供)

第三十条の二 外国銀行支店は、預金等の受入れ(法第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。)に関し、預金者等の保護に資するため、預金者等に対し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

〔一〕三 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 「同上」

一 「同上」

イ 外国銀行代理銀行(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。))又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において



同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

【ロ〽ニ 略】

二 【略】

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

【一・二 略】

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項

同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)(の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

【ロ〽ニ 同上】

二 【同上】

2 【同上】

【一・二 同上】

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項

を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 略】

四 「略」

3 「略」

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の二の九 令第十四条の三において準用する令第四条の三第一項及び令第十四条の四において準用する令第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

【一・二 略】

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（第十四条の十一の十四第二号イからチまで

を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 同上】

四 「同上」

3 「同上」

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

【一・二 同上】

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 「同上」

一 「同上」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億

に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

三 「略」

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十四条の二の二十一 令第十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 「略」

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三十四条の二の三十三 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〜三 略」

託受益権

へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三 「同上」

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十四条の二の二十一 「同上」

「一・二 同上」

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 「同上」

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三十四条の二の三十三 「同上」

「一〜三 同上」

四 顧客との間で外国電子決済手段（外国において発行される法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号において同じ。）の発行による為替取引の代理又は媒介を行う場合には、外国電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は外国銀行代理業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる外国電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

五 七 「略」

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「略」

（銀行代理業の業務の内容及び方法）

第三十四条の三十三 「略」

2 前項第三号に規定する銀行代理業の実施体制には、法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、

「号を加える。」

四 六 「同上」

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「同上」

（銀行代理業の業務の内容及び方法）

第三十四条の三十三 「同上」

2 「同上」

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

〔一・二 略〕

三 兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下この節及び次節において同じ。）を営む場合  
銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇七 略〕

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第三十四条の六十三の四第八号、第三十四条の六十三の十一第二号及び第三十四条の六十四の四第一号へにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告（同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第三十四条の六十三の四第八号、第三十四条の六十三の十一第二号及び第三十四条の六十四の四第一号へにおいて同じ。）の内容を記載した書面

〔九〇十四 略〕

（銀行代理業の許可の審査）

〔一・二 同上〕

三 兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を営む場合  
銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第三十四条の三十四 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第三十四条の六十四の四第一号へにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

〔九〇十四 同上〕

（銀行代理業の許可の審査）

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一

項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〽三 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ〽ハ 略」

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

「(1)〽(4) 略」

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第

第三十四条の三十七 「同上」

「一〽三 同上」

四 「同上」

「イ〽ハ 同上」

ニ 「同上」

「(1)〽(4) 同上」

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第

六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔6〕(11) 略

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サー

の三第一項の許可を取り消された場合

〔6〕(11) 同上

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サー



ビスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

へ 「略」

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(4) 略

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 略

チ 「略」

〔五〕七 略

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下

の提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

へ 「同上」

ト 「同上」

〔1〕(4) 同上

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において準用する法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 同上

チ 「同上」

〔五〕七 同上

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第

同じ。）」とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十四条の五十三の六 令第十六条の六の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告

百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十四条の五十三の六 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告

塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2  
「略」

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十七 略」

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該銀行代理業者の所属銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 「略」

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同

塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2  
「同上」

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十二 「同上」

「一〇十七 同上」

十八 「同上」

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行代理業者の所属銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 「同上」

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三 「同上」

法第三十四条の二第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 銀行代理業者（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

一 「同上」

イ 銀行代理業者（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

「ロ」ニ 略

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

「一・二 略」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の六の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 「略」

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の五十三の十四 令第十六条の六の三において準用する令第四条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は

「ロ」ニ 同上

二 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の六の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 「同上」

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十四条の五十三の十四 令第十六条の六の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

(銀行代理業者の原簿の記載事項)

第三十四条の六十三の二 「略」

第八章の三 電子決済等取扱業

第一節 通則

(電子決済等取扱業の登録申請書の記載事項)

第三十四条の六十三の三 法第五十二条の六十の四第一項第七号に

規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる  
営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における営  
業所に限る。）の所在地及び連絡先

二 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をするこ  
とができる事項の全部につき議決権を行使することができない  
株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の  
規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議  
決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主を  
いう。）の氏名、商号又は名称

三 加入する認定電子決済等取扱事業者協会の名称

「一・二 同上」

(銀行代理業者の原簿の記載事項)

第三十四条の六十四 「同上」

「章を加える。」

四 電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

五 他に業務を営むときは、その業務の種類

2 前項第一号及び第五号に掲げる事項は、銀行等（銀行又は株式会社商工組合中央金庫をいう。以下この章及び第三十五条第五項において同じ。）が登録申請者（法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。次条第八号において同じ。）である場合には、登録申請書（法第五十二条の六十の四第一項の登録申請書をいう。次条第三号において同じ。）に記載することを要しない。

（登録申請書のその他の添付書類）

第三十四条の六十三の四 法第五十二条の六十の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十の三の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 役員（法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号から第四号まで及び第三十四条の六十三の十九第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

- 
- 二 役員住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員  
の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
  - 三 役員旧氏及び名を当該役員氏名に併せて登録申請書に記  
載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員旧氏及び  
名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
  - 四 役員が法第五十二条の六十の六第一項第九号イからへま  
までの役員に該当しない者であることを当該役員が誓約する書  
面
  - 五 株主の名簿
  - 六 外国電子決済等取扱業者である場合にあつては、法に相当  
する外国の法令の規定により当該外国において法第五十二条の  
六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政  
処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外  
国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを  
証する書面
  - 七 登録申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照  
表又はこれに代わる書面。ただし、登録申請の日を含む事業  
年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の際におけ  
る貸借対照表又はこれに代わる書面
  - 八 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請  
の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載  
した書面
  - 九 事業開始後三事業年度における電子決済等取扱業に係る収支  
の見込みを記載した書面
-



- 
- 十 電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）
- 十一 電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書
- 十二 電子決済等取扱業に関する社内規則等
- 十三 電子決済等取扱業の顧客と電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類
- 十四 委託銀行との間の電子決済等取扱業に係る業務の委託契約書の案
- 十五 電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書の案
- 十六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面
- イ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（法第五十二条の六の十五第一項第一号に規定する指定電子決済等取扱業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第三十四条の六十三の十三第二項第九号において同じ。）が存在する場合 法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合 法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 十七 その他参考となるべき事項を記載した書面
-

---

(電子決済等取扱業者登録簿の縦覧)

第三十四条の六十三の五 金融庁長官等は、その登録をした電子決済等取扱業者に係る電子決済等取扱業者登録簿を当該電子決済等取扱業者の主たる営業所(外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(財産的基礎)

第三十四条の六十三の六 法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資本金の額が千万円以上であること。
- 二 純資産額(第三十四条の六十三の四第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。)が負の値でないこと。

(心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者)

第三十四条の六十三の七 法第五十二条の六十の六第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

---

(あらかじめ届け出ることを要しない場合等)

第三十四条の六十三の八 法第五十二条の六十の七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託銀行から法第二条第十七項第一号の委託を受けることをやめようとする場合

二 電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、電子決済等取扱業の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合

2 法第五十二条の六十の七第一項の規定により届出を行う電子決済等取扱業者は、別表第三の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 法第五十二条の六十の七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所を変更前の所在地に復した場合

三 第三十四条の六十三の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

4 法第五十二条の六十の七第二項の規定により届出を行う電子決

濟等取扱業者は、別表第三の三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

(電子決済等取扱業に関する特例)

第三十四条の六十三の九 法第五十二条の六十の八第二項の規定により読み替えて適用する法第五十二条の六十一の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次条第一項各号に掲げる事項とする。

2 法第五十二条の六十の八第二項の規定により適用する法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、第三十四条の六十四の七第一項の規定にかかわらず、前条第三項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

(電子決済等代行業を営む場合の届出)

第三十四条の六十三の十 法第五十二条の六十の八第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（法第五十二条の六十の八第三項の規定により届出を行う電子決済等取扱業者（次項及び次条において「届出者」という。）が外国法人である場合にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先
- 二 加入する認定電子決済等代行業者協会の名称

三 電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

2 前項第一号に掲げる事項は、銀行等が届出者である場合には、記載することを要しない。

(電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類)

第三十四条の六十三の十一 法第五十二条の六十の八第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出者である場合は、この限りでない。

一 法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出の日(以下この条において「届出日」という。)を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、届出日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

二 届出者が会計監査人設置会社である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

(標識の様式等)

第三十四条の六十三の十二 法第五十二条の六十の九第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十九号の二に定めるものとする。

---

2 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3 法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録番号

二 加入している認定電子決済等取扱事業者協会の名称（認定電子決済等取扱事業者協会に加入していない場合にあつては、その旨）

## 第二節 業務

（顧客に対する説明）

第三十四条の六十三の十三 法第五十二条の六十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う場合において、直前に当該顧客との間で当該行為を行った時以後に法第五十二条の六十の十一第一項各号に掲げる事項に変更がないとき。

二 法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引について委託銀行が顧客に対し法第五十二条の六十の十一第一項の規定に準じて同項各号に掲げる事項を明らかにしたとき。

2 法第五十二条の六十の十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

---

- 
- 一 登録番号
  - 二 法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引の内容
  - 三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
  - 四 顧客との間で継続的に法第二条第十七項第一号に掲げる行為を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
  - 五 電子決済等取扱業者の営む電子決済等取扱業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は顧客の金銭その他の財産を預託させるときは、その預託についての委託銀行からの権限の付与がある旨
  - 六 顧客が委託銀行に対して有する権利の内容及びその行使に係る手続
  - 七 第三十四条の六十三の二十六第四号に掲げる場合に該当するものとして顧客から金銭を受け入れる場合にあつては、当該金銭を委託銀行に交付するために要する時間
  - 八 電子決済等取扱業に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針
  - 九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
    - イ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在する場合 当該電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十五第一項第
-

---

一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合

当該電子決済等取扱業者の法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十 その他当該電子決済等取扱業者の営む電子決済等取扱業に關し参考となると認められる事項

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の顧客への提供）

第三十四条の六十三の十四 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の顧客との間で法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等取扱業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。

（電子決済等取扱業に係る情報の安全管理措置）

第三十四条の六十三の十五 電子決済等取扱業者は、その業務の内容及び方法に応じ、電子決済等取扱業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

---



---

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第三十四条の六十三の十六 電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の漏えい等の報告)

第三十四条の六十三の十七 電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する情報(個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第三十四条の六十三の十八 電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である電子決済等取扱業の顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措

---

置を講じなければならない。

(顧客情報の使用に係る同意等)

第三十四条の六十三の十九 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。)が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(電子決済等取扱業及び電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報(その兼業業務上知り得た公表されていない情報をいう。次項において同じ。)が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく電子決済等取扱業に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使

---

用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく委託銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十四条の六十三の二十 電子決済等取扱業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 委託先が行う電子決済等取扱業の顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済等取扱業の顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 電子決済等取扱業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置

---

を講ずるための措置

(その他電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するための措置等)

第三十四条の六十三の二十一 電子決済等取扱業者は、その営む電子決済等取扱業に関し、電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業について、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業に係る取引について、捜査機関等から当該電子決済等取扱業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該電子決済等取扱業に係る取引の停止等を行う措置

三 電子決済等取扱業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、顧客と電子決済等取扱業に係る取引を行う場合には、当該顧客が当該電子決済等取扱業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

四 電子決済等取扱業者が、顧客から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して電子決済等取扱業に係る取引に係る指図を受ける場合には、当該指図の内容を、当該顧客が当該指図

に係る電子計算機の実行の際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

五 電子決済等取扱業者が、法第五十二条の六十の十九第一項の報告書に添付して金融庁長官等に提出した貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を公表する措置

六 電子決済等取扱業者が、その営む電子決済等取扱業に関し、電子決済等取扱業の顧客から金銭を受領したときは、遅滞なく、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、次に掲げる事項を明らかにする措置

イ 電子決済等取扱業者の商号及び登録番号

ロ 当該顧客から受領した金銭の額

ハ 受領年月日

七 電子決済等取扱業者が、電子決済等取扱業の顧客との間で法第二条第十七項各号に掲げる行為に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、取引の記録を明らかにする措置

2 前項の規定によるもののほか、電子決済等取扱業者は、当該電子決済等取扱業者又はその役員若しくは使用人が認定電子決済等取扱事業者協会の定款その他の規則（顧客の保護又は電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に関するもの）に限り、認定電子決済

等取扱事業者協会に加入しない法人にあつては、これに準ずる内容の社内規則）に違反する行為であつて、顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをすることを防止するために必要な措置を講じなければならぬ。

（電子決済等取扱業に係る社内規則等）

第三十四条の六十三の二十二 電子決済等取扱業者は、その営む電子決済等取扱業の内容及び方法に応じ、電子決済等取扱業の顧客の保護を図り、及び電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該電子決済等取扱業者が講ずる法第五十二条の六十の十五第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

（電子決済等取扱業者の密接関係者から除かれる者）

第三十四条の六十三の二十三 令第十六条の八の二第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信託業法第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に

---

規定する外国信託会社（第三十四条の六十三の二十六第二号において「信託会社等」という。）

三 資金移動業者

（電子決済等取扱業者の密接関係者）

第三十四条の六十三の二十四 令第十六条の八の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（同項に規定する会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決

---

---

権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。次項第二号イにおいて同じ。）若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行つていること（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

---



---

三 会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 令第十六条の八の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等（同条第四項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算にお

---

- 
- いて保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等
- 二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意して
-

いる者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等に該当しないものと推定する。

（議決権の保有の判定）

第三十四条の六十三の二十五 令第十六条の八の二第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式等に係る議決権を含むものとする。

- 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

---

二 金融商品取引法施行令第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により令第十六条の八の二第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権を含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合

2 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等に係る議決権を除くものとする。

一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式等

二 相続人が相続財産として所有する株式等（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

---

---

(金銭等の預託の禁止から除かれる場合)

第三十四条の六十三の二十六 法第五十二条の六十の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行等が業として行う場合
- 二 信託会社等が信託業として行う場合
- 三 資金移動業者が資金移動業として行う場合
- 四 電子決済等取扱業に関して顧客から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、委託銀行に交付する場合

(委託銀行との間の契約に定めなければならない事項)

第三十四条の六十三の二十七 法第五十二条の六十の十四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電子決済等取扱業に関し、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項
  - 二 委託銀行が預金者（法第二条第十七項第一号に規定する預金者をいう。）を把握するために必要な情報を当該電子決済等取扱業者が当該委託銀行の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）
-

---

(電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十四条の六十三の二十八 法第五十二条の六十の十五第一項第

二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 電子決済等取扱業務関連苦情（電子決済等取扱業務に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 電子決済等取扱業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 消費者基本法第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

三 令第十六条の十六第六号又は第七号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

四 電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により電子決済等取扱業務関連

---

苦情の処理を図ること。

2 法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により電子決済等取扱業務関連紛争（電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

三 令第十六条の十六第六号又は第七号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

四 電子決済等取扱業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、電子決済等取扱業者は、第十三条の八第三項各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により電子決済等取扱業務関連苦情の処理又は電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図つては

ならない。

(契約の種類)

第三十四条の六十三の二十九 法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法（以下この章において「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十四条の六十三の三十 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った電子決済等取扱業者のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十四条の六十三の三十三において同じ。）に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の六十三の三十一 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において



---

同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 電子決済等取扱業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う電子決済等取扱業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該電子決済等取扱業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた

---

---

当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法

---

---

を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第十六条の八の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記載された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記載された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

---

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の六十三の三十二 令第十六条の八の三において準用する令第四条の三第一項及び令第十六条の八の四において準用する令第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十四条の六十三の三十四第一項各号に掲げる方法のうち電子決済等取扱業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項

第三十四条の六十三の三十三 準用金融商品取引法第三十四条の二

第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
- イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
- ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
- 五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の六十三の三十四 準用金融商品取引法第三十四条の二

第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）

）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、電子決済等取扱業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の六十三の三十五 準用金融商品取引法第三十四条の第三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の六十三の三十七において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十四条の六十三の三十七において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の六十三の三十六 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の六十三の三十八において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第三十四条の六十三の三十七 準用金融商品取引法第三十四条の三



---

第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第三十四条の六十三の三十八 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等

第三十四条の六十三の三十九 準用金融商品取引法第三十四条の四  
第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要  
件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出  
を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと  
。

二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に  
基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内  
閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組  
合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要  
件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申  
出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ているこ  
と。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であるこ  
と。

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する  
有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決  
定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人  
（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申

出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十四条の六十三の四十 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十四条の六十三の四十二第二項第三号及び第三十四条の六十三の四十三において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の六十三の四十二において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(第十四条の十一の十四第二号イからチまでに掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

三 申出者が最初に当該電子決済等取扱業者の行う電子決済等関

連預金媒介業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の六十三の四十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第三十四条の六十三の四十三において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の六十三の四十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の六十三の四十四において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第三十四条の六十三の四十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第三十四条の六十三の四十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(広告類似行為)

第三十四条の六十三の四十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする電子決済等取扱業者の商号又はその通称

ハ 令第十六条の八の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項

の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この章において「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第三十四条の六十三の五十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第三十四条の六十三の五十三第一項第三号口に規定する契約変更書面

（特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容についての広告等の表示方法）

第三十四条の六十三の四十六 電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項及び第三十四条の六十三の四十九第一項第二号において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告等をするときは、令第十六条の八の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事



項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務の内容について基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の六十三の四十九第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条の八の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十四条の六十三の四十七 令第十六条の八の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十四条の六十三の四十八 令第十六条の八の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定預金等契約に係る委託銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

三 当該電子決済等取扱業者が認定電子決済等取扱事業者協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該認定電子決済等取扱事業者協会の名称

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第三十四条の六十三の四十九 令第十六条の八の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

二 電子決済等取扱業者又は当該電子決済等取扱業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十六条の八の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の六十三の四十五第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第三十四条の六十三の五十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定預金等契約の解除に関する事項

二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

五 電子決済等取扱業者の資力又は信用に関する事項

六 電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の実績に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十四条の六十三の五十一 契約締結前交付書面には、準用金融

商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の六十三の五十五第一十一号に掲げる事項

二 第三十四条の六十三の五十五第十二号に掲げる事項

3 電子決済等取扱業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の六十三の五十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

第三十四条の六十三の五十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付す

ることにより行うものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の六十三の五十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の六十三の五十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の六十三の五十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の六十三の五十九までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

---

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第三十四条の六十三の五十九第一号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべ

---

き事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所に第三十四条の六十三の五十一に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十四条の六十三の三十一第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた

---

場合に限る。)には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日(第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十四条の六十三の三十一第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること(第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。)をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項(第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

---



三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四条の六十三の五十四 準用金融商品取引法第三十七条の三  
第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に  
関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその  
上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の  
額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)及び当該金  
額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。た  
だし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その  
旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の六十三の五十五 準用金融商品取引法第三十七条の三  
第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事  
項とする。

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二 商品の名称(通称を含む。)

三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象である  
かどうかの別

四 受入れの対象となる者の範囲

五 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)

- 
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
  - 七 払戻しの方法
  - 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 九 付加することのできる特約に関する事項
  - 十 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
  - イ 当該指標
  - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
  - 十二 当該特定預金等契約に係る委託銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
  - 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細
  - イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
-

- 
- ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 先物外国為替取引
- ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
- ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項
- 十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要
- 十六 顧客が当該特定預金等契約に係る委託銀行に連絡する方法
- 十七 当該特定預金等契約に係る委託銀行が対象事業者となつて  
いる認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつている場合  
にあつては、その名称）
- 十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに  
定める事項
- イ 指定銀行業務紛争解決機関が存在する場合 当該特定預金  
等契約に係る委託銀行が法第十二条の三第一項第一号に定め  
る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基
-

本契約の相手方である指定銀行業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定銀行業務紛争解決機関が存在しない場合 当該特定預金等契約に係る委託銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の六十三の五十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該特定預金等契約に係る委託銀行の商号
- 二 預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額)
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 預入日及び満期日(自動継続扱いの有無を含む。)
- 五 払戻しの方法
- 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 七 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算

---

方法を含む。)

八 当該特定預金等契約の成立の年月日

九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項

十 顧客の氏名又は名称

十一 顧客が当該特定預金等契約に係る委託銀行に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の六十三の五十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。)

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契

---

約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日

において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第三十四条の六十三の五十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人を当該特定関係法人

---

として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十四条の六十三の五十九 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるた

---



---

めに必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

二 特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（行為規制の適用除外の例外）

第三十四条の六十三の六十 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

### 第三節 監督

---

(電子決済等取扱業に関する帳簿書類)

第三十四条の六十三の六十一 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の十八の規定により、電子決済等取扱業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（電子決済等関連預金媒介業務を行わない場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）を委託銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から十年間

二 法第二十七条第十七項第一号に掲げる行為に係る取引記録 作成の日から十年間

三 電子決済等関連預金媒介業務の内容を記録した書面 当該電子決済等関連預金媒介業務を行った日から十年間

四 電子決済等取扱業の顧客との間で電子決済等取扱業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあつては、顧客勘定元帳 作成の日から五年間

2 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

---

(顧客勘定元帳)

第三十四条の六十三の六十二 前条第一項第四号の顧客勘定元帳は、電子決済等取扱業の顧客ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 顧客の氏名又は名称

二 顧客の有する預金債権（法第二条第十七項第一号に規定する預金債権をいう。）の額の増減及びその年月日並びに当該預金債権の差引残高

(電子決済等取扱業に関する報告書の様式等)

第三十四条の六十三の六十三 法第五十二条の六十の十九第一項の報告書は、別紙様式第十九号の三（外国電子決済等取扱業者にあつては、別紙様式第十九号の四）により作成し、事業年度経過後三月以内（外国電子決済等取扱業者にあつては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 電子決済等取扱業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十七条の四の二の規定により当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、

---

当該財務局長)の承認を受けて、その提出を延期することができる。

3 電子決済等取扱業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした電子決済等取扱業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 法第五十二条の六十の十九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面とする。

(公告の方法)

第三十四条の六十三の六十四 法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による公告は、官報によるものとする。

第四節 認定電子決済等取扱事業者協会

(認定の申請書の添付書類)

第三十四条の六十三の六十五 令第十六条の八の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 認定業務(法第五十二条の六十の二十五に規定する認定業務

---

---

をいう。次号及び第三十四条の六十三の六十八第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三 最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五 役員の前氏及び名を当該役員の前氏名に併せて令第十六条の八の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

（会員名簿の縦覧）

第三十四条の六十三の六十六 認定電子決済等取扱事業者協会は、その会員名簿を当該認定電子決済等取扱事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十三の六十七 法第五十二条の六十の三十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第五十二条の六十の三の登録を受けずに電子決済等取扱

---

---

業を営んでいる者を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等取扱業務に関する情報

二 法第二条第十七項各号に掲げる行為を行う前に、委託銀行との間で、法第五十二条の六十の十四に規定する契約を締結せず  
に電子決済等取扱業を営んでいる電子決済等取扱業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 その他顧客の利益を保護するために認定電子決済等取扱事業者協会が必要と認める情報

（認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供）

第三十四条の六十三の六十八 法第五十二条の六十の三十五に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法の解釈に関する情報

二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四 電子決済等取扱業者の業務又は電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五 電子決済等取扱業者の業務及び電子決済等取扱業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

---

六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

## 第五節 雑則

(廃止の届出等)

第三十四条の六十三の六十九 法第五十二条の六十の三十六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 届出事由

四 法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五 電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、その理由

六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

2 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3 法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告及び営業

所での揭示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び電子決済等取扱業の顧客の財産の返還又は顧客への移転の方法を示すものとする。

4 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合)

第三十四条の六十四 法第五十二条の六十の三十七に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により電子決済等取扱業の全部を他の電子決済等取扱業者に承継させた場合とする。

#### 第八章の四 「略」

(電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第三十四条の六十四の二 法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。た

#### 第八章の三 「同上」

(電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第三十四条の六十四の二 法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。た



だし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二十一条第二項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る。

「一〇四 略」

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第三十四条の六十四の四及び第三十五条第六項において同じ。）が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）に記載することを要しない。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第三十四条の六十四の三 法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子決済等代行業に係る行為のうち、法第二十一条第二項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

だし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第十七条第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。

「一〇四 同上」

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第三十四条の六十四の四及び第三十五条第五項において同じ。）が登録申請者である場合にあつては、登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）に記載することを要しない。

（電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第三十四条の六十四の三 「同上」

一 電子決済等代行業に係る行為のうち、法第十七条第二項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

〔一・三 略〕

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 〔略〕

二 電子決済等代行業の業務（法第二条第二十一項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三 〔略〕

（登録申請書のその他の添付書類）

第三十四条の六十四の四 法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第五十二条の六十一の二の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

〔イ〜ホ 略〕

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

二 〔略〕

〔一・三 同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 電子決済等代行業の業務（法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三 〔同上〕

（登録申請書のその他の添付書類）

第三十四条の六十四の四 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〜ホ 同上〕

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二 〔同上〕

(電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第三十四条の六十四の五 金融庁長官等は、その登録をした電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業者登録簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。

第三十七条第九項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(変更の届出を要しない場合等)

第三十四条の六十四の七 「略」

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者（法第五十二条の六十の八第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の六第三項の規

(電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第三十四条の六十四の五 金融庁長官等は、その登録をした電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業者登録簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。

第三十七条第八項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(変更の届出を要しない場合等)

第三十四条の六十四の七 「同上」

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 電子決済等代行業者は、法第五十二条の六十一の六第三項の規

定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第二十一条第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（利用者に対する説明）

第三十四条の六十四の九 法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 電子決済等代行業者は、法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第三十四条の六十四の十一及び第三十四条の六十四の十六において同じ。）を受けて、法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該電

定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第三十四条の六十四の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第十七条第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（利用者に対する説明）

第三十四条の六十四の九 法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第十七条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 電子決済等代行業者は、法第十七条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次条、第三十四条の六十四の十一及び第三十四条の六十四の十六において同じ。）を受けて、法第十七条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決

子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 前項の電子決済等代行業再委託者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第二条第二十一項第一号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二 法第二条第二十一項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4 法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額  
四 利用者との間で継続的に法第二条第二十一項各号に掲げる行

済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 〔同上〕

一 預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、法第二条第十七項第一号に規定する指図の伝達を受け、電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の銀行に対して伝達することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

二 法第二条第十七項第二号に規定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、同号に規定する情報を当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）を目的として、電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする者

4 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額  
四 利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為

為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 「略」

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第三十四条の六十四の十 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業者の利用者との間で法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該説明を行うことができる。

（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 「同上」

（銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第三十四条の六十四の十 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業者の利用者との間で法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明を行わなければならない。ただし、電子決済等代行業再委託者（前条第三項に規定する電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該電子決済等代行業再委託者又は同項各号の銀行を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第三十四条の六十四の十一 電子決済等代行業者は、法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき銀行が行った預金者が当該銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならぬ。ただし、電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の銀行又は電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者にあつては、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十四条の六十四の十五 電子決済等代行業者は、その業務（法第二条第二十一項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(銀行との間の契約に定めなければならない事項)

第三十四条の六十四の十六 法第五十二条の六十一の十第二項第三

(為替取引の結果の通知)

第三十四条の六十四の十一 電子決済等代行業者は、法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき銀行が行った預金者が当該銀行に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならぬ。ただし、電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の銀行又は電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者にあつては、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第三十四条の六十四の十五 電子決済等代行業者は、その業務（法第二条第十七項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(銀行との間の契約に定めなければならない事項)

第三十四条の六十四の十六 法第五十二条の六十一の十第二項第三

号に規定する内閣府令で定める事項は、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項とする。

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五 法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けずに電子決済等代行業を営んでいる者（法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第二十一条各号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との

号に規定する内閣府令で定める事項は、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第十七条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項とする。

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五 「同上」

一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けずに電子決済等代行業を営んでいる者（金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第十七条各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間



間で、法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約を締結せず、電子決済等代行業を営んでいる電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「略」

#### 第八章の五 「略」

(割合の算定)

第三十四条の六十五の二 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならずとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行業関係業者（法第二条第三十二項に規定する銀行業関係業者をいい、当該申請により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種

で、法第五十二条の六十一の十第一項に規定する契約を締結せず、電子決済等代行業を営んでいる電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「同上」

#### 第八章の四 「同上」

(割合の算定)

第三十四条の六十五の二 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならずとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い

別に係るものに限る。以下この章において同じ。)の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。)に金融庁長官により公表されている銀行業関係業者(次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行業関係業者」という。)の数で除して行うものとする。

(銀行業関係業者に対する意見聴取等)

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行業関係業者の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、全ての銀行業関係業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四項、次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

日。第三十四条の六十七において同じ。)に金融庁長官により公表されている銀行(次条及び第三十四条の六十八第二項において「全ての銀行」という。)の数で除して行うものとする。

(銀行に対する意見聴取等)

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての銀行の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、全ての銀行に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四項、次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ・ロ 略」

ハ 銀行業関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 「略」

2 法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 「略」

二 全ての銀行業関係業者の説明会への出席の有無

三 全ての銀行業関係業者の意見書の提出の有無

〔四・五 略〕

3 前項の書類には、銀行業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 「略」

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八 「略」

2 法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての銀行業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送

「イ・ロ 同上」

ハ 銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 全ての銀行の説明会への出席の有無

三 全ての銀行の意見書の提出の有無

〔四・五 同上〕

3 前項の書類には、銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 「同上」

（指定申請書の添付書類）

第三十四条の六十八 「同上」

2 「同上」

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定により全ての銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月

付した年月日及び方法を証する書類

三 銀行業関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該銀行業関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

〔イ・ロ 略〕

3  
〔略〕

(手続実施基本契約の内容)

第三十四条の七十 法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入銀行業関係業者(法第五十二条の六十五第二項に規定する加入銀行業関係業者をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入銀行業関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第三十四条の七十三 法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入銀行業関係業者の顧客が銀行業務等関連苦情(法第二十一条第二十八項に規定する銀行業務等関連苦情をいう。次条第三項

日及び方法を証する書類

三 銀行に対して業務規程等を送付した場合には、当該銀行に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

〔イ・ロ 同上〕

3  
〔同上〕

(手続実施基本契約の内容)

第三十四条の七十 法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入銀行(法第五十二条の六十五第二項に規定する加入銀行をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入銀行に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第三十四条の七十三 〔同上〕

一 加入銀行の顧客が銀行業務等関連苦情(法第二十一条第二十二項に規定する銀行業務等関連苦情をいう。次条第三項第三号において

第三号において同じ。)の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入銀行業関係業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入銀行業関係業者の商号

〔三・四 略〕

2 〔略〕

(紛争解決委員の利害関係等)

第三十四条の七十四 法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

〔一〕三 略〕

四 当該申立てに係る銀行業務等関連紛争(法第二条第二十九項に規定する銀行業務等関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 〔略〕

2 〔略〕

3 法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一・二 略〕

三 銀行業務等関連苦情を処理する業務又は銀行業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るた

同じ。)の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入銀行の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入銀行の商号

〔三・四 同上〕

2 〔同上〕

(紛争解決委員の利害関係等)

第三十四条の七十四 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 当該申立てに係る銀行業務等関連紛争(法第二条第二十三項に規定する銀行業務等関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 銀行業務等関連苦情を処理する業務又は銀行業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必

め必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

#### 四 「略」

(銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行関係業者の顧客に対する説明)

第三十四条の七十五 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務等関連紛争の当事者である加入銀行関係業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている銀行業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務等関連紛争の当事者に通知すること。

要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

#### 四 「同上」

(銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客に対する説明)

第三十四条の七十五 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

#### 2 「同上」

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている銀行業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(届出事項)

第三十四条の七十七 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び銀行業関係業者の商号

二 「略」

三 次項第七号に掲げる場合 銀行業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該銀行業関係業者の商号

四 「略」

2 法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

「一〇六 略」

七 銀行業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

四 銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(届出事項)

第三十四条の七十七 「同上」

一 法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び銀行の商号

二 「同上」

三 次項第七号に掲げる場合 銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該銀行の商号

四 「同上」

2 「同上」

「一〇六 同上」

七 銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 「略」

九 加入銀行業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 「略」

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇六の三 略」

六の四 電子決済等取扱業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

六の五〇六の七 「略」

「七〇二七七 略」

二十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第七項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

「二九九〇三三七 略」

三十八 銀行、その子会社又は業務の委託先（第九項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

「三九九〇四十三 略」

八 「同上」

九 加入銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 「同上」

(届出事項)

第三十五条 「同上」

「一〇六の三 同上」

「号を加える。」

六の四〇六の六 「同上」

「七〇二七七 同上」

二十八 特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第六項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

「二九九〇三三七 同上」

三十八 銀行、その子会社又は業務の委託先（第八項において「銀行等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該銀行が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

「三九九〇四十三 同上」



〔2〕4 略〕

5 法第五十三條第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等取扱業者が法第二條第十七項各号に掲げる行為を行つているときに限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第五十二條の六十の十四に規定する契約の内容を変更した場合

三 第三十四條の六十三の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

四 電子決済等取扱業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

6 法第五十三條第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等代行業者が法第二條第二十一項第一号に掲げる行為（第一條の三の三に定める行為を除く。）を行つているときに限る。

〔一〕三 略〕

7 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者、電子決済等取扱業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三條第一項から第六項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

5 法第五十三條第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない電子決済等代行業者が法第二條第十七項第一号に掲げる行為（第一條の三の三に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

〔一〕三 同上〕

6 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三條第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合に

の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の六又は第二十九号に掲げる場合 次に掲げる書面

「イホ 略」

「二六 略」

8 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

「一三 略」

四 法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等取扱業を開始したとき又は第五項第四号に該当するときの届出を除く。）

五 法第五十三条第六項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）

9 第一項第三十八号、第四項第四号及び第五項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくは電子決済等取扱業者若しくはそれらの役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

あつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の五又は第二十九号に掲げる場合 次に掲げる書面

「イホ 同上」

「二六 同上」

7 同上

「一三 同上」

「号を加える。」

四 法第五十三条第五項に該当するときの届出（電子決済等代行業を開始したときの届出を除く。）

8 第一項第三十八号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは従業員又は銀行代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

- 二 「略」
- 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 「略」

- 五 その他銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

10 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

- 一 第一項第三十八号、第四項第四号及び第五項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を銀行、銀行代理業者又は電子決済等取扱業者が知つた日

二 「略」

11 13 「略」

(經由官庁)

第三十七条 「略」

「2 7 略」

- 二 「同上」
- 三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 「同上」

- 五 その他銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

9 「同上」

- 一 第一項第三十八号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日

二 「同上」

10 12 「同上」

(經由官庁)

第三十七条 「同上」

「2 7 同上」

8|| 電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第一項の規定による申請書、電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

9・10|| 「略」

（外国電子決済等取扱業者に係る特例）

第三十八条の三 外国電子決済等取扱業者（電子決済等取扱業を営もうとする外国の法人又は電子決済等取扱業を営む外国の法人の設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該外国電子決済等取扱業者が法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができる書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができるものがあるときは、英語で記載することができる。

2 外国電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

「項を加える。」

8・9|| 「同上」

「条を加える。」

3 外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第三十八条の四 法（第七章の六及び第五十三条第六項に限る。）

又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

〔2・3 略〕

別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
〔略〕	〔一〕四 略
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	五 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第三十八条の三 法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）

又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

〔2・3 同上〕

別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
〔同上〕	〔一〕四 同上
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	五 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運

		別表第三の二(第三十四条の六十三の八第二項関係)	)
届出事項	委託銀行の変更		
記載事項	一 新たに委託銀行から委託を受けることとなる場合 イ 当該委託銀行の商号 ロ 当該委託を受けて電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地 ハ 当該営業所で営む電子決済等取扱業の業務の内容	一 理由書 二 新たに委託銀行から委託を受けることとなる場合には、その委託契約書の案	

		〔表を加える。〕	)

<p>電子決済等取扱業の業務の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更に限る。）</p>	
<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>二 当該委託を受ける業務を開始する年月日 二 委託銀行が商号を変更する場合 合 イ 変更後の商号 ロ 変更前の商号 ハ 変更年月日</p>
<p>一 理由書 二 変更後の電子決済等取扱業の内容及び方法を記載した書面 三 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対</p>	

		別表第三の三（第三十四条の六十三の八第四項関係）		
	届出事項	記載事項	添付書類	照表
商号及び住所の変更 電子決済等取扱業を営む営業所（以下この表において「営業所」という。）の名称の変更	一 変更後の商号及び住所 二 変更前の商号及び住所 三 変更年月日	一 変更後の商号及び住所 二 変更前の商号及び住所 三 変更年月日	変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）	
資本金の額の変更	一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 変更年月日	一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 変更年月日	理由書	
営業所の設置	一 設置した営業所の名称 二 所在地	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日		
二 所在地				

「表を加える。」



役員（法第五十二	る場合に限る。） たる営業所を有す であり、外国に主 扱業者が外国法人 更（電子決済等取 称又は所在地の変 主たる営業所の名	営業所の廃止	営業所の所在地の 変更	
一 変更があつた	三 変更年月日 又は所在地 二 変更後の主た る営業所の名称 又は所在地 一 変更前の主た る営業所の名称 又は所在地	二 廃止年月日 一 廃止した営業 所の名称及び所 在地	三 変更年月日 二 変更後の所在 地 一 名称及び変更 前の所在地	三 設置した営業 所で営む電子決 済等取扱業に係 る業務の内容 四 営業開始年月 日
一 法人の登記事	変更に係る事項を 記載した登記事項 証明書			

---

条の六十の四第一  
項第四号に規定す  
る役員をいい、役  
員が法人であると  
きは、その職務を  
行うべき者を含む  
。以下この表にお  
いて同じ。）の変  
更

---

役員の氏名又は  
名称及び役職名  
二 就任又は退任  
年月日

---

項証明書

二 就任する役員  
に係る次に掲げ  
る書面

イ 履歴書（就  
任する役員が  
法人であると  
きは、当該役  
員の沿革を記  
載した書面）

ロ 住民票の抄  
本（就任する  
役員が法人で  
あるときは、  
当該役員の登  
記事項証明書  
）又はこれに  
代わる書面

ハ 旧氏及び名  
を、氏名に併  
せて第三十四  
条の六十三の  
八第二項の届

---

<p>委託銀行からの委託の廃止</p>	
<p>一 委託銀行の商号 二 当該委託銀行のために電子決</p>	
<p>一 理由書 二 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情</p>	<p>出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 二 法第五十二条の六十の六第一項第九号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p>

<p>顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地又は連絡先の変更</p>	<p>電子決済等取扱業の業務の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更を除く。）</p>	
<p>一 変更前の顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地又</p>	<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>一 変更の内容 二 変更年月日 三 業務を廃止した年月日</p>
	<p>一 理由書 二 変更後の電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面の新旧対照表</p>	<p>一 理由書 二 変更後の電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>

<p>認定電子決済等取扱事業者協会からの脱退</p>	<p>認定電子決済等取扱事業者協会への加入</p>	<p>主要株主（第三十条の六十三の三第一項第二号に規定する主要株主をいう。以下この表において同じ。）の氏名、商号又は名称の変更</p>	
<p>一 脱退した認定電子決済等取扱事業者協会の名称</p>	<p>二 加入年月日</p>	<p>一 変更前の主要株主の氏名、商号又は名称 二 変更後の主要株主の氏名、商号又は名称 三 変更年月日</p>	<p>は連絡先 二 変更後の顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地又は連絡先 三 変更年月日</p>
<p>認定電子決済等取扱事業者協会からの脱退した事実を確</p>	<p>認定電子決済等取扱事業者協会に加入した事実を確認することができる書面</p>	<p>株主の名簿</p>	

委託に係る業務の内容又は委託先の変更	一 変更の内容 二 変更年月日	二 脱退年月日 称 認することができ る書面
--------------------	--------------------	---------------------------------

別紙様式第1号 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第 期中

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 中間事業概況書

1 [略]

2 営業所等の増減

[表略]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同

別紙様式第1号 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第 期中

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 中間事業概況書

1 [同左]

2 営業所等の増減

[同左]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)

じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[3～6 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期 中 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[3～6 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期 中 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]



第 1 第 期中 [ 年 月 日から ] 中間事業概況書  
年 月 日まで

1 [略]

2 営業所等の増減

[表略]

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者 (銀行法第 52 条の 60 の 2

第 2 項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同

じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[ 3 ~ 6 略 ]

[第 2 ~ 第 5 略]

別紙様式第 2 号 (第 18 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中 間 業 務 報 告 書

[ 年 月 日から ]  
年 月 日まで

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

第 1 第 期中 [ 年 月 日から ] 中間事業概況書  
年 月 日まで

1 [同左]

2 営業所等の増減

[同左]

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者 (銀行法第 52 条の 61 第 2

項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)

が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[ 3 ~ 6 同左 ]

[第 2 ~ 第 5 同左]

別紙様式第 2 号 (第 18 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

中 間 業 務 報 告 書

[ 年 月 日から ]  
年 月 日まで

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第 1 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 中間事業概況書

1 [略]

2 営業所等の増減

[表略]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の60の2

第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同

じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[3・4 略]

[第2・第3 略]

別紙様式第2号の2（第18条第1項関係）

（日本産業規格A4）

中 間 業 務 報 告 書

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第 1 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 中間事業概況書

1 [同左]

2 営業所等の増減

[同左]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2

項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）

が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[3・4 同左]

[第2・第3 同左]

別紙様式第2号の2（第18条第1項関係）

（日本産業規格A4）

中 間 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から 〕  
銀行 年 月 日まで 支店 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行

支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1～第3 略〕  
(記載上の注意)

〔1～5 略〕

第1 〔 年 月 日から 〕 中間事業概況書  
年 月 日まで

1 〔略〕

2 営業所等の増減

〔表略〕

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。  
〔表略〕  
(記載上の注意)

〔 年 月 日から 〕  
銀行 年 月 日まで 支店 年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行

支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1～第3 同左〕  
(記載上の注意)

〔1～5 同左〕

第1 〔 年 月 日から 〕 中間事業概況書  
年 月 日まで

1 〔同左〕

2 営業所等の増減

〔同左〕

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。  
〔同左〕  
(記載上の注意)

[略]

[3・4 略]

[第2・第3 略]

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 [ 年 月 日から ]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名 銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第 期 [ 年 月 日から ] 事業概況書

1 [略]

2 営業所等の増減

[同左]

[3・4 同左]

[第2・第3 同左]

別紙様式第3号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 [ 年 月 日から ]

株式会社 銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏 名 銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第 期 [ 年 月 日から ] 事業概況書

1 [同左]

2 営業所等の増減

[表略]

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[3～13 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第3号の2（第18条第2項関係）

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書  
第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]  
株式会社 銀行  
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏

名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状

況を次のとおり報告します。

目 次

[同左]

(記載上の注意)

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[3～13 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第3号の2（第18条第2項関係）

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書  
第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]  
株式会社 銀行  
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

代表取締役 氏

名

銀行

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状

況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第

期

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

事業概況書

1 [略]

2 営業所等の増減

[略]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の60の2

第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同

じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[略]

(記載上の注意)

[略]

[3～14 略]

[第2～第5 略]

別紙様式第4号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

銀行 支店

年 月 日

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第

期

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

事業概況書

1 [同左]

2 営業所等の増減

[同左]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の61第2

項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)

が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[3～14 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第4号 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

[ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第 1 [ 年 月 日から ] 事業概況書  
[ 年 月 日まで ]

1 [略]

2 営業所等の増減

[表略]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第 52 条の 60 の 2

第 2 項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同

じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[3～10 略]

[第 2・第 3 略]

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第 1 [ 年 月 日から ] 事業概況書  
[ 年 月 日まで ]

1 [同左]

2 営業所等の増減

[同左]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第 52 条の 61 第 2

項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[3～10 同左]

[第 2・第 3 同左]

別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業務報告書  
〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況  
を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕 事業概況書

1 [略]

2 営業所等の増減

[表略]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の60の2  
第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同

別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業務報告書  
〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

銀行 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代 表 者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況  
を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕 事業概況書

1 [同左]

2 営業所等の増減

[同左]

(記載上の注意)

当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の61第2  
項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)



じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

【表略】

(記載上の注意)

【略】

[3～11 略]

【第2・第3 略】

別紙様式第9号(第20条第1項関係)

第	期	年	月	日	から	】	事業報告
		年	月	日	まで		

(記載上の注意)

【1～7 略】

1 当行の現況に関する事項

【(1)～(3) 略】

(4) 営業所等の状況

【銀行の状況について記載する場合】

【イ・ロ 略】

(記載上の注意)

1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の60の

2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以

下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載する

こと。

【2～4 略】

【ハ・ニ 略】

【企業集団の状況について記載する場合】

が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

【同左】

(記載上の注意)

【同左】

[3～11 同左]

【第2・第3 同左】

別紙様式第9号(第20条第1項関係)

第	期	年	月	日	から	】	事業報告
		年	月	日	まで		

(記載上の注意)

【1～7 同左】

1 当行の現況に関する事項

【(1)～(3) 同左】

(4) 営業所等の状況

【銀行の状況について記載する場合】

【イ・ロ 同左】

(記載上の注意)

1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の61第

2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同

じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

【2～4 同左】

【ハ・ニ 同左】

【企業集団の状況について記載する場合】

[イ・ロ 略]  
(記載上の注意)  
[1～3 略]  
[(5)～(8) 略]  
[2～12 略]

別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告  
[ 年 月 日まで ]

(記載上の注意)  
[1～7 略]

- 1 当行の現況に関する事項  
[(1)～(3) 略]
- (4) 営業所等の状況  
[銀行の状況について記載する場合]

[イ・ロ 略]  
(記載上の注意)

- 1 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[2～4 略]  
[ハ・ニ 略]  
[企業集団の状況について記載する場合]  
[イ・ロ 略]

[イ・ロ 同左]  
(記載上の注意)  
[1～3 同左]  
[(5)～(8) 同左]  
[2～12 同左]

別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から ] 事業報告  
[ 年 月 日まで ]

(記載上の注意)  
[1～7 同左]

- 1 当行の現況に関する事項  
[(1)～(3) 同左]
- (4) 営業所等の状況  
[銀行の状況について記載する場合]

[イ・ロ 同左]  
(記載上の注意)

- 1 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者 (銀行法第52条の61第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。) が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

[2～4 同左]  
[ハ・ニ 同左]  
[企業集団の状況について記載する場合]  
[イ・ロ 同左]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[(5)～(8) 略]

[2～12 略]

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)

[略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 銀行法第 52 条の 60 の 2 第 1 項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者であることを表示すること。

[3～5 略]

別紙様式第 19 号 (第 34 条の 59 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

銀行代理業に関する報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕  
年 月 日

主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[(5)～(8) 同左]

[2～12 同左]

別紙様式第 17 号 (第 34 条の 40 関係)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 銀行法第 52 条の 61 第 1 項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者であることを表示すること。

[3～5 同左]

別紙様式第 19 号 (第 34 条の 59 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

銀行代理業に関する報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕  
年 月 日

主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称

代 表 者 氏 名

(記載上の注意)

[略]

- 1 許可年月日及び許可番号  
(記載上の注意)

銀行法第52条の60の2第1項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を記載すること。

[2～6 略]

別紙様式第19号の2 (第34条の63の12第1項関係)

29.7cm 以上
電 子 決 済 等 取 扱 業 者 登 録 票 電 子 決 済 等 取 扱 業 登 録 番 号 金 融 庁 長 官 ( ) 第 号 (財務 (支) 局長) (電子決済等取扱業者の商号) (委託銀行の商号)

(記載上の注意)

「委託銀行の商号」には、委託銀行の商号を記載すること。二以上の委託銀行があるときは、全ての委託銀行の商号を記載すること。

[同左]

- 1 許可年月日及び許可番号  
(記載上の注意)

銀行法第52条の61第1項に規定する銀行等が銀行代理業を営む場合にあつては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により銀行代理業を営む者である旨を記載すること。

[2～6 同左]

[様式を加える。]

(日本産業規格 A 4)

電子決済等取扱業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ） 年 月 日

主たる営業所  
の所在地  
商号

代表者の氏名

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 法第 52 条の 60 の 4 第 1 項の登録申請書又は法第 52 条の 60 の 7 第 2 項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 電子決済等取扱業の概況  
(記載上の注意)

直近の事業年度における電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

- 3 委託銀行

委託銀行名	委託契約 年月日	電子決済等取扱業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「委託銀行名」欄は、当期末現在における委託銀行の商号を記載すること。
- 2 「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託銀行のために行う電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

役員 総数	役員 名	うち非常勤	使用人 名	計 名
		名		

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
  - 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 5 営業所の状況

名称	所在地	使用人	委託銀行名	電子決済等 取扱業の業 務の内容


(記載上の注意)

1 「委託銀行名」欄及び「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託銀行のために電子決済等取扱業を営むときは、当該委託銀行ごとに記載すること。

2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 電子決済等取扱業の実施状況

(1) 法第2条第17項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：件、千円)

委託銀行名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託銀行ごとに記載すること。

(2) 法第2条第17項第2号に掲げる行為に係る業務 (単位：件)

委託 銀行名	流動性預金	うち	定期性預金	合 計 (その他を 含む。)
	件数	当座預金 件数	件数	
合 計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第2条第17項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったものうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託銀行ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託銀行名	手 数 料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託銀行から得た電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第19号の4 (第34条の63の63第1項関係)

(日本産業規格A4)

電子決済等取扱業に関する報告書

[様式を加える。]



( 年 月 日から )  
年 月 日まで )

年 月 日

国内における  
主たる営業所  
の所在地  
商号  
日本における  
代表者の氏名

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 法第52条の60の4第1項の登録申請書又は法第52条の60の7第2項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第52条の60の3の登録と同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを表示すること。

2 電子決済等取扱業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

### 3 委託銀行

委託銀行名		電子決済等取扱業の業務の内容
委託契約 年月日		

(記載上の注意)

- 1 「委託銀行名」欄は、当期末現在における委託銀行の商号を記載すること。
- 2 「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託銀行のために行う電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

### 4 役員及び使用人の状況

役員 数	役員 名	使用人		計 名
		うち非常勤	名	

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
  - 2 「役員」欄は、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含んだ員数を記載すること。
  - 3 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 5 営業所の状況

名称	所在地	使用人	委託銀行名	電子決済等 取扱業の業 務の内容

(記載上の注意)

- 1 「委託銀行名」欄及び「電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託銀行のために電子決済等取扱業を営むときは、当該委託銀行ごとに記載すること。
  - 2 適宜地区別に区分して記載すること。
  - 3 国内における営業所についてのみ記載すること。
- 6 電子決済等取扱業の実施状況
- (1) 法第2条第17項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：件、千円)

委託 銀行名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合 計 (その他を 含む。)	
	口座 数	残 高	口座 数	残 高	口座 数	残 高	口座 数	残 高

合計							

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託銀行ごとに記載すること。

(2) 法第2条第17項第2号に掲げる行為に係る業務 (単位：件)

委託銀行名	流動性預金		定期性預金	合計 (その他を含む。)
	うち 当座預金	件数		
合計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第2条第17項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったものうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託銀行ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託銀行名	手数料
合計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託銀行から得た電子決済取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第 21 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

電子決済等代行業に関する報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

年 月 日

主たる事務所の所在地  
名称  
氏名

(記載上の注意)

[1～3 略]

[1・2 略]

3 契約締結銀行

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達(銀行法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる行為をいう。以下同じ。なお、同号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供(同項第 2 号に掲げる

別紙様式第 21 号 (第 34 条の 64 の 21 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

電子決済等代行業に関する報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

年 月 日

主たる事務所の所在地  
名称  
氏名

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[1・2 同左]

3 契約締結銀行

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達(銀行法第 2 条第 17 項第 1 号に掲げる行為(第 1 条の 3 の 3 に掲げる行為を除く。))をいう。以下同じ。なお、銀行法第 2 条第 17 項第 1 号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合は

行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

[4～7 略]

## 8 電子決済等代行業の実施状況

[表略]

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者(銀行法第2条第21項第1号の預金者をいう。以下同じ。)若しくは電子決済等代行業再委託者(電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第21項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が

には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

[4～7 同左]

## 8 電子決済等代行業の実施状況

[同左]

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者(銀行法第2条第17項第1号の預金者をいう。以下同じ。)若しくは電子決済等代行業再委託者(電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第17項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が

確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第2条第21項第2号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第22号（第34条の64の21第1項関係）

（日本産業規格A4）

電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ）  
年 月 日

主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

（記載上の注意）

確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（銀行法第2条第17項第2号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第22号（第34条の64の21第1項関係）

（日本産業規格A4）

電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ）  
年 月 日

主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

（記載上の注意）

[1～3 略]

[1・2 略]

3 契約締結銀行

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第2条第21項第1号に掲げる行為をいう。以下同じ。なお、同号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

[4～7 略]

8 電子決済等代行業の実施状況

[表略]

(記載上の注意)

1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第2条第21項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託

[1～3 同左]

[1・2 同左]

3 契約締結銀行

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達（銀行法第2条第17項第1号に掲げる行為（第1条の3の3に掲げる行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、銀行法第2条第17項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

[4～7 同左]

8 電子決済等代行業の実施状況

[同左]

(記載上の注意)

1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（銀行法第2条第17項第1号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは電子決済等代行業再委託者（電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託



者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第21項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等(銀行法第2条第21項第2号の預金者等をいう。以下同じ。)若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第17項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。

3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等(銀行法第2条第17項第2号の預金者等をいう。以下同じ。)若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第24号 (第34条の78関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号 )

所在地

電話番号 ( ) —

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目 次

[1～9 略]

10 加入銀行関係業者等の状況

[11～13 略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

[1～9 略]

10 加入銀行関係業者等の状況

(1) 銀行関係業者

[表略]

(2) 銀行関係業者以外の加入者

[表略]

11 紛争解決等業務の状況

別紙様式第24号 (第34条の78関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 ( 年 月 日から )  
年 月 日まで

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号 )

所在地

電話番号 ( ) —

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目 次

[1～9 同左]

10 加入銀行等の状況

[11～13 同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[1～9 同左]

10 加入銀行等の状況

(1) 銀行

[同左]

(2) 銀行以外の加入者

[同左]

11 紛争解決等業務の状況

<p>(1) 苦情処理手続の実施状況</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） [表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>銀行業務等関連苦情</u>の種類をそれぞれ記載すること。 2 [略] ウ [略]</p> <p>(2) 紛争解決手続の実施状況 [ア・イ 略]</p> <p>ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件） [表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>銀行業務等関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。 [2・3 略] エ [略] [(3)・(4) 略]</p> <p>[12・13 略]</p>	<p>(1) 苦情処理手続の実施状況</p> <p>ア [同左]</p> <p>イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） [同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>銀行業務等関連苦情</u>の種類をそれぞれ記載すること。 2 [同左] ウ [同左]</p> <p>(2) 紛争解決手続の実施状況 [ア・イ 同左]</p> <p>ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件） [同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>銀行業務等関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。 [2・3 同左] エ [同左] [(3)・(4) 同左]</p> <p>[12・13 同左]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記による。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第十条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号及び第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項、第四百四十九条の三第一項第一号、第四百六十九条の四第六号並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。)第二十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項(法第五十四条の二十二第九項(法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。)、令</p>	<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。)第二十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項(法第五十四条の二十二第九項(法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。)、令</p>

第十一条第五項並びに第六十四条第十項、第六十六条第十一項、第六十六条の二第五項、第六十八条第三項、第六十九条の二第五項、第七十条第十六項、第八十条第三項、第八十六条第三項及び第一百条第十一項において準用する場合を含む。次項において同じ。  
。の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

〔一〕五 略

〔2〕4 略

（信用金庫の付随業務）

第五十条 〔略〕

〔2〕5 略

6 法第五十三条第三項第十一号及び第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

一 〔略〕

二 暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第六十四条第三項第四号にお

第十一条第五項並びに第六十四条第十項、第六十六条第十一項、第六十六条の二第五項、第六十八条第三項、第六十九条の二第五項、第七十条第十六項、第八十条第三項、第八十六条第三項及び第一百条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。  
。の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

〔一〕五 同上

〔2〕4 同上

（信用金庫の付随業務）

第五十条 〔同上〕

〔2〕5 同上

6 〔同上〕

一 〔同上〕

二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第六十四条第三項第四号において同じ

いて同じ。)に係る取引

〔7〕13 略

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 「略」

2 「略」

3 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)  
。の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の三 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組

。に係る取引

〔7〕13 同上

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 金庫の業務(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)  
。の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の三 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第三項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第三項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組

合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行うものに限る。第百條第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第四号の事業を行うものに限る。第百條第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百條第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百條第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百條第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）が行う同法第五十四條の二第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第三項に規定する資金移動業者をいう。第百六十九條の二十第三号及び第百六十九條の二十三第三号において同じ。）が営む資金移動業（同法第二條第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

一の五 資金決済に関する法律第二條第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六・一の七 「略」

二の二の二 略

二の三 信用金庫電子決済等代行業（法第八十五條の四第二項に

合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行うものに限る。第百條第三項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第四号の事業を行うものに限る。第百條第三項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百條第三項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百條第三項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百條第三項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）が行う同法第五十四條の二第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第三項に規定する資金移動業者をいう。第百六十九號）第二條第三項に規定する資金移動業者をいう。第百六十九號）が営む資金移動業（同法第二條第二項に規定する資金移動業をいう。第百六十九號）の代理又は媒介

「号を加える。」

一の五・一の六 「同上」

二の二の二 同上

二の三 信用金庫電子決済等代行業（法第八十五條の四第二項に



規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

〔三〇三の五 略〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第七十号第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。第十四号並びに第七十号第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔五〇十三 略〕

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第百十二条の三第二項及び第百十二条の四第二項において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十四の二〇三十四 略〕

三十五 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権

規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

〔三〇三の五 同上〕

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第七十号第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。第十四号並びに第七十号第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

〔五〇十三 同上〕

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第百十二条の二及び第百十二条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十四の二〇三十四 同上〕

三十五 財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権

を保有する信用金庫連合会（当該信用金庫連合会が法第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合に限り、当該信用金庫連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用金庫連合会を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する信用金庫連合会（その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用金庫連合会を含む。）が子会社とする信託専門会社等（信託兼営銀行、法第五十四条の二十三第一項第五号に規定する信託専門会社又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第六十九條の二十三第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うもの

に限り、第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）及び当該財産の管理に関する業務に係る代理事務

〔三六〇～三九九 略〕

〔四〇～四九 同上〕

〔三七〇～三六九 略〕

〔三六〇～三九九 同上〕

第七十条 「略」

第七十条 「同上」

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号

2 「同上」

に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第五十四条の二十三第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

〔4〕16 略〕

(金庫の清算人の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)  
法)

第九十八條の二 〔略〕

(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例)

第九十八條の三 法第八十五條の三の二第二項の規定により読み替えて適用する銀行法第五十二條の六十一の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次条第一項各号に掲げる事項とする。

2 法第八十五條の三の二第二項の規定により適用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、第七十條の二の六第一項の規定にかかわらず、第六十九條の八第三項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

(信用金庫電子決済等代行業を営む場合の届出)

第九十八條の四 法第八十五條の三の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所(法第八十五條の三の二第三項の規定により届出を行う信用金庫電子決済等取扱業者(同条第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。)(次項及

〔4〕16 同上〕

(金庫の清算人の責任を追及する訴えを提起しない理由の通知方法)  
法)

第九十九條 〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

び次条において「届出者」という。）が外国法人である場合に  
あつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先

二 加入する認定信用金庫電子決済等代行業者協会（法第八十  
五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会を  
いう。以下同じ。）の名称

三 信用金庫電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合に  
は、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称  
又は氏名及び住所

2 前項第一号に掲げる事項は、銀行等（銀行又は株式会社商工組  
合中央金庫をいう。次条、第一百条第三項、第六十九條の三第二  
項、第六十九條の四及び第六十九條の二十三第一号において  
同じ。）が届出者である場合には、記載することを要しない。

（信用金庫電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類）

第九十八條の五 法第八十五條の三の二第三項に規定する内閣府令  
で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出  
者である場合は、この限りでない。

一 法第八十五條の三の二第三項の規定による届出の日（以下こ  
の条において「届出日」という。）を含む事業年度の前事業年  
度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、届出日を含む  
事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に  
おける貸借対照表又はこれに代わる書面

二 届出者が会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定

「条を加える。」

する会計監査人設置会社をいう。第四百四十条第八号、第六百六十九条の四第八号及び第七百七十条の二の三第一号へにおいて同じ。）である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告（同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第四百四十条第八号、第六百六十九条の四第八号及び第七百七十条の二の三第一号へにおいて同じ。）の内容を記載した書面

（委託信用金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第九十八条の六 法第八十五条の三の三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信用金庫電子決済等取扱業（法第八十五条の三第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）に関し、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての委託信用金庫（同項第二号に規定する委託信用金庫をいう。以下同じ。）と当該信用金庫電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項
- 二 委託信用金庫が預金者（法第八十五条の三第二項第一号に規定する預金者をいう。）を把握するために必要な情報を当該信用金庫電子決済等取扱業者が当該委託信用金庫の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）

「条を加える。」

(認定の申請書の添付書類)

第九十九条 令第九条の六の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 認定業務（法第八十五条の三の四に規定する認定業務をいう。次号及び第六十九号の三十一第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三 最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五 役員の前氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該役員の氏名に併せて令第九条の六の三第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(金庫との間の契約に定めなければならない事項)

第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者（同条第一項に

「条を加える。」

(金庫との間の契約に定めなければならない事項)

第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者（同条第一項に

規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第九十九条の十六及び第七百七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第七百七十条の二の八第二項、第七百七十条の二の九及び第七百七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2  
[略]

規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第九十九条の十六及び第七百七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第七百七十条の二の八第二項、第七百七十条の二の九及び第七百七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2  
[同上]



(信用金庫連合会との間の契約に定めなければならない事項)

第九十九条の八 法第八十五条の七第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者(第九十九条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。)の委託を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に定める行為を除く。)を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第八十五条の七第一項の信用金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

(認定の申請書の添付書類)

第九十九条の十四 令第九条の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〕四 略〕

五 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第九条の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証

(信用金庫連合会との間の契約に定めなければならない事項)

第九十九条の八 法第八十五条の七第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者(第九十九条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。)の委託を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第八十五条の七第一項の信用金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

(認定の申請書の添付書類)

第九十九条の十四 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 役員の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)  
及び名を当該役員の氏名に併せて令第九条の七第一項の申

する書面

六 「略」

(協会員名簿の縦覧)

第九十九条の十五 認定信用金庫電子決済等代行業者協会は、その協会員名簿を当該認定信用金庫電子決済等代行業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧)

第九十九条の十六 金融庁長官等は、その作成した法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第七十条の二の四及び第七十一条第六項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六 「同上」

(協会員名簿の縦覧)

第九十九条の十五 認定信用金庫電子決済等代行業者協会（法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会をいう。以下同じ。）は、その協会員名簿を当該認定信用金庫電子決済等代行業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧)

第九十九条の十六 金融庁長官等は、その作成した法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第七十条の二の四及び第七十一条第五項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(割合の算定)

第九十九条の十八 法第八十五条の十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第七十条の二の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫関係業者（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する金庫関係業者をいい、当該申請により同項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（同条第五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）に係るものに限る。以下同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合）には、最も遅い日。第七十条の二の二十において同じ。）に金

(割合の算定)

第九十九条の十八 法第八十五条の十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第七十条の二の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第七十条の二の二十において同じ。）に金融庁長官により公表されている金庫（次条及び第七十条の二の二十一第二項において「全ての金庫」という。）の数で除して行うものとする。

融庁長官により公表されている金庫関係業者（次条及び第七十  
条の二十一第二項において「全ての金庫関係業者」とい  
う。）の数で除して行うものとする。

（金庫関係業者に対する意見聴取等）

第九十九条の十九 法第八十五条の十二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての金庫関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、第七十条の二十及び第七十条の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 金庫関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

（金庫に対する意見聴取等）

第九十九条の十九 法第八十五条の十二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての金庫の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、第七十条の二十及び第七十条の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 「略」

2 法第八十五条の十二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 「略」

二 全ての金庫関係業者の説明会への出席の有無

三 全ての金庫関係業者の意見書の提出の有無

〔四・五 略〕

3 前項の書類には、金庫関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 「略」

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕九 略

九の二 信用金庫電子決済等取扱業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

九の三 「略」

〔十〕二十九 略

三十 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他第五項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変

三 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 全ての金庫の説明会への出席の有無

三 全ての金庫の意見書の提出の有無

〔四・五 同上〕

3 前項の書類には、金庫から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 「同上」

(届出事項)

第百条 「同上」

〔一〕九 同上

〔号を加える。〕

九の二 「同上」

〔十〕二十九 同上

三十 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第百七条第一項に規定する特定取引をいう。以下この条において同じ。）として経理しようとする取引の種類その他第三項第二号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変

更をしようとする場合を除く。）

〔三十一～三十四 略〕

三十五 金庫、その子会社又は業務の委託先（第七項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

〔三十六～三十八 略〕

2

〔略〕

3 法第八十七条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用金庫電子決済等取扱業者が法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為を行つているときに限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第八十五条の三の三に規定する契約の内容を変更した場合

三 第六百六十九条の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

四 信用金庫電子決済等取扱業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

4 法第八十七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は

、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金

更をしようとする場合を除く。）

〔三十一～三十四 同上〕

三十五 金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

〔三十六～三十八 同上〕

2

〔同上〕

〔項を加える。〕

3 法第八十七条第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は

、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金

庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第七十条の二第二項及び第七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行つているときに限る。

〔一〇三 略〕

5 金庫、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等取扱業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 第一項第九号から第九号の三までに掲げる場合 次に掲げる書面

〔イ〇ハ 略〕

〔二〇四 略〕

6 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

〔一〇三 略〕

四 法第八十七条第三項に該当するときの届出（信用金庫電子決済等取扱業を開始したとき又は第三項第四号に該当するときの届出を除く。）

五 法第八十七条第四項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第七十条の二第二項及び第七十条の二の三において同じ。）でない信用金庫電子決済等代行業者が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

〔一〇三 同上〕

4 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 第一項第九号及び第九号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

〔イ〇ハ 同上〕

〔二〇四 同上〕

5 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

〔号を加える。〕

四 法第八十七条第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7|| 第一項第三十五号、第二項第四号及び第三項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくは信用金庫電子決済等取扱業者若しくはそれらの役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 金庫の事業、信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務又は信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 「略」

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、金庫の業務、信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務又は信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 「略」

五 その他金庫の業務、信用金庫代理業者の業務又は信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

8|| 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

6|| 第一項第三十五号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 金庫の事業又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 「同上」

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、金庫の業務又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 「同上」

五 その他金庫の業務又は信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

7|| 「同上」



一 第一項第三十五号、第二項第四号又は第三項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者が知つた日

二 「略」

9 〽 11 「略」

(預金者等に対する情報の提供)

第二百二条 「略」

〔2 〽 4 略〕

5 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(特定取引勘定)

第一百七七条 「略」

2 「略」

3 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、次に掲げる行為をしては

一 第一項第三十五号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

二 「同上」

8 〽 10 「同上」

(預金者等に対する情報の提供)

第二百二条 「同上」

〔2 〽 4 同上〕

5 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(特定取引勘定)

第一百七七条 「同上」

2 「同上」

3 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、次に掲げる行為をしては

ならない。ただし、第百条第五項第二号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

〔一・二 略〕

〔4・5 略〕

(電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置)

第百十二条の二 金庫は、顧客との間で電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第百十二条の三 金庫は、その行う業務のうち、電子決済手段（暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 金庫は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有

ならない。ただし、第百条第三項第二号ホに掲げる書面に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

〔一・二 同上〕

〔4・5 同上〕

〔条を加える。〕

(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第百十二条の二 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第百十二条の四 金庫は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 金庫は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第百十三条の二 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかと

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第百十二条の三 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

「項を加える。」

(金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第百十三条の二 「同上」

する。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 金庫業務関連苦情（金庫業務（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務をいう。次項第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二・三 略〕

四 令第九条の八各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号並びに第六十九号の二十四第一項第四号及び第二項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

2 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金庫業務関連紛争（金庫業務に関する

一 〔同上〕

イ 金庫業務関連苦情（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二・三 同上〕

四 令第九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

2 〔同上〕

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金庫業務関連紛争（法第八十五条の

る紛争で当事者が和解をすることができるとをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二・三 略〕

四 令第九条の八各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

五 〔略〕

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 〔略〕

二 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第九条の八各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 〔略〕

ロ 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第九条の八

十二第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二・三 同上〕

四 令第九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

五 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第八十五条の十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第九条の七

各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(金庫の特定関係者)

第二百二十条 「略」

2 「略」

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項及び第六十九条の二十一第三項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第十二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「譲渡法人等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 「略」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次

各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(金庫の特定関係者)

第二百二十条 「同上」

2 「同上」

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第十二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「譲渡法人等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 「同上」

2 「同上」

に掲げる場合とする。

〔一〇六 略〕

七 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の二の二に規定する金庫等をいう。）を含む。）において当該金庫のために行う信用金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 略〕

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三百三十七条の三 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇三 略〕

四 顧客との間で外国電子決済手段（外国において発行される銀行法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号において同じ。）の発行による為替取引の代理又は媒介を行う場合には、外国電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は外国銀行代理業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる外国電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

〔一〇六 同上〕

七 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。）において当該金庫のために行う信用金庫代理業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 同上〕

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三百三十七条の三 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

〔号を加える。〕

五〇七 「略」

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 「略」

- 2 前項の規定にかかわらず、法第八十五条の二の二に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「略」

(信用金庫代理業の業務の内容及び方法)

第三百三十九条 「略」

- 2 前項第三号に規定する信用金庫代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他信用金庫代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

「一・二 略」

- 三 兼業業務(信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。第百六十九条の十六を除き、以下同じ。)を行う場合 信用金庫代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

四〇六 「同上」

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 「同上」

- 2 前項の規定にかかわらず、法第八十五条の三に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「同上」

(信用金庫代理業の業務の内容及び方法)

第三百三十九条 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

- 三 兼業業務(信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)を行う場合 信用金庫代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制



(許可申請書のその他の添付書類)

第四百十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

〔一〇七 略〕

八 会計監査人設置会社であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

〔九〇十四 略〕

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〇八 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなさ

(許可申請書のその他の添付書類)

第四百十条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第七十条の二の三第一号へにおいて同じ。)であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

〔九〇十四 同上〕

(信用金庫代理業の許可の審査)

第四百四十三条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇八 同上〕

ニ 〔同上〕

れた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔1〕(4) 略

(5) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六條第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合

〔6〕(11) 略

ホ 銀行法第五十二條の五十六第一項（長期信用銀行法第十七條、法第八十九條第五項、労働金庫法第九十四條第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項、農業協同組合法第九十二條の四第一項、水産業協同組合法第九十八條第一項及び農林中央金庫法第九十五條の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二條

〔1〕(4) 同上

(5) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六條第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは第二十八條の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合

〔6〕(11) 同上

ホ 銀行法第五十二條の五十六第一項（長期信用銀行法第十七條、法第八十九條第五項、労働金庫法第九十四條第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項、農業協同組合法第九十二條の四第一項、水産業協同組合法第九十八條第一項及び農林中央金庫法第九十五條の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二條の三

の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスを提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「略」

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(4) 略〕

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項にお

十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスを提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「同上」

ト 「同上」

〔1〕(4) 同上〕

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項にお

いて準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 略

チ 「略」

〔五〕七 略

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第五十条 第二百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第二百二条第五項中「当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用金庫代理業者の所属信用金庫」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第五十一条 信用金庫代理業者（法第八十五条の二の二に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に

いて準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 同上

チ 「同上」

〔五〕七 同上

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第五十条 第二百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第二百二条第五項中「当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用金庫代理業者の所属信用金庫」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第五十一条 信用金庫代理業者（法第八十五条の三に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に

関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四百四条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

（信用金庫代理業者の原簿の記載事項）

第百六十九条の二 「略」

（信用金庫電子決済等取扱業の登録申請書の記載事項）

第百六十九条の三 銀行法第五十二条の六十の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信用金庫電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所（外国電子決済等取扱業者（銀行法第二条第九項に規定する外国電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先

二 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）の氏名、商号又は名称

る法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四百四条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

（信用金庫代理業者の原簿の記載事項）

第百七十条 「同上」

〔条を加える。〕

三 加入する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会（法第八十条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会をいう。以下同じ。）の名称

四 信用金庫電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

五 他に業務を営むときは、その業務の種類

2 前項第一号及び第五号に掲げる事項は、銀行等が登録申請者（銀行法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。次条第八号において同じ。）である場合には、登録申請書（銀行法第五十二条の六十の四第一項の登録申請書をいう。次条第三号において同じ。）に記載することを要しない。

（登録申請書のその他の添付書類）

第百六十九条の四 銀行法第五十二条の六十の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第八十五条の三第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 役員（銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号から第四号まで及び第百六十九条の十六第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当

「条を加える。」

---

該役員の沿革を記載した書面)

二 役員の仕事票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

三 役員の前氏及び名を当該役員の前名に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前氏及び名を証するものでないときは、当該前氏及び名を証する書面

四 役員が銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

五 株主の名簿

六 外国電子決済等取扱業者である場合にあつては、銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を受けて電子決済等取扱業(同法第二条第十七項に規定する電子決済等取扱業をいう。)を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを証する書面

七 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時ににおける貸借対照表又はこれに代わる書面

八 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載

---

---

した書面

九 事業開始後三事業年度における信用金庫電子決済等取扱業に係る収支の見込みを記載した書面

十 信用金庫電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十一 信用金庫電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書

十二 信用金庫電子決済等取扱業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第六十九条の十九において同じ。）

十三 信用金庫電子決済等取扱業の顧客と信用金庫電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十四 委託信用金庫との間の信用金庫電子決済等取扱業に係る業務の委託契約書の案

十五 信用金庫電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書の案

十六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関（法第八十条第七項に規定する指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第六十九条の十第二項第九号において同じ。）が存在する場合 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信

---



用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

(信用金庫電子決済等取扱業者登録簿の縦覧)

第百六十九条の五 金融庁長官等は、その登録をした信用金庫電子決済等取扱業者に係る信用金庫電子決済等取扱業者登録簿を当該信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(財産的基礎)

第百六十九条の六 銀行法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 資本金の額が千万円以上であること。

二 純資産額（第百六十九条の四第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと。

「条を加える。」

「条を加える。」

(心身の故障のため信用金庫電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者)

第百六十九条の七 銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用金庫電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(あらかじめ届け出ることを要しない場合等)

第百六十九条の八 銀行法第五十二条の六十の七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託信用金庫から法第八十五条の三第二項第一号の委託を受けることをやめようとする場合
- 二 信用金庫電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、信用金庫電子決済等取扱業の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合

2 銀行法第五十二条の六十の七第一項の規定により届出を行う信用金庫電子決済等取扱業者は、別表第三の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

3 銀行法第五十二条の六十の七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の所在地の変

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に  
限る。）

二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所を変更前の所在地  
に復した場合

三 第六十九条の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

四 銀行法第五十二条の六十の七第二項の規定により届出を行う信  
用金庫電子決済等取扱業者は、別表第三の三上欄に掲げる区分に  
より、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定  
める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

（標識の様式等）

第六十九条の九 銀行法第五十二条の六十の九第一項に規定する  
内閣府令で定める様式は、別紙様式第十九号の二に定めるものと  
する。

2 銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定め  
る方法は、インターネットを利用する方法とする。

3 銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定め  
る事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録番号

二 加入している認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の名称  
（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会に加入していない場  
合にあつては、その旨）

「条を加える。」

(顧客に対する説明)

第六十九條の十 銀行法第五十二條の六十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客との間で継続的に法第八十五條の三第二項各号に掲げる行為を行う場合において、直前に当該顧客との間で当該行為を行つた時以後に銀行法第五十二條の六十の十一第一項各号に掲げる事項に変更がないとき。

二 法第八十五條の三第二項各号に掲げる行為に係る取引について委託信用金庫が顧客に対し銀行法第五十二條の六十の十一第一項の規定に準じて同項各号に掲げる事項を明らかにしたとき。

2 銀行法第五十二條の六十の十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録番号

二 法第八十五條の三第二項各号に掲げる行為に係る取引の内容

三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

四 顧客との間で継続的に法第八十五條の三第二項第一号に掲げる行為を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 信用金庫電子決済等取扱業者の行う信用金庫電子決済等取扱業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は顧客の金銭その他の財産を預託させるときは、その預託についての

〔条を加える。〕

- 
- 委託信用金庫からの権限の付与がある旨
- 六 顧客が委託信用金庫に対して有する権利の内容及びその行使に係る手続
- 七 第六十九条の二十三第四号に掲げる場合に該当するものとして顧客から金銭を受け入れる場合にあつては、当該金銭を委託信用金庫に交付するために要する時間
- 八 信用金庫電子決済等取扱業に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針
- 九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在する場合 当該信用金庫電子決済等取扱業者が銀行法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合 当該信用金庫電子決済等取扱業者の銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- 十 その他当該信用金庫電子決済等取扱業者の行う信用金庫電子決済等取扱業に関し参考となると認められる事項
-

(金庫が行う業務との誤認を防止するための情報の顧客への提供)

第百六十九条の十一 信用金庫電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業者の顧客との間で法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用金庫電子決済等取扱業者の業務を金庫が行うものではないことの説明を行わなければならない。

(信用金庫電子決済等取扱業に係る情報の安全管理措置)

第百六十九条の十二 信用金庫電子決済等取扱業者は、その業務の内容及び方法に応じ、信用金庫電子決済等取扱業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第百六十九条の十三 信用金庫電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用金庫電子決済等取扱業者の顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(個人顧客情報の漏えい等の報告)

第百六十九条の十四 信用金庫電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用金庫電子決済等取扱業の顧客に関する情報（個人情報）の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第百六十九条の十五 信用金庫電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用金庫電子決済等取扱業の顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(顧客情報の使用に係る同意等)

第百六十九条の十六 信用金庫電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表され

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

ていない情報（前条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（信用金庫電子決済等取扱業及び信用金庫電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用金庫電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報をいう。次項において同じ。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用金庫電子決済等取扱業に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 信用金庫電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく委託信用金庫に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第百六十九条の十七 信用金庫電子決済等取扱業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、

「条を加える。」



次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 委託先が行う信用金庫電子決済等取扱業の顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、信用金庫電子決済等取扱業の顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五 信用金庫電子決済等取扱業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(その他信用金庫電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するための措置等)

第百六十九条の十八 信用金庫電子決済等取扱業者は、その行う信用金庫電子決済等取扱業に関し、信用金庫電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければ

〔条を加える。〕

ばならない。

一 信用金庫電子決済等取扱業者が、その行う信用金庫電子決済等取扱業について、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信用金庫電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 信用金庫電子決済等取扱業者が、その行う信用金庫電子決済等取扱業に係る取引について、捜査機関等から当該信用金庫電子決済等取扱業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該信用金庫電子決済等取扱業に係る取引の停止等を行う措置

三 信用金庫電子決済等取扱業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、顧客と信用金庫電子決済等取扱業に係る取引を行う場合には、当該顧客が当該信用金庫電子決済等取扱業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

四 信用金庫電子決済等取扱業者が、顧客から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信用金庫電子決済等取扱業に係る取引に係る指図を受ける場合には、当該指図の内容を、当該顧客が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

五 信用金庫電子決済等取扱業者が、銀行法第五十二条の六十の十九第一項の報告書に添付して金融庁長官等に提出した貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を公表する措置

六 信用金庫電子決済等取扱業者が、その行う信用金庫電子決済等取扱業に関し、信用金庫電子決済等取扱業の顧客から金銭を受領したときは、遅滞なく、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、次に掲げる事項を明らかにする措置

イ 信用金庫電子決済等取扱業者の商号及び登録番号

ロ 当該顧客から受領した金銭の額

ハ 受領年月日

七 信用金庫電子決済等取扱業者が、信用金庫電子決済等取扱業の顧客との間で法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、取引の記録を明らかにする措置

2 前項の規定によるもののほか、信用金庫電子決済等取扱業者は、当該信用金庫電子決済等取扱業者又はその役員若しくは使用人が認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の定款その他の規則（顧客の保護又は信用金庫電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会に加入しない法人にあつては、これに準ずる内容の社内規則）に違反する行為であつて、顧客の保護に欠け、又は信用金庫電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

。 をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(信用金庫電子決済等取扱業に係る社内規則等)

第百六十九条の十九 信用金庫電子決済等取扱業者は、その行う信用金庫電子決済等取扱業の内容及び方法に応じ、信用金庫電子決済等取扱業の顧客の保護を図り、及び信用金庫電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(当該信用金庫電子決済等取扱業者が講ずる銀行法第五十二条の六十の十五第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(信用金庫電子決済等取扱業者の密接関係者から除かれる者)

第百六十九条の二十 令第十三条の三の二第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
  - 二 信託業法第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社(第百六十九条の二十三第二号において「信託会社等」という。)
- 三 資金移動業者

「条を加える。」

「条を加える。」

(信用金庫電子決済等取扱業者の密接関係者)

第百六十九条の二十一 令第十三条の三の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等(同項に規定する会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の会社等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

「条を加える。」

- 
- ロ 当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。次項第二号イにおいて同じ。）若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
- ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行つてゐること（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
- ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権
-

を行使することに同意している者が保有している議決権とを合  
わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該  
会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含  
む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げ  
るいずれかの要件に該当するもの

2 令第十三条の三の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは  
、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは  
事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等（同条第四  
項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を含  
む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方  
針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明ら  
かであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の  
他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更  
生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他こ  
れらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等  
がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響  
を与えることができないと認められるものを除く。以下この条  
において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算にお  
いて保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等  
二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の  
他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己  
の計算において保有している場合における当該子会社等以外の

- 
- 他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
  - ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。
  - ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。
  - ニ 当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
  - ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
  - 三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イ
-



からホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等に該当しないものと推定する。

（議決権の保有の判定）

第六十九條の二十二 令第十三條の三の二第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は持分に係る議決権を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 金融商品取引法施行令第十五條の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項

「条を加える。」

、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式又は持分（この項の規定により令第十三条の三の二第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権を含むものとされる議決権に係る株式又は持分を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合

2 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式又は持分に係る議決権を除くものとする。

一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式又は持分

二 相続人が相続財産として所有する株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

（金銭等の預託の禁止から除かれる場合）

第百六十九條の二十三 銀行法第五十二条の六十の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「条を加える。」

- 一 銀行等が業として行う場合
- 二 信託会社等が信託業として行う場合
- 三 資金移動業者が資金移動業として行う場合
- 四 信用金庫電子決済等取扱業に関して顧客から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、委託信用金庫に交付する場合

(信用金庫電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第百六十九条の二十四 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 次に掲げる全ての措置を講じること。
- イ 信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情（信用金庫電子決済等取扱業務（法第八十五条の十二第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業務をいう。次項第一号及び第百六十九条の三十第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。
- ロ 信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

〔条を加える。〕

- 
- ハ 信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
- 二 消費者基本法第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。
- 三 令第十三条の八第六号又は第九号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。
- 四 信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。
- 2 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
- 一 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用金庫電子決済等取扱業務関連紛争（信用金庫電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。
- 二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定する
-

あつせん又は同条に規定する合意による解決により信用金庫電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

三 令第十三条の八第六号又は第九号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により信用金庫電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

四 信用金庫電子決済等取扱業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により信用金庫電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、信用金庫電子決済等取扱業者は、第一百十三条の二第三項各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用金庫電子決済等取扱業務関連苦情の処理又は信用金庫電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図つてはならない。

（信用金庫電子決済等取扱業に関する帳簿書類）

第六十九条の二十五 信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の十八の規定により、信用金庫電子決済等取扱業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（信用金庫電子決済等関連預金媒介業務（法第八十九条の二第二項に規定する信用金庫電子決済等関連預金媒介業務をいう。第三号、第七十条の十二第三号及び第七十条の十六において同じ。）を行わない場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）

「条を加える。」

を委託信用金庫ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならぬ。

一 総勘定元帳 作成の日から十年間

二 法第八十五条の第三第二項第一号に掲げる行為に係る取引記録  
作成の日から十年間

三 信用金庫電子決済等関連預金媒介業務の内容を記録した書面  
当該信用金庫電子決済等関連預金媒介業務を行った日から十年間

四 信用金庫電子決済等取扱業の顧客との間で信用金庫電子決済等取扱業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあつては、顧客勘定元帳 作成の日から五年間

2 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

(顧客勘定元帳)

第百六十九条の二十六 前条第一項第四号の顧客勘定元帳は、信用金庫電子決済等取扱業の顧客ごとに作成し、次に掲げる事項を記

「条を加える。」

載しなければならない。

一 顧客の氏名又は名称

二 顧客の有する預金債権（法第八十五条の三第二項第一号に規定する預金債権をいう。）の額の増減及びその年月日並びに当該預金債権の差引残高

（信用金庫電子決済等取扱業に関する報告書の様式等）

**第百六十九条の二十七** 銀行法第五十二条の六十の十九第一項の報告書は、別紙様式第十九号の三（外国電子決済等取扱業者にあつては、別紙様式第十九号の四）により作成し、事業年度経過後三月以内（外国電子決済等取扱業者にあつては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用金庫電子決済等取扱業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十条の三の二の規定により当該信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該財務局長）の承認を受けて、その提出を延期することができる。

3 信用金庫電子決済等取扱業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等

「条を加える。」

に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用金庫電子決済等取扱業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 銀行法第五十二条の六十の十九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面とする。

(公告の方法)

第百六十九条の二十八 銀行法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による公告は、官報によるものとする。

(会員名簿の縦覧)

第百六十九条の二十九 認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会は、その会員名簿を当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

第百六十九条の三十 銀行法第五十二条の六十の三十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第八十五条の三第一項の登録を受けずに信用金庫電子決済等取扱業を行っている者を知ったときは、当該者の氏名、住

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕



所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う信用金庫電子決済等取扱業務に関する情報

二 法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為を行う前に、委託信用金庫との間で、法第八十五条の三の三に規定する契約を締結せずに信用金庫電子決済等取扱業を行つている信用金庫電子決済等取扱業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 その他顧客の利益を保護するために認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会が必要と認める情報

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会への情報提供）

第六十九條の三十一 銀行法第五十二条の六十の三十五に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法の解釈に関する情報
- 二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
- 三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報
- 四 信用金庫電子決済等取扱業者の業務又は信用金庫電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
- 五 信用金庫電子決済等取扱業者の業務及び信用金庫電子決済等

「条を加える。」

取扱業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

(廃止の届出等)

第百六十九条の三十二 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 届出事由

四 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

五 信用金庫電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、その理由

六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用金庫電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

2 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由

〔条を加える。〕

により当該業務の承継に係る公告を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び信用金庫電子決済等取扱業の顧客の財産の返還又は顧客への移転の方法を示すものとする。

4 信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 信用金庫電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用金庫電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合)

第一百七十条 銀行法第五十二条の六十の三十七に規定する内閣府令で定める場合は、信用金庫電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用金庫電子決済等取扱業の全部を他の信用金庫電子決済等取扱業者に承継させた場合とする。

(信用金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第一百七十条の二 銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する

「条を加える。」

(信用金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第一百七十条の二 銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する

登録申請者をいう。以下この条及び第七十条の二の三において同じ。)が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為(第九十九条の二に定める行為を除く。)を行う場合に限る。

〔一〇四 略〕

2 「略」

(信用金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第七十条の二の二 銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信用金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に定める行為を除く。)のいずれを行うかの別(同項各号に掲げる行為(第九十九条の二に定める行為を除く。)のいずれも行う場合は、その旨)

〔二・三 略〕

2 「略」

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十条の二の三 銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。)とする。ただし、銀行等が法第八十五条の四第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

登録申請者をいう。以下この条及び第七十条の二の三において同じ。)が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合に限る。

〔一〇四 同上〕

2 「同上」

(信用金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第七十条の二の二 「同上」

一 信用金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。)のいずれを行うかの別(同項各号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。)のいずれも行う場合は、その旨)

〔二・三 同上〕

2 「同上」

(登録申請書のその他の添付書類)

第七十条の二の三 「同上」

一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

〔イ〕ホ 略

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

二 〔略〕

(変更の届出を要しない場合等)

第七十条の二の六 〔略〕

2 〔略〕

3 信用金庫電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第七十条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(利用者に対する説明)

第七十条の二の八 銀行法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、信用金庫電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合において

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第二百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二 〔同上〕

(変更の届出を要しない場合等)

第七十条の二の六 〔同上〕

2 〔同上〕

3 信用金庫電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第七十条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(利用者に対する説明)

第七十条の二の八 銀行法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、信用金庫電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において

、直前に当該利用者との間で当該行為を行つた時以後に銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該事項を明らかにすることができない。

3 銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額の

四 利用者との間で継続的に法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬

、直前に当該利用者との間で当該行為を行つた時以後に銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該事項を明らかにすることができない。

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額の

四 利用者との間で継続的に法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬

又は費用の計算方法を含む。)

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第八十五條の四第二項各号に掲げる行為(第九十九條の二に定める行為を除く。)を行う場合には、その旨

六 「略」

(金庫が行う業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供)

第七十條の二の九 信用金庫電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第八十五條の四第二項各号に掲げる行為(第九十九條の二に定める行為を除く。)を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用金庫電子決済等代行業者の業務を金庫が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為(第九十九條の二に定める行為を除く。)を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第七十條の二の十 信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五條の四第二項第一号に掲げる行為(第九十九條の二に定める行為

又は費用の計算方法を含む。)

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第八十五條の四第二項各号に掲げる行為(第九十九條の二に掲げる行為を除く。)を行う場合には、その旨

六 「同上」

(金庫が行う業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供)

第七十條の二の九 信用金庫電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第八十五條の四第二項各号に掲げる行為(第九十九條の二に掲げる行為を除く。)を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用金庫電子決済等代行業者の業務を金庫が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為(第九十九條の二に掲げる行為を除く。)を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第七十條の二の十 信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五條の四第二項第一号に掲げる行為(第九十九條の二に掲げる行為

を除く。)を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の金庫が行つた預金者が当該金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の金庫又は信用金庫電子決済等代行業再委託者(信用金庫電子決済等代行業再委託者にあつては、信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為(第九十九条の二に定める行為を除く。))を行う場合に限る。)を介して行うことができる。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第七十条の二の十八 銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第八十五条の四第一項の登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んでいる者(法第八十五条の三の二第三項の規定による届出をした信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。)を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用金庫電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ同項各号の金庫

を除く。)を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の金庫が行つた預金者が当該金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の金庫又は信用金庫電子決済等代行業再委託者(信用金庫電子決済等代行業再委託者にあつては、信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。))を行う場合に限る。)を介して行うことができる。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第七十条の二の十八 「同上」

一 法第八十五条の四第一項の登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んでいる者(法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。)を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用金庫電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為(第九十九条の二に掲げる行為を除く。)を行う前に、それぞれ同項各号の金庫



又は信用金庫連合会との間で、法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約を締結せずに信用金庫電子決済等代行業を営んでいる信用金庫電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「略」

(指定申請書の添付書類)

第七十条の二十一 「略」

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第九十九条の十九第一項第二号の規定により全ての金庫関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての金庫関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 金庫関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該金庫関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

「イ・ロ 略」

3 「略」

(手続実施基本契約の内容)

第七十条の二十二 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一

又は信用金庫連合会との間で、法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約を締結せずに信用金庫電子決済等代行業を営んでいる信用金庫電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「同上」

(指定申請書の添付書類)

第七十条の二十一 「同上」

2 「同上」

一 第九十九条の十九第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 金庫に対して業務規程等を送付した場合には、当該金庫に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

「イ・ロ 同上」

3 「同上」

(手続実施基本契約の内容)

第七十条の二十二 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一

号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第七十条の二の二十五まで及び第七十条の二の二十七から第七十条の二の三十までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫関係業者（法第八十五条の十三第四号に規定する加入金庫関係業者をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第七十条の二の二十五 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入金庫関係業者の顧客が金庫業務等関連苦情（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入金庫関係業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入金庫関係業者の名称

〔三・四 略〕

2 〔略〕

号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第七十条の二の二十五まで及び第七十条の二の二十七から第七十条の二の三十までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十五条の十三第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第七十条の二の二十五 〔同上〕

一 加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情（法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入金庫の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入金庫の名称

〔三・四 同上〕

2 〔同上〕

(紛争解決委員の利害関係等)

第七十條の二の二十六 銀行法第五十二條の七十三第三項に規定する同條第一項の申立てに係る銀行法第五十二條の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害關係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

〔一〜三 略〕

四 当該申立てに係る金庫業務等関連紛争（法第八十五條の十二第二項に規定する金庫業務等関連紛争をいう。次條において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 「略」

2 「略」

3 銀行法第五十二條の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一・二 略〕

三 金庫業務等関連苦情を処理する業務又は金庫業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 「略」

(金庫業務等関連紛争の当事者である加入金庫関係業者の顧客に

(紛争解決委員の利害関係等)

第七十條の二の二十六 「同上」

〔一〜三 同上〕

四 当該申立てに係る金庫業務関連紛争（法第八十五條の十二第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。次條において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

〔一・二 同上〕

三 金庫業務関連苦情を処理する業務又は金庫業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 「同上」

(金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客に対する説明

対する説明)

第七十條の二の二十七 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二條の七十三第八項に規定する説明をするに当たり金庫業務等関連紛争の当事者である加入金庫関係業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならぬ。

2 銀行法第五十二條の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二條の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている金庫業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 金庫業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金庫業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該金庫業務等関連紛争の当事者に通知すること。

四 金庫業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(指定紛争解決機関の届出事項)

)

第七十條の二の二十七 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二條の七十三第八項に規定する説明をするに当たり金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならぬ。

2 「同上」

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二條の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている金庫業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 金庫業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該金庫業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(指定紛争解決機関の届出事項)

第七百七十条の二の二十九 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び金庫関係業者の名称

二 「略」

三 次項第七号に掲げる場合 金庫関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該金庫関係業者の名称

四 「略」

2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

「一〇六 略」

七 金庫関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 「略」

九 加入金庫関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 「略」

第七百七十条の二の二十九 「同上」

一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び金庫の名称

二 「同上」

三 次項第七号に掲げる場合 金庫が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該金庫の名称

四 「同上」

2 「同上」

「一〇六 同上」

七 金庫から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 「同上」

九 加入金庫又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 「同上」

(契約の種類)

第七十條の三 法第八十九條の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四條に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第八十九條の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七十條の五 準用金融商品取引法第三十四條の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同條第二項の規定による承諾を行った金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第七十條の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二條第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十條の六 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規

(契約の種類)

第七十條の三 法第八十九條の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四條に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第八十九條の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七十條の五 準用金融商品取引法第三十四條の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同條第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第七十條の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二條第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十條の六 「同上」

定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者若しくは信用金庫電子決済等取扱業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者という。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

一 「同上」

イ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者という。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

ロ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 「同上」

2 「同上」



一 「略」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫、

一 「同上」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用

外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者若しくは信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第一百七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第一百七十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者が使用するもの

二 「略」

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第一百七十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機と

金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第一百七十条の七 「同上」

- 一 前条第一項各号又は第一百七十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 「同上」

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第一百七十条の七の三 「同上」

- 一 「同上」
  - イ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ

を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫若しくは外国銀行代理金庫の事務所又は当該信用金庫電子

て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 「同上」

2 前項各号に掲げる方法は、金庫又は外国銀行代理金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により

決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

〔一・二 略〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第七十条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第七十條の九 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「略」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

公表している場合とする。

〔一・二 同上〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第七十条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第七十條の九 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「同上」

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七百七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二

号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ 「略」

ハ 法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「略」

第七百七十条の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ 「同上」

ハ 法第八十九条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「同上」

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

〔ハ・ト 略〕

ク 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三号に掲げるもの

三 申出者が最初に当該金庫との間で又は当該外国銀行代理金庫の行う外国銀行代理業務若しくは当該信用金庫電子決済等取扱業者の行う信用金庫電子決済等関連預金媒介業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫若しくは外国銀行代理金庫の事務所又は当該信用金庫電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

〔一・二 略〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

〔ハ・ト 同上〕

〔号の細分を加える。〕

三 申出者が最初に当該金庫又は外国銀行代理金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第七十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

〔一・二 同上〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定め

業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第一百七十条の十四 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「略」

(広告類似行為)

第一百七十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。)、フ

日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第一百七十条の十四 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行つた金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「同上」

(広告類似行為)

第一百七十条の十五 「同上」

アクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 〔略〕

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

〔ハ・ニ 略〕

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務等の内容についての広告等の表示方法）

第一百七十条の十六 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

〔ハ・ニ 同上〕

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務等の内容についての広告等の表示方法）

第一百七十条の十六 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者



業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の業務又は信用金庫電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者にあつては、第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならぬ。

2 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の業務又は信用金庫電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告等をするときは、令第十六条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の業務又は信用金庫電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第七十条の十九第一項

がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第七十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる

第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十條の十八 令第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該金庫、外国銀行代理金庫の所属外国銀行、当該信用金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金契約に係る委託信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 「略」

三 当該信用金庫電子決済等取扱業者が認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会に加入している場合にあつては、その旨及び当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の名称

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第七十條の十九 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める

方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十條の十八 「同上」

一 当該金庫、外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 「同上」

「号を加える。」

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第七十條の十九 「同上」

方法は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者若しくは信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者若しくは信用金庫電子決済等取扱業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 「略」

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十條の二十 準用金融商品取引法第三十七條第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜四 略」

五 信用金庫電子決済等取扱業者の資力又は信用に関する事項

六 信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業の実績に関する事項

一 「同上」

二 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 「同上」

（誇大広告をしてはならない事項）

第七十條の二十 「同上」

「一〜四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(金庫又は信用金庫代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用金庫電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。)に掲げる事項を、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(次項並びに第三項及び次条において「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 「略」

3 金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(金庫又は信用金庫代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用金庫電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項た

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(次項及び第三項において「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 「同上」

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 「同上」

だし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十条の二の三十一第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（金庫又は信用金庫代理業者にあつては第二号、第六号及び第七号を除き、信用金庫電子決済等取扱業者にあつては第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項並びに第七十条の二十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約

一 第七十条の二の三十一第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第七十条の二十五第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービス

締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならぬ場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付しているとき。

五 「略」

〔2〕4 略

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第七十条の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（金庫又は信用金庫代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用金庫電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の

の提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならぬ場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）（第七十条の二十五第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付しているとき。

五 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

〔二・三 略〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十一 略〕

十二 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行、当該信用金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金等契約に係る委託信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

〔十三〇十五 略〕

十六 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行、当該信用金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金等契約に係る委託信用金庫に連絡する方法

十七 当該金庫、当該信用金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金等契約に係る委託信用金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同

〔二・三 同上〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 「同上」

〔一〇十一 同上〕

十二 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

〔十三〇十五 同上〕

十六 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法

十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業

法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無(対象事業者となつている場合にあつては、その名称)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫、当該信用金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金等契約に係る委託信用金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫、当該信用金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金等契約に係る委託信用金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 「略」

(契約締結時交付書面の記載事項)

第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行、当該信用

務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無(対象事業者となつている場合にあつては、その名称)

十八 「同上」

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 「同上」

(契約締結時交付書面の記載事項)

第七十条の二十六 「同上」

一 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信



金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金等契約に係る委託信用金庫の名称又は商号

〔二〇十 略〕

十一 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫又は当該特定預金等契約に係る委託信用金庫に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百七十条の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付し

信用金庫代理業者の所属信用金庫の名称又は商号

〔二〇十 同上〕

十一 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百七十条の二十七 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなればならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者

なければならぬ場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〕4 略〕

(經由官庁)

第七十一条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による申請書、信用金庫電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

6 〔略〕

(外国電子決済等取扱業者に係る特例)

第七十二条の二 外国電子決済等取扱業者（信用金庫電子決済等取扱業を行おうとする外国の法人又は信用金庫電子決済等取扱業を行う外国の法人の設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該外国電子決済等取扱業者が法（第九章の

又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〕4 同上〕

(經由官庁)

第七十一条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

5 〔同上〕

〔条を加える。〕

三、第八十七条第三項並びに第八十九条第七項及び第八項に限る。  
。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2 外国電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができるとする。

3 外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第七十三条 法（第九章の四、第八十七条第四項並びに第八十九条第九項及び第十項に限る。）又はこの府令の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用金庫電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の

（信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第七十三条 法（第九章の三、第八十七条第三項並びに第八十九条第七項及び第八項に限る。）又はこの府令の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用金庫電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の

者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

〔2・3 略〕

別表第三の二（第百六十九条の八第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
委託信用金庫の変更	一 新たに委託信用金庫から委託を受けることとなる場合 イ 当該委託信用金庫の名称 ロ 当該委託を受けて信用金庫電子決済等取扱業を行う営業所の名称及び所在地 ハ 当該営業所で行う信用金庫電子決済等取扱業の業務	一 理由書 二 新たに委託信用金庫から委託を受けることとなる場合には、その委託契約書の案

者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

〔2・3 同上〕

〔表を加える。〕

<p>信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更に限る。）</p>	
<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>の内容 二 当該委託を受ける業務を開始する年月日 二 委託信用金庫が名称を変更する場合 イ 変更後の名称 ロ 変更前の名称 ハ 変更年月日</p>
<p>一 理由書 二 変更後の信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した</p>	

別表第三の三（第百六十九条の八第四項関係）

営業所の設置	信用金庫電子決済等取扱業を行う営業所（以下この表において「営業所」という。）の名称の変更	資本金の額の変更	商号及び住所の変更	届出事項	
一 設置した営業	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 変更年月日	一 変更後の商号及び住所 二 変更前の商号及び住所 三 変更年月日	記載事項	
		理由書	変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）	添付書類	書面の変更箇所の新旧対照表

「表を加える。」

主たる営業所の名称又は所在地の変更（信用金庫電子決済等取扱業者が外国人であり、	営業所の廃止	営業所の所在地の変更	
一 変更前の主たる営業所の名称又は所在地 二 変更後の主たる営業所の名称	一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	所の名称 二 所在地 三 設置した営業所で行う信用金庫電子決済等取扱業に係る業務の内容 四 事業開始年月日
変更に係る事項を記載した登記事項証明書			

<p>外国に主たる営業所を有する場合に限る。）</p>	<p>役員（銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更</p>
<p>又は所在地 三 変更年月日</p>	<p>一 変更があつた役員の氏名又は名称及び役職名 二 就任又は退任年月日</p>
<p>一 法人の登記事項証明書 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員沿革の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ 旧氏及び名</p>	



を、氏名に併せて第百六十九条の八第二項の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

<p>信用金庫電子決済 等取扱業の業務の 内容及び方法の変 更（顧客からの申 込みの受付方法の 変更を除く。）</p>	<p>委託信用金庫から の委託の廃止</p>
<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>一 委託信用金庫 の名称 二 当該委託信用 金庫のために信 用金庫電子決済 等取扱業の業務 を行っていた営 業所の名称及び 所在地 三 業務を廃止し た年月日</p>
<p>一 理由書 二 変更後の信用 金庫電子決済等 取扱業の業務の 内容及び方法を 記載した書面 三 信用金庫電子 決済等取扱業の 業務の内容及び 方法を記載した 書面の変更箇所 の新旧対照表</p>	<p>一 理由書 二 業務廃止まで の日程を記載し た書面（顧客情 報管理の取扱い 等を含む。） 三 業務廃止後の 措置を記載した 書面（顧客情報 管理の取扱い等 を含む。）</p>

<p>協会への加入          決済等取扱事業者          認定信用金庫電子</p>	<p>変更          、商号又は名称の          以下この表におい          て同じ。)の氏名          主要株主をいう。          第二号に規定する          主要株主をいう。          十九条の三第一項          主要株主(第百六          十九条の三第一項</p>	<p>顧客からの苦情又          は相談に応ずる営          業所の所在地又は          連絡先の変更</p>
<p>協会の名称          決済等取扱事業者          信用金庫電子決          一 加入した認定</p>	<p>三 変更年月日          一 変更前の主要          株主の氏名、商          号又は名称          二 変更後の主要          株主の氏名、商          号又は名称          三 変更年月日</p>	<p>一 変更前の顧客          からの苦情又は          相談に応ずる営          業所の所在地又          は連絡先          二 変更後の顧客          からの苦情又は          相談に応ずる営          業所の所在地又          は連絡先          三 変更年月日</p>
<p>協会に加入した事          実を確認すること          決済等取扱事業者          認定信用金庫電子</p>	<p>株主の名簿</p>	

認定信用金庫電子 決済等取扱事業者 協会からの脱退 変更	二 加入年月日  一 脱退した認定 信用金庫電子決 済等取扱事業者 協会の名称 二 脱退年月日	二 加入年月日  一 脱退した認定 信用金庫電子決 済等取扱事業者 協会からの脱退した 事実を確認するこ とができる書面
---------------------------------------	---	---

別表第四（第一百七十条の二の六第二項関係）

届出事項 〔略〕	記載事項 〔一・二 略〕	添付書類 一 〔略〕 二 就任する役員 に係る次に掲げ る書面 〔イ〜ハ 略〕
役員（銀行法第五 十二条の六十一の 三第一項第二号に 規定する役員をい い、役員が法人で あるときは、その 職務を行うべき者 を含む。以下この 表において同じ。 ）の変更		二 銀行法第五 十二条の六十 一の五第一項 第二号ロ(1)か

別表第四（第一百七十条の二の六第二項関係）

届出事項 〔同上〕	記載事項 〔一・二 同上〕	添付書類 一 〔同上〕 二 〔同上〕
役員（法第八十九 条第七項において 準用する銀行法第 五十二条の六十一 の三第一項第二号 に規定する役員を いい、役員が法人 であるときは、そ の職務を行うべき 者を含む。以下こ		二 法第八十九 条第七項にお いて準用する 銀行法第五十

〔略〕

ら(6)までのい  
ずれにも該当  
しない者であ  
ることを当該  
役員が誓約す  
る書面

〔同上〕

の表において同じ  
。の變更

二条の六十一  
の五第一項第  
二号ロ(1)から  
(6)までのい  
れにも該当し  
ない者である  
ことを当該役  
員が誓約する  
書面

別紙様式第1号 (第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 業務報告  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名

1. [略]

2. 当庫の現況

[(1)~(4) 略]

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

[表略]

(記載上の注意)

1. 当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者 (信用金庫法第89条第5項において準用する銀行法第52条の60の2第2項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。) が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. [略]

[ロ. ~ホ. 略]

[(6)・(7) 略]

3. [略]

別紙様式第5号 (第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 業務報告  
 年 月 日 作成 住 所

別紙様式第1号 (第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 業務報告  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名

1. [同左]

2. 当庫の現況

[(1)~(4) 同左]

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

[同左]

(記載上の注意)

1. 当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者 (信用金庫法第89条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。) が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. [同左]

[ロ. ~ホ. 同左]

[(6)・(7) 同左]

3. [同左]

別紙様式第5号 (第25条第1項関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 業務報告  
 年 月 日 作成 住 所

年 月 日 備付	信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名
1. [略]	
2. 当会の現況 [(1)~(4) 略]	
(5) 事務所等の状況 イ. 事務所数 [表略]	
(記載上の注意)	
1. 当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者 (信用金庫法第 89 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 60 の 2 第 2 項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。) が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。	
2. [略]	
(6) [略]	
3. [略]	
別紙様式第 9 号 (第 25 条第 1 項関係)	
第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで )	業務報告
年 月 日 作成	住 所
年 月 日 備付	信用金庫連合会名
	理 事 長 氏 名
1. [略]	
2. 当会の現況 [(1)~(4) 略]	
(5) 事務所等の状況	

年 月 日 備付	信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名
1. [同左]	
2. 当会の現況 [(1)~(4) 同左]	
(5) 事務所等の状況 イ. 事務所数 [同左]	
(記載上の注意)	
1. 当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者 (信用金庫法第 89 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 61 第 2 項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。) が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。	
2. [同左]	
(6) [同左]	
3. [同左]	
別紙様式第 9 号 (第 25 条第 1 項関係)	
第 期 ( 年 月 日から 年 月 日まで )	業務報告
年 月 日 作成	住 所
年 月 日 備付	信用金庫連合会名
	理 事 長 氏 名
1. [同左]	
2. 当会の現況 [(1)~(4) 同左]	
(5) 事務所等の状況	

イ．事務所数  
〔表略〕

(記載上の注意)

1. 当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者(信用金庫法第 89 条第 5 項において準用する銀行法第 52 条の 60 の 2 第 2 項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。)が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. 〔略〕

〔ロ．～ホ． 略〕

(6) 〔略〕

3. 〔略〕

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

〔略〕

(記載上の注意)

- 1 〔略〕
- 2 法第 85 条の 2 の 2 に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあっては、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。  
〔 3 ・ 4 略 〕

別紙様式第 19 号 (第 165 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用金庫代理業に関する報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

年 月 日

主たる営業所

イ．事務所数  
〔同左〕

(記載上の注意)

1. 当該信用金庫連合会を所属信用金庫とする信用金庫代理業者(信用金庫法第 89 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 61 第 2 項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。)が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. 〔同左〕

〔ロ．～ホ． 同左〕

(6) 〔同左〕

3. 〔同左〕

別紙様式第 17 号 (第 146 条関係)

〔同左〕

(記載上の注意)

- 1 〔同左〕
- 2 法第 85 条の 3 に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあっては、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。  
〔 3 ・ 4 同左 〕

別紙様式第 19 号 (第 165 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用金庫代理業に関する報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

年 月 日

主たる営業所



又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(記載上の注意)

[1・2 略]

1 許可年月日及び許可番号

(記載上の注意)

法第85条の2の2に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあっては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者であることを記載すること。

[2～6 略]

別紙様式第19号の2 (第169条の9第1項関係)

29.7cm 以上

信用金庫電子決済等取扱業者登録票

信用金庫電子決済等取扱業

登録番号 金融庁長官( )第 号

(財務(支)局長)

(信用金庫電子決済等取扱業者の商号)

(委託信用金庫の名称)

(記載上の注意)

又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

1 許可年月日及び許可番号

(記載上の注意)

法第85条の3に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあっては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者であることを記載すること。

[2～6 同左]

[様式を加える。]

「委託信用金庫の名称」には、委託信用金庫の名称を記載すること。二以上の委託信用金庫があるときは、全ての委託信用金庫の名称を記載すること。

別紙様式第 19 号の 3 (第 169 条の 27 第 1 項関係)

[様式を加える。]

(日本産業規格 A 4)

信用金庫電子決済等取扱業に関する報告書

年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

主たる営業所  
の所在地  
商号  
代表者の氏名

(記載上の注意)

1. 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
  2. 法第 89 条第 7 項において準用する銀行法第 52 条の 60 の 4 第 1 項の登録申請書又は法第 89 条第 7 項において準用する銀行法 52 条の 60 の 7 第 2 項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
1. 登録年月日及び登録番号
  2. 信用金庫電子決済等取扱業の概況  
(記載上の注意)  
直近の事業年度における信用金庫電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。
  3. 委託信用金庫

委託信用金庫名		信用金庫電子決済等取扱業の
	委託契約 年 月 日	業務の内容

(記載上の注意)

1. 「委託信用金庫名」欄は、当期末現在における委託信用金庫の名称を記載すること。
2. 「信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託信用金庫のために行う信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

#### 4. 役員及び使用人の状況

総 数	役 員		使 用 人	計
	名	うち非常勤 名		

(記載上の注意)

1. 本表は、当期末における信用金庫電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
  2. 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- #### 5. 営業所の状況

名 称	所 在 地	使用人	委託信用金 庫名		信用金庫電子 決済等取扱業 の業務の内容

(記載上の注意)

1. 「委託信用金庫名」欄及び「信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託信用金庫のために信用金庫電子決済等取扱業を行うときは、当該委託信用金庫ごとに記載すること。

2. 適宜地区別に区分して記載すること。

6. 信用金庫電子決済等取扱業の実施状況

(1) 法第85条の3第2項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：件、千円)

委託信用金庫名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託信用金庫ごとに記載すること。

(2) 法第85条の3第2項第2号に掲げる行為に係る業務 (単位：件)

委託信用金庫名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第85条の3第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったものうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託信用金庫ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託信用金庫名	手数料

合 計	
-----	--

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託信用金庫から得た信用金庫電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第 19 号の 4 (第 169 条の 27 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

信用金庫電子決済等取扱業に関する報告書

(      年      月      日から  
         年      月      日まで )

年      月      日

国内における  
主たる営業所  
の所在地  
商号  
日本における  
代表者の氏名

(記載上の注意)

1. 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
2. 法第 89 条第 7 項において準用する銀行法第 52 条の 60 の 4 第 1 項の登録申請書又は法第 89 条第 7 項において準用する銀行法 52 条の 60 の 7 第 2 項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1. 登録年月日及び登録番号  
(記載上の注意)

[様式を加える。]

銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第52条の60の3の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを表示すること。

2. 信用金庫電子決済等取扱業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における信用金庫電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

3. 委託信用金庫

委託信用金庫名		信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容
委託契約年月日		

(記載上の注意)

1. 「委託信用金庫名」欄は、当期末現在における委託信用金庫の名称を記載すること。

2. 「信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託信用金庫のために行う信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

4. 役員及び使用人の状況

役員数	役員名		使用人名	計名
	うち非常勤			

(記載上の注意)

1. 本表は、当期末における信用金庫電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。

2. 「役員」欄は、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含んだ員数を記載すること。

3. 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5. 営業所の状況

名称	所在地	使用人	委託信用金庫名	信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容

(記載上の注意)

1. 「委託信用金庫名」欄及び「信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託信用金庫のために信用金庫電子決済等取扱業を行うときは、当該委託信用金庫ごとに記載すること。
2. 適宜地区別に区分して記載すること。
3. 国内における営業所についてのみ記載すること。

6. 信用金庫電子決済等取扱業の実施状況

- (1) 法第85条の3第2項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：件、千円)

委託信用金庫名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託信用金庫ごとに記載すること。

- (2) 法第85条の3第2項第2号に掲げる行為に係る業務

(単位：件)

委託 信用金庫 名	流動性預金		定期性預金 件数	合計 (その他を 含む。) 件数
	うち 当座預金 件数	件数		
合計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第 85 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託信用金庫ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託信用金庫名	手 数 料
合計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託信用金庫から得た信用金庫電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第20号 (第170条の2の3第2号ニ関係)

(日本産業規格 A 4)

財産に関する調書 ( 年 月 日現在)

年 月 日

主たる事務所  
の所在地  
氏 名 氏 名

[表略]

(記載上の注意)

[ 1 ~ 3 略 ]

別紙様式第20号 (第170条の2の3第2号ニ関係)

(日本産業規格 A 4)

財産に関する調書 ( 年 月 日現在)

年 月 日

主たる事務所  
の所在地  
氏 名 氏 名

[同左]

(記載上の注意)

[ 1 ~ 3 同左 ]



4 信用金庫法第89条第9項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第21号（第170条の2の16第1項関係）

（日本産業規格A4）

信用金庫電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ） 年 月 日

主たる事務所  
の所在地  
名称  
氏名

（記載上の注意）

〔1・2 略〕

3 信用金庫法第89条第9項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

〔1～8 略〕

別紙様式第22号（第170条の2の16第1項関係）

（日本産業規格A4）

信用金庫電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

4 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第21号（第170条の2の16第1項関係）

（日本産業規格A4）

信用金庫電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ） 年 月 日

主たる事務所  
の所在地  
名称  
氏名

（記載上の注意）

〔1・2 同左〕

3 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

〔1～8 同左〕

別紙様式第22号（第170条の2の16第1項関係）

（日本産業規格A4）

信用金庫電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

年 月 日  
主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 信用金庫法第89条第9項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[1～8 略]

別紙様式第23号 (第170条の2の16第1項関係)

(日本産業規格A4)

財産に関する調査 ( 年 月 日現在)  
年 月 日  
主たる事務所の所在地  
名称  
氏 名

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

8 信用金庫法第89条第9項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

年 月 日  
主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

3 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[1～8 同左]

別紙様式第23号 (第170条の2の16第1項関係)

(日本産業規格A4)

財産に関する調査 ( 年 月 日現在)  
年 月 日  
主たる事務所の所在地  
名称  
氏 名

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

8 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第24号 (第170条の2の30第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号 )

所在地

電話番号 ( ) —

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目 次

[1～9 略]

10 加入金庫関係業者等の状況

[11～13 略]

(記載上の注意)

1. 法第89条第11項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第11項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及びび名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びび名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該旧氏及びび名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びび名のみを記載することができる。

2. [略]

[1～4 略]

5 役員の氏名等

[表略]

別紙様式第24号 (第170条の2の11関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号 )

所在地

電話番号 ( ) —

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目 次

[1～9 同左]

10 加入金庫等の状況

[11～13 同左]

(記載上の注意)

1. 法第89条第7項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第7項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及びび名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びび名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該旧氏及びび名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びび名のみを記載することができる。

2. [同左]

[1～4 同左]

5 役員の氏名等

[同左]

(記載上の注意)

1 法第89条第11項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第11項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[2～4 略]

[略]

6 役員  
7 役員の兼職状況

[表略]

(記載上の注意)

1 法第89条第11項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第11項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[2～4 略]

8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

[表略]

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をい、「親法人」とは第170条の2の29第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 [略]

10 加入金庫関係業者等の状況

(1) 金庫関係業者

[表略]

(記載上の注意)

1 法第89条第7項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第7項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[2～4 同左]

[同左]

6 役員  
7 役員の兼職状況

[同左]

(記載上の注意)

1 法第89条第7項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第7項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[2～4 同左]

8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

[同左]

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をい、「親法人」とは第170条の2の10第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 [同左]

10 加入金庫等の状況

(1) 信用金庫

[同左]

<p>(2) <u>金庫関係業者</u>以外の加入者        [表略]        (記載上の注意)</p> <p>11 紛争解決等業務の状況        (1) 苦情処理手続の実施状況        ア [略]        イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)        [表略]        (記載上の注意)        1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>金庫業務等関連苦情</u>の種類をそれぞれ記載すること。        2 [略]        ウ [略]        (2) 紛争解決手続の実施状況        [ア・イ 略]        ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数 (当期の既済事件)        [表略]        (記載上の注意)        1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>金庫業務等関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。        [2・3 略]        エ [略]        [(3)・(4) 略]        [12・13 略]</p>	<p>(2) <u>信用金庫</u>以外の加入者        [同左]        (記載上の注意)        [同左]</p> <p>11 紛争解決等業務の状況        (1) 苦情処理手続の実施状況        ア [同左]        イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)        [同左]        (記載上の注意)        1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>金庫業務関連苦情</u>の種類をそれぞれ記載すること。        2 [同左]        ウ [同左]        (2) 紛争解決手続の実施状況        [ア・イ 同左]        ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数 (当期の既済事件)        [同左]        (記載上の注意)        1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>金庫業務関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。        [2・3 同左]        エ [同左]        [(3)・(4) 同左]        [12・13 同左]</p>
--	--

標準 貸付の [ ] の記載は省略する。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(金融機関が営むことができない業務)</p> <p>第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 令第二条第二号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、電子決済手段の信託(電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。))を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。)</p> <p>七 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。))を含む信託財産の管理又は処分を行う信託(令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法(平成十六年法律第五百四十四号)第二条第三項各号に掲げる信託を除く。)及び信託財産の管理又は処分において暗号等資産関連デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引であつて暗号等資産(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。))に係るものをいう。)を行う信託</p> <p>2 〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(金融機関が営むことができない業務)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五百九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。))を含む信託財産の管理又は処分を行う信託(令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法(平成十六年法律第五百四十四号)第二条第三項各号に掲げる信託を除く。)及び信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。)を行う信託</p> <p>2 〔同上〕</p>

(業務の種類及び方法)

第四条 「略」

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 「略」

二 有価証券(第十一号に掲げる財産に該当するもの及び第十三号に掲げる財産を除く。)

三 金銭債権(第十一号に掲げる財産に該当するものを除く。)

〔四〕十 略

十一 電子決済手段

十二〜十五 「略」

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 政府保証債券(金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。)

(業務の種類及び方法)

第四条 「同上」

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一 「同上」

二 有価証券(第十二号に掲げるものを除く。)

三 金銭債権

〔四〕十 同上

〔号を加える。〕

十一〜十四 「同上」

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 政府保証債券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同



四 「略」

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕六 略〕

七 其の受益権が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権をいい、特定信託為替取引（同条第二十八項に規定する特定信託為替取引をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者が資金移動業関係業者（資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条第三項第二号に規定する資金移動業関係業者をいう。次条第六号及び第二十二條第十一項において同じ。）である場合（当該資金移動業関係業者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

2 「略」

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第

じ。

四 「同上」

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第十三条 「同上」

〔一〕六 同上〕

〔号を加える。〕

2 「同上」

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第十四条 「同上」

一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

六 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者が資金移動業関係業者であつて、書面又は第十六条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

〔一〇三 略〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六条）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十五号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

五 電子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六条）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十四号において同じ。）にあつては、当初信託元本額

〔号を加える。〕

ロ 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

ホ 電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

ヘ 当該信託に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

ト その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

六 暗号資産等の信託（暗号資産又は暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十二條第十八項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

五 暗号資産等の信託（暗号資産又は暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十二條第十項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 当該信託に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕6 略

7 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕七 略

八 電子決済手段の信託にあつては、当該信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

8 「略」

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、第十六号から第十八号まで及び第七項各号に掲げ

ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 当該信託に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあっては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕6 同上

7 「同上」

〔一〕七 同上

「号を加える。」

8 「同上」

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第十九条 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項各号に掲げ

る事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項一号イからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

「一〇三 略」

四 デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第二十三条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。第七号及び第十一号において「実質的受益者」という。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

「イ〇二 略」

る事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項各号に掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

「一〇三 同上」

四 デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十一条の十一第二号ロ及び第三十七条第二号において同じ。）が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第二十三条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項において「実質的受益者」という。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

「イ〇二 同上」

〔六・七 略〕

八 電子決済手段につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該電子決済手段の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子決済手段の時価総額

九 十三 略

十四 当該信託財産に係る法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

十五 十八 略

〔2 7 略〕

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第十九條の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七條第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 略

〔六・七 同上〕

〔号を加える。〕

八 十二 同上

十三 当該信託財産に係る法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

十四 十七 同上

〔2 7 同上〕

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第十九條の二 同上

一 同上

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二十二條第二十一項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。第二十二條第二十一項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十條の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八條第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条 法第二條第一項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇十 略〕

十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（以下「特定信託口座」という。）の残高を公表していること

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二十二條第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。第二十二條第十三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十條の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八條第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十条 「同上」

〔一〇十 同上〕

〔号を加える。〕

。ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

2 「略」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定によるもののほか、信託業務を営む金融機関は、信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段、暗号資産(当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。)及び電子

2 「同上」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 「同上」

2 「同上」

3 前二項の規定によるもののほか、信託業務を営む金融機関は、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の暗号資産(当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。)及び電子記録移転有価証券表示権利等に



記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

#### 4

信託業務を営む金融機関は、前項ただし書に規定する電子決済手段（電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいい、同法第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。）が、電子決済手段等取引業（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。）の利用者の電子決済手段を管理する場合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第三十八条第七項の規定の適用のある電子決済手段を除く。）と同じ種類及び数量の電子決済手段（以下この項において

については、この限りでない。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託業務を営む金融機関が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

〔項を加える。〕

「履行保証電子決済手段」という。)を自己の電子決済手段として保有し、次の各号に掲げる履行保証電子決済手段の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を準用する。

一 信託業務を営む金融機関が自己で管理する履行保証電子決済手段 履行保証電子決済手段と信託財産に属する電子決済手段、他の信託の信託財産に属する電子決済手段及び履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態(履行保証電子決済手段の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。)で管理する方法

二 信託業務を営む金融機関が第三者をして管理させる履行保証電子決済手段 当該第三者において、当該履行保証電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

5 信託業務を営む金融機関は、第三項ただし書に規定する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産(以下この項において「履行保証暗号資産」という。)を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、第三項各号の規定

4 信託業務を営む金融機関は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産(以下この項において「履行保証暗号資産」という。)を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を

を準用する。

〔一・二 略〕

6〕 〔略〕

7〕 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる帳簿書類を作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 各営業日における当該信託業務を営む金融機関が発行した特定信託受益権の履行等金額（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。）の合計額の記録 作成の日から五年間
- 二 各営業日における特定信託口座により管理する金銭の額の記録 作成の日から五年間

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定

準用する。

〔一・二 同上〕

5〕 〔同上〕

〔項を加える。〕

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第二十二条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合によ

する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の第二項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の第二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕9 略〕

10〕 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置
- 二 特定信託受益権の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十二条の第二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の第二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔5〕9 同上〕

〔項を加える。〕

の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる特定信託受益権を発行しないために必要な措置

三 その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十六条第一項に定める要件を満たす金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置

11 信託業務を営む金融機関は、顧客（資金移動業関係業者を除く。以下この項から第十四項まで及び第十六項において同じ。）との間で特定信託為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合には、当該顧客に対して次に掲げる事項を明示する方法により、当該特定信託為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 取り扱う特定信託為替取引の額の上限  
二 標準履行期間

三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

四 第十五条第七項各号に掲げる事項

五 契約期間

六 契約期間の中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

七 その他当該契約の内容に関し参考となると認められる事項

12 信託業務を営む金融機関は、顧客との間で特定信託為替取引を

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

行う場合には、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

一 当該信託業務を営む金融機関その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

二 前号及び第十五項第二号に掲げるもののほか、当該特定信託為替取引について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 その他当該特定信託為替取引の内容に関し参考となると認められる事項

13 前二項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、信託業務を営む金融機関は、当該規定にかかわらず、当該顧客に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

14 信託業務を営む金融機関は、顧客との間で特定信託為替取引を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、特定信託受益権の内容に関する説明を行わなければならない。

15 信託業務を営む金融機関は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

- 
- 一 特定信託受益権は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
  - 二 特定信託受益権の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
  - 三 特定信託受益権は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
  - 四 発行する特定信託受益権の概要及び特性（当該特定信託受益権の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）
  - 五 当該信託業務を営む金融機関に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続
  - 六 その他特定信託受益権の内容に関し参考となると認められる事項
- 16 第十四項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対し前二項の規定に準じて第十四項に規定する説明を行ったときは、信託業務を営む金融機関は、同項の規定にかかわらず、当該顧客に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。
- 17 信託業務を営む金融機関は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置
  - 二 電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、信託業法、農業協同
- 

「項を加える。」

「項を加える。」

---

組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令に基づき電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

イ 銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。

ロ 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、信託業法、銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規

---



---

定する外国公認会計士を含む。第四十二条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

三 外国電子決済手段を取り扱う場合にあつては、次に掲げる措置その他の顧客の保護及び信託業務の適正かつ確実な遂行に必要な措置

イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となつた場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者が、顧客（国内にある顧客と国外にある顧客とを区分することができる場合にあつては、国内にある顧客。イにおいて同じ。）である利用者のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等

---

---

の顧客の保護を確保することができると合理的に認められる措置

ロ 顧客（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第一条第二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること（当該顧客の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。）及び移転をすること（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができる金額が、当該信託業務を営む金融機関が同条第三項に規定する資金移動業者の発行する電子決済手段（同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置

四 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

五 信託業務を営む金融機関が、その行う信託業務について、その取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

---

18|| 信託業務を営む金融機関は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 「略」

二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等（金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。第四号及び第三十一条の二十五第七号において同じ。）に係る有価証券の売買その他の取引等（有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又はデリバティブ取引をいう。第四号及び同条第七号において同じ。）を取り扱わないために必要な措置

三 「略」

四 信託業務を営む金融機関が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

19|| 信託業務を営む金融機関は、前二項の規定によるほか、電子決

10|| 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等（金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。第四号及び第三十一条の二十五第六号において同じ。）に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 「同上」

四 信託業務を営む金融機関が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

11|| 信託業務を営む金融機関は、前項の規定によるほか、暗号資産

濟手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二条第一項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

20・21 「略」

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕十 略〕

十一 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件

及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二条第一項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

12・13 「同上」

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 「同上」

〔一〕十 同上〕

「号を加える。」

の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定  
信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公  
表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付でき  
る体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者から  
の要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法  
第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は  
、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日にお  
ける申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億  
円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特  
定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規  
定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げ  
るものに該当するものを除く。）

ロ 「略」

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特  
定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規  
定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ 「同上」

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産

業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

「へ・ト 略」

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第四十三号各号に掲げるもの

業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

三 「略」

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十一条の十七 令第十一条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 暗号等資産関連有価証券の信託(主として暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。)を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第三十一条の十九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一」五 略」

六 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

三 「同上」

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十一条の十七 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産関連有価証券の信託(主として暗号資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。)を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第三十一条の十九 「同上」

「一」五 同上」

六 暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力、信用又はその行う事業に関する事項

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第七号並びに第三項に規定する第十九条第七項各号に掲げる事項については、委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

「一〇七 略」

ハ 当該特定信託契約が電子決済手段の信託に係るものである場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の名称

ロ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者の商号

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力、信用又はその行う事業に関する事項

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第七号並びに第三項に掲げる事項については、委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業法施行令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

「一〇七 同上」

「号を加える。」



又は名称及び住所

ハ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

ニ 取引の最低単位その他の当該特定信託契約に係る電子決済手段の取引の条件

ホ その他特定信託契約の締結に関し参考となると認められる事項

九 「略」

〔2・3 略〕

(禁止行為)

第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三 略〕

四 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等）をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二十一条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規

八 「同上」

〔2・3 同上〕

(禁止行為)

第三十一条の二十五 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等）をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二十一条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する

定する外国暗号資産交換業者をいう。)及び電子決済手段等取引業者等(電子決済手段等取引業者又は同条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)第二十一条の二に定めるものに係る同法第二十一条に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。)を除く。次号において同じ。)に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十一条の十九第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第三十一条の十七第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで(書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しないことを含む。)暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う電子決済手段の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする電子決済手段又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り

外国暗号資産交換業者をいう。)を除く。次号において同じ。)に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十一条の十九第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第三十一条の十七第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで(書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しないことを含む。)暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

「号を加える。」

得る状態に置かれている場合を除く。)を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

七 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

(信託業務報告書等)

第三十八条 信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日(令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日。第六項第一号において同じ。)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

(信託業務報告書等)

第三十八条 信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日(令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければな

融庁長官等に提出しなければならない。

〔2～5 略〕

6 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる信託業務報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における特定信託口座に係る残高証明書

二 第二項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における特定信託口座に係る残高証明書

(届出事項)

第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～四 略〕

五 特定信託為替取引の内容又は方法を変更した場合（第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

2 〔略〕

3 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 新たに特定信託為替取引を行おうとする場合  
二 特定信託為替取引を行っている場合にあつては、発行する特

らない。

〔2～5 同上〕

〔項を加える。〕

(届出事項)

第三十九条 〔同上〕

〔一～四 同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

定信託受益権を変更しようとする場合

三 特定信託口座座に関する次に掲げる事項（次項第二号において「特定信託口座座特定事項」という。）を変更しようとする場合

イ 当該特定信託口座座のある金融機関の商号又は名称

ロ 当該特定信託口座座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

ハ 当該特定信託口座座の名義

ニ 当該特定信託口座座の口座番号その他の当該特定信託口座座を特定するために必要な事項

4 信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定信託為替取引の内容及び方法を記載した書類

二 特定信託口座座特定事項を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

別表（第二十一条第六項関係）

〔表略〕

〔項を加える。〕

別表（第二十一条第五項関係）

〔同上〕

別紙様式第7号 (第38条第1項関係)

信託業務報告書

(記載上の注意)

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第3条第1項第7号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

【表略】

(単位：百万円)

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその他の地上権の信託	土地及びその他の地上権の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託							
元本											
売渡手形等											
収益											
戻受金											
その他											
債権償却準備金											
特別留保											

別紙様式第7号 (第38条第1項関係)

信託業務報告書

(記載上の注意)

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

【同左】

(単位：百万円)

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその他の地上権の信託	土地及びその他の地上権の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託							
元本											
売渡手形等											
収益											
戻受金											
その他											
債権償却準備金											
特別留保											



	信託		の信託		電子記録移転有価証券表示権利等の信託		債権の信託	の信託	及びその定着物信託	権の信託	及びその定着物賃借権の信託	信託	他の信託
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託							
貸出金													
有価証券													
投資信託(外国投資)													
信託受益権													
電子決済手段(特定信託受益権を指す。)													
暗号資産													
番号資産													
金融債権													
有形固定資産													
無形固定資産													
その他債権													
買入手形													
コールローン													
銀行勘定貸													
現金預け金													
その他													
資産合計													

(記載上の注意)

[1・2 略]

[3. ～5. 略]

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	産金額	負債	金額
[略]			
有価証券		貸付	信託
[略]			

	信託		電子記録移転有価証券表示権利等の信託		債権の信託	の信託	及びその定着物信託	権の信託	及びその定着物賃借権の信託	信託	他の信託	
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
貸出金												
有価証券												
投資信託(外国投資)												
信託受益権												
暗号資産												
金融債権												
有形固定資産												
無形固定資産												
その他債権												
買入手形												
コールローン												
銀行勘定貸												
現金預け金												
その他												
資産合計												

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[3. ～5. 同左]

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	産金額	負債	金額
[同左]			
有価証券		貸付	信託
[同左]			



短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		不動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の 信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括の信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託 受益権を除く。)			
受託有価証券			

[略]

(注)

[1～3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		不動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の 信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括の信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			

[同左]

(注)

[1～3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
[略]			
有価証券		貸付	信託
[略]			
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		不動産の信託	
暗号資産関連有価証券		土地及びその定着物の 信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託外国投資		包他の信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託 受益権を除く。)			
受託有価証券			

7. 特定信託受益権の発行及び償還の概況

① 報告対象期間

報告対象期間	年 月 日から
	年 月 日まで

② 総発行・償還件数 (件/月ごとに)

年 月	(発行)	件	(償還)	件
-----	------	---	------	---

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
[同左]			
有価証券		貸付	信託
[同左]			
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
株		金銭債権の信託	
外国証券		不動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の 信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託有価証券		包他の信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			

[加える。]

年 月	(発行)	件	(償還)	件
年 月	(発行)	件	(償還)	件

③ 総発行・償還金額 (円/月ごとに)

年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円

④ 平均発行・償還金額 (円/月ごとに)

年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託受益権の総発行・償還件数、総発行・償還金額及び平均発行・償還金額については、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

8. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の名義	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
	円 ( 年 月 日現在)		

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。

別紙様式第 8 号 (第 38 条第 2 項関係)

信 託 業 務 報 告 書

(記載上の注意)

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含め

[加える。]

別紙様式第 8 号 (第 38 条第 2 項関係)

信 託 業 務 報 告 書

(記載上の注意)

本様式の年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含め

て記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第3条第1項第7号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

【表略】

(単位：百万円)

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		電子記録移転有価証券表示権利等の信託		暗号資産等及びデリバティブ取引の信託	金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその地上権の信託	土地及びその定着物に包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託							
元本													
売渡手形等													
収益													
返受金													
その他													
債権償却準備金													
特別留保金													
.....													
.....													
.....													
.....													

て記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

【同左】

(単位：百万円)

区分	有価証券の信託		電子記録移転有価証券表示権利等の信託		暗号資産等及びデリバティブ取引の信託	金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその地上権の信託	土地及びその定着物に包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託							
元本											
売渡手形等											
収益											
返受金											
その他											
債権償却準備金											
特別留保金											
.....											
.....											
.....											
.....											











	賃借権の信託	
投資信託外国投資	包括信託	
信託受益権	その他の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)		
受託有価証券		
[略]		

(注)

[1～3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	産金額	負債	債金額
[略]			
有価証券		貸付信託	
[略]			
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の	

投資信託外国投資	その他の信託	
信託受益権		
受託有価証券		
[同左]		

(注)

[1～3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	産金額	負債	債金額
[同左]			
有価証券		貸付信託	
[同左]			
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
株		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の	
暗号等資産関連有価証券		信託	

		信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託 受益権を除く。)			
受託有価証券			

〔略〕

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
〔略〕			
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収入		電子決済手段売却損	
不動産収入		有価証券売却損	
不動産収入		投資信託有価証券売却損	
*収益調整		暗号資産売却損	
*投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券 売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券 表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
〔略〕			
暗号等資産関連有価証券 売却益		*投資信託解約差損	
〔略〕			

(記載上の注意)

暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			

〔同左〕

8. 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
〔同左〕			
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収入		有価証券売却損	
不動産収入		投資信託有価証券売却損	
不動産収入		暗号資産売却損	
*収益調整		暗号資産関連有価証券 売却損	
*投資信託解約差益		電子記録移転有価証券 表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
〔同左〕			
暗号資産関連有価証券 売却益		*投資信託解約差損	
〔同左〕			

(記載上の注意)

[1～3 略]

9. 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
[略]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段（信託の受益権を除く。）	
11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
14	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
15	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
16	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
17	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
18	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
19	著作権等（著作権、出版権又は著作権隣接権をいう。）	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

[1～3 同左]

9. 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
[同左]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
12	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
13	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
14	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
15	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
16	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
17	著作権等（著作権、出版権又は著作権隣接権をいう。）	
18	前各項に掲げる資産以外の資産	

(記載上の注意)

[略]

9-2. 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管理の方法

9-3. [略]

[10. ~17. 略]

18. 特定信託受益権の発行及び償還の概況

① 報告対象期間

報告対象期間	年	月	日から
	年	月	日まで

② 総発行・償還件数 (件/月ごとに)

年	月	(発行)	件	(償還)	件
年	月	(発行)	件	(償還)	件
年	月	(発行)	件	(償還)	件

③ 総発行・償還金額 (円/月ごとに)

年	月	(発行)	円	(償還)	円
年	月	(発行)	円 <td>(償還)</td> <td>円</td>	(償還)	円
年	月	(発行)	円 <td>(償還)</td> <td>円</td>	(償還)	円

④ 平均発行・償還金額 (円/月ごとに)

年	月	(発行)	円	(償還)	円
年	月	(発行)	円 <td>(償還)</td> <td>円</td>	(償還)	円
年	月	(発行)	円 <td>(償還)</td> <td>円</td>	(償還)	円

19. 特定信託口座による管理の状況

金融機関 の名称	信託契約により受け入れた 金銭の金額	特定信託 口座の 名義	特定信託口座の口座番 号その他の当該特定信託 口座を特定するための 事項
	円 ( 年 月 日現在 )		

(記載上の注意)

[同左]

[加える。]

9-2. [同左]

[10. ~17. 同左]

[加える。]

[加える。]

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。

20. 特定信託為替取引の状況

年間発行・償還件数	(発行) (償還)	件 件
年間発行・償還金額	(発行) (償還)	円 円
1件当たりの平均発行・償還金額	(発行) (償還)	円 円

[加える。]

21. 特定信託為替取引の収支の状況

[加える。]

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・ 一般管理 費				
営業利益				
所要必要 資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)

第十二条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省

令第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十九條第二項、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第八十二條第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三條第三項及び第四十六條第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六條第三項及び第十七條、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>1 「同上」</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三條第三項及び第四十六條第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六條第三項及び第十七條、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（</p>

昭和二十四年法律第八十三号) 第六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項、第五十二条の八第二項(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の十二第二項(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の三十二第三項(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の五十四第二項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二条の四第一項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十八条第一項及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第七十二条第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)、第五十二条の六十の二第二項の規定により適用する銀行法第二十五条第三項及び第五十二条の五十四第二項(これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場合並びに長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の六十の八第二項の規定により適用する銀行法第五十二条の

昭和二十四年法律第八十三号) 第六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項において適用する銀行法第二十五条第三項、第五十二条の八第二項(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の十二第二項(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の三十二第三項(長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)、第五十二条の五十四第二項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第七十二条第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。)、第五十二条の六十一第二項において適用する銀行法第五十二条の五十四第二項(同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の六十一の十五第三項(信用金庫法第八十九条第七項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業



六十一の十五第三項及び第五十二条の六十一の二十七第二項（これらの規定を同法第四十七条第二項の規定により適用する場合を含む。）、第五十二条の六十の二十一第三項（信用金庫法第八十九条第七項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十の三十三第二項（信用金庫法第八十九条第七項及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十一の十五第三項（信用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第九十二条の五の十第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の三の第二項及び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第二項及び第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第九十六条第六項並びに農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項の規定により適用する場合を含む。）、第五十二条の六十一の二十七第二項（信用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第五項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項、農業協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第九十二条の五の九第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項に

協同組合法第九十二条の五の九第一項、水産業協同組合法第九十七条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第九十六条第六項及び農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の八十一第三項（長期信用銀行法第十条、無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二三第一項、信用金庫法第八十九条第九項、労働金庫法第九十四条第七項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第九十二条の八第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）

において準用する場合並びに信用金庫法第八十五条の三の二第二項及び第八十五条の十一第六項、労働金庫法第八十九条の十二第六項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第二項及び第六条の五の九第六項、農業協同組合法第九十二条の五の八第六項、水産業協同組合法第一百六条第六項並びに農林中央金庫法第九十五条の五の九第六項の規定により適用する場合を含む。)並びに第五十二条の八十一第三項(長期信用銀行法第十七条、無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二の三第一項、信用金庫法第八十九条第十一項、労働金庫法第九十四条第七項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項、農業協同組合法第九十二条の八第一項、水産業協同組合法第二百二十条第一項、農林中央金庫法第九十五条の八第一項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第六十九条の五及び資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第一百一条第一項(同法第三十七条の二第二項及び第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)

〔一の二〇八 略〕

九 資金決済に関する法律第一百二条第一項(同法第三十七条の二第二項及び第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。)

〔十〇四十一 略〕

〔二〇四 略〕

第六十九条の五及び資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第一百一条第一項において準用する場合を含む。)

〔一の二〇八 同上〕

九 資金決済に関する法律第一百二条第一項

〔十〇四十一 同上〕

〔二〇四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正)  
第十三条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の三 「略」</p> <p>〔2〕6 略〕</p> <p>7 法第九条の八第二項第十五号の二及び第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 暗号等資産(金融商品取引法第二十四条第三号の二に規定する暗号等資産をいう。)又は暗号等資産関連金融指標(同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。)に係る取引</p> <p>〔8〕17 略〕</p>	<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 暗号資産(金融商品取引法第二条第二十四条第三号の二に規定する暗号資産をいう。)又は暗号資産関連金融指標(同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。)に係る取引</p> <p>〔8〕17 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第九項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条第五項並びに次条第十項、第六条第五項、第六条の二第五項、第八条第三項、第九条の二第五項、第十条第十六項及び第百十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

〔一〕五 略〕

〔2〕4 略〕

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他こ

改正前

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第九項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）第三条第五項並びに次条第十項、第六条第五項、第六条の二第五項、第八条第三項、第九条の二第五項、第十条第十六項及び第百十一条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

〔一〕五 同上〕

〔2〕4 同上〕

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他こ

れらに類する者として内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の子会社等（法第六条第一項、第六条の四の二第一項、第六条の五第一項、第六条の五の十第一項又は第六条の五の十四第一項において準用する銀行法（第三項第二号の三、第八十三条第四号、第八十九条第二項、第九十条の八第一項第一号、第九十条の九第六号、第一百条の四第一項及び第一百条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の子会社（法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

2 「略」

3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

- 一 信用協同組合等の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介
- 一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介
- 一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八

れらに類する者として内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第三項第二号の三、第八十三条第四号、第八十九条第二項、第一百条の四第一項及び第一百条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の子会社（法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

2 「同上」

3 「同上」

- 一 信用協同組合等の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介
- 一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介
- 一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八



十三条第四号ニ(6)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)  
(若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。))若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。))の行う同法第五十四条の第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。))又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。))の代理又は媒介

一 の四 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)

【第九十九条の二十五第三号及び第九十九条の二十八第三号において同じ。】が営む資金移動業(同法第二条第二項に規定する資金

十三条第四号ニ(6)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)  
(若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。))若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。))の行う同法第五十四条の第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。))又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。))の代理又は媒介

一 の四 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)

【が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)の代理又は媒介

移動業をいう。同号において同じ。)の代理又は媒介

一〇の五 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一〇の六・一の七 「略」

一〇の二・二の二 略

二〇の三 信用協同組合電子決済等代行業(法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三〇の三の五 略

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産(同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。)の価値等(暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。)の対価の額又は暗号等資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。)の動向をいう。第十四号並びに第十條第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第十條第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く)を行う業務

「号を加える。」

一〇の五・一の六 「同上」

一〇の二・二の二 同上

二〇の三 信用協同組合電子決済等代行業(法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三〇の三の五 同上

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産(同条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。)の対価の額又は暗号資産関連金融指標(同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。)の動向をいう。第十四号並びに第十條第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第十條第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く)を行う業務

〔五十三 略〕

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第四十九条の三第二項及び第四十九条の四第二項において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十四の二～三十九 略〕

〔4～10 略〕

（専門子会社の業務等）

第十条 「略」

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信

〔五十三 同上〕

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第四十九条の二及び第四十九条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

〔十四の二～三十九 同上〕

〔4～10 同上〕

（専門子会社の業務等）

第十条 「同上」

2 「同上」

用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第四条の四第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二・五 略〕

〔4 16 略〕

（預金者等に対する情報の提供）

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二・五 同上〕

〔4 16 同上〕

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一〕三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

〔イ〕リ 略〕

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定信用事業等紛争解決機関（中小企業等協同組合法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合 当該信用協同組合等が同法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第四十一条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕リ 同上〕

又 〔同上〕

(1) 指定信用事業等紛争解決機関（中小企業等協同組合法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合 当該信用協同組合等が同法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約（同法第九条の七の三第一項第一号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一

ル 「略」

〔五・六 略〕

〔2〕4 略〕

5 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。））、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。））又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。））（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。））を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

項第四号二及び第一百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号二及び第一百十条の五十八第十八号ロにおいて同じ。）の内容

ル 「同上」

〔五・六 同上〕

〔2〕4 同上〕

5 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。））又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。））（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。））を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

(電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置)

第四十九条の二 信用協同組合等は、顧客との間で電子決済手段(資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。)の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならぬ。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第四十九条の三 信用協同組合等は、その行う業務のうち、電子決済手段(暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。)を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならぬ。

2 信用協同組合等は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならぬ。

「条を加える。」

(暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第四十九条の二 信用協同組合等は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならぬ。

「項を加える。」

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第四十九条の四 信用協同組合等は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、信用協同組合等の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 信用協同組合等は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、信用協同組合等の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(信用協同組合等の特定関係者)

第五十七条 [略]

2 [略]

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特別目的会社)又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項及び第九条の二十六第三項において同じ。)については、

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第四十九条の三 信用協同組合等は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、信用協同組合等の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。  
「項を加える。」

(信用協同組合等の特定関係者)

第五十七条 [同上]

2 [同上]

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特別目的会社)及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産



適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（臨時休業の届出等）

第六十七条 「略」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

六 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合  
代理業者（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 略〕

から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

（臨時休業の届出等）

第六十七条 「同上」

2 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合  
代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

〔三〇五 同上〕

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「略」

(信用協同組合代理業の内容及び方法)

第七十九条 「略」

2 前項第三号に規定する信用協同組合代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他信用協同組合代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

「一・二 略」

三 兼業業務 (信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務をいう。第百九条の二十一を除き、以下同じ。)を行う場合 信用協同組合代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

(許可申請書のその他の添付書類)

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3 「同上」

(信用協同組合代理業の内容及び方法)

第七十九条 「同上」

2 「同上」

三 兼業業務 (信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)を行う場合 信用協同組合代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

(許可申請書のその他の添付書類)

第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第一百十条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔一の二〇七 略〕

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第九十九条の五第二号、第九十九条の九第八号及び第一百十条の十九第一号へにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告（同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第九十九条の五第二号、第九十九条の九第八号及び第一百十条の十九第一号へにおいて同じ。）の内容を記載した書面

〔九〇十四 略〕

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可

第八十条 「同上」

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

〔一の二〇七 同上〕

八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第一百十条の十九第一号へにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

〔九〇十四 同上〕

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 「同上」

の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇三 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ〇ハ 略」

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは法第六条第一項及び第六条の四の二第一項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第六条の三第一項の許可を取り消された場合

「(2)〇(11) 略」

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ〇ハ 同上」

ニ 「同上」

(1) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第六条の三第一項の許可を取り消された場合

「(2)〇(11) 同上」

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七

条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

「へしチ 略」

「五し七 略」

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第九十条 第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）」、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）の所属信用協同組合（同項に規定する所属信用協同組合をいう。）」と読み替えるものとする。

「へしチ 同上」

「五し七 同上」

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第九十条 第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）」、又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用協同組合代理業者（法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）の所属信用協同組合（同項に規定する所属信用協同組合をいう。）」と読み替えるものとする。

(信用協同組合代理業者の原簿の記載事項)

第百九条の二 「略」

(信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例)

第百九条の三 法第六条の四の四第二項の規定により読み替えて適

用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次条第一項各号に掲げる事項とする。

2 法第六条の四の四第二項の規定により適用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、第一百条の二十二第一項の規定にかかわらず、第百九条の十三第三項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

(信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の届出)

第百九条の四 法第六条の四の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信用協同組合電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所(法第六条の四の四第三項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等取扱業者(次項及び次条において「届出者」という。)が外国法人である場合にあつては、国内における営業所に限る。)の所在地及び連絡先
- 二 加入する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会(法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会をいう。以下同じ。)の名称

(信用協同組合代理業者の原簿の記載事項)

第百十条 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

三 信用協同組合電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

2 前項第一号に掲げる事項は、銀行等（銀行又は株式会社商工組合中央金庫をいう。次条、第九十九条の八第二項、第九十九条の九、第九十九条の二十八第一号及び第一百一十一条第三項において同じ。）が届出者である場合には、記載することを要しない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類）

第九十九条の五 法第六条の四の四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出者である場合は、この限りでない。

一 法第六条の四の四第三項の規定による届出の日（以下この条において「届出日」という。）を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、届出日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時ににおける貸借対照表又はこれに代わる書面

二 届出者が会計監査人設置会社である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

（委託信用協同組合との間の契約に定めなければならない事項）

「条を加える。」



第百九条の六 法第六条の四の五に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合電子決済等取扱業（法第六条の四の三第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）に関し、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての委託信用協同組合と当該信用協同組合電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項

二 委託信用協同組合が預金者（法第六条の四の三第二項第一号に規定する預金者をいう。）を把握するために必要な情報を当該信用協同組合電子決済等取扱業者が当該委託信用協同組合の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）

（認定の申請書の添付書類）

第百九条の七 令第五条の六の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 認定業務（法第六条の四の六に規定する認定業務をいう。次号及び第百九条の三十六第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類

二 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

三 最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の

「条を加える。」

「条を加える。」

財産的基礎を有することを明らかにする書類

四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

五 役員の前号及び名を当該役員の氏名に併せて令第五条の六の三第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

(信用協同組合電子決済等取扱業の登録申請書の記載事項)

第九九条の八 銀行法第五十二条の六十の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所（外国電子決済等取扱業者（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先

二 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）の氏名、商号又は名称

三 加入する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会（法第

「条を加える。」

六条の四の七に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会をいう。以下同じ。）の名称

四 信用協同組合電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

五 他に業務を営むときは、その業務の種類

2 前項第一号及び第五号に掲げる事項は、銀行等が登録申請者（銀行法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。次条第八号において同じ。）である場合には、登録申請書（銀行法第五十二条の六十の四第一項の登録申請書をいう。次条第三号において同じ。）に記載することを要しない。

（登録申請書のその他の添付書類）

**第百九条の九** 銀行法第五十二条の六十の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第六条の四の三第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 役員（銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号から第四号まで及び第百九条の二十一第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）

「条を加える。」

- 
- 二 役員住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員  
の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
  - 三 役員旧氏及び名を当該役員氏名に併せて登録申請書に記  
載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員旧氏及び  
名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
  - 四 役員が銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イからへま  
でのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する  
書面
  - 五 株主の名簿
  - 六 外国電子決済等取扱業者である場合にあつては、銀行法に相  
当する外国の法令の規定により当該外国において同法第五十二  
条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他  
の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業（同法第二条  
第十七項に規定する電子決済等取扱業をいう。）を営む者又は  
当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者である  
ことを証する書面
  - 七 登録申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照  
表又はこれに代わる書面。ただし、登録申請の日を含む事業  
年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時にかけ  
る貸借対照表又はこれに代わる書面
  - 八 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録申請  
の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載  
した書面
-

- 
- 九 事業開始後三事業年度における信用協同組合電子決済等取扱業に係る収支の見込みを記載した書面
- 十 信用協同組合電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）
- 十一 信用協同組合電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書
- 十二 信用協同組合電子決済等取扱業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第百九条の二十四において同じ。）
- 十三 信用協同組合電子決済等取扱業の顧客と信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類
- 十四 委託信用協同組合との間の信用協同組合電子決済等取扱業に係る業務の委託契約書の案
- 十五 信用協同組合電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書の案
- 十六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面
- イ 指定紛争解決機関（法第六条の五の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合
- ロ 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
- ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決
-

措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

(信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿の縦覧)

第百九条の十 金融庁長官等は、その登録をした信用協同組合電子決済等取扱業者に係る信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿を当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(財産的基礎)

第百九条の十一 銀行法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資本金の額が千万円以上であること。
- 二 純資産額（第百九条の九第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと。

(心身の故障のため信用協同組合電子決済等取扱業者に係る職務を適正に執行することができない者)

第百九条の十二 銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イに規

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用協同組合電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(あらかじめ届け出ることを要しない場合等)

第百九条の十三 銀行法第五十二条の六十の七第一項に規定する内

閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託信用協同組合から法第六条の四の三第二項第一号の委託を受けることをやめようとする場合
- 二 信用協同組合電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合
- 2 銀行法第五十二条の六十の七第一項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等取扱業者は、別表第三の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。
- 3 銀行法第五十二条の六十の七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）
  - 二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所を変更前の所在地

「条を加える。」

に復した場合

- 三 第九條の八第一項第五号に掲げる事項を変更した場合
- 四 銀行法第五十二條の六十の七第二項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等取扱業者は、別表第三の三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

(標識の様式等)

**第九條の十四** 銀行法第五十二條の六十の九第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十四号の二に定めるものとする。

2 銀行法第五十二條の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3 銀行法第五十二條の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録番号
- 二 加入している認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の名称（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に加入していない場合にあつては、その旨）

(顧客に対する説明)

**第九條の十五** 銀行法第五十二條の六十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「条を加える。」

「条を加える。」



---

一 顧客との間で継続的に法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行う場合において、直前に当該顧客との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二条の六十の十一第一項各号に掲げる事項に変更がないとき。

二 法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る取引について委託信用協同組合が顧客に対し銀行法第五十二条の六十の十一第一項の規定に準じて同項各号に掲げる事項を明らかにしたとき。

2 銀行法第五十二条の六十の十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録番号

二 法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る取引の内容

三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

四 顧客との間で継続的に法第六条の四の三第二項第一号に掲げる行為を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 信用協同組合電子決済等取扱業者の行う信用協同組合電子決済等取扱業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は顧客の金銭その他の財産を預託させるときは、その預託についての委託信用協同組合からの権限の付与がある旨

六 顧客が委託信用協同組合に対して有する権利の内容及びその行使に係る手続

---

七 第百九条の二十八第四号に掲げる場合に該当するものとして顧客から金銭を受け入れる場合にあつては、当該金銭を委託信用協同組合に交付するために要する時間

八 信用協同組合電子決済等取扱業に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同組合電子決済等取扱業者が銀行法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合電子決済等取扱業者の銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十 その他当該信用協同組合電子決済等取扱業者の行う信用協同組合電子決済等取扱業に関し参考となると認められる事項

(信用協同組合が行う事業との誤認を防止するための情報の顧客への提供)

第百九条の十六 信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客との間で法第六条の四の三第二項各号

「条を加える。」

に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等取扱業者の業務を信用協同組合が行うものではないことの説明を行わなければならない。

(信用協同組合電子決済等取扱業に係る情報の安全管理措置)

第百九条の十七 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その業務の内容及び方法に応じ、信用協同組合電子決済等取扱業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第百九条の十八 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等取扱業の顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の漏えい等の報告)

第百九条の十九 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等取扱業の顧客に関する情報

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

(個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人情報データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第百九条の二十 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等取扱業の顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(顧客情報の使用に係る同意等)

第百九条の二十一 信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。)が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法に

「条を加える。」

「条を加える。」

より当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（信用協同組合電子決済等取扱業及び信用協同組合電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用協同組合電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報をいう。次項において同じ。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合電子決済等取扱業に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 信用協同組合電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく委託信用協同組合に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第九十九条の二十二 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有す

「条を加える。」

る者に委託するための措置

二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 委託先が行う信用協同組合電子決済等取扱業の顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 信用協同組合電子決済等取扱業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(その他信用協同組合電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するための措置等)

第百九条の二十三 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その行う信用協同組合電子決済等取扱業に関し、信用協同組合電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 信用協同組合電子決済等取扱業者が、その行う信用協同組合

「条を加える。」

---

電子決済等取扱業について、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信用協同組合電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 信用協同組合電子決済等取扱業者が、その行う信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引について、捜査機関等から当該信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引の停止等を行う措置

三 信用協同組合電子決済等取扱業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、顧客と信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引を行う場合には、当該顧客が当該信用協同組合電子決済等取扱業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

四 信用協同組合電子決済等取扱業者が、顧客から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引に係る指図を受ける場合には、当該指図の内容を、当該顧客が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

五 信用協同組合電子決済等取扱業者が、銀行法第五十二条の六十の十九第一項の報告書に添付して金融庁長官等に提出した貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を公表する措

---

置

六 信用協同組合電子決済等取扱業者が、その行う信用協同組合電子決済等取扱業に関し、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客から金銭を受領したときは、遅滞なく、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、次に掲げる事項を明らかにする措置

イ 信用協同組合電子決済等取扱業者の商号及び登録番号

ロ 当該顧客から受領した金銭の額

ハ 受領年月日

七 信用協同組合電子決済等取扱業者が、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客との間で法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、取引の記録を明らかにする措置

2 前項の規定によるもののほか、信用協同組合電子決済等取扱業者は、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又はその役員若しくは使用人が認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の定款その他の規則（顧客の保護又は信用協同組合電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に関するもの）に限り、認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に加入しない法人にあつては、これに準ずる内容の社内規則）に違反する行為であつて、顧客の保護に欠け、



又は信用協同組合電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(信用協同組合電子決済等取扱業に係る社内規則等)

第百九条の二十四 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その行う信用協同組合電子決済等取扱業の内容及び方法に応じ、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の保護を図り、及び信用協同組合電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(当該信用協同組合電子決済等取扱業者が講ずる銀行法第五十二条の六十の十五第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(信用協同組合電子決済等取扱業者の密接関係者から除かれる者)

第百九条の二十五 令第五条の六の五第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信託業法第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社(第百九条の二十八第二号において「信

「条を加える。」

「条を加える。」

託会社等」という。）

三 資金移動業者

(信用協同組合電子決済等取扱業者の密接関係者)

第百九条の二十六 令第五条の六の五第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（同項に規定する会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の

「条を加える。」

---

内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。次項第二号イにおいて同じ。）若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行っていること（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社

---

---

等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 令第五条の六の五第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等（同条第四項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

---

- 
- 二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
- イ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他
-

の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されるるときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等に該当しないものと推定する。

（議決権の保有の判定）

第九十九条の二十七 令第五条の六の五第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は持分に係る議決権を含むものとする。

- 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合
- 二 金融商品取引法施行令第十五条の十に定める特別の関係にあ

「条を加える。」

---

る者が会社等の議決権を保有する場合

- 三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式又は持分（この項の規定により令第五条の六の五第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権を含むものとされる議決権に係る株式又は持分を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合

2 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式又は持分に係る議決権を除くものとする。

- 一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式又は持分

- 二 相続人が相続財産として所有する株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）
-

(金銭等の預託の禁止から除かれる場合)

第九十九条の二十八 銀行法第五十二条の六十の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行等が業として行う場合
- 二 信託会社等が信託業法第二条第一項に規定する信託業として行う場合
- 三 資金移動業者が資金移動業として行う場合
- 四 信用協同組合電子決済等取扱業に関して顧客から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、委託信用協同組合に交付する場合

(信用協同組合電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第九十九条の二十九 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 次に掲げる全ての措置を講じること。
    - イ 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情(信用協同組合電子決済等取扱業務(法第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務をいう。次項第一号及び第九十九条の三十五第一号において同じ。))に関する苦情をいう。
- 。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備す

「条を加える。」

「条を加える。」



---

ること。

ロ 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

三 令第五条の十九第六号又は第九号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

四 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

2 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則

---

---

に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争（信用協同組合電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

三 令第五条の十九第六号又は第九号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

四 信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合電子決済等取扱業者は、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第三条第三項各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理又は信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の解決を図ってはならない。

---

(信用協同組合電子決済等取扱業に関する帳簿書類)

第九十九条の三十 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の十八の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類(信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務(法第六条の五の十一第二項に規定する信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務をいう。第三号、第一百十条の四十五第三号及び第一百十条の四十九において同じ。)を行わない場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。)を委託信用協同組合ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から十年間

二 法第六条の四の三第二項第一号に掲げる行為に係る取引記録作成の日から十年間

三 信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務の内容を記録した書面 当該信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務を行った日から十年間

四 信用協同組合電子決済等取扱業の顧客との間で信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあつては、顧客勘定元帳作成の日から五年間

2 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその

「条を加える。」

写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

(顧客勘定元帳)

第九十九条の三十一 前条第一項第四号の顧客勘定元帳は、信用協同組合電子決済等取扱業の顧客ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 顧客の有する預金債権（法第六条の四の三第二項第一号に規定する預金債権をいう。）の額の増減及びその年月日並びに当該預金債権の差引残高

(信用協同組合電子決済等取扱業に関する報告書の様式等)

第九十九条の三十二 銀行法第五十二条の六十の十九第一項の報告書は、別紙様式第十四号の三（外国電子決済等取扱業者にあつては、別紙様式第十四号の四）により作成し、事業年度経過後三月以内（外国電子決済等取扱業者にあつては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合電子決済等取扱業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第九条の規定により当該

「条を加える。」

「条を加える。」

信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該財務局長）の承認を受けて、その提出を延期することができる。

3 信用協同組合電子決済等取扱業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合電子決済等取扱業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 銀行法第五十二条の六十の十九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面とする。

（公告の方法）

第百九条の三十三 銀行法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による公告は、官報によるものとする。

（会員名簿の縦覧）

第百九条の三十四 認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会は

「条を加える。」

「条を加える。」

、その会員名簿を当該認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報)

第百九条の三十五 銀行法第五十二条の六十の三十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第六条の四の三第一項の登録を受けないで信用協同組合電子決済等取扱業を行っている者を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う信用協同組合電子決済等取扱業務に関する情報

二 法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行う前に、委託信用協同組合との間で、法第六条の四の五に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等取扱業を行っている信用協同組合電子決済等取扱業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 その他顧客の利益を保護するために認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会が必要と認める情報

(認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会への情報提供)

第百九条の三十六 銀行法第五十二条の六十の三十五に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法の解釈に関する情報

「条を加える。」

「条を加える。」

- 
- 二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
  - 三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報
  - 四 信用協同組合電子決済等取扱業者の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
  - 五 信用協同組合電子決済等取扱業者の業務及び信用協同組合電子決済等取扱業に関する統計情報並びにその基礎となる情報
  - 六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

(廃止の届出等)

第一百九条の三十七 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号
  - 二 登録年月日及び登録番号
  - 三 届出事由
  - 四 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日
  - 五 信用協同組合電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、その理由
- 

「条を加える。」

---

六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用協同組合電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

2 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の財産の返還又は顧客への移転の方法を示すものとする。

4 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 信用協同組合電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用協同組合電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

(登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合)

---



第一百十條 銀行法第五十二條の六十の三十七に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用協同組合電子決済等取扱業の全部を他の信用協同組合電子決済等取扱業者に承継させた場合とする。

(信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項)

第一百十條の四 法第六條の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六條の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六條の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二條第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八條第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第一百十條の十六及び第一百十條の三十四第一号において同じ。))を含む。以下同じ。)が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第一百十條の八、第一百十條の二十四第二項、第一百十條の二十五及び第一百十條の二十六において同じ。)を受けて法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百十條の二に定める行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合

「条を加える。」

(信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項)

第一百十條の四 法第六條の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六條の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二條第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八條第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第一百十條の十六及び第一百十條の三十四第一号において同じ。))を含む。以下同じ。)が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第一百十條の八、第一百十條の二十四第二項、第一百十條の二十五及び第一百十條の二十六において同じ。)を受けて法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百十條の二に掲げる行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。)に関して当該信

電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

## 2 「略」

（信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項）  
第一百十条の八 法第六条の五の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者（第一百十条の四第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第六条の五の五第

信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

## 2 「同上」

（信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項）  
第一百十条の八 法第六条の五の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者（第一百十条の四第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第六条の五の五第

。 一項の信用協同組合が行うことができる措置に関する事項とする。

(協会員名簿の縦覧)

第百十条の十五 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会は、その協会員名簿を当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧)

第百十条の十六 金融庁長官等は、その作成した法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第百十条の二十及び第百十三条第五項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

。 一項の信用協同組合が行うことができる措置に関する事項とする。

(協会員名簿の縦覧)

第百十条の十五 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会(法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会をいう。以下同じ。)は、その協会員名簿を当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧)

第百十条の十六 金融庁長官等は、その作成した法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第百十条の二十及び第百十三条第四項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(信用協同組合電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第一百十條の十七 銀行法第五十二條の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第一百十條の十九において同じ。)が法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為(第一百十條の二に定める行為を除く。)を行う場合に限る。

〔一〇四 略〕

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第一百十條の十九及び第一百一十條第四項において同じ。)が登録申請者である場合にあつては、登録申請書(銀行法第五十二條の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第一百十條の十九において同じ。)に記載することを要しない。

(信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第一百十條の十八 銀行法第五十二條の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信用協同組合電子決済等代行業に係る行為のうち、法第六條

(信用協同組合電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第一百十條の十七 銀行法第五十二條の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第一百十條の十九において同じ。)が法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為(第一百十條の二に掲げる行為を除く。)を行う場合に限る。

〔一〇四 同上〕

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第一百十條の十九及び第一百一十條第三項において同じ。)が登録申請者である場合にあつては、登録申請書(銀行法第五十二條の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第一百十條の十九において同じ。)に記載することを要しない。

(信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第一百十條の十八 銀行法第五十二條の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信用協同組合電子決済等代行業に係る行為のうち、法第六條

の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に定める行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一百条の二に定める行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

〔一・三 略〕

2  
〔略〕

（登録申請書のその他の添付書類）

第一百条の十九 銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第六条の五の二第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

〔イ〜ホ 略〕

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

二 〔略〕

（変更の届出を要しない場合等）

第一百条の二十二 〔略〕

2  
〔略〕

の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第一百条の二に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

〔一・三 同上〕

2  
〔同上〕

（登録申請書のその他の添付書類）

第一百条の十九 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〜ホ 同上〕

へ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二 〔同上〕

（変更の届出を要しない場合等）

第一百条の二十二 〔同上〕

2  
〔同上〕

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第一百条の十七第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百条の二に定める行為を除く。）を行うこととなった場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（利用者に対する説明）

第一百条の二十四 銀行法第五十二条の六一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二条の六一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に定める行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に定める行

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第一百条の十七第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百条の二に掲げる行為を除く。）を行うこととなった場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（利用者に対する説明）

第一百条の二十四 銀行法第五十二条の六一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二条の六一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に掲げる行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百条の二に掲げる行

為を除く。)を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 〔略〕

（信用協同組合等が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第一百十条の二十五 信用協同組合電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業の利用者との間で法第六条の五の二第二項

為を除く。)を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該事項を明らかにすることができる。

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 〔同上〕

（信用協同組合等が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第一百十条の二十五 信用協同組合電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業の利用者との間で法第六条の五の二第二項

各号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の業務を信用協同組合等が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第一百十条の二十六 信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の信用協同組合等が行った預金者が当該信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者にあつては、信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を

各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の業務を信用協同組合等が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第一百十条の二十六 信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の信用協同組合等が行った預金者が当該信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者にあつては、信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を



行う場合に限る。)を介して行うことができる。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第一百十条の三十四 銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 法第六条の五の二第一項の登録を受けずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる者(法第六条の四の四第三項の規定による届出をした信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。)を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百十条の二に定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ同項各号の信用協同組合等又は信用協同組合連合会との間で、法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる信用協同組合電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「略」

(特定預金等)

行う場合に限る。)を介して行うことができる。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第一百十条の三十四 「同上」

一 法第六条の五の二第一項の登録を受けずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる者(法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。)を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二 法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百十条の二に掲げる行為を除く。)を行う前に、それぞれ同項各号の信用協同組合等又は信用協同組合連合会との間で、法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる信用協同組合電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「同上」

(特定預金等)

第一百条の三十六 法第六条の五の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〜三 略」

(契約の種類)

第一百条の三十七 法第六条の五の十一第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第一百条の三十八 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第一百条の四十の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第一百条の三十九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準

第一百条の三十六 法第六条の五の十一に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〜三 同上」

(契約の種類)

第一百条の三十七 法第六条の五の十一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約（法第六条の五の十一に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第一百条の三十八 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第一百条の四十の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第一百条の三十九 「同上」

用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は

一 「同上」

イ 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等又は信用協同組合代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等又は信用協同組

受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を

合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

通じて顧客の閲覧に供する方法

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 「略」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第五条の十三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 略】

二 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第五条の七に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 同上】

四 「略」

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第一百十条の四十 令第五條の十三第一項及び第五條の十四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第一百十条の四十の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者が使用するもの

二 「略」

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第一百十条の四十の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

四 「同上」

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等又は信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第一百十条の四十 令第五條の七第一項及び第五條の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第一百十条の四十の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの

二 「同上」

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第一百十条の四十の三 「同上」

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場

一 「同上」

イ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 「同上」

2 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場

合の期限日)

第一百十条の四十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所又は当該信用協同組合電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

〔一・二 略〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第一百十条の四十三において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第一百十条の四十二 〔略〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等又は信用協同組合電子決済

合の期限日)

第一百十条の四十一 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

〔一・二 同上〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第一百十条の四十三において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第一百十条の四十二 〔同上〕

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔同上〕

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して



等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「略」

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第百十条の四十三 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十条の四十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))並びにチに掲げ

特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「同上」

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第百十条の四十三 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十条の四十五 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))を除く。)

るものに該当するものを除く。）

ロ 「略」

ハ 法第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「略」

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

「へ・ト 略」

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 申出者が最初に当該信用協同組合等との間で又は当該信用協同組合電子決済等取扱業者の行う信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

ロ 「同上」

ハ 法第六条の五の十一に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「同上」

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

三 申出者が最初に当該信用協同組合等との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第一百十条の四十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所又は当該信用協同組合電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

【一・二 略】

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の四十七 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第一百十条の四十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

【一・二 同上】

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第一百十条の四十七 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「略」

(広告類似行為)

第百十条の四十八 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、フアクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 「同上」

(広告類似行為)

第百十条の四十八 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 「略」

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 令第五条の十五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きい大きさで表示されているものに限る。）

ニ 「略」

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業等の内容についての広告等の表示方法）

第一百条の四十九 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の事業又は信用協同組合電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者にあつては、第二

イ 「同上」

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする信用協同組合等又は信用協同組合代理業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 令第五条の九第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きい大きさで表示されているものに限る。）

ニ 「同上」

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）

第一百条の四十九 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならぬ。

2 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の事業又は信用協同組合電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務の内容について広告等をするときは、令第五条の第十五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の事業又は信用協同組合電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務の内容について基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。第百十條の五十二第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。))により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の第十五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

2 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について広告等をするときは、令第五条の九第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。第百十條の五十二第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。))により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第一百十条の五十 令第五条の十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(以下「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第一百十条の五十一 令第五条の十五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 「略」

- 三 当該信用協同組合電子決済等取扱業者が認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に加入している場合にあつては、その

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第一百十条の五十 令第五条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価(以下「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第一百十条の五十一 令第五条の九第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 「同上」

「号を加える。」

旨及び当該認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の名称

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第一百十条の五十二 令第五條の十五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第五條の十五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第一百十条の四十八第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第一百十条の五十二 令第五條の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第五條の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第一百十条の四十八第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)



第一百条の五十三 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜四 略〕

五 信用協同組合電子決済等取扱業者の資力又は信用に関する事項

六 信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業の実績に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百条の五十四 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(信用協同組合等又は信用協同組合代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。)に掲げる事項を、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(次項及び第三項において「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 〔略〕

3 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者は、契約締結前交付書面には、第一百条の五十八第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(信用協同組合等又は信用協同組合代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつ

第一百条の五十三 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百条の五十四 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(次項及び第三項において「日本産業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 〔同上〕

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百条の五十八第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント

ては同号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第一百十条の三十六第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(信用協同組合等又は信用協同組合代理業者にあつては第二号、第六号及び第七号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては第六号及び第七号を除く。)に掲げる事項並びに第一百十条の五十八第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第一百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合

以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の五十六 「同上」

一 第一百十条の三十六第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第一百十条の五十八第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第一百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

〔二・三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合

等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第一百十条の五十八第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五 「略」

〔2〕4 略

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の

等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第一百十条の五十八第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

第一百十条の三十九第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

〔二・三 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第一百十条の五十八 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十一 略〕

十二 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることに由り顧客に不利となるおそれがある旨

〔十三〇十五 略〕

十六 顧客が当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

〔二・三 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第一百十条の五十八 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

十二 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることに由り顧客に不利となるおそれがある旨

〔十三〇十五 同上〕

十六 顧客が当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者

所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合に連絡する方法

十七 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、その名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合の中小企業

の所属信用協同組合に連絡する方法

十七 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となっている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となっている場合にあつては、その名称）

十八 「同上」

イ 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定

等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理  
措置及び紛争解決措置の内容

十九 「略」

(契約締結時交付書面の記載事項)

第一百十条の五十九 特定預金等契約が成立したときに作成する準用  
金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条にお  
いて「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を  
記載しなければならない。

一 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用  
協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合の名  
称

〔二〕十 略〕

十一 顧客が当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の  
所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同  
組合に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の六十 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第  
三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は  
、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合

める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 「同上」

(契約締結時交付書面の記載事項)

第一百十条の五十九 「同上」

一 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信  
用協同組合の名称

〔二〕十 同上〕

十一 顧客が当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者  
の所属信用協同組合に連絡する方法

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の六十 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合

等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付の書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〕4 略〕

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第百十條の六十三 法第六条の五の十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務（同項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を

等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〕4 同上〕

〔条を加える。〕

適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

**第百十条の六十四** 法第六条の五の十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第百十条の七十六第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六条の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条並びに第百十条の七十六第一項及び第二項において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第百十条の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合電子決済等取扱業者（次条及び第百十条の六十八第二項にお

「条を加える。」



て「全ての信用協同組合電子決済等取扱業者」という。）の数で除して行うものとする。

(信用協同組合電子決済等取扱業者に対する意見聴取等)

**第一百十条の六十五** 法第六条の五の十二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催しなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての信用協同組合電子決済等取扱業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四項、第一百十条の六十七及び第一百十条の六十八第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 信用協同組合電子決済等取扱業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合

「条を加える。」

には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第六条の五の十二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての信用協同組合電子決済等取扱業者の説明会への出席の有無

三 全ての信用協同組合電子決済等取扱業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第六条の五の十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、信用協同組合電子決済等取扱業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

(業務規程で定めるべき事項)

第百十條の六十六 法第六条の五の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「条を加える。」

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続（法第六条の五の十二第一項に規定する苦情処理手続をいう。第百十条の七十二において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第百十条の六十九、第百十条の七十四第二項及び第百十条の七十五において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（指定申請書の提出）

第百十条の六十七 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第百十条の六十八 銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六条の五の十二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者

「条を加える。」

「条を加える。」

「という。」が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第一百十条の七十三第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 法第六条の五の十二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第一百十条の六十五第一項第二号の規定により全ての信用協同組合電子決済等取扱業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての信用協同組合電子決済等取扱業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 信用協同組合電子決済等取扱業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該信用協同組合電子決済等取扱業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 
- 一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第一百十条の七十六第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
  - 二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面
  - 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第一百十条の七十及び第一百十条の七十一において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
  - 四 役員の前氏及び名前を当該役員の氏名に併せて銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前氏及び名前を証するものでないときは、当該前氏及び名前を証する書面
  - 五 役員が法第六条の五の十二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
  - 六 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の前沿革
-

を記載した書面)

七 紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第一百十条の七十四第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第一百十条の七十六において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八 役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第一百十条の七十六第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九 その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第一百十条の六十九 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の五の十三第四号に規定する加入信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合電子決済等取扱業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

「条を加える。」

第百十條の七十 銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定す

る指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

「条を加える。」

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第一百十条の七十一 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定

「条を加える。」



---

する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないことと認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特

---

定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第百十條の七十二 銀行法第五十二條の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客が信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情（法第六條の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

「条を加える。」

二 前号の申立てをした加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入信用協同組合電子決済等取扱業者の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第一百十条の七十三 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後见人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争（法第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済

「条を加える。」

---

等取扱業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

---

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情を処理する業務又は信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

（信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者である加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客に対する説明）

第百十條の七十四 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二條の七十三第八項に規定する説明をするに当たり信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者である加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付し

「条を加える。」

て説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第百十条の七十五 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

「条を加える。」

2 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（指定紛争解決機関の届出事項）

第一百条の七十六 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信用協同組合電子決済等取扱業者の商号

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 信用協同組合電子決済等取扱業者

「条を加える。」

---

が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該信用協同組合電子決済等取扱業者の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新

---



たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 信用協同組合電子決済等取扱業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入信用協同組合電子決済等取扱業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第一百十条の七十七 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十九号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添

「条を加える。」

付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

五の二 信用協同組合電子決済等取扱業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

五の三 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第二号に規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（

(届出事項)

第百十一条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

五の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第二号に規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（

前二号に掲げる場合を除く。）

〔六〇二十二 略〕

二十三 信用協同組合等、その子会社又は業務の委託先（第八項において「子会社等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該信用協同組合等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

〔二十四〇三十 略〕

2

〔略〕

3 法第七条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用協同組合電子決済等取扱業者が法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行っているときに限る。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 法第六条の四の五に規定する契約の内容を変更した場合

三 第九十九条の八第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

四 信用協同組合電子決済等取扱業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

4 法第七条の二第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は

、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に定める行為を除く。）を行っているときに限る。

〔一〇三 略〕

前号に掲げる場合を除く。）

〔六〇二十二 同上〕

二十三 信用協同組合等、その子会社又は業務の委託先（第七項において「子会社等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該信用協同組合等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

〔二十四〇三十 同上〕

2

〔同上〕

〔項を加える。〕

3 法第七条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十条の二に掲げる行為を除く。）を行っているときに限る。

〔一〇三 同上〕

5|| 信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 第一項第五号から第五号の三までに掲げる場合 次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

「二・三 略」

6|| 法第四条第二項の規定は、第一項第八号の四、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十八号まで、第十項並びに第十一項に規定する議決権について準用する。

7|| 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

「一・二 略」

三|| 法第七条の二第三項に該当するときの届出（信用協同組合電子決済等取扱業を開始したとき又は第三項第四号に該当するときの届出を除く。）

四|| 法第七条の二第四項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

8|| 第一項第二十三号、第二項第四号及び第三項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信

4|| 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 第一項第五号及び第五号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

「イ〜ハ 同上」

「二・三 同上」

5|| 法第四条第二項の規定は、第一項第八号の四、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十八号まで、第九項並びに第十項に規定する議決権について準用する。

6|| 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

三|| 法第七条の二第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7|| 第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理

用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者若しくはそれらの役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 信用協同組合等の事業、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 「略」

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信用協同組合等の業務、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 その他信用協同組合等の事業、信用協同組合代理業者の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの  
次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

9 一 第一項第二十三号、第二項第四号又は第三項第四号に該当す

業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 信用協同組合等の事業又は信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 「同上」

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信用協同組合等の業務又は信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 その他信用協同組合等の事業又は信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

8 「同上」

一 第一項第二十三号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事

る場合 不祥事件の発生を信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者が知った日

二 「略」

10・11 「略」

(經由官庁)

第百十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六の四第一項の規定による申請書、信用協同組合電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

5 「略」

(外国電子決済等取扱業者に係る特例)

第百十四条の二 外国電子決済等取扱業者（信用協同組合電子決済等取扱業を行う外国の法人又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う外国の法人の設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該外国電子決済等取扱業者が法（第

件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知つた日

二 「同上」

9・10 「同上」

(經由官庁)

第百十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

4 「同上」

〔条を加える。〕

六条の四の三から第六条の五まで及び第七条の二第三項に限る。

）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2 外国電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3 外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百十五条 法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七條の二第四項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用協同組合電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百十五条 法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七條の二第三項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用協同組合電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他

の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

〔2・3 略〕

別表第三の二（第百九条の十三第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
委託信用協同組合の変更	一 新たに委託信用協同組合から委託を受けることとなる場合 イ 当該委託信用協同組合の名称 ロ 当該委託を受けて信用協同組合電子決済等取扱業を行う営業所の名称及び所在地 ハ 当該営業所で行う信用協	一 理由書 二 新たに委託信用協同組合から委託を受けることとなる場合には、その委託契約書の案

の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

〔2・3 同上〕

〔表を加える。〕



<p>信用協同組合電子 決済等取扱業の業 務の内容及び方法 の変更（顧客から の申込みの受付方 法の変更に限る。</p>	
<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>同組合電子決 済等取扱業の 業務の内容 二 当該委託を 受ける業務を 開始する年月 日 二 委託信用協同 組合が名称を変 更する場合 イ 変更後の名 称 ロ 変更前の名 称 ハ 変更年月日</p>
<p>一 理由書 二 変更後の信用 協同組合電子決 済等取扱業の業 務の内容及び方 法を記載した書 面 三 信用協同組合</p>	

別表第三の三（第百九条の十三第四項関係）

	届出事項	記載事項	添付書類
信用協同組合電子 決済等取扱業を行 う営業所（以下こ	一 変更後の商号 及び住所 二 変更前の商号 及び住所 三 変更年月日	一 変更前の資本 金の額 二 変更後の資本 金の額 三 変更年月日	電子決済等取扱 業の業務の内容 及び方法を記載 した書面の変更 箇所の新旧対照 表
資本金の額の変更	一 変更前の資本 金の額 二 変更後の資本 金の額 三 変更年月日	理由書	
商号及び住所の変 更	一 変更後の商号 及び住所 二 変更前の商号 及び住所 三 変更年月日	変更に係る事項を 記載した登記事項 証明書（これに準 ずるものを含む。 以下この表におい て同じ。）	
届出事項	記載事項	添付書類	

「表を加える。」

主たる営業所の名	営業所の廃止	営業所の所在地の変更	営業所の設置	の表において「営業所」というの名称の変更
一 変更前の主たる	一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	一 設置した営業所の名称 二 所在地 三 設置した営業所で行う信用協同組合電子決済等取扱業に係る業務の内容 四 事業開始年月日	三 変更年月日
変更に係る事項を				

<p>称又は所在地の変更（信用協同組合電子決済等取扱業者が外国法人であり、外国に主たる営業所を有する場 合に限る。）</p>	<p>る営業所の名称 又は所在地 二 変更後の主たる営業所の名称 又は所在地 三 変更年月日</p>	<p>記載した登記事項 証明書</p>
<p>役員（銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。） の変更</p>	<p>一 変更があつた 役員 の氏名又は 名称及び役職名 二 就任又は退任 年月日</p>	<p>一 法人の登記事項 証明書 二 就任する役員 に係る次に掲げ る書面 イ 履歴書（就 任する役員が 法人であると きは、当該役 員の沿革を記 載した書面） ロ 住民票の抄 本（就任する 役員が法人で あるときは、 当該役員の登</p>

---

---

記事項証明書  
（又はこれに  
代わる書面  
ハ 旧氏及び名  
を、氏名に併  
せて第百九条  
の十三第二項  
の届出書に記  
載した場合に  
おいて、口に  
掲げる書面が  
当該旧氏及び  
名を証するも  
のでないとき  
は、当該旧氏  
及び名を証す  
る書面  
ニ 銀行法第五  
十二条の六十  
の六第一項第  
九号イからホ  
までのいずれ  
にも該当しな

---

---

	委託信用協同組合からの委託の廃止	信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容及び方法の変更（顧客からの申込みの受付方法の変更を除く。）
	一 委託信用協同組合の名称 二 当該委託信用協同組合のために信用協同組合電子決済等取扱業の業務を行っていた営業所の名称及び所在地 三 業務を廃止した年月日	一 変更の内容 二 変更年月日
い者であることを当該役員が誓約する書面	一 理由書 二 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	一 理由書 二 変更後の信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 信用協同組合

<p>主要株主（第百九条の八第一項第二号に規定する主要株主をいう。以下この表において同じ。）の氏名、商</p>	<p>顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地又は連絡先の変更</p>	
<p>一 変更前の主要株主の氏名、商号又は名称 二 変更後の主要株主の氏名、商号又は名称</p>	<p>一 変更前の顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地又は連絡先 二 変更後の顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地又は連絡先 三 変更年月日</p>	
<p>株主の名簿</p>		<p>電子決済等取扱業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表</p>

号又は名称の変更	三 変更年月日	
認定信用協同組合 電子決済等取扱事 業者協会への加入	一 加入した認定 信用協同組合電 子決済等取扱事 業者協会の名称 二 加入年月日	認定信用協同組合 電子決済等取扱事 業者協会に加入し た事実を確認する ことができる書面
認定信用協同組合 電子決済等取扱事 業者協会からの脱 退	一 脱退した認定 信用協同組合電 子決済等取扱事 業者協会の名称 二 脱退年月日	認定信用協同組合 電子決済等取扱事 業者協会から脱退 した事実を確認す ることができる書 面
委託に係る業務の 内容又は委託先の 変更	一 変更の内容 二 変更年月日	

別表第四（第一百十条の二十二第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
役員（銀行法第五 十二条の六十一の 三第一項第二号に 規定する役員をい 「略」	「一・二 略」	一 「略」 二 就任する役員 に係る次に掲げ る書面

別表第四（第一百十条の二十二第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
役員（法第六条の 五の十第一項にお いて準用する銀行 法第五十二条の六 「同上」	「一・二 同上」	一 「同上」 二 「同上」



〔略〕	い、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。
	〔イ〕ハ 略
	<p>ニ 銀行法第五十二條の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p>

〔同上〕	十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。
	〔イ〕ハ 同上
	<p>ニ 法第六條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p>

別紙様式第1号 (第15条関係)

第 期 ( ) 事業報告  
年 月 日から  
年 月 日まで  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信 用 組 合 名  
理 事 ( 組 合 ) 長 氏 名

1. [略]
  2. 当組合の現況  
    (1)～(4) 略
  - (5) 事務所等の状況  
    イ. 事務所数  
    [表略]  
    (記載上の注意)  
        1. 当該信用協同組合を所屬信用協同組合とする信用協同組合代理業者 (協同組合による金融事業に関する法律第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の60の2第2項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。) が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。  
        2. [略]  
        [ロ.～ホ. 略]
  - (6) [略]
  - (7) 預金等総額及び員外預金比率の状況  
    [表略]  
    (記載上の注意)  
        1. [略]
  2. 員外預金比率は、事業年度開始時における協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外預金比率を記載すること。
3. [略]

別紙様式第1号 (第15条関係)

第 期 ( ) 事業報告  
年 月 日から  
年 月 日まで  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信 用 組 合 名  
理 事 ( 組 合 ) 長 氏 名

1. [同左]
  2. 当組合の現況  
    (1)～(4) 同左
  - (5) 事務所等の状況  
    イ. 事務所数  
    [同左]  
    (記載上の注意)  
        1. 当該信用協同組合を所屬信用協同組合とする信用協同組合代理業者 (協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。) が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。  
        2. [同左]  
        [ロ.～ホ. 同左]
  - (6) [同左]
  - (7) 預金等総額及び員外預金比率の状況  
    [同左]  
    (記載上の注意)  
        1. [同左]
  2. 員外預金比率は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1号に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。
3. [同左]

別紙様式第4号 (第15条関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 附属明細書  
          ( 年 月 日まで )  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信用組合名  
理事(組合)長 氏名

1. [略]
2. 事業報告に関する事項  
    [(1)~(3) 略]
3. [略]

別紙様式第5号 (第15条関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 事業報告  
          ( 年 月 日まで )  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信用協同組合連合会名  
理 事 長 氏名

1. [略]
2. 当会の現況  
    [(1)~(4) 略]
- (5) 事務所等の状況  
    イ. 事務所数

別紙様式第4号 (第15条関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 附属明細書  
          ( 年 月 日まで )  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信用組合名  
理事(組合)長 氏名

1. [同左]
2. 業務報告に関する事項  
    [(1)~(3) 同左]
3. [同左]

別紙様式第5号 (第15条関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 事業報告  
          ( 年 月 日まで )  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信用協同組合連合会名  
理 事 長 氏名

1. [同左]
2. 当会の現況  
    [(1)~(4) 同左]
- (5) 事務所等の状況  
    イ. 事務所数

【表略】

(記載上の注意)

1. 当該信用協同組合連合会を所属信用協同組合とする信用協同組合  
代理業者(協同組合による金融事業に関する法律第6条の4の2第  
1項において準用する銀行法第52条の60の2第2項の規定により  
信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。以下同じ。)が信用協同組合代理業者を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. 【略】

【ロ.～ホ. 略】

(6) 【略】

別紙様式第8号(第15条関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 附属明細書  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信用協同組合連合会名  
理 事 長 氏名

1. 【略】

2. 事業報告に関する事項

【(1)～(3) 略】

3. 【略】

別紙様式第11号(第80条第6号及び第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

財産に関する調査 ( 年 月 日現在)  
年 月 日  
主たる事務所

【同左】

(記載上の注意)

1. 当該信用協同組合連合会を所属信用協同組合とする信用協同組合  
代理業者(協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項  
において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により信用協同  
組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。以下同じ。)が信用協  
同組合代理業者を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. 【同左】

【ロ.～ホ. 同左】

(6) 【同左】

別紙様式第8号(第15条関係)

第 期 ( 年 月 日から ) 附属明細書  
年 月 日 作成  
年 月 日 備付

住 所  
信用協同組合連合会名  
理 事 長 氏名

1. 【同左】

2. 業務報告に関する事項

【(1)～(3) 同左】

3. 【同左】

別紙様式第11号(第80条第6号及び第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

財産に関する調査 ( 年 月 日現在)  
年 月 日  
主たる事務所

の所在地  
名 称  
氏 名

【表略】

(記載上の注意)

【1～7 略】

8 協同組合による金融事業に関する法律第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第13号 (第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用協同組合代理業に関する報告書

年 月 日から  
年 月 日まで  
年 月 日

主たる事務所  
の所在地  
名 称  
氏 名

(記載上の注意)

1 【略】

2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載す

の所在地  
名 称  
氏 名

【同左】

(記載上の注意)

【1～7 同左】

8 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第13号 (第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用協同組合代理業に関する報告書

年 月 日から  
年 月 日まで  
年 月 日

主たる事務所  
の所在地  
名 称  
氏 名

(記載上の注意)

1 【同左】

2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載するこ

ることができる。

[1・2 略]

3 所属信用協同組合等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「信用協同組合代理業再委託者名」欄は、信用協同組合代理業再委託者(法第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けて信用協同組合代理業を行うときに限り、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用協同組合代理業の許可番号を記載すること。

3 [略]

[4・5 略]

6 信用協同組合代理業の実施状況

[(1)~(3) 略]

(4) 手数料の状況

(単位：千円)

[表略]

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属信用協同組合(信用協同組合代理業再委託者(法第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。))にあつては、信用協同組合代理業再委託者)から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第14号(第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用協同組合代理業に関する報告書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )  
年 月 日

とができる。

[1・2 同左]

3 所属信用協同組合等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「信用協同組合代理業再委託者名」欄は、信用協同組合代理業再委託者(法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けて信用協同組合代理業を行うときに限り、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用協同組合代理業の許可番号を記載すること。

3 [同左]

[4・5 同左]

6 信用協同組合代理業の実施状況

[(1)~(3) 同左]

(4) 手数料の状況

(単位：千円)

[同左]

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属信用協同組合(信用協同組合代理業再委託者(法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。))にあつては、信用協同組合代理業再委託者)から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第14号(第105条第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用協同組合代理業に関する報告書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )  
年 月 日

主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(記載上の注意)

- 1 略]
- 2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[1・2 略]

3 所属信用協同組合等

【表略】

(記載上の注意)

- 1 略]
- 2 「信用協同組合代理業再委託者名」欄は、信用協同組合代理業再委託者（法第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業を行うときに限り、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用協同組合代理業の許可番号を記載すること。

3 略]

[4・5 略]

6 信用協同組合代理業の実施状況

[(1)~(3) 略]

- (4) 手数料の状況 (単位：千円)  
【表略】

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当該期中に所属信用協同組合（信用協同組合代

主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(記載上の注意)

- 1 同左]
- 2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

[1・2 同左]

3 所属信用協同組合等

【同左】

(記載上の注意)

- 1 同左]
- 2 「信用協同組合代理業再委託者名」欄は、信用協同組合代理業再委託者（法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業を行うときに限り、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用協同組合代理業の許可番号を記載すること。

3 同左]

[4・5 同左]

6 信用協同組合代理業の実施状況

[(1)~(3) 同左]

- (4) 手数料の状況 (単位：千円)  
【同左】

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当該期中に所属信用協同組合（信用協同組合代

理業再受託者（法第6条の4の2第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあつては、信用協同組合代理業再委託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第14号の2（第109条の14第1項関係）

信用協同組合電子決済等取扱業者登録票
信用協同組合電子決済等取扱業
登録番号 金 融 庁 長 官 ( ) 第 号
(財務(支)局長)
(信用協同組合電子決済等取扱業者の商号)
(委託信用協同組合の名称)

(記載上の注意)

「委託信用協同組合の名称」には、委託信用協同組合の名称を記載すること。二以上の委託信用協同組合があるときは、全ての委託信用協同組合の名称を記載すること。

別紙様式第14号の3（第109条の32第1項関係）

(日本産業規格A4)

信用協同組合電子決済等取扱業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

理業再受託者（法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあつては、信用協同組合代理業再委託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

[様式を加える。]

[様式を加える。]



年 月 日

主たる営業所  
の所在地  
商号  
代表者の氏名

(記載上の注意)

1. 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
2. 法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の60の4第1項の登録申請書又は法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の60の7第2項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
1. 登録年月日及び登録番号
2. 信用協同組合電子決済等取扱業の概況  
(記載上の注意)  
直近の事業年度における信用協同組合電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

3. 委託信用協同組合

委託信用協同組合名		信用協同組合電子決済等取扱業 の業務の内容
委託契約 年 月 日		

(記載上の注意)

1. 「委託信用協同組合名」欄は、当期末現在における委託信用協同組合の名称を記載すること。
2. 「信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託信用協同組合のために行う信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容を

記載すること。

4. 役員及び使用人の状況

役員数	役員名		使用人名	計名
	うち非常勤名	名		

(記載上の注意)

1. 本表は、当期末における信用協同組合電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
2. 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5. 営業所の状況

名称	所在地	使用人	委託信用協同組合名	信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容

(記載上の注意)

1. 「委託信用協同組合名」欄及び「信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託信用協同組合のために信用協同組合電子決済等取扱業を行うときは、当該委託信用協同組合ごとに記載すること。
2. 適宜地区別に区分して記載すること。

6. 信用協同組合電子決済等取扱業の実施状況

- (1) 法第6条の4の3第2項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：件、千円)

委託信用協同組合名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計(その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託信用協同組合ごとに記載すること。

(2) 法第6条の4の3第2項第2号に掲げる行為に係る業務

(単位：件)

委託信用協同組合名	流動性預金	うち		定期性預金	合計 (その他を含む。)
	件数	当座預金 件数	件数		
合計					

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第6条の4の3第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託信用協同組合ごとに記載すること。

(3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託信用協同組合名	手数料
合計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託信用協同組合から得た信用協同組合電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第14号の4 (第109条の32第1項関係)

(日本産業規格A4)

信用協同組合電子決済等取扱業に関する報告書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

[様式を加える。]

年 月 日

国内における  
主たる営業所  
の所在地  
商号  
日本における  
代表者の氏名

(記載上の注意)

1. 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
2. 法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の60の4第1項の登録申請書又は法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の60の7第2項の規定による届出書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「日本における代表者の氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1. 登録年月日及び登録番号

(記載上の注意)

銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第52条の60の3の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを表示すること。

2. 信用協同組合電子決済等取扱業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における信用協同組合電子決済等取扱業の経過及び成果を記載すること。

3. 委託信用協同組合

委託信用協同組合名	信用協同組合電子決済等取扱業
委託契約	の業務の内容

	年 月 日	

(記載上の注意)

1. 「委託信用協同組合名」欄は、当期末現在における委託信用協同組合の名称を記載すること。
2. 「信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、委託信用協同組合のために行う信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容を記載すること。

4. 役員及び使用人の状況

役員 数	役員		使用 人 名	計 名
	うち非常勤 名	名		

(記載上の注意)

1. 本表は、当期末における信用協同組合電子決済等取扱業に従事する役員及び使用人について記載すること。
2. 「役員」欄は、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含んだ員数を記載すること。
3. 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5. 営業所の状況

名 称	所 在 地	使用人	委託信用協 同組合名	信用協同組 合電子決済 等取扱業の 業務の内容

(記載上の注意)

1. 「委託信用協同組合名」欄及び「信用協同組合電子決済等取扱業の業務の内容」欄は、営業所において複数の委託信用協同組合のために信用協同組合電子決済等取扱業を行うときは、当該委託信用協同組合ごとに記載すること。

2. 適宜地区別に区分して記載すること。  
 3. 国内における営業所についてのみ記載すること。

6. 信用協同組合電子決済等取扱業の実施状況

- (1) 法第6条の4の3第2項第1号に掲げる行為に係る業務

(単位：件、千円)

委託信用協同組合名	流動性預金		うち 当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を委託信用協同組合ごとに記載すること。

- (2) 法第6条の4の3第2項第2号に掲げる行為に係る業務

(単位：件)

委託信用協同組合名	流動性預金	うち 当座預金	定期性預金	合計 (その他を含む。)
	件数	件数		
合計				

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第6条の4の3第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を委託信用協同組合ごとに記載すること。

- (3) 手数料の状況 (単位：千円)

委託信用協同組合名	手数料

合 計	
-----	--

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に委託信用協同組合から得た信用協同組合電子決済等取扱業に係る手数料の金額を記載すること。

別紙様式第 19 号 (第 110 条の 77 関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号 )

所在地

電話番号 ( ) -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
- 3 組織に関する事項
- 4 紛争解決委員及び役職員の増減
- 5 役員の氏名等
- 6 他の事業の種類及び内容
- 7 役員の兼職状況
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
- 9 意思決定機関の状況
- 10 加入信用協同組合電子決済等取扱業者等の状況
- 11 紛争解決等業務の状況

[様式を加える。]

- (1) 苦情処理手続の実施状況
  - (2) 紛争解決手続の実施状況
  - (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
  - (4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
- 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
  - 13 その他特記事項  
（記載上の注意）

1 法第6条の5の14第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第6条の5の14第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

--

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名称 (設置年月日)	所在地	業務を行う日及び時間
( 年 月 日 )	郵便番号 — 電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	
( 年 月 日 )	郵便番号 — 電話番号 ( ) — 電子メールアドレス	



( 年 月 日)	電話番号 ( )	—	
	電子メールアドレス	—	
( 年 月 日)	郵便番号	—	
	電話番号 ( )	—	
	電子メールアドレス		
( 年 月 日)	郵便番号	—	
	電話番号 ( )	—	
	電子メールアドレス		
( 年 月 日)	郵便番号	—	
	電話番号 ( )	—	
	電子メールアドレス		
営業所 事務所			
計			

3 組織に関する事項

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区分	前期末	当期末	増減
紛争解決委員			
役員			
(うち非常勤役員)			
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにおいて代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。

3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。

5 役員の氏名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は は呼称	住所又は主 たる営業所 若しくは事 務所の所在 地	略 歴	備 考
年月日				
年月日				
年月日				
年月日				
年月日				
年月日				

年	月	日	計 名	

(記載上の注意)

- 1 法第6条の5の14第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第6条の5の14第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
  - 2 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における住所を記載すること。
  - 3 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
  - 4 代表権を有する者については、「備考」欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

7 役員の兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は		

商号若しくは名称	員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地（役員が他の事業を営んでいるときはその旨）	

(記載上の注意)

- 1 法第6条の5の14第1項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第6条の5の14第1項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員」の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
  - 2 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
  - 3 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
  - 4 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ)	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	議決権の割合	主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の別	議決権が株式である場合は株式の数
				株
				株
				株
				株
				株
				株
				株
				株
				株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第110条の76第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関

する事項が取り扱われたものに限る。) について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入信用協同組合電子決済等取扱業者等の状況

(1) 信用協同組合電子決済等取扱業者

番号	商号	主たる営業所の所在地	加入年月日

(2) 信用協同組合電子決済等取扱業者以外の加入者

番号	氏名又は商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数 (当期の状況)

(単位：件)

受付事件内訳					
新受	前期の未済	既済		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分



計							
---	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 「類型」には、苦情処理手続を実施した信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。
- ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(単位：件)

所要期間	件数
1月未満	
1月以上 —3月未 満	
3月以上 —6月未 満	
6月以上	
計	

(単位：件)

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳				
既済		未済		
新受	前期の未済	当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数を全て計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)





計									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

終了事由の別

類型	成立	見込みなし	双方の離脱		一方の離脱		その他	小計	不承諾	移送	計
計											

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数 (当期の既済事件)

(単位：人)

類型	紛争解決委員の別										計	
計												

(記載上の注意)

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
  - 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
  - 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。
- エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	
1月以上—3月未満	
3月以上—6月未満	
6月以上—1年未満	
1年以上—2年未満	
2年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1回	
2回	
3回	
4回	
5—10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法	件数
電話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	
小計	
面談以外	

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

- (3) 紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）

（単位：千円）

料金・負担金
--------

料金額		負担金額	計
苦情処理手続	紛争解決手続		

(4) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳 (当期の状況)

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

<p>12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況</p> <p>13 その他特記事項</p> <p>(記載上の注意)  指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。</p>	
備考	※中の「」の記載は任意である。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第十五条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの)</p> <p>第四条の二 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、普通預金その他の預金(その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、預金保険法施行令(昭和四十六年政令百十一号)第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。)又は貯金(その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一十号)第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)とする。</p> <p>第九条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。</p> <p>(金融商品取引業から除かれるもの)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第九条の二 「同上」</p> <p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。</p> <p>(金融商品取引業から除かれるもの)</p>

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇四 略」

四の二 法第二条第八項第四号に掲げる行為（暗号等資産関連店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引をいう。ハにおいて同じ。）に係るものに限る。以下この号において「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等」という。）のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者が外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの（令第一条の八の六第一項第二号に規定する特定店頭デリバティブ取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を除く。）

イ 「略」

ロ 金融商品取引業者及び金融機関のうち、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者

ハ 金融機関、信託会社又は外国信託会社（これらの者が投資の目的をもって又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合に限る。）

ニ 「略」

「五〇七七 略」

第十六条 「同上」

「一〇四 同上」

四の二 法第二条第八項第四号に掲げる行為（暗号資産関連店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。ハにおいて同じ。）に係るものに限る。以下この号において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引等」という。）のうち、金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者が外国から行うものであって、次に掲げる者を相手方とするもの（令第一条の八の六第一項第二号に規定する特定店頭デリバティブ取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を除く。）

イ 「同上」

ロ 金融商品取引業者及び金融機関のうち、暗号資産関連店頭デリバティブ取引等を業として行う者

ハ 金融機関、信託会社又は外国信託会社（これらの者が投資の目的をもって又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合に限る。）

ニ 「同上」

「五〇七七 同上」



<p style="text-align: right;">「2」11 略」</p> <p style="text-align: center;">(暗号等資産の範囲)</p> <p>第二十一条の二 法第二条第二十四項第三号の二に規定する内閣府令で定めるものは、その価格の変動その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(不動産の価格等に準ずるもの)</p> <p>第二十一条の三 「略」</p>	<p style="text-align: right;">「2」11 同上」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p> <p style="text-align: center;">(不動産の価格等に準ずるもの)</p> <p>第二十一条の二 「同上」</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十六条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(暗号資産又は電子決済手段の換算等)</p> <p>第四条の六 この府令の規定により作成することとされている書類中、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項に規定する電子決済手段をもって数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たって採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産又は電子決済手段の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において</p>	<p>(暗号資産の換算等)</p> <p>第四条の六 この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）をもって数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たって採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。</p> <p>2 法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。</p> <p>(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十五条の二 「同上」</p>

準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

〔イ〜ハ 略〕

二 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

〔ホ・ヘ 略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

一 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

二 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

〔ホ・ヘ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

〔二・ホ 略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ニ 〔略〕

二 〔略〕

2 〔略〕

（既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の

〔二・ホ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

（届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

第十六条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ニ 〔同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

（既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項）

第十六条の三 〔同上〕

各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 「略」

二 「略」

2 「略」

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 特定有価証券に係る法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

「イ」ハ 「略」

二 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号等資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号等資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

「ホ」ト 「略」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

ハ 「同上」

二 「同上」

2 「同上」

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十八条の十 「同上」

一 「同上」

「イ」ハ 「同上」

二 当該特定有価証券が外国通貨又は暗号資産をもって表示されるものである場合には、外国為替相場又は暗号資産の価値の変動により影響を受けることがある旨

「ホ」ト 「同上」

---

2  
〔略〕

〔二・三  
略〕

---

2  
〔同上〕

〔二・三  
同上〕

第六号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】 (2)	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国 <sup>①</sup> 有価証券 投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国 <sup>①</sup> 有価証券 投資事業権利等の金額】 (4)	
【総覧に供する場所】	名称 所在地
【第一部・第二部 略 (記載上の注意)】	
【1】～【6】 略	
(17) 組合等の仕組み	
a 略	
b 組合等及び組合等の関係法人 (資産の運用を行う者 (以下この様式において「資産運用会社」という。) 又は投資顧問会社、資産保管会社 (暗号資産の管理を行う者を含む。)、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。) の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容 (組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。) について分かりやすく記載すること。	
c 略	
【18】～【20】 略	

備考 空白の「」は記載しない。

第六号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【発行者名】 (2)	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国 <sup>①</sup> 有価証券 投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集 (売出) 内国 <sup>①</sup> 有価証券 投資事業権利等の金額】 (4)	
【総覧に供する場所】	名称 所在地
【第一部・第二部 同左 (記載上の注意)】	
【1】～【6】 同左	
(17) 同左	
a 同左	
b 組合等及び組合等の関係法人 (資産の運用を行う者 (以下この様式において「資産運用会社」という。) 又は投資顧問会社、資産保管会社 (暗号資産の管理を行う者を含む。)、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。) の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容 (組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。) について分かりやすく記載すること。	
c 同左	
【18】～【20】 同左	



(保険業法施行規則の一部改正)

第十七条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特別目的会社の特則)</p> <p>第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第五項において同じ。)については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>(資産の運用方法の制限)</p> <p>第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>六の二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約に係る出資</p> <p>〔七〕九 略〕</p> <p>十 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(前号に掲げるものに該当するもの及び暗号等資産(同条</p>	<p>(特別目的会社の特則)</p> <p>第二十条の十五 前条の規定にかかわらず、特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項(定義)に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この条及び第五十二条の十二の二第五項において同じ。)については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した相互会社の実質子会社に該当しないものと推定する。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>(資産の運用方法の制限)</p> <p>第四十七条 〔同上〕</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>六の二 民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条(匿名組合契約)に規定する匿名組合契約に係る出資</p> <p>〔七〕九 同上〕</p> <p>十 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(前号に掲げるものに該当するもの及び暗号資産(同条第</p>

第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第五十二条の二の二第三号及び第五十六条第二項第一号において同じ。）に係る取引を除く。）

〔十一〕十三 略〕

（デリバティブ取引）

第五十二条の二の二 法第九十八条第一項第六号及び第七号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。

〔一・二 略〕

三 暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標に係る取引

（特定信託契約）

第五十二条の十三の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）第三十条の二第一項第一号に掲げるものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第五十二条の二の二第三号、第五十二条の十六第一項第四号二及び第五十六条第二項第一号において同じ。）に係る取引を除く。）

〔十一〕十三 同上〕

（デリバティブ取引）

第五十二条の二の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係る取引

（特定信託契約）

第五十二条の十三の二 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）第三十条の二第一項に規定する信託契約とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四

項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。

）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合

第五十二条の十三の六 「同上」

一 「同上」

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合

にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

「ロ」ニ 略

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 「略」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十三条の五の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提

にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

「ロ」ニ 同上

二 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十三条の五の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により

供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

3 「略」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)及び第八十七条第三号ニにおいて同じ。）に係る権利

提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

3 「同上」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除外。）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)、第八十七条第三号ニ及び第二百三十四条の十二第二号ロにおいて同じ。）に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）、農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等

ニ 特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）、農業協同組合法第十一条の二十七（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引をいう。第五十二条の三十二第三号において同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。同号において同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。同号において同じ。）に係る権利

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五十二条の十三の十八 令第十三条の五の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項（定義）に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引（商品先物取引法第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）、外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）及び店頭商品デリバティブ取引（同法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。第五十二条の三十二第三号及び第二百三十四条の十二第二号トにおいて同じ。）に係る権利  
「号の細分を加える。」

三 「同上」

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五十二条の十三の十八 「同上」

一 「同上」



二 暗号等資産関連有価証券の信託（主として暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四十六條の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約については、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第五十二條の十三の二十 準用金融商品取引法第三十七條第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

二 暗号資産等の信託（信託財産の管理又は処分において、暗号資産及び暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四十六條の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第五十二條の十六第一項第四号二において同じ。）を含む財産の信託並びに暗号資産関連デリバティブ取引（同令第二百二十三條第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約については、次に掲げる事項

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第五十二條の十三の二十 「同上」

「一〇五 同上」

六 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項  
ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三 略〕

四 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）及び電子決済手段等取引業者等（同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項  
ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。））及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第五十二条の十三の二十第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

定する発行者を含む。)又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一项に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。)を除く。次号において同じ。)に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第五十二条の十三の十八第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで(書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききさで表示しないことを含む。)(暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等(金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下この号並びに第五十二条の二十三第六項第二号及び第三号において同じ。)(又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等

五 顧客に対し、第五十二条の十三の十八第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで(書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききさで表示しないことを含む。)(暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等(金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号並びに第五十二条の二十三第六項第二号及び第四号において同じ。)(又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売

に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

「一〇三 略」

四 暗号等資産関連有価証券の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 当該信託に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証

買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 「同上」

「一〇三 同上」

四 暗号資産等の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標及び暗号資産関連有価証券に関するものを含む。）の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない

されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕8 略〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

〔五〕七 略〕

〔号を削る。〕

い場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕8 同上〕

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第五十二条の二十 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

〔五〕七 同上〕

七の二 暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末

七の二 「略」

「八〇十一 略」

「2〇5 略」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十二 「略」

2 「略」

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業務の円滑な遂行を図るために、その行う信託業務の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合 信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を表

現在における暗号資産の時価総額

七の三 「同上」

「八〇十一 同上」

「2〇5 同上」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十二 「同上」

2 「同上」

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業務の円滑な遂行を図るために、その行う信託業務の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の暗号資産(当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。)及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表

示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

「項を削る。」

示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法

#### 4

保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を準用する。

一 保険金信託業務を行う生命保険会社等が自己で管理する履行保証暗号資産 履行保証暗号資産と信託財産に属する暗号資産、他の信託の信託財産に属する暗号資産及び履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態（履行保証暗号資産の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる

4

〔略〕

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三

〔略〕

〔2〕5 略

6 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、暗号等資産関連有価証券の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

5

〔同上〕

状態を含む。次号において同じ。)で管理する方法

二 保険金信託業務を行う生命保険会社等が第三者をして管理させる履行保証暗号資産 当該第三者において、当該履行保証暗号資産とそれ以外の暗号資産とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証暗号資産であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第五十二条の二十三

〔同上〕

〔2〕5 同上

6 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、暗号資産等の信託を行う場合(第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。)には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置



「号を削る。」

- 三 保険金信託業務を行う生命保険会社等が、その行う暗号等資産関連有価証券の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う暗号等資産関連有価証券の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれていない場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置
- 7 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合には、業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。
- 8 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項の規定によるほか、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第九十九条第八項において準用する信託法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する

三 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

- 四 保険金信託業務を行う生命保険会社等が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該保険金信託業務を行う生命保険会社等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

「項を加える。」

- 7 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項の規定によるもののほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第九十九条第八項において準用する信託法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産、電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子

債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第五十三条の十一の二 保険会社は、その行う業務のうち、電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。）を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 保険会社は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条第二項及び第五十六条の二第二項第二十六号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第五十三条の十一の二 保険会社は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。次条及び第五十六条の二第二項第二十六号において同じ。）について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第五十三条の十一の三 保険会社は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、保険会社の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならぬ。

2 保険会社は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、保険会社の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならぬ。

(専門子会社の業務等)

第五十六条 法第六十六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 次条第二項各号に掲げる業務（当該保険会社が銀行等会社（銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第五十三条の十一の三 保険会社は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、保険会社の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならぬ。

(専門子会社の業務等)

第五十六条 「同上」

一 「同上」

二 次条第二項各号に掲げる業務（当該保険会社が銀行等会社（銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険

会社が証券専門会社等（法第六十六条第一項第五号に規定する証券専門会社（第五十八条の六において「証券専門会社」という。））、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（第五十八条の六において「証券仲介専門会社」という。）又は有価証券関連業を行う外国の会社をいう。第十七項第二号口及び第二百十条の七第十四項第二号口において同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等（法第六十六条第一項第七号に規定する信託専門会社、同項第十二号口に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第二百八条第二項第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品

会社が証券専門会社等（法第六十六条第一項第五号に規定する証券専門会社（第五十八条の六において「証券専門会社」という。））、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（第五十八条の六において「証券仲介専門会社」という。）又は有価証券関連業を行う外国の会社をいう。第十七項第二号口及び第二百十条の七第十四項第二号口において同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等（法第六十六条第一項第七号に規定する信託専門会社、同項第十二号口に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）又は信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。第二百八条第二項第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第

先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第百六条第一項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から

三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項（定義）に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで（定義）に掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等（暗号資産の価値、暗号資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号（金融商品取引業となる行為）に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 「同上」

第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

4

〔略〕

5 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十項及び第十五項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

4

〔同上〕

5 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項（定義）に規定する中小企業者をいう。第十項及び第十五項において同じ。）である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。）以後十年を経過していない会社とする。

6 法第六百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社

は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社
- 二 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

- 三 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三

三条第一項の認定を受けている会社

- 八 合理的な経営改善のための計画（保険会社、外国保険会社

6 「同上」

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）の承認を受けている会社

- 二 民事再生法第七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

- 三 会社更生法第九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社

- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社

- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三

三条第一項（事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

- 八 合理的な経営改善のための計画（保険会社、外国保険会社

等、銀行等、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第二百十条の七第五項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 略」

「九・十 略」

7 「略」

8 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任

等、銀行等、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第二百十条の七第五項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

「九・十 同上」

7 「同上」

8 「同上」

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号（業務の範囲）に掲げる業務の実施により設立される株式



組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

「イ・ロ 略」

二 「略」

9 「略」

10 前項に規定する「新興企業者等」とは、中小企業者であつた会社であつて、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなつたとき以後においても次に掲げるいずれかの要件に該当しているものをいう。

一 設立の日又は新事業活動の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 「略」

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

「二・三 略」

「11～18 略」

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「略」

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

9 「同上」

10 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

「二・三 同上」

「11～18 同上」

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「同上」

2 「同上」

「一〇五 略」

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二条に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

五の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十五条の二十一第二項各号に掲げる者（役員又は使用人として所屬している者に限る。）が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務  
その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

六の二 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規

「一〇五 同上」

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号（業務の範囲）に掲げる業務（同条第二条に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

五の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項（定義）に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十五条の二十一第二項各号（特定金融商品取引業務を行う者）に掲げる者（役員又は使用人として所屬している者に限る。）が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項（信託業務を営む場合等の特例等）に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三（定義）に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項（届出等）に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

六の二 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規

定する業務を目的とするもの（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二各号に掲げるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。）に関する役務の提供を行う業務

〔七〇十 略〕

十の二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

〔十一・十二 略〕

十二の二 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項第三号に規定する古物競りあわせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）

〔十三・十三の二 略〕

十三の三 電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務

〔十四〇十六 略〕

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

定する業務を目的とするもの（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二各号に掲げるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。）に関する役務の提供を行う業務

〔七〇十 同上〕

十の二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

〔十一・十二 同上〕

十二の二 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項第三号（定義）に規定する古物競りあわせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）

〔十三・十三の二 同上〕

十三の三 電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務

〔十四〇十六 同上〕

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

十八 「略」

十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

〔二十・二十一 略〕

二十二 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

二十三 「略」

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

〔イ〜ニ 略〕

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十五 「略」

二十六 投資助言業務又は投資一任契約（暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号

十八 「同上」

十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項（定義）に規定する商品投資顧問業

〔二十・二十一 同上〕

二十二 資金決済に関する法律第三条第四項（定義）に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

二十三 「同上」

二十四 「同上」

〔イ〜ニ 同上〕

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十五 「同上」

二十六 投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号

から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）

〔二十六の三〕三十三の二 略〕

三十三の三 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

三十四 〔略〕

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の五第二項に規定する信用事業（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三十四の二の二 〔略〕

三十四の二の三 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

〔三十四の三〕三十九 略〕

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次

から第八号まで（特定資産の範囲）に掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）

〔二十六の三〕三十三の二 同上〕

三十三の三 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子債権記録業

三十四 〔同上〕

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項（事業）に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の五第二項（信用事業規程）に規定する信用事業（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三十四の二の二 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔三十四の三〕三十九 同上〕

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約の

ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

四十一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

〔四十二・四十三 略〕

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（当該業務を行う会社が議決権を保有する保険会社又は保険持株会社（これらの子が当該議決権を保有する場合における当該保険会社又は当該保険持株会社を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る、第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

四十一 信託業法第二条第八項（定義）に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号（金融機関が営むことができない業務）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号（金融機関が営むことができない業務）に掲げるものを除く。）

〔四十二・四十三 同上〕

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで（兼営の認可）に掲げる業務（当該業務を行う会社の議決権を保有する保険会社又は保険持株会社（これらの子が当該議決権を保有する場合における当該保険会社又は当該保険持株会社を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項（業務の範囲）の承認を受けた業務に係るものに限る、第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

〔四十五～四十七 略〕

〔3～6 略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)  
第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15)から(19)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)

〔1)～(16) 略〕

(17) 信託勘定有価証券残高(18)に掲げる事項を除く。)

〔削る。〕

(18)・(19) 〔略〕

〔六・ニ 略〕

ホ 損害保険会社にあつては、直近の五事業年度における次に掲げる事項

(1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額(自動車損害賠償保障

〔四十五～四十七 同上〕

〔3～6 同上〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)  
第五十九条の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(15)から(20)までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。)

〔1)～(16) 同上〕

(17) 信託勘定有価証券残高(19)に掲げる事項を除く。)

(18) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高

(19)・(20) 〔同上〕

〔六・ニ 同上〕

ホ 〔同上〕

(1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額(自動車損害賠償保障

法第五条の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項に規定する地震保険契約に係るものを除く。）

(2) 「略」

四 「略」

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ 「略」

ロ 保険会社の有する債権（その価額が別紙様式第七号又は第十二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する保険会社がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第一項第三号ロ、第二百十条の十の二第一項第四号ロ及び第二百十一条の八十二第一項第四号ロにおいて同じ。）、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けをいう。ハにおいて同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

〔(1)～(5) 略〕

法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係るものを除く。）

(2) 「同上」

四 「同上」

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びホ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ 「同上」

ロ 保険会社の有する債権（その価額が別紙様式第七号又は第十二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する保険会社がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第一項第三号ロ、第二百十条の十の二第一項第四号ロ及び第二百十一条の八十二第一項第四号ロにおいて同じ。）、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けをいう。ハにおいて同じ。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

〔(1)～(5) 同上〕



〔ハ・ニ 略〕

ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

〔(1)～(7) 略〕

〔削る。〕

〔へりり 略〕

六 〔略〕

2 〔略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項

(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))

、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立

人(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人との契約によりファイイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手

〔ハ・ニ 同上〕

ホ 〔同上〕

〔(1)～(7) 同上〕

〔(8) 暗号資産

〔へりり 同上〕

六 〔同上〕

2 〔同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立

人(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人との契約によりファイイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手

方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

「ロ」ニ 略

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 「略」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する

方（以下この条において「顧客」という。）又は当該保険会社等、外国保険会社等、保険募集人若しくは保険仲立人の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

「ロ」ニ 同上

二 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する

方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第四十四条の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 略〕

四 〔略〕

3 〔略〕

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第四十四条の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔イ・ロ 同上〕

四 〔同上〕

3 〔同上〕

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 〔同上〕

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（第五十二条の十三の十二第二号イからチまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

一 「同上」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法第二条第九項（定義）に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五（事業）に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一（特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条（金融商品取引法の準用）に規定する特定預金等

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

三 「略」

別表（第五十二条の二十二第四項関係）

「表略」

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
「略」	
保険金信託業	「一・二 略」

ニ 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の二十七（事業

）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項（定義）に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三 「同上」

別表（第五十二条の二十二第五項関係）

「同上」

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
「同上」	
保険金信託業	「一・二 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	注 「略」	<p>務に関する指 標（保険金信 託業務を行う 場合に限る。）</p> <p>三 元本補填契約のある信託（信託財産の運 用のため再信託された信託を含む。）の受 託残高</p> <p>四 「略」</p> <p>五 金銭信託に係る貸出金及び有価証券の区 分ごとの運用残高 「六〇十二 略」 「号を削る。」</p>
	注 「同上」	<p>務に関する指 標（保険金信 託業務を行う 場合に限る。）</p> <p>三 元本補てん契約のある信託（信託財産の 運用のため再信託された信託を含む。）の 受託残高</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 金銭信託に係る貸出金、有価証券及び暗 号資産の区分ごとの運用残高 「六〇十二 同上」 十三 暗号資産の種類別の期末残高</p>

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第十八条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定資産等)</p> <p>第二十二條 法第十一條第二項(法第五十四條第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二條第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいい、暗号等資産(同條第二十四條第三号の二に規定する暗号等資産をいう。第五号において同じ。 )及び暗号等資産関連金融指標(同法第八十五條の二十二條第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第五号において同じ。)に係るものを除く。)に係る権利</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 外国市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二條第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいい、暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標に係るものを除く。)に係る権利</p> <p>〔六〇八 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(指定資産等)</p> <p>第二十二條 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二條第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいい、暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二條第五項に規定する暗号資産をいう。第五号において同じ。)及び暗号資産関連金融指標(金融商品取引法第八十五條の二十二條第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第五号において同じ。)に係るものを除く。)に係る権利</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 外国市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二條第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいい、暗号資産及び暗号資産関連金融指標に係るものを除く。)に係る権利</p> <p>〔六〇八 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>



別紙様式第9号 (第213条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面) [略]

(第2・3面)

商号

( 年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[1.・2. 略]

(第4面)

商号

( 年 月 日現在)

3. [略]

(第5面)

商号

( 年 月 日現在)

[4.～6. 略]

(第6面)

商号

( 年 月 日現在)

[7.～9. 略]

(第7面)

商号

( 年 月 日現在)

別紙様式第9号 (第213条関係)

(日本産業規格A4)

(第1面) [同左]

(第2・3面)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[1.・2. 同左]

(第4面)

3. [同左]

(第5面)

[4.～6. 同左]

(第6面)

[7.～9. 同左]

(第7面)

<p>[10. ～12. 略]</p> <p style="text-align: center;">(第8面)</p> <p style="text-align: center;">商号</p> <p style="text-align: center;">( 年 月 日現在)</p> <p>[13. ～16. 略]</p>	<p>[10. ～12. 同左]</p> <p style="text-align: center;">(第8面)</p> <p>[13. ～16. 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(外国通貨又は暗号資産若しくは電子決済手段の換算)</p> <p>第三条 法又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)若しくは電子決済手段(同条第五項に規定する電子決済手段をいう。)をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(外国通貨又は暗号資産の換算)</p> <p>第三条 法又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。)をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。</p>

(預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部改正)

第二十条 預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第三号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

預金保険法第五十八条の三第一項及び第二項に規定する措置に関する内閣府令

(金融機関が講ずべき措置)

第一条 預金保険法(以下「法」という。)第五十八条の三第一項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 支払対象預金等(法第五十四条の三第一項第一号に規定する支払対象預金等をいう。第四号において同じ。)に係る保険金の支払又はその払戻しを円滑にできるようにするために、金融機関(法第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下この条において同じ。)が預金保険機構(以下この条において「機構」という。)から預金等(法第二条第二項に規定する預金等をいう。以下この条において同じ。)に係る債権に関するデータ(以下この条において「支払可能預金等データ」という。)を受け取った後、速やかに当該支払可能預金等データを預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織(当該金融機関の電子計算機と当該金融機関又は他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。)において処理することができるようにするための措置

二 支払可能預金等データを用いずに支払対象決済用預金(法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。)の払戻しを行うことができるようにするための措置

改正前

預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令

第一条 預金保険法(以下「法」という。)第五十八条の三第一項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 支払対象預金等(法第五十四条の三第一項第一号に規定する支払対象預金等をいう。第四号において同じ。)に係る保険金の支払又はその払戻しを円滑にできるようにするために、金融機関(法第二条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が預金保険機構(以下「機構」という。)から預金等(法第二条第二項に規定する預金等をいう。以下この号、第三号及び第三項において同じ。)に係る債権に関するデータを受け取った後、速やかに当該データを預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織(金融機関の電子計算機と当該金融機関若しくは他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。)において処理することができるようにするための措置

二 前号のデータを用いずに支払対象決済用預金(法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金をいう。)の払戻しを行うことができるようにするための措置

三 機構が示す様式に従って保険事故（法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。第五号において同じ。）が発生した後の預金等の変動に係るデータを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成し、又は当該データを電子情報処理組織を利用して、速やかに機構に提出することができるようにするための措置

四 預金者等（法第二条第三項に規定する預金者等をいう。次項において同じ。）に対する債権と支払対象預金等との相殺及び預金等債権の買取り（法第七十条第一項に規定する預金等債権の買取りをいう。）を円滑に行うことができるようにするための措置

五 前各号に掲げるもののほか、保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施に必要な措置

2 支払可能預金等データは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等の預金口座につき、保険金計算規定（法第二条第十一項（法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する保険金計算規定をいう。）により計算した保険金として支払われるべきものとなる額を把握するために必要となるデータを含むものとする。

3 金融機関が電子情報処理組織を使用して預金等の払戻しを行っていない場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織（当該金融機関の電子計算機と当該金融機関又は他の金融機関の現金自動支

三 機構が示す様式に従って保険事故（法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。）が発生した後の預金等の変動に係るデータを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成し、又は当該データを電子情報処理組織を利用して、速やかに機構に提出することができるようにするための措置

四 預金者等（法第二条第三項に規定する預金者等をいう。次項において同じ。）に対する債権と支払対象預金等との相殺及び預金等債権の買取り（法第七十条第一項に規定する預金等債権の買取りをいう。）その他の必要な業務を円滑に行うことができるようにするための措置

「号を加える。」

2 前項第一号のデータは、機構が法第五十五条の二第二項の規定により金融機関から提出を受けた資料に基づき作成したデータであつて、預金者等の預金口座につき、保険金計算規定（法第二条第十一項に規定する保険金計算規定をいい、法第五十四条の三第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第二項において同じ。）により計算した保険金として支払われるべきものとなる額を把握するために必要となるデータを含むものとする。

3 金融機関が電子情報処理組織を使用して預金等の払戻しを行っていない場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「預金等の払戻しを行っている電子情報処理組織（金融機関の電子計算機と当該金融機関若しくは他の金融機関の現金自動支

払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）」とあるのは、「電子計算機その他これに類するもの」とする。

(電子決済等取扱業者等が講ずべき措置)

第二条 法第五十八条の三第二項に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 委託金融機関（法第三十七条第一項第一号に規定する委託金融機関をいう。次号において同じ。）が前条に定める措置を講ずるために必要な電子情報処理組織の整備
- 二 前号に掲げるもののほか、委託金融機関が前条に定める措置を講ずるために必要な措置

払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。）」とあるのは、「電子計算機その他これに類するもの」とする。

第二条 法第五十八条の三第一項の金融機関が郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）である場合における同項に規定する内閣府令で定める措置は、前条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる措置とすることができる。

2 前項に規定する措置には、保険金計算規定により計算した保険金の支払を行うことができるようにするための措置を含むものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



(信託業法施行規則の一部改正)

第二十一条 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 有価証券(第十一号に掲げる財産に該当するもの及び第十三号に掲げる財産を除く。)</p> <p>三 金銭債権(第十一号に掲げる財産に該当するものを除く。)</p> <p>〔四〕十 略</p> <p>十一 電子決済手段(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。)</p> <p>十二 暗号資産(資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)</p> <p>十三 十五 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(特定信託契約)</p> <p>第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるもの</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第六条 法第四条第三項第一号に掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 有価証券(第十二号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 金銭債権</p> <p>〔四〕十 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>十一 暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)</p> <p>十二 十四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(特定信託契約)</p> <p>第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるもの</p>

は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる信託契約以外の信託契約

イ 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第六条に規定する信託契約のうち、元本に損失を生じた場合にその全部を補填する旨を定めるもの

ハ 信託財産を次に掲げるもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定められるもの（ロに掲げるものを除く。）

(1) 預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等をいう。）のうち、決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）、預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条各号（第四号を除く。）に掲げる預金等及び特定預金等以外のもの

(2) 貯金等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。）のうち、決済用貯金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。）、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条各号（第四号

は、次に掲げる信託契約以外の信託契約とする。

一 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約

を除く。)に掲げる貯金等及び特定貯金等以外のもの

二 法第二条第三項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約

ホ 信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形(有価証券に該当するものを除く。)以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託に係る信託契約(二に掲げるものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、その受益権が電子決済手段(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第号)第四十三条各号に掲げるものに限る。)に該当する信託に係る信託契約

「号を削る。」

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。)第六条に規定する信託契約のうち、元本に損失を生じた場合にその全部を補てんする旨を定めるもの

三 信託財産を次に掲げるもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定められるもの(前号に掲げるものを除く。)

イ 預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等をいう。)のうち、決済用預金(同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。)、預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)第三条各号(第四号を除く。)に掲げる預金等及び特定預金等以外のもの

ロ 貯金等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。)のう

「号を削る。」

「号を削る。」

2 前項第一号ハ(1)の「特定預金等」とは、協同組合による金融事

業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等をいい、同号ハ(2)の「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年

ち、決済用貯金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。）、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十一号）第六条各号（第四号を除く。）に掲げる貯金等及び特定貯金等以外のもの

四 法第二条第三項各号のいずれかに該当する信託に係る信託契約

五 信託財産のうち金銭、有価証券、為替手形及び約束手形（有価証券に該当するものを除く。）以外の物又は権利であるものの管理又は処分を行うことを目的とする信託に係る信託契約（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第三号イの「特定預金等」とは、協同組合による金融事業

に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))並びにチに掲げるものに該当するものを除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十条の二十六第七号及び

第三十七条第一項第四号において同じ。)に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等

第二十九条に規定する特定預金等をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十条の十二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))を除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十七条第一項第四号において同じ。)に係る権利

ハ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十

、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

二 「略」

ホ 特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

「へ・ト 略」

キ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十条の十八 令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 暗号資産等の信託（暗号資産若しくは暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十条の二十六第四号及び第三十三条第一項第六号ニにおいて同じ。）を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号等資産関連デリバティブ取引（同令第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引であつて、暗号等資産（金融商品取引法第二条第

三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

二 「同上」

ホ 特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

三 「同上」

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十条の十八 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産等の信託（暗号資産若しくは暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十六条の三第二項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。第三十三条第一項第五号において同じ。）を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号等資産関連デリバティブ取引（同令第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等を

二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。

（に係るものをいう。第三十条の二十六第四号において同じ。

）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約

について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十条の二十 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

六 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十条の二十 「同上」

〔一〇五 同上〕

六 「同上」

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項



(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
ただし、第一号の二及び第十二号並びに第三項各号に掲げる事項については、当該契約締結前交付書面が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇十二 略〕

十三 当該特定信託契約が電子決済手段の信託（電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）に係るものである場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の名称

ロ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

ハ 当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

ニ 取引の最低単位その他の当該特定信託契約に係る電子決済手段の取引の条件

ホ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

ヘ その他特定信託契約の締結に関し参考となると認められる

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十条の二十三 〔同上〕

〔一〇十二 同上〕

〔号を加える。〕

事項

十四 「略」

〔2・3 略〕

(禁止行為)

第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇三 略〕

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。以下この号において同じ。））、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。以下この号において同じ。））及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者（同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいい、同法第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。）又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定す

十三 「同上」

〔2・3 同上〕

(禁止行為)

第三十条の二十六 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。））に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十条の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

る定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十条の二に定めるものに係る同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）（暗号資産等の信託（暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号等資産関連デリバティブ取引を行う信託を除く。）にあつては、金融商品取引業者等及び暗号資産交換業者等）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないうで、第三十条の二十第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 「略」

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う電子決済手段の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、若しくは対象としようとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社が行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社が行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

七 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象

五 「同上」

「号を加える。」

六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象

とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等（有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又はデリバティブ取引をいう。以下同じ。）に係る暗号等資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下同じ。）又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第三十一条 法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

六 その受益権が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権をいい、同条第二十八項に規定する特定信託為替取引に係るものに限る。以下同じ。）に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者が資金移動業関係業者（資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条第三項第二号に規定する資金移動業関係業者をいう。次条第五号及び第七十八

とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等（金融商品取引法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。以下この号並びに第四十条第十項第二号及び第四号において同じ。）又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う当該特定信託契約の締結の業務の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該信託会社の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第三十一条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

条第五号において同じ。)である場合(当該資金移動業関係業者から法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)

2 「略」

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第三十二条 法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇四 略」

五 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者が資金移動業関係業者であつて、書面又は第三十四条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

「一〇三 略」

四 特定寄附信託(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十

2 「同上」

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第三十二条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第三十三条 「同上」

「一〇三 同上」

四 特定寄附信託(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第三十

七条第一項第十五号において同じ。) にあつては、当初信託元本額

五 電子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う電子決済手段の概要及び特性(当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。)並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

ホ 電子決済手段を発行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

ヘ 当該信託に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

ト その他電子決済手段の内容及び参考となると認められる事項

六 暗号資産等の信託にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限

七条第一項第十四号において同じ。) にあつては、当初信託元本額

「号を加える。」

五 「同上」

イ 暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限

り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号等資産（暗号等資産関連金融指標（金融商品取引法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。）及び暗号等資産関連有価証券に関するものを含む。）の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号等資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕6 略〕

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項（電子決済手段の信託にあつては、同項第十三号ホに掲げる事項を含む。）とする。

8 「略」

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十六号から第十八号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資

り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標（金融商品取引法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。）及び暗号資産関連有価証券に関するものを含む。）の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）

ホ その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項

〔2〕6 同上〕

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項とする。

8 「同上」

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十五号から第十七号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資

家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項第一号イ若しくはハからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇三 略〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第四十一条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。第七号及び第十一号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

〔イ〇ニ 略〕

〔六・七 略〕

八 電子決済手段につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における

家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項各号（第二号を除く。）に掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。

〔一〇三 同上〕

四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項及び第四十一条第五項第二号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

〔イ〇ニ 同上〕

〔六・七 同上〕

〔号を加える。〕



数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該電子決済手段の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子決済手段の時価総額

九〇十八 「略」

〔2〇7 略〕

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第三十七条の二 法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 「略」

二 公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第四十条第十四項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号。第四十条第十四項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

八〇十七 「同上」

〔2〇7 同上〕

(信託財産状況報告書の交付頻度)

第三十七条の二 「同上」

一 「同上」

二 公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第四十条第十三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号。第四十条第十三項において「改正前厚生年金保険法」という。）第三百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇九 略」

十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（第四十一条第五項第十号イにおいて「特定信託口座」という。）の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

2 「略」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第三十九条 「略」

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第三十八条 「同上」

「一〇九 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第三十九条 「同上」

2 「略」

3 信託会社は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段、暗号資産（当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。）及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託会社が自己で管理する場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託会社が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託会社が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されると合理的に認められる方法

4 信託会社は、前項ただし書に規定する電子決済手段（電子決済

2 「同上」

3 信託会社は、前二項の規定によるもののほか、信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を管理するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、管理しなければならない。ただし、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、次の各号に定める方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の暗号資産（当該暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額が、その管理する信託財産に属する暗号資産の数量を本邦通貨に換算した金額に百分の五を乗じて得た金額を超えない場合に限る。）及び電子記録移転有価証券表示権利等については、この限りでない。

一 信託会社が自己で管理する場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

二 信託会社が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保全に関して、当該信託会社が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されると合理的に認められる方法

「項を加える。」

---

手段等取引業者が、電子決済手段等取引業（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。）の利用者の電子決済手段を管理する場合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第七項の規定の適用のある電子決済手段を除く。）と同じ種類及び数量の電子決済手段（以下この項及び第四十三条第一項第二号において「履行保証電子決済手段」という。）を自己の電子決済手段として保有し、次の各号に掲げる履行保証電子決済手段の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を準用する。

一 信託会社が自己で管理する履行保証電子決済手段 履行保証電子決済手段と信託財産に属する電子決済手段、他の信託の信託財産に属する電子決済手段及び履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（履行保証電子決済手段の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号において同じ。）で管理する方法

二 信託会社が第三者をして管理させる履行保証電子決済手段 当該第三者において、当該履行保証電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

---

5|| 信託会社は、第三項ただし書に規定する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第四十三条第一項第二号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、第三項各号の規定を準用する。

〔一・二 略〕

6|| 「略」

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 「略」

〔2～9 略〕

10|| 信託会社は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、兼営法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労

4|| 信託会社は、前項ただし書の規定による暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項及び第四十三条第一項第二号において「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、次の各号に掲げる履行保証暗号資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理するものとする。この場合においては、前項各号の規定を準用する。

〔一・二 同上〕

5|| 「同上」

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）

第四十条 「同上」

〔2～9 同上〕

「項を加える。」

---

働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

イ 銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。

ロ 当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、兼営法、銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十三条及び第八十条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けているこ

---

と。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

三 外国電子決済手段を取り扱う場合にあつては、次に掲げる措置その他の顧客の保護及び信託業務の適正かつ確実な遂行に必要な措置

イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等をいう。）を行うことが困難となつた場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者が、顧客（国内にある顧客と国外にある顧客とを区分することができる場合にあつては、国内にある顧客。イにおいて同じ。）である利用者のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の顧客の保護を確保することができると合理的に認められる措置

- ロ 顧客（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第一条第二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること（当該顧客の外国電子決済手段を移転するために管理をすることを含む。）及び移転をすること（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを含む。）ができない金額が、当該信託会社が同条第三項に規定する資金移動業者の発行する電子決済手段（同法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置
- 四 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置
- 五 信託会社が、その行う信託業務について、その取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置
- 11 信託会社は、暗号資産等の信託を行う場合（第三号については、信託財産に属する電子記録移転有価証券表示権利等を管理する場合を含む。）には、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 「略」

- 10 「同上」
- 一 「同上」



二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 「略」

四 信託会社が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

12 信託会社は、前二項の規定によるほか、電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための

二 暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等を取り扱わないために必要な措置

三 「同上」

四 信託会社が、その行う暗号資産等の信託の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該信託会社に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

11 信託会社は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

措置を講ずるものとする。

13・14 「略」

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 「略」

〔2〕4 略〕

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕九 略〕

十 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

12・13 「同上」

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 「同上」

〔一〕九 同上〕

〔号を加える。〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 「同上」

- 一 「略」
- 二 信託会社の業務の状況に関する次に掲げる事項
- イ 「略」
- ロ 直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- 〔1〕・〔2〕 略
- 〔3〕 信託勘定有価証券残高〔6〕に掲げる事項を除く。
- 〔4〕 信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高
- 〔5〕〔7〕 「略」
- ハ 直近の二事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項
- 〔1〕〔3〕 略
- 〔4〕 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高
- 〔5〕〔11〕 略
- 〔12〕 電子決済手段の種類別の期末残高
- 〔13〕 「略」
- 〔三〕ホ 略
- 三 信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項
- 〔イ〕ロ 略
- ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券、電子決済

- 一 「同上」
- 二 「同上」
- イ 「同上」
- ロ 「同上」
- 〔1〕・〔2〕 同上
- 〔3〕 信託勘定有価証券残高〔5〕に掲げる事項を除く。  
「加える。」
- 〔4〕〔6〕 「同上」
- ハ 「同上」
- 〔1〕〔3〕 同上
- 〔4〕 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高
- 〔5〕〔11〕 同上
- 「加える。」
- 〔12〕 「同上」
- 〔三〕ホ 同上
- 三 「同上」
- 〔イ〕ロ 同上
- ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資

手段及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

ニ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

〔四〇六 略〕

2 前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 支店の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券、電子決済手段及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

〔四〇六 略〕

〔三〇七 略〕

(法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査)

第五十一条の七 法第五十条の二第十項に規定する内閣府令で定める調査は、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をしたときは、速やかに、次に掲げる事項につき、信託財産に属する財

産の取得価額、時価並びに評価損益

ニ イに掲げる書類について公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨

〔四〇六 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

〔四〇六 同上〕

〔三〇七 同上〕

(法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査)

第五十一条の七 〔同上〕

産の種類に応じて適正かつ合理的と認められる方法により行わなければならない。

一 次に掲げる信託財産に属する財産の種類に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 有価証券（チ及びブルに掲げる財産並びにリに掲げる財産に該当するものを除く。） 銘柄、数量その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

〔ロ〕ホ 略

ヘ 金銭債権（リに掲げる財産に該当するものを除く。） 金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項

ト 〔略〕

チ 信託受益権（リ又はルに掲げる財産に該当するものを除く。） 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項

リ 電子決済手段 種類、数量その他の当該電子決済手段の内容を特定するために必要な事項

ヌ・ル 〔略〕

ヲ イからヌまでに掲げる財産以外の財産 当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

二 〔略〕

一 〔同上〕

イ 有価証券（チ及びヌに掲げる財産を除く。） 銘柄、数量その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

〔ロ〕ホ 同上

ヘ 金銭債権 金銭債権の種類及び額（債権の種類ごとの総額で足りる。）、債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容を特定するために必要な事項

ト 〔同上〕

チ 信託受益権 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容を特定するために必要な事項

〔号の細分を加える。〕

ル・ヌ 〔同上〕

ル イからヌまでに掲げる財産以外の財産 当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

二 〔同上〕

〔2・3 略〕

(適用除外)

第五十一条の十 令第十五条の三第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 賃貸借契約における賃貸人が賃貸借契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

二 電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第三項(同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、同令第三十八条第三項に規定する利用者区分管理電子決済手段自己信託をする場合

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第七十八条 法第七十六条において準用する法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 兼営法第六条の規定に基づき損失の補填又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合(顧客から法第七十六条において準用する法第

〔2・3 同上〕

(適用除外)

第五十一条の十 令第十五条の三第九号に規定する内閣府令で定める場合は、賃貸借契約における賃貸人が賃貸借契約に付随して管理する金銭等を信託財産として信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第七十八条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 兼営法第六条の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合(顧客から法第七十六条において準用する法

---

二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

五 其の受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介をする場合において、顧客が資金移動業関係業者であるとき（当該資金移動業関係業者から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）。

別表第二（第三十九条第六項関係）

〔表略〕

---

二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

〔号を加える。〕

別表第二（第三十九条第五項関係）

〔同上〕

---

内閣総理大臣 殿	年 月 日
申請者 (郵便番号 )	所在地
電話番号 ( )	—
商 号	
代表者の氏名	
免許申請書	

信託業法第4条第1項の規定に基づき免許を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

[略]

〔(第2面)～(第4—2面) 略〕

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号 ( 年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨 (財産の管理業務については、その細目も含む。) も記載すること。

(注意事項)

[略]

〔(第6面)・(第7面) 略〕

内閣総理大臣 殿	年 月 日
申請者 (郵便番号 )	所在地
電話番号 ( )	—
商 号	
代表者の氏名	
免許申請書	

信託業法第4条第1項の規定に基づき免許を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

[同左]

〔(第2面)～(第4—2面) 同左〕

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号 ( 年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨 (財産の管理業務については、その細目も含む。) も記載すること。

(注意事項)

[同左]

〔(第6面)・(第7面) 同左〕



(日本産業規格A4)

(第1面)

財務(支)局長 殿	年 月 日
申請者(郵便番号)	所在地
電話番号( )	—
商号	—
代表者の氏名	
登録申請書	

信託業法第8条第1項の規定に基づき登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

[略]

〔(第2面)～(第4—2面) 略〕

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号 ( ) 年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

[略]

〔(第6面)・(第7面) 略〕

(日本産業規格A4)

(第1面)

財務(支)局長 殿	年 月 日
申請者(郵便番号)	所在地
電話番号( )	—
商号	—
代表者の氏名	
登録申請書	

信託業法第8条第1項の規定に基づき登録を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

[同左]

〔(第2面)～(第4—2面) 同左〕

(別添3：他に営む業務の種類)

(第5面)

商号 ( ) 年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第21条第1項に規定する信託契約代理業、信託受益権売買等業務又は財産の管理業務を営む場合は、その旨(財産の管理業務については、その細目も含む。)も記載すること。

(注意事項)

[同左]

〔(第6面)・(第7面) 同左〕

(日本産業規格 A 4)

年度事業報告書 ( ) 年 月 日から ) 年 月 日まで ) 年 月 日提出

商号  
所在地  
代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[略]

1 業務の状況

[1]~(8) 略]

(9) 業務の状況

① 各種信託の残高

[表略]

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその定着物	地上権の信託	土地及びその定着物賃借の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本														
売却手形等														
収益														
仮受金														
その他														
債権償却準備金														
特別留保金														
.....														

(日本産業規格 A 4)

年度事業報告書 ( ) 年 月 日から ) 年 月 日まで ) 年 月 日提出

商号  
所在地  
代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[同左]

1 業務の状況

[1]~(8) 同左]

(9) 業務の状況

① 各種信託の残高

[同左]

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその定着物	地上権の信託	土地及びその定着物賃借の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本												
売却手形等												
収益												
仮受金												
その他												
債権償却準備金												
特別留保金												
.....												



[略]									
暗号等資産 関連連有 価証券									
[略]									
[略]									
信託受益権									
[略]									
特定信託 受益権									
その他の 信託受益 権									
電子決済手段 (特定信託受 益権を除 く。)									
暗号資産									
[略]									

[同左]									
暗号資産 関連連有 価証券									
[同左]									
[同左]									
信託受益権									
[同左]									
その他の 信託受益 権									
暗号資産									
[同左]									

区分	有価証券の 信託		電子決済手段 の信託		暗号資産等及び 電子記録移転有 価証券表示権利 等の信託		金銭 債権の信 託	動産 の信託	土地 及び その 定着 物の 信託	土地 及び その 定着 物の 賃借 権の 信託	地上 権の 信託	土地 及び その 定着 物の 賃借 権の 信託	包括 信託	その 他の 信託	合計
	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託									
貸出金															
証券貸付															
手形貸付															
割引手形															
有価証券															
国債															
地方債															
短期社債															
社債															

区分	有価証券の 信託		暗号資産等及び 電子記録移転有 価証券表示権利 等の信託		金銭 債権の信 託	動産 の信託	土地 及び その 定着 物の 信託	地上 権の 信託	土地 及び その 定着 物の 賃借 権の 信託	包括 信託	その 他の 信託	合計
	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託								
貸出金												
証券貸付												
手形貸付												
割引手形												
有価証券												
国債												
地方債												
短期社債												
社債												



その他債権																				
買入手形																				
コールロー ン																				
現金預け金																				
理金																				
預け金																				
その他																				
共同委託 振替勘定																				
その他																				
資産合計																				

【③・④ 略】

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
【略】			
有価証券		貸付	信託
【略】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		不動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	

コールローン																				
現金預け金																				
現金																				
預け金																				
その他																				
共同委託振 替勘定																				
その他																				
資産合計																				

【③・④ 同左】

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
【同左】			
有価証券		貸付	信託
【同左】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
株		金銭債権の信託	
外国証券		不動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括信託	

投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)			
受託有価証券			

【略】

(注) 【略】

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)

〇〇〇〇百万円を含んでおります。  
上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(注) 【略】

(単位：百万円)

資産	産金額	負債金額	債金額
【略】			
有価証券		貸付信託	
【略】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	

投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			

【同左】

(注) 【同左】

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)

〇〇〇〇百万円を含んでおります。  
上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(注) 【同左】

(単位：百万円)

資産	産金額	負債金額	債金額
【同左】			
有価証券		貸付信託	
【同左】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
株		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
暗号等資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の 賃借権の信託	

投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括他の信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)			
受託有価証券			

【略】

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

科	収入		支出	
	目	金額	科	金額

【略】

有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		電子決済手段売却損	
不動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	
※ 収益調整益		暗号資産売却損	
※ 投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	

【略】

暗号等資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
----------------	--	------------	--

【略】

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
----	-------	-------

投資信託有価証券		包括信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			

【同左】

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

科	収入		支出	
	目	金額	科	金額

【同左】

有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	
不動産収益		暗号資産売却損	
※ 収益調整益		暗号資産関連有価証券売却損	
※ 投資信託解約差益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	

【同左】

暗号資産関連有価証券売却益		※ 投資信託解約差損	
---------------	--	------------	--

【同左】

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
----	-------	-------



[略]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段（信託の受益権を除く。）	
11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
14	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
15	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
16	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
17	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
18	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
19	著作権等（著作権、出版権又は著作権隣接権をいう。）	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	
⑦-2 履行保証電子決済手段の分別管理の状況		
番号	電子決済手段の種類	管理の方法

[同左]		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
12	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
13	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
14	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
15	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
16	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
17	著作権等（著作権、出版権又は著作権隣接権をいう。）	
18	前各項に掲げる資産以外の資産	
[加える。]		

⑦-3 [略]  
 [8]・[9] 略]

2 経理の状況

(1) [略]  
 (2) 損益計算書 日から 年 月 日まで

科	目	金額	
		千円	千円
営業損益の部	営業		
	信託		×××
営業損益の部	投資	×××	
	電	×××	
営業損益の部	金	×××	
	信託		×××
経営損益の部	一般		
	管理		×××
営業外損益の部	営業		
	利益		×××
[略]			

[3]・[4] 略]

(記載上の注意)

- 1 業務の状況
- [1]~[8] 略]
- (9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満

⑦-2 [同左]  
 [8]・[9] 同左]

2 経理の状況

(1) [同左]  
 (2) 損益計算書 日から 年 月 日まで

科	目	金額	
		千円	千円
営業損益の部	営業		
	信託		×××
営業損益の部	投資	×××	
	金	×××	
営業損益の部	信託		×××
	以外		
経営損益の部	一般		
	管理		×××
営業外損益の部	営業		
	利益		×××
[同左]			

[3]・[4] 同左]

(記載上の注意)

- 1 業務の状況
- [1]~[8] 同左]
- (9) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第14項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（第30条の18第2号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

【①～⑧ 略】  
2 【略】

別紙様式第10号の2（第42条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年度事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）  
商号 年 月 日提出

主たる支店の所在地  
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）

【略】

1 業務の状況

【(1)～(7) 略】

(8) 業務の状況

の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第5項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

【①～⑧ 同左】  
2 【同左】

別紙様式第10号の2（第42条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年度事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）  
商号 年 月 日提出

主たる支店の所在地  
日本における代表者の氏名

（記載上の注意）

【同左】

1 業務の状況

【(1)～(7) 同左】

(8) 業務の状況

① 各種信託の残高

【表略】

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券等の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその物の信託	地上権の信託	土地及びその物の賃借の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本														
売渡手形等														
収益														
仮受金														
その他														
債権償却準備金														
特別留保金														
.....														
.....														
.....														
.....														
.....														
負債合計（うち再信託を除外した計数）														( )

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭基金信託	金銭投資基金信託	年金		信託		年金投資基金信託	株式口
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託		
[略]										
有価証券										

① 各種信託の残高

【同左】

区分	有価証券の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券等の信託		金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその物の信託	地上権の信託	土地及びその物の賃借の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本												
売渡手形等												
収益												
仮受金												
その他												
債権償却準備金												
特別留保金												
.....												
.....												
.....												
.....												
.....												
負債合計（うち再信託を除外した計数）												( )

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	指定金銭信託		特定金銭基金信託	金銭投資基金信託	年金		信託		年金投資基金信託	株式口
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託		
[同左]										
有価証券										

[略]									
暗号等資産 関連資産証 券									
[略]									
[略]									
信託受益権									
[略]									
特定信託受 益権									
その他の信 託受益権									
電子決済手段 (特定信託受益 権を除く。)									
暗号資産									
[略]									

[同左]									
暗号資産関 連資産証券									
[同左]									
[同左]									
信託受益権									
[同左]									
その他の信 託受益権									
暗号資産									
[同左]									

区 分	財産形成給付信託		財産形成基金信託		貸 付	信 信	託 投	資 資	信 託	金銭信 託以外 の信託
	財産形 成給付 金信託	信託	成投資 基金信 託	託						
[略]										
有価証券										
[略]										
暗号等資産 関連資産 価証券										
[略]										
[略]										
信託受益権										
[略]										
特定信託 受益権										
その他の 信託受益 権										
電子決済手段										

区 分	財産形成給付信託		財産形成基金信託		貸 付	信 信	託 投	資 資	信 託	金銭信 託以外 の信託
	財産形 成給付 金信託	信託	成投資 基金信 託	託						
[同左]										
有価証券										
[同左]										
暗号資産 関連資産 証券										
[同左]										
[同左]										
信託受益権										
[同左]										
その他の 信託受益 権										





【③・④ 略】

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	債金額
【略】			
有価証券		貸付信託	
【略】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括の信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託 受益権を除く。)			
受託有価証券			
【略】			

(注) 【略】

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)

【③・④ 同左】

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	債金額
【同左】			
有価証券		貸付信託	
【同左】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括の信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			
【同左】			

(注) 【同左】

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)



〇〇〇〇百万円を含んでおります。  
上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
【略】			
有価証券		貸付信託	
【略】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		不動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託 受益権を除く。)			
受託有価証券			
【略】			

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入	支出

〇〇〇〇百万円を含んでおります。  
上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
【同左】			
有価証券		貸付信託	
【同左】			
短期社債		有価証券の信託	
社債		暗号資産等及び電子記録 移転有価証券表示権利等 の信託	
株式		金銭債権の信託	
外国証券		不動産の信託	
その他の証券		土地及びその定着物の信託	
暗号資産関連有価証券		地上権の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託有価証券		包括信託	
投資信託外国投資		その他の信託	
信託受益権			
受託有価証券			
【同左】			

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入	支出

科	目	金額	科	目	金額
【略】					
有価証券貸付料			投資信託委託者報酬		
金銭債権収益			電子決済手段売却損		
不動産収益			有価証券売却損		
不動産収益			投資信託有価証券売却損		
※ 収益調整益			暗号資産売却損		
※ 投資信託解約差益			暗号等資産関連有価証券売却損		
電子決済手段売却益			電子記録移転有価証券表示 権利等売却損		
有価証券売却益			固定資産売却損		
【略】					
暗号等資産関連有価証券売却益			※ 投資信託解約差損		
【略】					

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
【略】		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段（信託の受益権を除く。）	
11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	

科	目	金額	科	目	金額
【同左】					
有価証券貸付料			投資信託委託者報酬		
金銭債権収益			有価証券売却損		
不動産収益			投資信託有価証券売却損		
不動産収益			暗号資産売却損		
※ 収益調整益			暗号資産関連有価証券売却損		
※ 投資信託解約差益			電子記録移転有価証券表示 権利等売却損		
有価証券売却益			固定資産売却損		
【同左】					
暗号資産関連有価証券売却益			※ 投資信託解約差損		
【同左】					

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
【同左】		
7	指名金銭債権（信託の受益権を除く。）	
8	有価証券（信託の受益権を表示するものを除く。）	
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11	特許権等（特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	

14	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
15	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
16	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
17	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
18	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
19	著作権等（著作権、出版権又は著作権隣接権をいう。）	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

⑦-2 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管理の方法
----	-----------	-------

⑦-3 [略]  
[⑧・⑨ 略]

2 経理の状況

(1) [略]  
(2) 損益計算書  
（ 年 月 日から 年 月 日まで ）

科	目 金 額	
	千円	千円
営業損益の部	信託	×××
営業損益の部	信託	×××
経営損益の部	信託	×××

12	実用新案権等（実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
13	意匠権等（意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。）	
14	商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）	
15	育成者権等（育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
16	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。）	
17	著作権等（著作権、出版権又は著作権隣接権をいう。）	
18	前各項に掲げる資産以外の資産	

[加える。]

⑦-2 [同左]  
[⑧・⑨ 同左]

2 経理の状況

(1) [同左]  
(2) 損益計算書  
（ 年 月 日から 年 月 日まで ）

科	目 金 額	
	千円	千円
営業損益の部	信託	×××
営業損益の部	信託	×××
経営損益の部	信託	×××

電子決済手段の信託		×××	×××
金銭信託以外の金銭の信託		×××	×××
[略]			
[略]			
[略]			
一般管理費計			
営業利益(又は営業損失)			×××
営業外損益の部			
[略]			

[3]・(4) 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]～[7] 略]

(8) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。))に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券

金銭信託以外の金銭の信託		×××	×××
[同左]			
[同左]			
[同左]			
一般管理費計			
営業利益(又は営業損失)			×××
営業外損益の部			
[同左]			

[3]・(4) 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]～[7] 同左]

(8) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(同令第123条第1項第35号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。))に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券



収益																				
仮受金																				
その他																				
債権償却準備金																				
特別留保金																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
負債合計																				( )
計																				

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	金銭信託	金銭信託以外の金銭信託	有価証券の信託	電子決済手段の信託	暗号資産等及び電子記録転付有価証券等	金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその物の信託	土地及びその物の借賃の信託	土地及びその物の借賃の信託	その他の信託	合計
貸出金												
有価証券												
信託受益権												
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)												
暗号資産												
金銭債権												

収益																				
仮受金																				
その他																				
債権償却準備金																				
特別留保金																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
.....																				
負債合計																				( )
計																				

② 各種信託の信託財産別残高

(単位：百万円)

区分	金銭信託	金銭信託以外の金銭信託	有価証券の信託	暗号資産等及び電子記録転付有価証券等	金銭債権の信託	不動産の信託	土地及びその物の信託	土地及びその物の借賃の信託	土地及びその物の借賃の信託	その他の信託	合計	
貸出金												
有価証券												
信託受益権												
暗号資産												
金銭債権												
有形固定資産												
不動産												
不動産												

有形固定資産																				
不動産																				
無形固定資産																				
地上権																				
不動産の賃借権																				
その他の無形固定資産																				
現金預け金																				
現金																				
預金																				
その他																				
その他																				
資産合計																				

〔③・④ 略〕

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
〔略〕			
信託受益権		有価証券の信託	
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）		電子決済手段の信託	
暗号資産		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
〔略〕			

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
〔略〕			
金銭債権収益		経費	
不動産収益		電子決済手段売却損	

無形固定資産																				
地上権																				
不動産の賃借権																				
その他の無形固定資産																				
現金預け金																				
現金																				
預金																				
その他																				
その他																				
資産合計																				

〔③・④ 同左〕

⑤ 信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
〔同左〕			
信託受益権		有価証券の信託	
暗号資産		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
〔同左〕			

⑥ 信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
〔同左〕			
金銭債権収益		経費	
不動産収益		有価証券売却損	

不動産収益		有価証券売却損	
電子決済手段売却益		暗号資産売却損	
有価証券売却益		暗号等資産関連有価証券売却損	

不動産収益		暗号資産売却損	
有価証券売却益		暗号資産関連有価証券売却損	

⑦ 信託財産の分別管理の状況

⑦ 信託財産の分別管理の状況

番号	資産の区分	管理の方法
[略]		
7	指名金銭債権 (信託の受益権を除く。)	
8	有価証券 (信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段 (信託の受益権を除く。)	
11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等 (特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	実用新案権等 (実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
15	意匠権等 (意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
16	商標権等 (商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
17	育成者権等 (育成者権又はその	

番号	資産の区分	管理の方法
[同左]		
7	指名金銭債権 (信託の受益権を除く。)	
8	有価証券 (信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	暗号資産	
10	電子記録移転有価証券表示権利等	
11	特許権等 (特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
12	実用新案権等 (実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
13	意匠権等 (意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	商標権等 (商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
15	育成者権等 (育成者権又はその	



	専利用権若しくは通常利用権をいう。)	
18	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専利用権若しくは通常利用権をいう。）	
19	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

⑦—2 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管理の方法
⑦—3	[略]	
⑧	[略]	

2 経理の状況

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]～(6) 略]

(7) 事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）

）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として行った信託について記載すること。

[①～⑧ 略]

	専利用権若しくは通常利用権をいう。)	
16	回路配置利用権等（回路配置利用権又はその専利用権若しくは通常利用権をいう。）	
17	著作権等（著作権、出版権又は著作隣接権をいう。）	
18	前各項に掲げる資産以外の資産	

[加える。]

⑦—2 [同左]

⑧ [同左]

2 経理の状況

(記載上の注意)

1 業務の状況

[1]～(6) 同左]

(7) 事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）

）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（同令第123条第1項第35号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

[①～⑧ 同左]

2 [略]

別紙様式第 14 号 (第 43 条第 1 項第 2 号ハ(1)関係)

(日本産業規格 A 4)

信託財産残高表			
( 年 月 末現在)			
(単位：百万円)			
資 産	負 債		
科 目	金額	科 目	金額
[略]			
有価証券		貸付信託	
[略]			
社債		有価証券の信託	
株式		電子決済手段の信託	
		暗号資産等及び電子記録移 転有価証券表示権利等の信 託	
外国証券			
その他の証券		金銭債権の信託	
暗号等資産関連有価証券		動産の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の信託	
信託受益権 (特定信託受益 権を除く。)		地上権の信託	
特定信託受益権		土地及びその定着物の賃借 権の信託	
電子決済手段 (特定信託受 益権を除く。)		包括信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
金銭債権			

2 [同左]

別紙様式第 14 号 (第 43 条第 1 項第 2 号ハ(1)関係)

(日本産業規格 A 4)

信託財産残高表			
( 年 月 末現在)			
(単位：百万円)			
資 産	負 債		
科 目	金額	科 目	金額
[同左]			
有価証券		貸付信託	
[同左]			
社債		有価証券の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移 転有価証券表示権利等の信 託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	
暗号資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地上権の信託	
信託受益権		土地及びその定着物の賃借 権の信託	
受託有価証券		包括信託	
暗号資産		その他の信託	
金銭債権			

「略」

「略」

(注) 「略」

(記載上の注意)

1. 「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すると。

[2. ~ 5. 略]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
「略」			
有価証券		貸付信託	
「略」			
社債		有価証券の信託	
株式		電子決済手段の信託	
外国証券		暗号資産等及び電子記録移	

「同左」

「同左」

(注) 「同左」

(記載上の注意)

1. 「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)、暗号資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。以下同じ。)、暗号資産関連デリバティブ取引(同令第123条第1項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すると。

[2. ~ 5. 同左]

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
「同左」			
有価証券		貸付信託	
「同左」			
社債		有価証券の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移	
		転有価証券表示権利等の信	

	転有価証券表示権利等の信託		
その他の証券	金銭債権の信託		
暗号等資産関連有価証券	不動産の信託		
電子記録移転有価証券表示権利等	土地及びその定着物の信託		
信託受益権（特定信託受益権を除く。）	地上権の信託		
特定信託受益権	土地及びその定着物の賃借権の信託		
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）	包括信託		
受託有価証券	その他の信託		
暗号資産			
金銭債権			
[略]			

別紙様式第 15 号（第 51 条の 2 第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）  
（第 1 面）

財務（支）局長 殿	年 月 日
申請者（郵便番号）	所在地
電話番号（ ）	—
商 号	—
代表者の氏名	—
登録申請書	—

信託業法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき登録を申請します。

	外国証券	託	
その他の証券	金銭債権の信託		
暗号資産関連有価証券	不動産の信託		
電子記録移転有価証券表示権利等	土地及びその定着物の信託		
信託受益権	地上権の信託		
受託有価証券	土地及びその定着物の賃借権の信託		
暗号資産	包括信託		
金銭債権	その他の信託		
[同左]			

別紙様式第 15 号（第 51 条の 2 第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）  
（第 1 面）

財務（支）局長 殿	年 月 日
申請者（郵便番号）	所在地
電話番号（ ）	—
商 号	—
代表者の氏名	—
登録申請書	—

信託業法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき登録を申請します。

<p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(記載上の注意) [略]</p> <p>[ (第2面) ~ (第5面) 略 ]</p> <p>(別添3—2：自己信託に係る事務に関する業務以外に営む業務の種類) (第5—2面)</p> <p>商号 ( 年 月 日現在)</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>自己信託に係る事務に関する業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第4条第3項第6号に規定する<u>信託受益権売買等業務又は電子決済手段関連業務</u>を営む場合は、その旨も記載すること。</p> <p>(注意事項) [略]</p> <p>[ (第6面) ・ (第7面) 略 ]</p>	<p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(記載上の注意) [同左]</p> <p>[ (第2面) ~ (第5面) 同左 ]</p> <p>(別添3—2：自己信託に係る事務に関する業務以外に営む業務の種類) (第5—2面)</p> <p>商号 ( 年 月 日現在)</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>自己信託に係る事務に関する業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。ただし、法第4条第3項第6号に規定する<u>信託受益権売買等業務</u>を営む場合は、その旨も記載すること。</p> <p>(注意事項) [同左]</p> <p>[ (第6面) ・ (第7面) 同左 ]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二條 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

別表第一（第三条関係）

〔略〕	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
〔略〕	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五

改正前

別表第一（第三条関係）

〔同上〕	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項並びに第六条の五第一項及び第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十一の十二
〔同上〕	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五

<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）</p>	
<p>第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項</p>	<p>十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）</p>	
<p>第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において</p>	<p>十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十第一項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>



〔略〕	
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八並びに第五十二条の六十一の十二
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	第十九条の二第三項及び第四項、第三十四条の二十六第二項及び第三項並びに第三十四条の六十三の六十六
〔略〕 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	第六百六十九条の二十九
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵	第二十一条第六項及び第七項

〔同上〕	適用する場合を含む。）
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の十二
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項
〔項を加える。〕 〔同上〕	第二十一条第五項
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵	第二十一条第五項

省令第十六号		貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	〔略〕	第五十二条の二十二第四項	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	〔略〕	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）	〔略〕	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）	第三十九条第六項
--------	--	---------------------	------------------------------------	-----	--------------	-----------------------	-----	-------------------------------	-----	------------------------	----------

省令第十六号		貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	〔項を加える。〕	〔同上〕	第五十二条の二十二第五項	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	〔同上〕	金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）	〔同上〕	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）	第三十九条第五項
--------	--	---------------------	----------	------	--------------	-----------------------	------	-------------------------------	------	------------------------	----------

〔略〕	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條
-----	---------------------------	--------------------------------------

別表第二（第四条関係）

〔略〕	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一條第六項及び第七項
〔略〕	信託業法施行規則	第三十九條第六項
資金決済に関する法律		第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條

別表第三（第五条関係）

〔略〕	協同組合による金融事業に関する法律	第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二條の四十九及び第五十二條の六十第一項、第六條の五第一項において準用する同法第五十二條の六十の十八並びに第六條の五の十第一項において
-----	-------------------	--

〔同上〕	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三及び第七十八條
------	---------------------------	-----------------------------

別表第二（第四条関係）

〔同上〕	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一條第五項
〔同上〕	信託業法施行規則	第三十九條第五項
資金決済に関する法律		第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三、第七十八條

別表第三（第五条関係）

〔同上〕	協同組合による金融事業に関する法律	第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の四十九（第五十二條の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び同法第五十二條の六十第一項（第五十二條の六十一第二項において適用
------	-------------------	--

	<p>準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>〔略〕</p>	<p>第八十九条第三項又は第五項において準用する銀行法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条の六十第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八及び第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>長期信用銀行法</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九（第五十二条の二十の十において準用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項</p>
<p>銀行法</p>	<p>第五十二条の四十九（第五十二条の二十の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八及び第五十二条の六十一の十二</p>

	<p>する場合を含む。）並びに第六条の五十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>第八十九条第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>
<p>長期信用銀行法</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九（第五十二条の二十の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>
<p>銀行法</p>	<p>第五十二条の四十九（第五十二条の二十の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用す</p>



別表第四（第八条関係）

<p>〔略〕</p> <p>協同組合による金融事業に関する法律</p>	<p>第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第六条の五</u>第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十七第一項及び<u>第六条の五</u>の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>〔略〕</p> <p>信用金庫法</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第二十四条第九項</u>、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第三十八条第十一項</u>（第一号に係る部分に限る。）、<u>第四十八条の七</u>第四項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第五十一条第三項</u>（第一号に係る部分に限る。）、<u>第六十三条</u>において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部</p>

別表第四（第八条関係）

<p>〔同上〕</p> <p>協同組合による金融事業に関する法律</p>	<p>第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び<u>第六条の五</u>の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>〔同上〕</p> <p>信用金庫法</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第二十四条第九項</u>、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第三十八条第十一項</u>（第一号に係る部分に限る。）、<u>第四十八条の七</u>第四項（第一号に係る部分に限る。）、<u>第五十一条第三項</u>（第一号に係る部分に限る。）、<u>第六十三条</u>において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部</p>

	<p>分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>長期信用銀行法</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項</p>
<p>〔略〕</p>	<p>銀行法 第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項、第五十二条の六十の二十七第一項並びに第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>〔略〕 金融サービスの提供に関する法律</p>	<p>第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二、第三十四条第二項及び第四十二条第一項</p>

	<p>分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>長期信用銀行法</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>銀行法 第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>〔同上〕 金融サービスの提供に関する法律</p>	<p>第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二、第三十四条第二項及び第四十二条第一項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

「略」

「同上」



(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第二十三条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>  第一節 [略]</p> <p>  第二節 業務</p> <p>    [第一款～第四款 略]</p> <p>    第五款 暗号等資産関連業務に関する特則（第四百四十六条の三     ― 第四百四十六条の五）</p> <p>      [第六款・第七款 略]</p> <p>      [第三節～第七節 略]</p> <p>    [第三章～第六章 略]</p> <p>附則</p> <p>  (定義)</p> <p>  第一条 [略]</p> <p>  2 [略]</p> <p>  3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十   三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の   二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く   。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 [同上]</p> <p>第二章 [同上]</p> <p>  第一節 [同上]</p> <p>  第二節 [同上]</p> <p>    [第一款～第四款 同上]</p> <p>    第五款 暗号資産関連業務に関する特則（第四百四十六条の三―     第四百四十六条の五）</p> <p>      [第六款・第七款 同上]</p> <p>      [第三節～第七節 同上]</p> <p>    [第三章～第六章 同上]</p> <p>附則</p> <p>  (定義)</p> <p>  第一条 [同上]</p> <p>  2 [同上]</p> <p>  3 [同上]</p>

ところによる。

「一〇十 略」

十の二 暗号等資産 法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。

十の三〇十の五 〔略〕

「十一〇五十 略」

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十七 略」

十八 暗号資産 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。

十九 電子決済手段 資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。

二十 暗号資産等 暗号資産又は電子決済手段をいう。

（外国通貨又は暗号資産等の換算）

第三条 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産等をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（業務の内容及び方法）

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める

「一〇十 同上」

「号を加える。」

十の二〇十の四 〔同上〕

「十一〇五十 同上」

4 〔同上〕

「一〇十七 同上」

十八 暗号資産 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

（外国通貨又は暗号資産の換算）

第三条 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産等をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（業務の内容及び方法）

第八条 〔同上〕

ものは、次に掲げるものとする。

「一〇十一 略」

十二 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合には、次のイ又はロに掲げる行為の区分に応じ、当該イ又はロに定めるデリバティブ取引に係る暗号等資産及び金融指標の名称

「イ・ロ 略」

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇九 略」

十 前条第十二号に規定する場合には、同号の暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十五条の二 法第二十九条の四第二項(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。)を営む者が信託財産として保有する議決権(当該者が行使することができる権限又は行使

「一〇十一 同上」

十二 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合には、次のイ又はロに掲げる行為の区分に応じ、当該イ又はロに定めるデリバティブ取引に係る暗号資産及び金融指標の名称

「イ・ロ 同上」

(登録申請書の添付書類)

第九条 「同上」

「一〇九 同上」

十 前条第十二号に規定する場合には、同号の暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第十五条の二 「同上」

一 信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。第六十二条第三項第一号において同じ。)を営む者が信託財産として保有する議決権(当該者が行使

使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

「二〇六 略」

（特定業務内容等）

第二十条の二 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、新たに第八条第十二号の暗号等資産又は金融指標となるものとする。

（業務の内容及び方法）

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇五 略」

十六 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての法第三十三条の二第三号に掲げる行為を業として行う場合又は当該デリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合には、第八条第十二号の暗号等資産及び金融指標の名称

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇十一 略」

十二 第四十五条第十六号に規定する場合には、第八条第十二号の暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類

することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

「二〇六 同上」

（特定業務内容等）

第二十条の二 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、新たに第八条第十二号の暗号資産又は金融指標となるものとする。

（業務の内容及び方法）

第四十五条 「同上」

「一〇五 同上」

十六 法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての法第三十三条の二第三号に掲げる行為を業として行う場合又は当該デリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合には、第八条第十二号の暗号資産及び金融指標の名称

第四十七条 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 第四十五条第十六号に規定する場合には、第八条第十二号の暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類

2  
「略」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 「略」

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

(1) 有価証券(5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)並びに(8)に掲げるものに該当するものを除く。

(2) 「略」

(3) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法

2  
「同上」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第六十二条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 有価証券(5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。)を除く。

(2) 「同上」

(3) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七

(昭和二十七年法律第八十七号) 第十七条の二に規定する  
特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号  
) 第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の  
四に規定する特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律  
第九十三号) 第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式  
会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号) 第二  
十九条に規定する特定預金等

(4) 「略」

(5) 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信  
託受益権(8)に掲げるものに該当するものを除く。

〔6・(7) 略〕

(8) 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣  
府令第 号) 第四十三条各号に掲げるもの

ハ 「略」

二 「略」

三 承諾日前一年間における申出者の一月当たりの平均的な契約(次  
に掲げるものに限る。)の件数が四件以上である場合において  
、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる  
要件に該当すること。

イ 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引に係る契  
約(ニ、ホ及びトに掲げるものに該当するものを除く。)

ロ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水  
産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約、協

年法律第八十七号) 第十七条の二に規定する特定預金等、  
労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第九十四条  
の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する  
特定預金等、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)  
第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合  
中央金庫法(平成十九年法律第七十四号) 第二十九条に規定  
する特定預金等

(4) 「同上」

(5) 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信  
託受益権

〔6・(7) 同上〕

「加える。」

ハ 「同上」

二 「同上」

三 「同上」

イ 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引に係る契  
約(ニ及びホに掲げるものに該当するものを除く。)

ロ 農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水  
産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約、協

同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約

〔ハ〕へ 略

ト 資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約

四 〔略〕

〔2・3 略〕

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

〔一〕十八 略

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産(暗号等資産を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。)

〔二十〕二十四 略

同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等契約、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約

〔ハ〕へ 同上

〔号の細分を加える。〕

四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

(届出業務)

第六十八条 〔同上〕

〔一〕十八 同上

十九 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産(暗号等資産を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務(法第三十五条第二項第一号、第二号、第五号の二及び第六号に掲げる業務に該当するものを除く。)

〔二十〕二十四 同上



(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十六条 令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 暗号等資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

四 〔略〕

(誇大広告をしてはならない事項)

第七十八条 法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十二 略〕

十三 暗号等資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

四 〔同上〕

(誇大広告をしてはならない事項)

第七十八条 〔同上〕

〔一〇十二 同上〕

十三 暗号資産に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

十四 「略」

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二 その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

一 事業型出資対象事業持分に関する次のイからニまでに掲げる金

ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

十四 「同上」

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二 「同上」

一 「同上」

銭の管理の方法の区分に応じ当該イからニまでに定める事項

〔イ〜ハ 略〕

ニ 第二百二十五条第二号ニ又はホに掲げる方法 次に掲げる事項

〔(1)〜(4) 略〕

〔二〜五 略〕

〔2・3 略〕

(不招請勧誘等の禁止の例外)

第一百十六条 法第三十八条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

二の二 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前一年間に暗号等資産関連店頭デリバティブ取引(令第十六条の四第一項第一号ニに掲げる取引をいう。以下この号、第一百七一条第一項第二十六号、第二百二十三条第一項第二十号及び第二十一号並びに第四百四十三条第二項において同じ。)に係る二以上の金融商品取引契約のあつた者及び勧誘の日に未決済の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。)に対して暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

〔三〜五 略〕

2 〔略〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 第二百二十五条第二号ニに掲げる方法 次に掲げる事項

〔(1)〜(4) 同上〕

〔二〜五 同上〕

〔2・3 同上〕

(不招請勧誘等の禁止の例外)

第一百十六条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

二の二 金融商品取引業者等が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前一年間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引(令第十六条の四第一項第一号ニに掲げる取引をいう。以下この号、第一百七一条第一項第二十六号、第二百二十三条第一項第二十号及び第二十一号並びに第四百四十三条第二項において同じ。)に係る二以上の金融商品取引契約のあつた者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。)に対して暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

〔三〜五 同上〕

2 〔同上〕

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇十八 略」

十九 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいい、暗号等資産等（法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

「二〇〇二十五 略」

二十六 店頭デリバティブ取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除き、当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、個人に限る。）に対し、当該顧客が行う当該店頭デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。の勧誘その他これに類似する行為をすること。

(禁止行為)

第一百七十七条 「同上」

「一〇十八 同上」

十九 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプションをいい、暗号等資産等（法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為

「二〇〇二十五 同上」

二十六 店頭デリバティブ取引又はその受託等（証拠金その他の保証金を預託する取引に係るものに限る。）につき、顧客（特定投資家を除き、当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、個人に限る。）に対し、当該顧客が行う当該店頭デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。の勧誘その他これに類似する行為をすること。

「二十七〜四十 略」

四十一 暗号等資産関連契約（法第四十三条の六第二項に規定する契約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品取引業等（暗号等資産に関する金融商品取引行為に係るものに限る。第四十六号、第二百二十三条第一項第三十一号、第三十二号及び第三十四号、第二百七十五条第一項第三十三号並びに第二百八十一条第十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。）、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）及び電子決済手段等取引業者等（同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同条第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。第二百二十五条第二号ホにおいて同じ。）又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。第二百四十六条の四第一項、第二百七十五条第一項第二十九号及び第二百八十一条の三第一項において同じ。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第七十八号第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げ

「二十七〜四十 同上」

四十一 暗号資産関連契約（法第四十三条の六第二項に規定する契約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品取引業等（暗号資産に関する金融商品取引行為に係るものに限る。第四十六号、第二百三十一号、第三十一号、第三十二号及び第三十四号、第二百七十五条第一項第三十三号並びに第二百八十一条第十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第七十八号第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

る事項に関する表示をする行為

四十二 顧客に対し、第七十六条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならぬい大ききで表示しないことを含む。）暗号等資産関連契約の締結の勧誘をする行為

四十三 「略」

四十四 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

四十五 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作法的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等をする行為

四十六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等

四十二 顧客に対し、第七十六条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならぬい大ききで表示しないことを含む。）暗号資産関連契約の締結の勧誘をする行為

四十三 「同上」

四十四 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

四十五 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作法的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等をする行為

四十六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全

の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。  
(を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。))

四十七 暗号資産等関連デリバティブ取引(第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第三十八項及び第四十項から第四十四項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客(個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。))が業務執行組合員等として暗号資産等関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。以下この号、次号及び第四十項から第四十三項までにおいて同じ。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この号及び次号において同じ。)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第三十七項から第三十九項までにおいて同じ。)の額に当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第四十項

の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。))

四十七 暗号資産等関連デリバティブ取引(第二百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第三十八項及び第四十項から第四十四項までにおいて同じ。)に係る契約を締結する時において顧客(個人(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。))が業務執行組合員等として暗号資産等関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)に限る。以下この号、次号及び第四十項から第四十三項までにおいて同じ。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引所若しくは金融商品取引清算機関(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この号及び次号において同じ。)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第三十七項から第三十九項までにおいて同じ。)の額に当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第四十項において「

において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

四十八 その営業日ごとの一定の時刻における暗号資産等関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為(前号に掲げる行為を除く。)

四十九 特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引(暗号資産等を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号に掲げる取引(当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と暗号資産等の種類、価格及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。))又は同項第二号に掲げる取引(当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と金融指標の種類、数値及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。))をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十四項までにおいて(に係る契約を締結する時において顧客(個人(金融商

実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

四十八 その営業日ごとの一定の時刻における暗号資産等関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為(前号に掲げる行為を除く。)

四十九 特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引(暗号資産を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号に掲げる取引(当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と暗号資産の種類、価格及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。))又は同項第二号に掲げる取引(当該取引の期限が到来した場合に、決済をした後、決済された取引と金融指標の種類、数値及び件数若しくは数量が同じである取引を成立させること又は決済をせずに、期限の延長その他の方法により当該取引の期限を実質的に延長させることをあらかじめ約するものに限る。))をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十四項までにおいて(に係る契約を締結する時において顧客(個人(金融商品取引



品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。)が業務執行組合員等として特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。金融商品取引業者等又は外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者を除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十三項までにおいて同じ。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関(外国におけるこれに相当するものを含む。))をいう。以下この号及び次号において同じ。)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第四十七項から第四十九項までにおいて同じ。)の額に当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第五十項において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足する場合には、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

五十 その営業日ごとの一定の時刻における特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させる

法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。)が業務執行組合員等として特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。金融商品取引業者等又は外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者を除く。以下この号、次号及び第五十項から第五十三項までにおいて同じ。)が証拠金等預託先(金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関(外国におけるこれに相当するものを含む。))をいう。以下この号及び次号において同じ。)に預託した証拠金等(委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第四十七項から第四十九項までにおいて同じ。)の額に当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額(同号及び第五十項において「実預託額」という。)が約定時必要預託額に不足する場合には、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

五十 その営業日ごとの一定の時刻における特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させること

ことなく、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

〔2336 略〕

37 第一項第四十七号及び第四十八号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。

38 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、次の各号に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額
- 二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又は同条第十六項に規定する暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号等資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）

39 〔略〕

40 第一項第四十七号又は第四十八号の実預託額、同項第四十七号の約定時必要預託額及び同項第四十八号の維持必要預託額は、複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出

なく、当該特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

〔2336 同上〕

37 第一項第四十七号及び第四十八号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。

38 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、次の各号に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引 金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額
- 二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又は同条第十六項に規定する暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引 いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号等資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）

39 〔同上〕

40 第一項第四十七号又は第四十八号の実預託額、同項第四十七号の約定時必要預託額及び同項第四十八号の維持必要預託額は、複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出

することができる。この場合における同項第四十七号の規定の適用については、同号中「当該暗号資産等関連デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている暗号資産等関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

41 第一項第四十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産等関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする暗号資産等関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該暗号資産等関連デリバティブ取引の額（当該暗号資産等関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

【イ〜ハ 略】

二 顧客が行おうとする暗号資産等関連デリバティブ取引と当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の暗号資産等関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの暗号資産等関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

42 第一項第四十八号及び第四十項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十

ることができる。この場合における同項第四十七号の規定の適用については、同号中「当該暗号資産等関連デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている暗号資産等関連デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

41 第一項第四十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産等関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする暗号資産等関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該暗号資産等関連デリバティブ取引の額（当該暗号資産等関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

【イ〜ハ 同上】

二 顧客が行おうとする暗号資産等関連デリバティブ取引と当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の暗号資産等関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの暗号資産等関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

42 第一項第四十八号及び第四十項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五十

を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産等関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行う各暗号資産等関連デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各暗号資産等関連デリバティブ取引の額

二 複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の暗号資産等関連デリバティブ取引の額の合計額から前項第一号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

43 第四十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産等の売付け等及び暗号資産等の買付け等を行っているときは、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額（同一の通貨をもって表示されるものに限る。）のうちいずれか少くない額を当該同一の暗号資産等又は金融指標に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産等の売付け等を行うことによる他の暗号資産等の買付け等及び当該他の暗号資産等の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産等の買付け等を行っているときは、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の暗号資産等又は当該他の暗号資産等に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とすることができる。

44 前三項の「暗号資産等関連デリバティブ取引の額」とは、次の各

を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の暗号資産等関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行う各暗号資産等関連デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各暗号資産等関連デリバティブ取引の額

二 複数の暗号資産等関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の暗号資産等関連デリバティブ取引の額の合計額から前項第一号イからハまでに掲げる取引に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

43 第四十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産の売付け等及び暗号資産の買付け等を行っているときは、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額（同一の通貨をもって表示されるものに限る。）のうちいずれか少くない額を当該同一の暗号資産等又は金融指標に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産の売付け等を行うことによる他の暗号資産の買付け等及び当該他の暗号資産の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産の買付け等を行っているときは、これらに係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該一の暗号資産等又は当該他の暗号資産等に係る暗号資産等関連デリバティブ取引の額とすることができる。

44 前三項の「暗号資産等関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号

号に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引以外の暗号資産等関連デリバティブ取引 当該暗号資産等関連デリバティブ取引に係る暗号資産等の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

〔イ〜ハ 略〕

二 次に掲げる暗号資産等関連デリバティブ取引 次に掲げる当該暗号資産等関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る暗号資産等の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

〔イ〜ハ 略〕

45 第四十三項の「暗号資産等の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産等の売付け

〔二〜四 略〕

46 第四十三項の「暗号資産等の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産等の買付け

〔二〜四 略〕

47 第一項第四十九号及び第五十号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。

48 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部

に掲げる暗号資産関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる暗号資産関連デリバティブ取引以外の暗号資産関連デリバティブ取引 当該暗号資産関連デリバティブ取引に係る暗号資産の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

〔イ〜ハ 同上〕

二 次に掲げる暗号資産関連デリバティブ取引 次に掲げる当該暗号資産関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る暗号資産の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

〔イ〜ハ 同上〕

45 第四十三項の「暗号資産の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産の売付け

〔二〜四 同上〕

46 第四十三項の「暗号資産の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産の買付け

〔二〜四 同上〕

47 第一項第四十九号及び第五十号の証拠金等は、有価証券又は暗号資産をもって充てることができる。

48 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部

が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）とする。

49 「略」

50 第一項第四十九号又は第五十号の実預託額、同項第四十九号の約定時必要預託額及び同項第五十号の維持必要預託額は、複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第四十九号の規定の適用については、同号中「当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

51 第一項第四十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの暗号資産等リスク想定比率（これらの暗号資産等又は金融指標に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定

が前項の規定により有価証券又は暗号資産をもって代用される場合におけるその代用価格は、いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額（暗号資産をもって代用される場合において、当該額がないときは、金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するものに限る。）に定める額）とする。

49 「同上」

50 第一項第四十九号又は第五十号の実預託額、同項第四十九号の約定時必要預託額及び同項第五十号の維持必要預託額は、複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第四十九号の規定の適用については、同号中「当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

51 「同上」

一 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産の組合せの暗号資産等リスク想定比率（これらの暗号資産等又は金融指標に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法によ

める方法により算出した比率をいう。以下この項及び次項において同じ。)を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百分の五十を乗じて得た額)

二 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引と当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額)

52 第一項第五号及び第五十項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 顧客が行う各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百

り算出した比率をいう。以下この項及び次項において同じ。)を乗じて得た額(暗号資産リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百分の五十を乗じて得た額)

二 顧客が行おうとする特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引と当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、これらの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額)

52 「同上」

一 顧客が行う各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に当該取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額(暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該各特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額に百分の五十を乗じ

分の五十を乗じて得た額)

二 複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産等の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額 (暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額)

53

第五十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産等の売付け等及び暗号資産等の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額 (同一の通貨をもって表示されるものに限る。) のうちいずれか少ない額を当該同一の暗号資産等又は金融指標に係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産等の売付け等を行うことによる他の暗号資産等の買付け等及び当該他の暗号資産等の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産等の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少ない額を当該一の暗号資産等又は当該他の暗号資産等に係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

て得た額)

二 複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の対象となる暗号資産等若しくは金融指標又は暗号資産の組合せの区分に応じ、当該区分ごとの特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に当該区分ごとの暗号資産等リスク想定比率を乗じて得た額 (暗号資産等リスク想定比率を用いない金融商品取引業者等にあつては、当該複数の特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額の合計額に百分の五十を乗じて得た額)

53

第五十一項第二号又は前項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の暗号資産等又は金融指標について暗号資産の売付け等及び暗号資産の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額 (同一の通貨をもって表示されるものに限る。) のうちいずれか少ない額を当該同一の暗号資産等又は金融指標に係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額とし、顧客が一の暗号資産の売付け等を行うことによる他の暗号資産の買付け等及び当該他の暗号資産の売付け等を行うことによる当該一の暗号資産の買付け等を行っているときは、これらに係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少ない額を当該一の暗号資産等又は当該他の暗号資産に係る特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。



54 前三項の「特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の額」とは、当該特定暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産等の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。

55 第五十三項の「暗号資産等の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産等の売付け

二 略

56 第五十三項の「暗号資産等の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産等の買付け

二 略

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一〇十九 略」

二十 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が売付け及び買付けの価格又は価格に相当する事項の双方がある場合に、これらの価格又は価格に相当する事項を同時に提示していない状況(当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、

54 前三項の「特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引の額」とは、当該特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。

55 第五十三項の「暗号資産の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産の売付け

二 同上

56 第五十三項の「暗号資産の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 暗号資産の買付け

二 同上

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 「同上」

「一〇十九 同上」

二十 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が売付け及び買付けの価格又は価格に相当する事項の双方がある場合に、これらの価格又は価格に相当する事項を同時に提示していない状況(当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、

、当該価格又は価格に相当する事項を同時に個人である顧客に提示していない状況)

二十一 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が顧客(当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあつては、個人に限る。)の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示していない状況

〔二十一の二〕三十 略〕

三十一 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護又は金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等をその行う金融商品取引業等の対象としないために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十二 金融商品取引業者等が、その行う暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等(法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等をいう。以下この号及び第二百三十二条第四号において同じ。)について、金融商品取引業等の顧客の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等の状況その他の事情に依り、顧客が法第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがある

当該価格又は価格に相当する事項を同時に個人である顧客に提示していない状況)

二十一 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が顧客(当該店頭デリバティブ取引が店頭金融先物取引及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあつては、個人に限る。)の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示していない状況

〔二十一の二〕三十 同上〕

三十一 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護又は金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等をその行う金融商品取引業等の対象としないために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十二 金融商品取引業者等が、その行う暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等(法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等をいう。以下この号及び第二百三十二条第四号において同じ。)について、金融商品取引業等の顧客の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等の状況その他の事情に依り、顧客が法第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認め

ると認めるときは当該顧客との間の金融商品取引業等に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十三 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

三十四 金融商品取引業者等が、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十五 顧客（個人）（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として暗号資産等関連デリバティブ取引（暗号資産等関連市場デリバティブ

るときは当該顧客との間の金融商品取引業等に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十三 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

三十四 金融商品取引業者等が、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置を講じていないと認められる状況

三十五 顧客（個人）（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として暗号資産関連デリバティブ取引（暗号資産等関連市場デリバティブ

イブ取引、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又は暗号資産等  
関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号にお  
いて同じ。)を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。  
(に限る。以下この号において同じ。)がその計算において行っ  
た暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ず  
ることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計  
算方法により算出される額に達する場合に行うこととする暗号資  
産等関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取  
引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状  
況

三十六 暗号資産等関連デリバティブ取引について、ロスカット取  
引を行っていないと認められる状況

〔2〕13 略〕

14 第一項第三十五号の「暗号資産等関連市場デリバティブ取引」と  
は、暗号資産等を対象とする市場デリバティブ取引であって、法第  
二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号  
に掲げる取引(同号に規定する権利を行使することにより成立する  
取引が同号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引(同項第一号若  
しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ず  
る取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。)である  
ものに限る。)をいう。

15 第一項第三十五号の「暗号資産等関連店頭デリバティブ取引」と  
は、暗号資産等を対象とする店頭デリバティブ取引であって、法第

取引、暗号資産関連店頭デリバティブ取引又は暗号資産関連外国  
市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ  
(に限る。以下この号において同じ。)がその計算において行っ  
た暗号資産等関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ず  
ることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計  
算方法により算出される額に達する場合に行うこととする暗号資  
産等関連デリバティブ取引の決済(次号において「ロスカット取  
引」という。)を行うための十分な管理体制を整備していない状況

三十六 暗号資産等関連デリバティブ取引について、ロスカット取  
引を行っていないと認められる状況

〔2〕13 同上〕

14 第一項第三十五号の「暗号資産等関連市場デリバティブ取引」とは  
、暗号資産等を対象とする市場デリバティブ取引であって、法第二  
条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に  
掲げる取引(同号に規定する権利を行使することにより成立する取  
引が同号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引(同項第一号若  
しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ず  
る取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。)であるもの  
に限る。)をいう。

15 第一項第三十五号の「暗号資産等関連店頭デリバティブ取引」とは  
、暗号資産等を対象とする店頭デリバティブ取引であって、法第二

二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

16 第一項第三十五号の「暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引」とは、外国市場デリバティブ取引であつて、第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

（分別管理が確保されているもの）

第二百二十五条 法第四十条の三に規定する内閣府令で定めるものは、同条に規定する権利又は有価証券に關し出資され、又は拋出された金銭を充てて事業を行う者（当該事業に係る業務を執行する者を含む。以下この条において「事業者」という。）に対し、当該事業者の定款（当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。）により次に掲げる基準を満たすことが義務付けられていることにより、当該金銭が当該事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることが確保されているものとする。

一 「略」

二 当該金銭が、次に掲げる方法により、適切に管理されていること。

「イ」ニ 略」

ホ 電子決済手段等取引業者等（資金決済に関する法律第二条第

第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

16 第一項第三十五号の「暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引」とは、外国市場デリバティブ取引であつて、第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

（分別管理が確保されているもの）

第二百二十五条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ニ 同上」

「号の細分を加える。」

十二項に規定する電子決済手段等取引業者又は同条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。)への管理の委託(他人のために電子決済手段の管理を信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定に基づき信託業として行う信託会社等(資金決済に関する法律第二条第二十六項に規定する信託会社等をいう。第二百二十六条の二第三号において同じ。))への当該管理の委託を含み、当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。)

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外)

第二百二十六条の二 令第十六条の九第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一|| 他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者が当該管理を行う場合
- 二|| 他人のために電子決済手段の管理を業として行うことにつき資金決済に関する法律に特別の規定のある者が当該管理を行う場合
- 三|| 他人のために電子決済手段の管理を信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定に基づき信託業として行う信託会社等が当該管理を行う場合

(分別管理)

第三百三十二条 金融商品取引業者等は、法第四十二条の四の規定に基

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外)

第二百二十六条の二 令第十六条の九第三号に規定する内閣府令で定める場合は、他人のために暗号資産の管理を業として行うことにつき法律に特別の規定のある者が当該管理を行う場合とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

(分別管理)

第三百三十二条 金融商品取引業者等は、法第四十二条の四の規定に基

つき運用財産を管理する場合において、当該運用財産が金銭（暗号等資産）を含む。次項において同じ。）であるときは、第二百二十五条第二号イからホまでに掲げる方法により、当該金銭を管理しなければならない。

〔2・3 略〕

（運用報告書の交付）

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書（以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。）には、次に掲げる事項（第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二十八条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。）を記載しなければならない。

一 〔略〕

二 当該運用報告書の基準日における運用財産の状況として次に掲げる事項

イ 金銭の額（暗号等資産の額を含む。）

〔ロ・ハ 略〕

〔三〇十一 略〕

〔2〜5 略〕

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証

つき運用財産を管理する場合において、当該運用財産が金銭（暗号等資産）を含む。次項において同じ。）であるときは、第二百二十五条第二号イからニまでに掲げる方法により、当該金銭を管理しなければならない。

〔2・3 同上〕

（運用報告書の交付）

第三百三十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 金銭の額（暗号資産の額を含む。）

〔ロ・ハ 同上〕

〔三〇十一 同上〕

〔2〜5 同上〕

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 〔同上〕

金が金銭であるときは、次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 通貨関連デリバティブ取引等及び暗号資産等関連デリバティブ取引等 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

二 前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの 次に掲げる方法

〔イ〜ハ 略〕

2 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として第百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引及び同条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び次項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として金銭を預託するときに限る。）

2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引、暗号資産関連店頭デリバティブ取引又は第百十六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものを除く。第百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

3 〔略〕

4 第一項第一号の「暗号資産等関連デリバティブ取引等」とは、次に

一 通貨関連デリバティブ取引等及び暗号資産等関連デリバティブ取引等 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

二 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

2 媒介等相手方への預託（金融商品取引業者等が、特定業者等を媒介等相手方として第百二十三条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引及び同条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び次項において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該特定業者等に当該店頭デリバティブ取引に係る保証金として金銭を預託するときに限る。）

2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引、暗号資産関連店頭デリバティブ取引又は第百十六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものを除く。第百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

3 〔同上〕

4 第一項第一号の「暗号資産等関連デリバティブ取引等」とは、次に



に掲げる行為をいう。

一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理

三 第二百二十三条第十六項に規定する暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う通貨関連デリバティブ取引等（前条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）又は暗号資産等関連デリバティブ取引等（前条第四項に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

〔二〇五 略〕

掲げる行為をいう。

一 第二百二十三条第十四項に規定する暗号資産等関連市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

二 第二百二十三条第十五項に規定する暗号資産等関連店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理

三 第二百二十三条第十六項に規定する暗号資産等関連外国市場デリバティブ取引又はこれに係る法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為

（顧客区分管理信託の要件等）

第四百四十三条の二 「同上」

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う通貨関連デリバティブ取引等（前条第三項に規定する通貨関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）又は暗号資産等関連デリバティブ取引等（前条第四項に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引等をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

〔二〇五 同上〕

六 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額（金融商品取引業者等が廃止その他の理由により金融商品取引業等を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等に係る法第四十三条の三第一項に規定する金銭その他の保証金の額を当該顧客ごとに算定した額をいう。第十四号及び次条第一項において同じ。）の合計額をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

〔七十五 略〕

2 前項第六号の金銭その他の保証金の額には、同号の通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

3 第一項第六号に規定する個別顧客区分管理金額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間に一括清算の約定をした基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生

六 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額（金融商品取引業者等が廃止その他の理由により金融商品取引業等を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等に係る法第四十三条の三第一項に規定する金銭その他の保証金の額を当該顧客ごとに算定した額をいう。第十四号及び次条第一項において同じ。）の合計額をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。

〔七十五 同上〕

2 前項第六号の金銭その他の保証金の額には、同号の通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

3 第一項第六号に規定する個別顧客区分管理金額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間に一括清算の約定をした基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生じ

じた時における評価額で当該顧客の評価損となるもの（当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産等関連デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

4  
[略]

第五款 暗号等資産関連業務に関する特則

（暗号等資産関連行為）

第四百四十六条の三 法第四十三条の六第一項に規定する内閣府令で定める金融商品取引行為は、次に掲げる行為とする。

一 [略]

二 暗号等資産関連有価証券又は暗号等資産関連有価証券若しくは金融指標（暗号等資産関連有価証券の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 暗号等資産関連有価証券についての法第二条第八項第一号から第四号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第四号までに掲げる行為

ロ [略]

た時における評価額で当該顧客の評価損となるもの（当該通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産関連デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等又は暗号資産関連デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができる。

4  
[同上]

第五款 暗号資産関連業務に関する特則

（暗号資産関連行為）

第四百四十六条の三 [同上]

一 [同上]

二 暗号資産関連有価証券又は暗号資産関連有価証券若しくは金融指標（暗号資産関連有価証券の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 暗号資産関連有価証券についての法第二条第八項第一号から第四号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第四号までに掲げる行為

ロ [同上]

ハ 暗号等資産関連有価証券についての法第二条第八項第十六号若しくは第十七号又は令第一条の十二第二号に掲げる行為

2 前項第二号の「暗号等資産関連有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 信託受益権等のうち、当該信託受益権等に係る信託財産を主として暗号等資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するもの
- 二 出資対象事業持分のうち、当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として暗号等資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業であるもの

3 信託受益権等のうち当該信託受益権等に係る信託財産を主として前項各号に掲げるものに対する投資（同項各号に掲げるもの及び暗号等資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を含む。以下この項において同じ。）として運用するものについては前項第一号に掲げるものと、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として同項各号に掲げるものに対する投資を行う事業であるものについては同項第二号に掲げるものと、それぞれみなして、同項及びこの項の規定を適用する。

（暗号等資産の性質に関する説明）

第四百四十六条の四 金融商品取引業者等は、法第四十三条の六第一項

ハ 暗号資産関連有価証券についての法第二条第八項第十六号若しくは第十七号又は令第一条の十二第二号に掲げる行為

2 前項第二号の「暗号資産関連有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 信託受益権等のうち、当該信託受益権等に係る信託財産を主として暗号資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するもの
- 二 出資対象事業持分のうち、当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として暗号資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業であるもの

3 信託受益権等のうち当該信託受益権等に係る信託財産を主として前項各号に掲げるものに対する投資（同項各号に掲げるもの及び暗号資産又は法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資を含む。以下この項において同じ。）として運用するものについては前項第一号に掲げるものと、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として同項各号に掲げるものに対する投資を行う事業であるものについては同項第二号に掲げるものと、それぞれみなして、同項及びこの項の規定を適用する。

（暗号資産の性質に関する説明）

第四百四十六条の四 金融商品取引業者等は、法第四十三条の六第一項

の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者等及び電子決済手段等取引業者等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号等資産関連行為（同項に規定する暗号等資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号等資産の性質に関する説明をしなければならぬ。

2 金融商品取引業者等は、前項に規定する説明をする場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

- 一 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
- 四 当該暗号等資産関連行為に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）
- 五 その他暗号等資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

〔項を削る。〕

の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））及び暗号資産交換業者等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為（同項に規定する暗号資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号資産の性質に関する説明をしなければならぬ。

2 〔同上〕

- 一 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。
- 四 当該暗号資産関連行為に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）
- 五 その他暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

3 金融商品取引業者等は、その営業所又は事務所において、第一項の暗号資産関連行為を行う場合において、同項に規定する説明をするときは、前項各号に掲げる事項を当該顧客の目につきやすいよう

に窓口に掲示してするものとする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 「同上」

「一〇九 同上」

十 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

十一 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作法的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等をする行為

2 「同上」

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 「同上」

「一〇三 同上」

四 取引所取引許可業者が、その行う暗号資産関連デリバティブ取

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇九 略」

十 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為

十一 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作法的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等をする行為

2 「略」

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一〇三 略」

四 取引所取引許可業者が、その行う暗号等資産関連デリバティブ取

取引等について、取引所取引業務（暗号等資産に関する取引所取引に係るものに限る。以下この号において同じ。）の顧客の暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号等資産関連デリバティブ取引等の状況その他事情に応じ、顧客が法第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の取引所取引業務に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る不正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

五 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二 「略」

2 令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるものに限

引等について、取引所取引業務（暗号資産に関する取引所取引に係るものに限る。以下この号において同じ。）の顧客の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産関連デリバティブ取引等の状況その他事情に応じ、顧客が法第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の取引所取引業務に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産関連デリバティブ取引等に係る不正な行為の防止を図るために必要な措置を講じていないと認められる状況

五 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二 「同上」

2 令第十七条の十二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限

る。次項第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。)の合計額が百億円以上であると見込まれることとする。

〔3～6 略〕

(海外投資家等の範囲)

第二百四十六条の十 法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 〔略〕

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産(第六十二条第一項第一号ロ(1)から(8)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。

ハ 〔略〕

二 〔略〕

三 取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約(第六十二条第一項第三号イからトまでに掲げるものに限る。)の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

〔四・五 略〕

〔2・3 略〕

る。次項第一号イ及び第二号並びに第四項第二号から第四号までにおいて同じ。)の合計額が百億円以上であると見込まれることとする。

〔3～6 同上〕

(海外投資家等の範囲)

第二百四十六条の十 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産(第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。

ハ 〔同上〕

二 〔同上〕

三 取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約(第六十二条第一項第三号イからヘまでに掲げるものに限る。)の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

〔四・五 同上〕

〔2・3 同上〕



(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第二百六十九条 令第十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

【一・二 略】

三 暗号等資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第二百七十一条 法第六十六条の十第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

【一・十二 略】

十三 金融商品仲介業者が暗号等資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産の性質

ロ 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第二百六十九条 【同上】

【一・二 同上】

三 暗号資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

(誇大広告をしてはならない事項)

第二百七十一条 【同上】

【一・十二 同上】

十三 金融商品仲介業者が暗号資産に関する金融商品仲介行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号資産の性質

ロ 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産

資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇二十八 略」

二十九 暗号等資産関連契約（法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第二項に規定する契約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品仲介業（暗号等資産に関する金融商品仲介行為に係るものに限る。第三十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者等及び電子決済手段等取引業者等を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さず、第二百七十一条第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

三十 顧客に対し、第二百六十九条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なら

に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 「同上」

「一〇二十八 同上」

二十九 暗号資産関連契約（法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第二項に規定する契約をいう。次号において同じ。）の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品仲介業（暗号資産に関する金融商品仲介行為に係るものに限る。第三十三号において同じ。）に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））及び暗号資産交換業者等を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さず、第二百七十一条第五号から第七号まで又は第十三号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

三十 顧客に対し、第二百六十九条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なら

ない大ききさで表示しないことを含む。) 暗号等資産関連契約の締結の勧誘をする行為

三十一 「略」

三十二 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号等資産等に係る市場デリバティブ取引の委託の媒介をする行為

三十三 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、所属金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

〔2・3 略〕

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

ない大ききさで表示しないことを含む。) 暗号資産関連契約の締結の勧誘をする行為

三十一 「同上」

三十二 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係る市場デリバティブ取引の委託の媒介をする行為

三十三 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、所属金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為(当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。)

〔2・3 同上〕

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百八十一条 「同上」

「一〇十二 略」

十三 金融商品仲介業者が、所属金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号等資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置を講じていないと認められる状況

（暗号等資産関連行為）

第二百八十一条の二 法第六十六条の十五において読み替えて準用する法第四十三条の六第一項に規定する内閣府令で定める金融商品仲介行為は、次に掲げる行為とする。

一 〔略〕

二 第四百四十六条の三第一項第二号に規定する暗号等資産関連有価証券又はデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 当該暗号等資産関連有価証券についての法第二条第十一项第一号から第三号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第二号に掲げる行為

ロ 〔略〕

「一〇十二 同上」

十三 金融商品仲介業者が、所属金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該所属金融商品取引業者等に関する重要な情報であつて顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該所属金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置を講じていないと認められる状況

（暗号資産関連行為）

第二百八十一条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 第四百四十六条の三第一項第二号に規定する暗号資産関連有価証券又はデリバティブ取引についての次に掲げる行為

イ 当該暗号資産関連有価証券についての法第二条第十一项第一号から第三号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第二号に掲げる行為

ロ 〔同上〕

(暗号等資産の性質に関する説明)

第二百八十一条の三 金融商品仲介業者は、法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第一項の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号等資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））、暗号資産交換業者等及び電子決済手段等取引業者等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号等資産関連行為（同項に規定する暗号等資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号等資産の性質に関する説明をしなければならぬ。

2 金融商品仲介業者は、前項に規定する説明をする場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

- 一 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができること。
- 四 当該暗号等資産関連行為に関する暗号等資産の概要及び特性（当該暗号等資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）
- 五 その他暗号等資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

(暗号資産の性質に関する説明)

第二百八十一条の三 金融商品仲介業者は、法第六十六条の十五において準用する法第四十三条の六第一項の規定に基づき、顧客（金融商品取引業者等（暗号資産に関する金融商品取引行為を業として行う者に限る。））及び暗号資産交換業者等を除く。以下この条において同じ。）を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為（同項に規定する暗号資産関連行為をいう。）を行うときは、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 「同上」

- 一 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- 二 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができること。
- 四 当該暗号資産関連行為に関する暗号資産の概要及び特性（当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。）
- 五 その他暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

「項を削る。」

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第三百三十七条 法第六十六条の五十七第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一・二 略」

三 暗号等資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号等資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

3|| 金融商品仲介業者は、その営業所又は事務所において、第一項の

暗号資産関連行為を行う場合において、同項に規定する説明をするときは、前項各号に掲げる事項を当該顧客の目につきやすいように窓口に掲示してするものとする。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第三百三十七条 「同上」

「一・二 同上」

三 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

〔略〕	
19 暗号等資産又は金融指標 (暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨	(暗号等資産又は金融指標 (暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。))に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為を業として行う旨)
20 暗号等資産又は金融指標 (暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 12 号、第 14 号又は第 15 号に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨	(暗号等資産又は金融指標 (暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。))に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 12 号、第 14 号又は第 15 号に掲げる行為を業として行う旨)
〔略〕	

(注意事項)

〔1～4 略〕

〔(第 3 面)～(第 11 面) 略〕

〔同左〕	
19 暗号資産又は金融指標 (暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨	(暗号資産又は金融指標 (暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。))に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為を業として行う旨)
20 暗号資産又は金融指標 (暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 12 号、第 14 号又は第 15 号に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨	(暗号資産又は金融指標 (暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。))に係るデリバティブ取引についての法第 2 条第 8 項第 12 号、第 14 号又は第 15 号に掲げる行為を業として行う旨)
〔同左〕	

(注意事項)

〔1～4 同左〕

〔(第 3 面)～(第 11 面) 同左〕

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ]

年 月 日まで ] 年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[1]～(10-3) 略]

(1) 自己資本規制比率の状況

	当 期 末
[略]	
[略]	
リスク相当額	[略]
	暗号等資産等による控除額
	[略]
[略]	

(注意事項)

[1～3 略]

4 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額（一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除し

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ]

年 月 日まで ] 年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[1]～(10-3) 同左]

(1) [同左]

	当 期 末
[同左]	
[同左]	
リスク相当額	[同左]
	暗号資産等による控除額
	[同左]
[同左]	

(注意事項)

[1～3 同左]

4 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額



た金額を記載すること。

〔12〕～〔14〕 略〕

(15) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

〔①～⑤〕 略〕

⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
〔略〕					
合計額			円 ( ) うち暗号等 資産での出 資 円	〔略〕	〔略〕

(注意事項)

〔1～3〕 略〕

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

を記載すること。

〔12〕～〔14〕 同左〕

(15) 〔同左〕

〔①～⑤〕 同左〕

⑥ 〔同左〕

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
〔同左〕					
合計額			円 ( ) うち暗号資 産での出資 円	〔同左〕	〔同左〕

(注意事項)

〔1～3〕 同左〕

4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑦ 〔同左〕

[略]			総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
出資額	[略]		うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)
	[略]			
[略]				
ファンドの資産構成	区分	金額	備考	
	[略]	[略]		
	暗号等資産	[略]		
[略]				

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の

[同左]				
出資額	[同左]		総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )
[同左]				
[同左]				
ファンドの資産構成	区分	金額	備考	
	[同左]	[同左]		
	暗号資産	[同左]		
[同左]				

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の

計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「フレンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高(金額)を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高(金額)、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高(金額)についても記載すること。

[8~12 略]

⑧ [略]

(15-2) 自ら行った外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況(電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。)

[①~③ 略]

④ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「フレンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高(金額)を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高(金額)、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高(金額)についても記載すること。

[8~12 同左]

⑧ [同左]

(15-2) [同左]

[①~③ 同左]

④ [同左]

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 ( ) うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[略]

⑤ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]					
総出資額		総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額		
[略]					
出資額		うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	/	
[略]					
[略]					
区分		金額	備考		
[略]					
ファンドの資産構成		暗号等資産	[略]		

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 ( ) うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[同左]

⑤ [同左]

[同左]					
総出資額		総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額		
[同左]					
出資額		うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	/	
[同左]					
[同左]					
区分		金額	備考		
[同左]					
ファンドの資産構成		暗号資産	[同左]		

	[略]
[略]	

(注意事項)

[略]

⑥ [略]

(16) みなし有価証券の売買等の状況

[略]

①～③ 略

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 ( ) うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[1～3 略]

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の

	[同左]
[同左]	

(注意事項)

[同左]

⑥ [同左]

(16) [同左]

[同左]

①～③ 同左

④ [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 ( ) うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[1～3 同左]

4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号資産の残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ [同左]

状況

出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]		
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
[略]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
[略]			

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]		
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	
[同左]			
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
[同左]			

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「フレンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び償号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～13 略]

(16-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況  
[略]

① [略]

② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「フレンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び償号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～13 同左]

(16-2) [同左]

① [同左]

② [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					

合計額	円 ( ) うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]
-----	--------------------------------------	-----	-----

(注意事項)

[略]

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
出資額	[略]	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
[略]	[略]	[略]	
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
[略]	[略]		

(注意事項)

[略]

(16-3) 電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

合計額	円 ( ) うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]
-----	---------------------------------	------	------

(注意事項)

[同左]

③ [同左]

[同左]	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
出資額	[同左]	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	
[同左]	[同左]	[同左]	
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
[同左]	[同左]		

(注意事項)

[同左]

(16-3) [同左]



【略】

【①～③ 略】

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
【略】					
合計額			円 ( ) うち暗号等 資産での出 資 円	【略】	【略】

(注意事項)

【略】

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利の状況

【略】			
出資額	総出資額		1口当たりの出 資額
	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額	
【略】			
うち暗号等資産 での出資		うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
【略】			

【同左】

【①～③ 同左】

④ 【同左】

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
【同左】					
合計額			円 ( ) うち暗号資 産での出資 円	【同左】	【同左】

(注意事項)

【同左】

⑤ 【同左】

【同左】			
出資額	総出資額		1口当たりの出 資額
	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額	
【同左】			
うち暗号資産で の出資		うち暗号資産で の出資 (1年前 )	
【同左】			

フアレンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]	[略]	[略]
[略]	暗号等資産	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(注意事項)

[略]

[17]～(26-2) 略]

2 [略]

フアレンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	暗号資産	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

(注意事項)

[同左]

[17]～(26-2) 同左]

2 [同左]

自己資本規制比率に関する届出書 ( 年 月 日現在)

商号

	当	日	対前日増減
[略]			
[略]			
リスク相当額	[略]		
	暗号等資産等による控除額		
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1・2 略]

3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額(一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。)を控除した金額を記載すること。

自己資本規制比率に関する届出書 ( 年 月 日現在)

商号

	当	日	対前日増減
[同左]			
[同左]			
リスク相当額	[同左]		
	暗号資産等による控除額		
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1・2 同左]

3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額(一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。)を控除した金額を記載すること。

別紙様式第十五号の二 (第百八十三条第一項、第二項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [ 年 月 日から ] 年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[ (1)~(10) 略 ]

(11) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。)

[ ①~⑤ 略 ]

⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
[略]				
合計額			円 ( ) うち暗号等資 産での出資 円	[略]

(注意事項)

[ 1~3 略 ]

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に

別紙様式第十五号の二 (第百八十三条第一項、第二項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [ 年 月 日から ] 年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[ (1)~(10) 同左 ]

(11) [同左]

[ ①~⑤ 同左 ]

⑥ [同左]

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
[同左]				
合計額			円 ( ) うち暗号資産 での出資 円	[同左]

(注意事項)

[ 1~3 同左 ]

4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、

、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]	[略]	[略]
	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
[略]			

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。ま

基準時における暗号資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑦ [同左]

出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]	[同左]	[同左]
	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	
[同左]			

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。ま

た、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

〔7～9 略〕

⑧ 〔略〕

(11-2) 自ら行った外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

〔①～③ 略〕

④ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
〔略〕				
合計額			円 ( ) うち暗号等資 産での出資 円	〔略〕

(注意事項)

〔略〕

⑤ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

〔略〕			
総出資額		総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
〔略〕			
出資額		うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)

た、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

〔7～9 同左〕

⑧ 〔同左〕

(11-2) 〔同左〕

〔①～③ 同左〕

④ 〔同左〕

出資対象事業 持分の名称	設定年月日	存続期間の終 期	総出資額	備考
〔同左〕				
合計額			円 ( ) うち暗号資産 での出資 円	〔同左〕

(注意事項)

〔同左〕

⑤ 〔同左〕

〔同左〕			
総出資額		総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
〔同左〕			
出資額		うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )

	[略]
[略]	

(注意事項)

[略]

⑥ [略]

(12) みなし有価証券の売買等の状況

[略]

④ [①～③ 略]

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
[略]				
合計額			円 ( ) うち暗号資産 での出資 円	[略]

(注意事項)

[1～3 略]

4 暗号等資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号等資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]			
	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額

	[同左]
[同左]	

(注意事項)

[同左]

⑥ [同左]

(12) [同左]

[同左]

④ [①～③ 同左]

④ [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
[同左]				
合計額			円 ( ) うち暗号資産 での出資 円	[同左]

(注意事項)

[1～3 同左]

4 暗号資産での出資がある場合には、「合計額」の「総出資額」の欄に、基準時における暗号資産の残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

⑤ [同左]

[同左]			
	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額

出資額	[略]	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
	[略]	[略]	[略]	

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 略]

(12-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況  
[略]

① [略]

② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

出資額	[同左]	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	
	[同左]	[同左]	[同左]	

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 同左]

(12-2) [同左]  
[同左]

① [同左]

② [同左]



権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[略]					
合計額			円 ( ) うち暗号等 資産での出 資 円	[略]	[略]

(注意事項)

[略]

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

[略]					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額		
	[略]		うち暗号等資産 での出資 (1年前)	/	
[略]					

(注意事項)

[略]

(12-3) 電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

[略]

①～③ 略

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除かれた権利一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の終	総出資額	備考
-------	-------	--------	------	----

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
[同左]					
合計額			円 ( ) うち暗号資 産での出資 円	[同左]	[同左]

(注意事項)

[同左]

③ [同左]

[同左]					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額		
	[同左]		うち暗号資産で の出資 (1年前)	/	
[同左]					

(注意事項)

[同左]

(12-3) [同左]

[同左]

①～③ 同左

④ [同左]

権利の名称	設定年月日	存続期間の終	総出資額	備考
-------	-------	--------	------	----

	期		
[略]		円 ( )	[略]
合計額		うち暗号等資産 での出資 円	

(注意事項)

[略]

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行った電子記録移転権利から除外された権利の状況

[略]			
	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
出資額	[略]	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
	[略]		

(注意事項)

[略]

【13】～【21】 略

2 [略]

[同左]	期		
[同左]		円 ( )	[同左]
合計額		うち暗号資産 での出資 円	

(注意事項)

[同左]

⑤ [同左]

[同左]			
	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
出資額	[同左]	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	
	[同左]		

(注意事項)

[同左]

【13】～【21】 同左

2 [同左]

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ]  
 [ 年 月 日まで ]

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[1]~(3) 略]

(4) 連結自己資本規制比率の状況

		当 期 末
[略]		
リスク相当額	[略]	
	暗号等資産等による控除額	
	[略]	
[略]		

(注意事項)

[1・2 略]

3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号等資産等による控除額（一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

2 [略]

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ]  
 [ 年 月 日まで ]

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[1]~(3) 同左]

(4) [同左]

		当 期 末
[同左]		
リスク相当額	[同左]	
	暗号資産等による控除額	
	[同左]	
[同左]		

(注意事項)

[1・2 同左]

3 リスク相当額の計(E)欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額（一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。）を控除した金額を記載すること。

2 [同左]

第 期事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

## 1 業務の状況

〔1〕～〔11〕 略]

〔12〕 フォンドの状況 (電子記録移転有価証券表示権利等)に関する業務に係るものを除く。)

[略]		
区分	金額	備考
[略]		
フォンドの資産構成		
暗号等資産	[略]	
[略]		

(注意事項)

〔1～12 略〕]

13 「フォンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的

第 期事業報告書 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

## 1 [同左]

〔1〕～〔11〕 同左]

〔12〕 [同左]

[同左]		
区分	金額	備考
[同左]		
フォンドの資産構成		
暗号資産	[同左]	
[同左]		

(注意事項)

〔1～12 同左〕]

13 「フォンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的

な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

【14～17 略】

18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

【19～26 略】

(12—2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[略]		
	暗号等資産	[略]	
[略]			

(注意事項)

[略]

資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

【14～17 同左】

18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

【19～26 同左】

(12—2) [同左]

ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
	暗号資産	[同左]	
[同左]			

(注意事項)

[同左]

---

2 [略]

---

2 [同左]

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ] 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

## 1 業務の状況

〔1〕～〔11〕～〔2〕 略]

〔12〕 フォントの状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。)

[略]		
区分	金額	備考
[略]		
フォントの資産構成		
暗号等資産	[略]	
[略]		

(注意事項)

〔1〕～〔9〕 略]

10 「フォントの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [ 年 月 日から ] 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

## 1 [同左]

〔1〕～〔11〕～〔2〕 同左]

〔12〕 [同左]

[同左]		
区分	金額	備考
[同左]		
フォントの資産構成		
暗号資産	[同左]	
[同左]		

(注意事項)

〔1〕～〔9〕 同左]

10 「フォントの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的

な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

【11～14 略】

15 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

【16～19 略】

(12—2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	【略】		
	暗号等資産	【略】	
	【略】		

(注意事項)

【略】

資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

【11～14 同左】

15 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

【16～19 同左】

(12—2) 【同左】

ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	【同左】		
	暗号資産	【同左】	
	【同左】		

(注意事項)

【同左】



---

2 [略]

---

2 [同左]

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

〔1〕～〔10〕 略

〔11〕 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

〔①～⑥〕 略

⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]			
総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額	
[略]			
出資額	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	
[略]			

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

〔1〕～〔10〕 同左

〔11〕 [同左]

〔①～⑥〕 同左

⑦ [同左]

[同左]			
総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額	
[同左]			
出資額	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	
[同左]			

[略]	区分	金額	備考
	[略]		
	ファンドの資産構成	[略]	
[略]	暗号等資産	[略]	
	[略]		

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及

[同左]	区分	金額	備考
	[同左]		
	ファンドの資産構成	[同左]	
[同左]	暗号資産	[同左]	
	[同左]		

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及

ひ暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～13 略]

⑧ [略]

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
出資額	[略]	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	/
[略]	[略]	[略]	[略]
	区分	金額	備考
	[略]	[略]	[略]
ファンドの資産構成	暗号等資産	[略]	
	[略]	[略]	[略]

ひ暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

[8～13 同左]

⑧ [同左]

⑨ [同左]

[同左]	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
出資額	[同左]	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	/
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	区分	金額	備考
	[同左]	[同左]	[同左]
ファンドの資産構成	暗号資産	[同左]	
	[同左]	[同左]	[同左]

[略]

(注意事項)

[略]

⑩ [略]

⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]	[略]	[略]
出資額	[略]	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)
		[略]	[略]
[略]	区分	金額	備考
ファンドの資産構成	[略]	[略]	[略]
	暗号等資産	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(注意事項)

[略]

(12) [略]

(13) 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

[①～⑤ 略]

[同左]

(注意事項)

[同左]

⑩ [同左]

⑪ [同左]

[同左]	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]	[同左]	[同左]
出資額	[同左]	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )
		[同左]	[同左]
[同左]	区分	金額	備考
ファンドの資産構成	[同左]	[同左]	[同左]
	暗号資産	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

(注意事項)

[同左]

(12) [同左]

(13) [同左]

[①～⑤ 同左]

- ⑥ フランツの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

[略]	区分	金額	備考
	[略]		
フランツの資産構成	[略]		
	暗号等資産	[略]	
	[略]		
[略]			

(注意事項)

[1～9 略]

- 10 「フランツの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号等資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号等資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[11～13 略]

- 14 「総出資額」の欄には、基準時におけるフランツの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該フランツの計算期間中に新規に出資又は抛受を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資

- ⑥ [同左]

[同左]			
フランツの資産構成	区分	金額	備考
	[同左]		
暗号資産	[同左]		
	[同左]		
[同左]			

(注意事項)

[1～9 同左]

- 10 「フランツの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

[11～13 同左]

- 14 「総出資額」の欄には、基準時におけるフランツの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該フランツの計算期間中に新規に出資又は抛受を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資

又は抛受を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[15～18 略]

⑦ フランズの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

[略]		
区分	金額	備考
[略]		
フランズの資産構成		
暗号等資産	[略]	
[略]		

(注意事項)

[略]

⑧・⑨ 略]

2 [略]

又は抛受を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[15～18 同左]

⑦ [同左]

[同左]		
区分	金額	備考
[同左]		
フランズの資産構成		
暗号資産	[同左]	
[同左]		

(注意事項)

[同左]

⑧・⑨ 同左]

2 [同左]

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [ 年 月 日から ] 年 月 日  
 [ 年 月 日まで ]

商号又は名称  
 住所又は所在地  
 氏名  
 (法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

〔1〕～〔7〕 略

(8) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

〔①～⑥ 略〕

⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

[略]		
総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
[略]		
出資額	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)
[略]		

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 [ 年 月 日から ] 年 月 日  
 [ 年 月 日まで ]

商号又は名称  
 住所又は所在地  
 氏名  
 (法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

〔1〕～〔7〕 同左

(8) [同左]

〔①～⑥ 同左〕

⑦ [同左]

[同左]		
総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
[同左]		
出資額	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )
[同左]		



【略】

(注意事項)

[1～5 略]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 略]

⑧ 【略】

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

【略】

総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額

【同左】

(注意事項)

[1～5 同左]

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

[7～10 同左]

⑧ 【同左】

⑨ 【同左】

【同左】

総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額

出資額	[略]	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	1口当たりの出 資額
	[略]	[略]	
[略]			

(注意事項)

[略]

⑩ [略]

⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

出資額	[略]	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[略]	[略]	
出資額	うち暗号等資産 での出資	うち暗号等資産 での出資 (1年 前)	/
		[略]	
[略]			

(注意事項)

[略]

〔9〕・〔10〕 略

2 [略]

出資額	[同左]	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	1口当たりの出 資額
	[同左]	[同左]	
[同左]			

(注意事項)

[同左]

⑩ [同左]

⑪ [同左]

出資額	[同左]	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	[同左]	[同左]	
出資額	うち暗号資産で の出資	うち暗号資産で の出資 (1年前 )	/
		[同左]	
[同左]			

(注意事項)

[同左]

〔9〕・〔10〕 同左

2 [同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正)

第二十四条 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(外国通貨又は暗号資産若しくは電子決済手段の換算)</p> <p>第三条 法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)若しくは電子決済手段(同条第五項に規定する電子決済手段をいう。)をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。</p> <p>(計算書類に関する事項)</p> <p>第九十条 法第百三十九条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとつ</p>	<p>(外国通貨又は暗号資産の換算)</p> <p>第三条 法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。)をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。</p> <p>(計算書類に関する事項)</p> <p>第九十条 〔同上〕</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社金融商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執つ</p>

<p>ている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項  「三〇六 略」</p>	<p>ている場合 同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項  「三〇六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二十五条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(外国通貨又は暗号資産若しくは電子決済手段の換算)</p> <p>第三条 法、令又はこの府令の規定により財務局長又は福岡財務支局長に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)若しくは電子決済手段(同条第五項に規定する電子決済手段をいう。)をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(外国通貨又は暗号資産の換算)</p> <p>第三条 法、令又はこの府令の規定により財務局長又は福岡財務支局長に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。)をもって金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。</p>

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第二十六条 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成二十八年内閣府令第二十

五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る経過措置)</p> <p>第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十中「店頭デリバティブ取引のうち」とあるのは、「店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を除く。）のうち」とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る経過措置)</p> <p>第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十中「店頭デリバティブ取引のうち」とあるのは、「店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引を除く。）のうち」とする。</p>

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二十七条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>(電子決済等代行業の届出書の記載事項)</p> <p>第二十二条 金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。)」が法第二十一条第一号に掲げる行為(第一条の三の三に定める行為を除く。)を行う場合に限る」とあるのは「<u>第一号から第三号までに掲げる事項とする</u>」と、同項第一号中「電子決済等代行業の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者(次項において「届出者」という。)」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書(法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。)」とあるのは「届出書」とする。</p> <p>(電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)</p> <p>第二十三条 法第十八条第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>(電子決済等代行業の届出書の記載事項)</p> <p>第二十二条 金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。)」が法第二十一条第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合に限る」とあるのは「<u>第一号から第三号までに掲げる事項とする</u>」と、同項第一号中「電子決済等代行業の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者(次項において「届出者」という。)」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書(法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。)」とあるのは「届出書」とする。</p> <p>(電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)</p> <p>第二十三条 「同上」</p>

一 電子決済等代行業（銀行法第二十一条に規定する電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）に係る行為のうち、同項各号に掲げる行為（銀行法施行規則第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（同令第一条の三の三に定める行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

〔二・三 略〕

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 〔略〕

二 電子決済等代行業の業務（銀行法第二十一条第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行のための体制

三 〔略〕

（金銭等の預託の禁止から除かれる場合）

第四十六条 法第二十七条に規定する顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇六 略〕

七 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項

一 電子決済等代行業（銀行法第十七条に規定する電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）に係る行為のうち、同項各号に掲げる行為（銀行法施行規則第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（同令第一条の三の三に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

〔二・三 同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 電子決済等代行業の業務（銀行法第十七条第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、電子決済等代行業に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行のための体制

三 〔同上〕

（金銭等の預託の禁止から除かれる場合）

第四十六条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項にお

において準用する銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定による届出をして信用協同組合代理業を行う協同組合による金融事業に関する法律第六条の四に規定する信用組合等が信用協同組合代理業として行う場合

八 「略」

九 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定による届出をして信用金庫代理業を行う信用金庫法第八十五条の二に規定する金庫等が信用金庫代理業として行う場合

十 「略」

十一 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定による届出をして長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等が長期信用銀行代理業として行う場合

十二 「略」

十三 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定による届出をして労働金庫代理業を行う労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等が労働金庫代理業として行う場合

十四 「略」

十五 銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定による届出をして銀行代理業を営む同条第一項に規定する銀行等が銀行代理業として行う場合

いて準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして信用協同組合代理業を行う協同組合による金融事業に関する法律第六条の四に規定する信用組合等が信用協同組合代理業として行う場合

八 「同上」

九 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして信用金庫代理業を行う信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等が信用金庫代理業として行う場合

十 「同上」

十一 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等が長期信用銀行代理業として行う場合

十二 「同上」

十三 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして労働金庫代理業を行う労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等が労働金庫代理業として行う場合

十四 「同上」

十五 銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして銀行代理業を営む同条第一項に規定する銀行等が銀行代理業として行う場合

〔十六〇十九 略〕

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十七条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 〔略〕

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))並びにチに掲げるものに該当するものを除く。)

ロ 〔略〕

ハ 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組

〔十六〇十九 同上〕

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 有価証券(ホに掲げるもの及びへに掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。))を除く。)

ロ 〔同上〕

ハ 銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法

合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等（第九十三条第十二号及び第十八号において「特定預金等」と総称する。）

二 「略」

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

「へ・ト 略」

卍 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇十四 略」

十五 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。）をいい、暗号等資産等（同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。）を除く。）又は店頭売買有価証

（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等（第九十三条第十二号及び第十八号において「特定預金等」と総称する。）

二 「同上」

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

三 「同上」

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 「同上」

「一〇十四 同上」

十五 取引所金融商品市場における上場金融商品等（金融商品取引所が上場する金融商品、金融指標又はオプション（金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。）をいい、暗号資産等（同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産等をいう。）を除く。）又は店頭売買有価証券市

<p>券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付けの媒介又は委託の媒介を行う行為</p> <p>〔十六〇二十六 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付けの媒介又は委託の媒介を行う行為</p> <p>〔十六〇二十六 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	



(金融庁組織規則の一部改正)

第二十八条 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>(資産運用高度化室等及び金融企画管理官等)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>6 社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。次条において同じ。）の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに持続可能な開発目標に係る国際会議その他の国際的な枠組みに関する事務の総括をつかさどる。</p> <p>〔7〕10 略</p> <p>(情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2〕7 略</p> <p>8 マネーローディング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関すること。</p> <p>二 令第三条第一項第三十六号ルに掲げる者の監督に関すること。</p>	<p>(資産運用高度化室等及び金融企画管理官等)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>6 社会環境金融室は、総合政策課の所掌事務のうち金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。次条第二項、第四項、第八項及び第十八項において同じ。）の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに持続可能な開発目標に係る国際会議その他の国際的な枠組みに関する事務の総括をつかさどる。</p> <p>〔7〕10 同上</p> <p>(情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2〕7 同上</p> <p>8 マネーローディング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する事務をつかさどる。</p>

〔9〕11 略

12 金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号ハ、ニ、ワ及びカに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

13 〔略〕

14 貸金業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一 令第三条第一項第三十六号ホ及びへに掲げる者の監督に関すること。

二 〔略〕

15 〔略〕

16 ファイנטックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一 令第三条第一項第三十六号イ、ロ、トからヌまで及びヲに掲げる者の監督に関すること。

二 〔略〕

〔17〕25 略

(信用機構企画室等及び企画官等)

第六条 〔略〕

〔2〕8 略

9 信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十六号まで、第十八号から第二十

〔9〕11 同上

12 金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号イ、ロ、リ及びヌに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

13 〔同上〕

14 〔同上〕

一 令第三条第一項第三十六号ハ及びニに掲げる者の監督に関すること。

二 〔同上〕

15 〔同上〕

16 〔同上〕

一 令第三条第一項第三十六号ホからチまでに掲げる者の監督に関すること。

二 〔同上〕

〔17〕25 同上

(信用機構企画室等及び企画官等)

第六条 〔同上〕

〔2〕8 同上

9 信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十九号までに掲げる事務(第十六

<p>号まで及び第二十四号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。</p>	<p>号に掲げる事務を除く。）及び第二十三号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。</p>
<p>10 「略」</p>	<p>10 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

### (資金移動業者に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第三十四条から第三十五条の二までの規定及び同令別紙様式第十九号から別紙様式第二十一号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は報告対象期間に係る報告書及びその添付書類について適用し、施行日前に終了した事業年度又は報告対象期間に係る報告書及びその添付書類については、なお従前の例による。

### (銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第九条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第三号ロ及び第五号へ並びに別表第一の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類について適用し、施行日

前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第十一条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第七号及び別紙様式第八号は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る信託業務報告書について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る信託業務報告書については、なお従前の例による。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則（以下この条において「新信託業法施行規則」という。）第四十三条第一項第二号ロ及びハ並びに第三号ハ並びに第二項第三号ハの規定並びに新信託業法施行規則別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新信託業法施行規則別紙様式第十号から別紙様式第十号の三までは、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告書又は自己信託報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は

自己信託報告書については、なお従前の例による。